

障害者雇用納付金関係助成金支給要領

〔平成24年10月1日〕
要領第6号

最終改正 令和5年3月31日 要領第9号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構業務方法書（平成15年業務方法書第1号）第10条第1項第2号の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が行う障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金及び障害者能力開発助成金の支給等について、次のように定める。

なお、障害者介助等助成金及び重度障害者等通勤対策助成金の支給等のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「規則」という。）第20条の2第1項第3号に規定する障害者介助等助成金（以下「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」という。）及び第20条の4第1項第1号の2に規定する重度障害者等通勤対策助成金（以下「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」という。）の支給等については、別に定める。

目次

第1章 定義

第2章 共通事項

第1節 労働者であることの判断基準

第2節 不正受給

第3節 施設の設置又は整備に係る要件

第4節 支給請求書の提出期限

第5節 中小企業事業主であることの確認

第3章 障害者作業施設設置等助成金

第1節 第1種作業施設設置等助成金

第2節 第2種作業施設設置等助成金

第4章 障害者福祉施設設置等助成金

第5章 障害者介助等助成金

第1節 削除

第2節 職場介助者の配置又は委嘱助成金

第3節 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

第4節 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

第5節 削除

- 第6節 削除
- 第7節 削除
- 第8節 障害者相談窓口担当者の配置助成金
- 第6章 職場適応援助者助成金
 - 第1節 訪問型職場適応援助者助成金
 - 第2節 企業在籍型職場適応援助者助成金
- 第7章 重度障害者等通勤対策助成金
 - 第1節 重度障害者等用住宅の新築等助成金
 - 第2節 重度障害者等用住宅の賃借助成金
 - 第3節 指導員の配置助成金
 - 第4節 住宅手当の支払助成金
 - 第5節 通勤用バスの購入助成金
 - 第6節 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金
 - 第7節 通勤援助者の委嘱助成金
 - 第8節 駐車場の賃借助成金
 - 第9節 通勤用自動車の購入助成金
- 第8章 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- 第9章 障害者能力開発助成金
 - 第1節 第1種（施設設置費）助成金
 - 第2節 第2種（運営費）助成金
 - 第3節 第3種（受講費）助成金
 - 第4節 第4種（グループ就労訓練請負型）助成金
 - 第5節 第4種（グループ就労訓練雇用型）助成金
 - 第6節 第4種（グループ就労訓練派遣型）助成金
 - 第7節 第4種（グループ就労訓練職場実習型）助成金
- 第10章 企画競争型認定の実施
- 第11章 災害による被災事業主に対する助成金支給の特例
- 附 則

第1章 定義

この要領において、次の（１）から（２２）までに掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）事業主

次のイからニまでに掲げるいずれかに該当する常用雇用労働者（以下「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国、地方公共団体及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和３５年政令第２９２号）別表第２に掲げる法人を除く。

イ 雇用期間の定めのない労働者

ロ １年を超える雇用期間を定めて雇用されている者

ハ 一定期間（１か月、６か月等）を定めて雇用される者であり、かつ、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている者又は雇入れのときから１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者（１年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性のある限り、該当する。）

ニ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、かつ、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている者又は雇入れのときから１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者（上記ハの括弧書きと同様）

（２）身体障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する身体障害者をいう。

（３）知的障害者

法第２条第４号及び規則第１条の２に規定する知的障害者をいう。

（４）精神障害者

法第２条第６号及び規則第１条の４に規定する精神障害者をいう。

（５）重度身体障害者

法第２条第３号及び規則第１条に規定する重度身体障害者をいう。

（６）重度知的障害者

法第２条第５号及び規則第１条の３に規定する重度知的障害者をいう。

（７）中途障害者

労働者のうち、一の支給対象事業主に雇用された後に、身体障害者又は精神障害者（異なる障害を有することとなった者又は障害の程度が重くなった者を含む。）となった者をいう。

（８）在宅勤務者

（２）から（７）までに掲げる障害を有する労働者であって、その労働日の全部又は大部分を雇用事業主の事業所に通勤することなく、自宅において業務に従事するものをいう。

（９）発達障害者

発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第２項に規定する発達障害者をいう。

（１０）自己都合離職等

自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第36条第1号から第11号までに規定する理由以外の理由（正当な理由のない自己都合）による離職及び死亡をいう。

(11) 自己都合離職等以外の離職

(10) 以外の理由等による事業主都合による離職をいう。

(12) 人事異動等

(2) から (8) までに掲げる障害を有する労働者について、一の助成金の支給対象となる事業主（以下「支給対象事業主」という。）の事業所間又は事業所内における転勤、配置転換等により、地位、勤務形態、職務内容等が変更になること（在籍出向によるものを含む。）をいうほか、助成金の支給対象となる障害者（以下「支給対象障害者」という。）の勤務事業所が他の既存施設に移転するものについても、人事異動等とみなすことがある。

ただし、事業主が(17)に規定する認定申請を行った日時点において、支給対象障害者の雇入れ日から起算して6か月（第5章の助成金においては1年）を超える期間が経過していない場合は、転勤、配置転換等や勤務事業所の移転であっても人事異動等とみなさないものとする。

(13) 代替雇用

支給対象障害者が自己都合離職等をした場合に、各助成金における支給対象障害者の要件に該当する障害者（支給対象施設設備等の使用者であることを要さない。）を当該事業所の労働者として新たに雇用することをいう。

(14) 補助金等

国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人から事業主に対して支給される委託費、補助金、助成金等であって、施設整備費、管理費等に充てることを目的とするものをいう。

(15) 建築士等

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士又は同法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。

(16) 建築物移動等円滑化基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第11条から第24条までに掲げる建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。

(17) 認定申請

助成金の支給を受けようとする事業主又は事業主の団体（以下この章において「事業主等」という。）が機構に対して最初に行うものであり、支給対象障害者のために講ずる措置内容を明確にした事業計画等を添付の上、助成金の受給資格認定（以下この章において「認定」という。）を受けるために行う申請手続をいう。

(18) 支給請求

助成金の支給を受けようとする事業主等が認定後に機構に対して行うものであり、支給対象障害者のために講じた措置内容に応じて1回又は複数回行う支給申請手続をいう。

(19) 支給請求対象期間

助成金の支給対象期間（事業主が支給対象となる措置を開始した日、開始した日の属する月の初日、又は開始した日の属する月の翌月の初日を起算日とする支給期間）のうち、事業主が助成金（支給期間が1年を超える助成金に限る。）の支給請求手続を行う際の当該手続1回当たりの支給対象期間を指し、当該起算日から起算して6か月ずつ経過した期間（支給対象障害者の離職等により支給終了となることによって、当該6か月間のうち支給対象期間が6か月未満となる場合は当該期間）をいう。

(20) 対象障害者等雇用継続義務期間

施設、設備、住宅、自動車等の整備又は購入を対象として助成金の支給決定を行う際、当該支給対象事業主等に対して支給対象障害者の雇用継続義務を課すこととなる期間をいい、助成金の種類ごとに定める一定（助成金の支給決定日から起算した1年、同2年又は同5年）の期間をいう。

(21) 処分

助成金の支給対象となった施設、設備、住宅、自動車等の有価資産について、支給対象事業主が移転、転用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供し、取壊し、不用・廃棄等を行うことをいう。

なお、ここでいう「転用」とは、支給対象事業主が所有権を保持したまま助成金の支給目的とは異なる目的で使用することをいい、「譲渡」とは、売却（有償譲渡）又は贈与（無償譲渡）により所有権を支給対象事業主以外の者に移転することをいう。

(22) 対象施設設備等処分制限期間

助成金の支給対象となった施設、設備、住宅、自動車等の固定資産台帳に記載する必要のある固定資産の処分を制限する期間であって、当該資産の取得日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の2分の1の期間（1年未満切捨て。当該期間が対象障害者等雇用継続義務期間よりも短い場合にあつては、対象障害者等雇用継続義務期間の期間。）をいう。

第2章 共通事項

第1節 労働者であることの判断基準

障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下この章、第10章及び第11章において「助成金」という。）の支給対象となる障害者が雇用労働者（事業主が雇用する労働者をいう。以下同じ。）であるかどうかについては、次の（1）から（4）までに掲げる基準により、判断するものとする。

（1）法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人、事業主と同居の親族又は学生（昼間において授業を受ける者に限る。）ではないこと（雇用保険の適用を受ける者を除く。）。

（2）1週間の所定労働時間（雇用契約における労働時間）が20時間（精神障害者にあつては、1週間の所定労働時間が15時間）以上の者。

このうち対象期間（各章各節に定める支給請求対象期間及び対象障害者等雇用継続義務期間をいう。以下同じ。）における各月ごとの所定労働時間が120時間以上の場合、雇用労働者のうちの「一般雇用労働者」に該当するものとし、所定労働時間が80時間（精神障害者にあつては、60時間）以上の場合、「短時間労働者」に該当するものとする。

（3）対象期間における各月ごとの実労働時間（所定外労働時間を含む実際に労働した時間。実際には労働しなかった時間又は日であっても、事業主等との雇用契約を維持したまま、就業規則等に規定する次のイからトまでに掲げる休暇等に係る所定の手続が行われていたものは、実労働時間に含める。以下同じ。）が当該月の所定労働時間と異なる場合は、対象期間における支給対象障害者の各月ごとの実労働時間が120時間以上であった月が半分を超えているものは、雇用労働者のうちの「一般雇用労働者」に該当するものとし、実労働時間が80時間（精神障害者にあつては60時間）以上の月が半分を超えているものは、雇用労働者のうちの「短時間労働者」に該当するものとする。

イ 年次有給休暇

ロ 年次有給休暇以外の法定休暇

生理休暇、産前産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇

（※）有給であるか、無給であるかを問わない。

（※）育児・介護のための短時間勤務制度の利用により、所定労働時間が短くなっている場合であっても、短時間勤務制度を利用する前の所定労働時間とする。

ハ 有給の特別休暇（就業規則等に規定する休暇に限る。）

（※）慶弔、感染症、災害、公民権の行使を事由とする特別休暇（就業規則等に規定する休暇に限る。）については、無給としている場合も実労働時間に含める。

ニ 休業期間

賃金が全額支給対象となる休業期間のほか、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例を含む。）を受給して賃金補償をしていた休業期間、労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条に規定する休業手当を支払って

いた休業期間及び労使協定（労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定）に基づき賃金の一部を支払っていた休業期間。

（※）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき、都道府県知事が行う就業制限や入院の勧告等により休業する必要のある休業期間も含める。

ホ 休職期間

就業規則等で休職制度を定めており、この規定に基づいて雇用契約を維持したまま疾病等により休職した場合であって、休職を認めることとした書面（休職発令通知書、休職届、稟議書等）により客観的に確認できるものに限り、実労働時間を含める。

（※）有給であるか、無給であるかを問わない。

（※）休職期間のうち、休日を除く日数（時間）を含める。

ヘ 傷病欠勤

（イ）賃金の支払対象である傷病欠勤

（※）賃金が部分的にしか支払われていない場合を除く。

（ロ）休業（補償）給付の支給対象である傷病欠勤

（※）給付の前提となる当該傷病欠勤の初日から3日間を含む。

（ハ）労災補償給付の傷病（補償）年金、障害（補償）年金・一時金の支給を受けている傷病欠勤

（※）支給を受けている期間に限る。

（ニ）健康保険等の傷病手当金の支給対象である傷病欠勤

（※）給付の前提となる当該傷病欠勤の初日から3日間を含む。

（ホ）賃金又は傷病手当金の支給対象でない私傷病による一定期間の欠勤であって、就業規則等に基づき所定の手続き（労務管理）が行われている場合の傷病欠勤

（※）「一定期間」とは、就業規則に規定する期間又は医師の診断書等に記載されている期間をいう。

（※）「就業規則等に基づき所定の手続き（労務管理）が行われている場合」とは、就業規則や雇用契約書等で傷病欠勤の取扱いを定めており、医師の診断書等に基づく傷病欠勤の承認手続きが行われたことなどの事実について、既存の書面（傷病欠勤届、稟議書による所属長の承認）により客観的に確認できる場合をいう。以下同じ。

（ヘ）賃金又は傷病手当金の支給対象でない定期通院（人工透析など主治医の指示に基づくものに限る。）のための欠勤であって、就業規則等に基づき所定の手続き（労務管理）が行われている場合の傷病欠勤

（※）定期通院が必要なことが、採用時又は採用後に障害者となった時に把握されている場合に限る。

ト 傷病欠勤以外の欠勤（賃金が全額支払対象である欠勤に限る。）

（注）次の欠勤等については、実労働時間を含めない。

① 上記への（イ）～（ヘ）以外の傷病欠勤の期間

② 無届け欠勤、体調不良等による断続的な欠勤（遅刻・早退等を含む。）など、傷病欠勤以外の欠勤の期間（賃金の支払対象でない欠勤に限る。）

（4）勤務状況等により、月ごとに所定労働時間及び実労働時間の変動する等、前号によることが困難な場合は、対象期間における月平均の所定労働時間及び実労働時間により判断するものとする。

第2節 不正受給

助成金の不正受給とは、（１）に定めるものをいい、その取扱いについては第３章から第９章までのそれぞれに定めるもののほか、（２）に定めるところによる。

（１）助成金の不正受給

助成金の不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることをいう。

ここでいう不正の行為には、詐欺、脅迫、贈賄等、刑法（明治４０年法律第４５号）各条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に障害者助成金受給資格認定申請書、障害者助成金支給請求書又は支給申請書（以下この章において「支給請求書等」という。）及びそれぞれの添付書類など、機構に提出する書類に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことが該当する。

（２）不正受給を行った事業主等に対する措置

イ 不正受給であると機構が判断した場合は、機構は次の（イ）から（ハ）までに掲げる措置を執ることができる。

（イ）不正受給を行った対象助成金及び他の助成金について、支給終了及び以降５年間を不支給とすること。

（ロ）不正受給に係る助成金を返還させること。

（ハ）延滞金を徴収すること。

ロ 不正受給であることを事業主等が認めた場合又は機構が不正受給であることが明らかであると判断した場合は、機構は、不正受給を行った事業主等の名称等を公表することができる。

ハ 機構は、上記の措置を執ることについて、文書により、その旨を当該事業主等に通知する。

第３節 施設の設置又は整備に係る要件

第３章第１節の障害者作業施設設置等助成金、第４章の障害者福祉施設設置等助成金、第７章第１節の重度障害者等通勤対策助成金及び第８章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金において、新築（第７章及び第８章の助成金に限る。）、増築、改築若しくは大規模な模様替え又は購入により施設等の設置又は整備を行う場合は、次の（１）及び（２）に掲げる要件を満たすものとする。

（１）建築関係法規及び障害者雇用納付金関係助成金における施設設置・整備に関する件（平成１５年達第５３号）への適合

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項の規定による検査済証の交付を受けた建築物に係る建築関係法規への適合に関する点検及び審査は、当該検査済証をもってこれに代えるものとする。

（２）現場確認による工事内容の適合

建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の交付を受けた建築物の現場確認

による工事内容の適合に関する点検及び審査は、機構が別に定めるものを除き、当該検査済証をもってこれに代えるものとする。

第4節 支給請求書等の提出期限

支給請求対象期間を設定している助成金に係る支給請求書等の提出期限については、原則として、6か月間の支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末とする。

なお、支給請求対象期間が6か月未満となる場合における当該支給請求書等については、当該支給請求対象期間の末日の翌日から提出することができる。

第5節 中小企業事業主であることの確認

中小企業事業主とは、助成金の受給資格認定申請日において雇用保険法施行規則第102条の3第1項第2号イ（5）に規定する中小企業事業主（次表参照）に該当する事業主のことをいう。

ただし、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）又は士業を規定する法律に基づく法人（弁護士法（昭和24年法律第205号）、税理士法（昭和26年法律第237号）、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）その他士業を規定する法律の規定により設立される法人をいう。）以外の事業主等（例：個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、労働組合、協同組合又は社会福祉法人）であって、資本金等を有しない事業主等にあつては、常時雇用する労働者の数により判定する。

主たる事業の産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

なお、事業主の主たる事業の具体的な内容は次表（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による業種区分）のとおり。

業種	該当分類番号
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業）

	<p>中分類 6 1 (無店舗小売業)</p> <p>大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち</p> <p>中分類 7 6 (飲食店)</p> <p>中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)</p>
サービス業	<p>大分類 G (情報通信業)のうち</p> <p>中分類 3 8 (放送業)</p> <p>中分類 3 9 (情報サービス業)</p> <p>小分類 4 1 1 (映像情報制作・配給業)</p> <p>小分類 4 1 2 (音声情報制作業)</p> <p>小分類 4 1 5 (広告制作業)</p> <p>小分類 4 1 6 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)</p> <p>大分類 K (不動産業、物品賃貸業)のうち</p> <p>小分類 6 9 3 (駐車場業)</p> <p>中分類 7 0 (物品賃貸業)</p> <p>大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業)</p> <p>大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち</p> <p>中分類 7 5 (宿泊業)</p> <p>大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業)</p> <p>ただし、小分類 7 9 1 (旅行業)は除く。</p> <p>大分類 O (教育、学習支援業) (中分類 8 1, 8 2)</p> <p>大分類 P (医療、福祉) (中分類 8 3～8 5)</p> <p>大分類 Q (複合サービス事業) (中分類 8 6, 8 7)</p> <p>大分類 R (サービス業<他に分類されないもの>) (中分類 8 8～9 6)</p>
卸売業	<p>大分類 I (卸売業、小売業)のうち</p> <p>中分類 5 0 (各種商品卸売業)</p> <p>中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業)</p> <p>中分類 5 2 (飲食料品卸売業)</p> <p>中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)</p> <p>中分類 5 4 (機械器具卸売業)</p> <p>中分類 5 5 (その他の卸売業)</p>
製造業 その他	<p>上記以外のすべて</p>

第 6 節 「雇用する」に係る取扱い

要領第 5 章（障害者介助等助成金。第 8 節を除く。）及び第 7 章（重度障害者等通勤対策助成金）の各節の 1 中「雇用する」とは、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 認定申請日時点において、現に雇用していること。
- (2) 次のイ及びロに該当することにより、認定申請日以降、常用労働者として雇用することが確実なこと。
 - イ 受給資格の認定申請時において、雇用契約書等により支給対象障害者の雇入れ予定日、契約期間を確認できること。
 - ロ 当該障害者の障害の状況、程度を確認できること。

第7節 支給対象施設等に係る支払の特例

次の(1)から(8)までに掲げる各助成金の支給対象施設等の整備等に要する費用を契約等の相手方に対して銀行振込又はインターネットバンキングによって支払う場合において、事業主が振込手数料を差し引いて支払ったときは、当該振込手数料の額がわかる書類を提出した場合に限り、当該額を差し引く前の金額(振込額+振込手数料の額)を支給対象費用とすることができるものとする。

ただし、当該振込額に係る銀行が定める振込手数料の額(以下「本来の手数料の額」という。)よりも高額な手数料が記載されている場合には、本来の手数料の額を支給対象費用に含めるものとする。

- (1) 第1種作業施設設置等助成金
- (2) 第2種作業施設設置等助成金
- (3) 障害者福祉施設設置等助成金
- (4) 重度障害者等通勤対策助成金のうち重度障害者等用住宅の賃借助成金
- (5) 重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤用バスの購入助成金
- (6) 重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤用自動車の購入助成金
- (7) 重度障害者等通勤対策助成金のうち駐車場の賃借助成金
- (8) 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

第8節 変更届を添付して支給請求書等が提出され、当該変更事項が支給要件等に適合しない場合の助成金の支給

別表第3の助成金事業計画変更届(様式第552号。以下「変更届」という。)を添付して支給請求書等が提出された場合にあって、当該変更事項が支給要件等に適合しないことにより支給できないこととなった場合は、当該変更日又は変更した日の属する月以降については、支給しないものとする。

ただし、当該変更事項が支給要件等に適合しないことにより支給対象とならない月があっても、次回の支給請求対象期間に係る支給請求書等の提出に併せて、当該変更内容を支給要件等に適合するよう是正したことを確認できる書類が提出された場合は、当該是正した日の属する月以降を支給対象とすることができる。

第9節 支給請求書等の繰上提出

支給対象障害者の離職等による支給請求書等の繰上提出（早期受給）を事業主が希望する場合は、特別な手続は要せずに支給請求を行うことができるものとする。

第3章 障害者作業施設設置等助成金

第1節 第1種作業施設設置等助成金

1 支給対象事業主の要件

- (1) 第1種作業施設設置等助成金（以下この節において「助成金」という。）は、2に掲げる支給対象障害者を労働者として雇い入れる又は継続して雇用する事業所の事業主（以下この節において「事業主」という。）のうち、規則第18条第1項に規定する作業施設等の設置又は整備（賃借による設置を除く。この節において同じ。）を行う事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

この場合において「雇い入れる」とは、助成金の受給資格認定申請（以下「認定申請」という。）の日以前6か月以内（ただし、次のイ又はロに掲げる理由・事情を事業主が文書で明示した場合は1年以内）に雇い入れた場合及び認定申請の日以降確実に労働者として雇い入れることができると判断可能な場合をいう。

イ 雇入れ日から起算して6か月以内に支給対象障害者が就業規則等に定める業務上若しくは業務上でない負傷又は疾病による療養等のための休職等をし、かつ、雇入れ日から起算して6か月を経過する日時点においても引き続き休職等をしている事情。

ロ 雇入れ日から起算して6か月以内に支給対象障害者の障害特性に配慮した措置を講じていたが、雇入れ日から起算して6か月以内に生じた事業主の責めに帰すことができない理由により当該措置を継続することが困難となった事情。

ただし、次の（イ）又は（ロ）に該当する場合を除く。

（イ）雇い入れる日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までのいずれかの日に当該障害者を雇用していた事業主が、再度当該障害者を雇い入れる場合

（ロ）雇い入れる日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までのいずれかの日に当該障害者を雇用していた事業主との関係が、次の①又は②に該当する事業主その他資本金、経済的又は組織的関連等からみて当該障害者を新たに雇い入れたものとして助成金を支給することが適当でないと判断される事業主が雇い入れる場合

① 雇入れ日において、親会社と子会社の関係にあること。

この場合の親会社（親会社の親会社（いわゆる祖父会社）等を含む。以下同じ。）とは、子会社（子会社の子会社（いわゆる孫会社）等を含む。以下同じ。）となる事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主のことをいう。

② 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務している者が、いずれかの取締役の過半数を占めていること。

- (2) (1)において、「確実に労働者として雇い入れることができると判断可能な場合」とは、次のイ及びロの確認ができる場合とする。

イ 認定申請時に、雇用契約書等で支給対象障害者の雇用予定日及び雇用期間を確認できること。

ロ その障害者の障害の状況、程度を確認できること。

(3) (1)において、「継続して雇用する」とは、当該助成金の認定申請の日において6か月を超えて雇用している場合をいう。

(4) 次のイからヌまでに掲げる事業主は、助成金の支給対象事業主としない。

イ 不正受給により障害者雇用納付金制度に基づく助成金を受け、又は受けようとしたことにより、助成金の不支給措置が執られている事業主

ロ 不正受給により生じた障害者雇用納付金関係助成金の返還の履行が終了していない事業主

ハ 継続性を有する事業活動又は法令を遵守した適切な運営がなされていない事業主

ニ 労働関係法令違反により送検処分を受けた事業主

ただし、認定申請にあつては当該申請を行おうとする日の前日から過去1年間に当該処分を受けた事業主に限る。

ホ 厚生年金保険、健康保険、雇用保険等の加入義務がある事業主であつて、認定申請又は支給請求しようとする日において、加入していない場合又は加入していても当該支給対象障害者の社会保険料等を支払っていない事業主

ヘ 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主

ト 次の（イ）から（チ）までに掲げるいずれかに該当する暴力団関係事業所の事業主

（イ）事業主又は事業主が法人である場合の当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下この節において「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この節において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者のいる事業所

（ロ）暴力団員をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所

（ハ）暴力団員がその事業活動を支配する事業所

（ニ）暴力団員が経営に実質的に関与している事業所

（ホ）役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員を利用するなどしている事業所

（ヘ）役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所

（ト）役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業所

（チ）（イ）から（ニ）までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

チ 役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している事業主

リ 次の（イ）から（ハ）までに掲げる事項について、あらかじめ同意していない事業主

（イ）機構が助成金の支給に係る審査に必要な事項について確認を行う際に協力すること

（ロ）不正受給を行った場合、機構が当該事業主名等を公表すること

（ハ）不正受給等により受給した助成金を返還等すること

ヌ 過去にこの章の助成金又は第8章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業主のうち、この助成金の認定申請日までの間において、各々の助成金の支給対象障害者が既に離職したもの（各々の助成金の支給決定日（次節の助成金にあっては、支給期間の最後の支給請求に係る支給決定日）からこの章の助成金にあっては2年、第8章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金にあっては5年を経過したものを除く。）にあっては、次の（イ）又は（ロ）に該当する事業主

（イ）障害者が自己都合離職等以外の離職をした事業主

（ロ）代替雇用をしていない事業主

（5）特例子会社については、その認定において障害者のための施設の改善を要件としているため、特例子会社及びその事務所の設立のための施設設備等については、支給対象としない。

ただし、特例子会社の設立から相当の期間が経過し、支給対象障害者のために新たな措置等が必要となり、当該措置が3の支給対象作業施設等の要件に適合する場合は支給対象となること。

2 支給対象障害者の要件

（1）支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者（在宅勤務者を含む。）であり、かつ次のイからハまでに掲げる者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型（雇用契約有）の事業を実施する事業所の利用者は除く。）であって、事業主が3の支給対象作業施設等の設置又は整備を行わなければ、雇入れ又は雇用の継続が困難であると認められる者とする。

ただし、事業主が3の支給対象作業施設等の設置又は整備を行わなければ雇用の継続が困難であるという状況について、助成金の認定申請日時点において事業主に支給対象障害者（中途障害者及び人事異動等の場合を除く。）が雇用されてから6か月を超える期間が経過している場合は、当該施設がなくても雇用の継続がなされている事実があることから、助成金制度による作業施設等の設置又は整備を行う十分な必要性があると認められる場合を除き、支給対象障害者とみなさないものとする。

イ 身体障害者

ロ 知的障害者

ハ 精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものに限る。

- （イ）公共職業安定所の紹介に係る者
 - （ロ）当該事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者
 - （ハ）法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後、当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者
- （2）（1）でいう「十分な必要性」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、中途障害者及び人事異動等に係る申請がそれに当たるものとするが、次の取り扱いに留意すること。
- イ 人事異動等を理由とした認定申請において、当該人事異動等の発令日の翌日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としな
 - ロ 中途障害者を支給対象障害者として認定申請する場合は、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月（1の（1）のイ又はロに該当する理由・事情（この場合、「雇入れ日」とあるのは、「中途障害者となった日の翌日又は職場復帰日の翌日のいずれか遅い日」と読み替える。）がある場合は1年）を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としな

3 支給対象作業施設等の要件

- （1）支給対象作業施設等は、（2）に定めるものを除き、次のイからハまでに掲げる作業施設、附帯施設及び作業設備であつて、支給対象事業主自らが所有するものをいう。
- イ 作業施設

支給対象障害者の障害特性による課題を克服し、作業を容易にするために配慮された施設であり、次の（イ）及び（ロ）の範囲とする。

 - （イ）支給対象障害者が作業を行う場所が複数ある場合は、原則として、当該障害者の1日の所定労働時間の半分を超える時間の作業を行う場所を、主たる作業施設として支給対象とする。
 - （ロ）支給対象障害者の障害特性による課題を克服し、作業を容易にするために配慮された部分が支給対象となるものであり、施設全体は支給対象とはならない。
 - ロ 附帯施設

作業施設に附帯する施設で、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し、就労することを容易にするために配慮された玄関、廊下、階段、トイレ等の施設として、次の（イ）から（ニ）までに掲げるものとする。

 - （イ）原則として、玄関から主たる作業施設まで及び主たる作業施設からトイレまでの各動線上にあり、各就業日毎に使用する施設。
 - （ロ）トイレについては、原則として、支給対象障害者の就業フロア（階）に設置

するもの。

ただし、就業フロア（階）以外のフロア（階）に設置することについて、合理的な理由がある場合は、この限りではない。

- (ハ) 視覚障害者用の附帯施設であって、当該施設の必要性及び就労上の困難性について確認できるもの。
- (ニ) 車いす使用者のために設置するスロープは、勾配が、建築物移動等円滑化基準（移動等円滑化経路）に基づき、1／12（高さが16cm以下の場合は1／8）以下のもの。

ハ 作業設備

支給対象障害者の障害特性による課題を克服し、作業を容易にすることを目的として製造された設備（視覚障害者用拡大読書器又は作業用車いす等）及び障害者の作業を容易にするために改造を加えた設備（運転装置に改造を加えた自動車等）であって、以下の(イ)から(ホ)までに掲げるものとする。

- (イ) 製造又は改造の内容について、支給対象障害者の障害特性による就労上の課題との関係性が明らかなもの。
- (ロ) 市販品については、支給対象障害者の障害特性による就労上の課題に対して配慮した使用方法であることが明確であり、かつ、支給対象障害者が専用で使用（健常者等は使用しない。）し、更に、業務外（私用）では使用しないことが担保されるもの。
- (ハ) 原則として、毎就業日に使用するもの。
- (ニ) 自社用に開発したソフトウェア（以下「ソフト」という。）を使用するに当たり、これに合わせて付加する市販ソフト。
- (ホ) 次の①及び②を満たす作業用自動車。

- ① 支給対象障害者自身が自動車運転免許の交付を受け、かつ業務を遂行するために自ら運転する作業用自動車

なお、事業主は、各都道府県公安委員会が発行する仮運転免許証の交付を受けた障害者を支給対象障害者（自動車運転免許証の取得が確実な者）として、受給資格の認定申請を行うことができる。

この場合、事業主は、各都道府県公安委員会が発行する仮運転免許証の写しを添付しなければならない。また、支給対象障害者が自動車運転免許証の交付を受けていなければ、助成金の支給請求はできない。

- ② 支給対象障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための特別の構造があること又は改造が施されているもの。障害特性による就労上の課題を克服するための特別の構造がなく、かつ、改造も施していないオートマチック・トランスミッション車については、支給対象としない。

- (2) 次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給対象としない。

イ 建築基準法に適合する建物であっても、同法施行令に規定する階段寸法の基準（施設区分は、当該施設の使用実態による。）に適合していない階段又は防火設備を改修等する場合

- ロ 中古又は事業主の自社製の作業施設等を購入する場合
 - ハ 作業施設等の工事等を事業主自らが実施する場合（その事業主を代表する者又はその役員が代表者となる法人が実施する場合を含む。）
 - ニ 支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族が所有する作業施設等を購入する場合又は支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族が所有する作業施設等に工事等を実施する場合
 - ホ 売買又は施工に係る契約等の相手方が次の（イ）から（ト）までに掲げるいずれかに該当する場合
 - （イ）事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社
 - （ロ）事業主が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社
 - （ハ）事業主が法人の場合
 - ① 事業主の役員
 - ② 事業主の役員の配偶者
 - ③ 事業主の役員の子親等の親族
 - ④ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の役員
 - b 事業主の役員の配偶者
 - c 事業主の役員の子親等の親族
 - （ニ）事業主が個人の場合
 - ① 事業主の配偶者
 - ② 事業主の子親等の親族
 - ③ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の配偶者
 - b 事業主の子親等の親族
 - （ホ）事業主が法第44条第1項に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）又は同項に規定する親事業主（以下「親事業主」という。）の場合
 - （へ）法第45条第1項に規定する関係会社（以下「関係会社」という。）
 - （ト）事業主が関係会社の場合
 - ① 特例子会社
 - ② 親事業主
- （3）支給対象作業施設等であることの判断基準
- 支給対象障害者の障害特性による就業上の課題に対する配慮（課題の解消）の措置が申請対象となっていることを確認できる場合において、2の支給対象障害者の要件に規定する「3の支給対象作業施設等の設置又は整備を行わなければ、雇入れ又は雇用の継続が困難である」と認められる必要最低限の措置を、支給対象とする。
- なお、支給対象となるか否かの判断基準は、次のイからハまでに掲げるとおりとする。
- イ 支給対象作業施設等の設置又は整備を行った後においても介助者が必要となる場合は、課題を解消したことにならないため、原則として、支給対象としない。
 - ロ 支給対象障害者が現に就業可能な業務において、支給対象作業施設等の設置又は整備を行うことにより使用する者の作業効率が上がる場合、事業主が事業を営むために

本来必要な作業施設等の設置又は整備を行う場合、及び事業主が事業拡大等のために作業施設等の設置又は整備を行う場合は、必要最低限の作業施設等の設置又は整備とは認められないため、支給対象としない。

ハ 支給対象施設等のうち安全管理に必要な施設等については、ロの「事業を営むために本来必要な作業施設等」に該当するため、原則として、支給対象としないが、支給対象障害者以外の労働者にとっては必須ではないもの（設置義務のないもの）に限り、支給対象とする。

ニ 事業主が自社屋を新築する場合は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省策定）に適合するよう設計・整備することが望ましいことから、自社屋新築の際の当該基準に規定する種類の附帯施設の設置等費用（新築費用の一部）及び新築（竣工）直後における当該基準に規定する種類の附帯施設の設置等費用（改修費用）については、いずれも支給対象としない。

（5）支給対象障害者が在宅勤務者である場合の取扱い

イ 支給対象となる作業施設又は附帯施設は、（1）のイ又はロに該当するものであって、就業時間に反復継続的に使用する作業場所及びその附帯部分と、就業時間外に使用する主たる居住・生活部分とが、建築構造（壁等）、戸などの建具によりそれぞれの空間に分かれているものとする。

ロ 支給対象となる作業設備は、（1）のハに該当するものであって、私用で使用するものがないものとする。

4 助成率

助成率は、3分の2とする。

5 支給額等

（1）支給額

支給額は、次の（2）の作業施設等の設置又は整備に要する費用（5において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）の合計額とする。

なお、支給限度額は、助成金の支給対象障害者1人当たり450万円（作業設備の設置又は整備の場合は150万円（中途障害者（精神障害者）にあつては、法第19条の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後、当該労働者が精神障害者となったときに雇用している事業主の事業所において就労することをいう。）のための法第2条第7号に規定する職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。以下5及び9において同じ。）に係る職場復帰のための設備の設置又は整備にあつては、450万円を超えない範囲で機構が定める額）とし、その額に一の認定申請に係る支給対象障害者の数を乗じて得た額とする。

ただし、支給対象障害者が短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である者を除く。）である場合の支給限度額は、「450万円」とあるのは「225万円」と、「150万円」とあるのは「75万円」とする。

なお、その額が事業所1所当たり一の会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）につき4,500万円を超えるときは、4,500万円を限度とする。

また、作業設備の設置又は整備の場合において、中途障害者に係る職場復帰のための設備の設置又は整備の場合に機構が定める額とすることができる場合は、その助成金申請額が1人当たり150万円を超えている場合にあつて、次のイ及びロのいずれにも該当する申請の場合とする。

なお、次のイ及びロに該当しない申請については、原則として、同150万円を限度とする。

イ 職場復帰前の職務と職場復帰後の職務の内容変更等において、作業設備の設置整備が必要であることが明確に説明されている申請であること。

ロ 中途障害者が治療等により就業していなかったこと等を前提として、職場復帰していることが明確に分かる次の（イ）から（ニ）までに掲げるいずれかの書類が添付されている申請であること。

（イ）休職制度を整備した事業主においては、当該制度を規定した就業規則並びに休職及び復職に係る辞令等当該事実を証明することができる書類の写し

（ロ）年次有給休暇等を利用した場合においては、出勤簿、賃金台帳等傷病等のために勤務をしなかったことを証明することができる書類の写し

（ハ）労災保険の休業補償給付等を受給した場合は、休業補償給付支給請求書等の写し（初回及び最終請求分）

（ニ）健康保険の傷病手当金を受給した場合は、健康保険傷病手当金請求書等の写し（初回及び最終請求分）

（2）支給対象費用

支給対象費用は、次のイからハまでに定める額又はその合計額（事業主自ら、子会社、親会社又は関係会社が作業施設等の設計監理を行う場合の設計監理費を除く。）とする。

なお、設計監理の設計又は工事監理を行う者は、それぞれ建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項から第4項まで及び第3条から第3条の3までに定められた資格を有する者でなければならない。

イ 作業施設については、次の（イ）又は（ロ）の場合に区分して定める額とする。

ただし、6の（3）の受給資格の認定の後に行う作業施設の設置又は整備の施工等に係る契約（以下「発注契約」という。）に当たって、入手した見積書の見積額が150万円以上1,000万円以下のときは、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴取し、そのうちで最も低い金額とし、当初入手した見積書の見積額が1,000万円を超えるときは、原則として一般（指名）競争入札により得られた額とする（一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）。

なお、一般（指名）競争入札を行うに際して事業主が定める入札予定価格の参考として用いる積算は、やむを得ない理由がある場合を除き、建築士等が行わなければならない。

また、事業主が三者以上に見積書の作成を依頼する際に用いる設計図書は、原則として、見積依頼を行う予定の相手方以外の建築士等が作成したものでなければならない。

(イ) 増築、改築若しくは大規模な模様替え又は購入により作業施設を設置又は整備を行う場合

専ら支給対象障害者のために行う、機構が別に定める「障害者雇用納付金関係助成金の算定に関する件」（平成15年達第51号。以下「算定に関する件」という。）により算定した額の範囲内の当該作業施設の増築、改築又は大規模な模様替え（建築基準関係規定上のもの。以下この章において「増築等」という。）に必要な建築主体工事費、建物附属設備工事費及び設計監理費の合計額（増築等に伴う既存建物又は建物附属設備の解体、撤去、廃棄等に係る費用を除く。）並びに購入に必要な額とする。

なお、増築とは、既存建物に建て増しをする又は既存建物のある敷地に新たに平屋等を建築することをいい、大規模な模様替えとは、模様替えをする建物の部分のうち、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上について過半にわたる模様替えをすることをいう（以下第4章及び第7章において同じ。）。

また、建築主体工事費及び建物附属設備工事費は、次の①に定める面積に②に定める単価を乗じて得た額とする。

① 支給対象面積

支給対象作業施設の延べ面積を就労人員数で除して得た面積又は28㎡のいずれか小さい面積に、支給対象障害者数を乗じて得た面積。

この場合、「就労人員」とは、就労を予定する者を含み、常時雇用する労働者及び支給対象障害者を雇用する事業主であって、支給対象作業施設において就労している人員（雇用関係にかかわらず当該作業施設を常時使用する人員がいる場合は当該人員を含む。）とする（以下この章において同じ。）。

② 建築単価

支給対象作業施設の1㎡当たりの建築単価（当該支給対象作業施設の建築費用を当該支給対象作業施設の延べ面積で除して得た単価をいう。）又は算定に関する件に規定する1㎡当たりの建築単価のいずれか低い単価。

(ロ) 改修等により整備をする場合

支給対象作業施設の整備に必要な額は、原則として、(イ)により算定した額とする。

なお、重度身体障害者のための作業施設の段差の解消等、支給対象障害者の作業を容易にするための整備の内容により、これにより難しい場合は、支給対象障害者の作業を容易にすることができると認められる範囲の費用とする。

ロ 附帯施設については、当該施設の設置又は整備に必要な額（支給対象障害者の作業を容易にすることができると認められる範囲の費用に限るものとし、附帯施設の設置又は整備に伴う、既存建物又は建物附属設備の解体、撤去、廃棄等に係る費用を除く。）とする。

ただし、6の(3)の受給資格の認定の後に行う附帯施設の設置又は整備の発注契

約（原則として附帯施設の全部の発注契約）に当たって、入手した見積書の見積額が150万円以上1,000万円以下のときは、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴取し、そのうちで最も低い金額とし、当初入手した見積書の見積額が1,000万円を超えるときは、原則として一般（指名）競争入札により得られた額とする（一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）。

なお、一般（指名）競争入札を行うに際して事業主が定める入札予定価格の参考として用いる積算は、やむを得ない理由がある場合を除き、建築士等が行わなければならない。

また、事業主が三者以上に見積書の作成を依頼する際に用いる設計図書は、原則として、見積依頼を行う予定の相手方以外の建築士等が作成したものでなければならない。

附帯施設の支給対象面積等については、

附帯施設を使用する全労働者数に占める支給対象障害者の人数等と当該附帯施設の面積等との関係が、著しく合理性を欠く場合は、附帯施設の全面積のうち当該支給対象障害者の作業を容易にするに足りる範囲を、支給対象面積とする。

当該範囲は、原則として、当該附帯施設等を使用する常用労働者に占める支給対象障害者の割合により算定する。

なお、支給対象費用の算定については、次の①から③までに掲げる事項に留意すること。

① 駐車場の支給対象面積

支給対象となる自動車1台分の支給対象面積は、28㎡を限度とする。

② 駐車場から事業所建物の出入口までの通路の幅

支給対象となる一の駐車場について、通路の幅は、2メートルを限度とする。

③ エレベータ

エレベータを設置する場合の支給対象の範囲は、就業のために通常使用する範囲（玄関フロア（階）から支給対象障害者の就業フロアまで）とする。

ハ 作業設備については、当該設備の設置又は整備に必要な額（当該設備の保守に係る費用及び当該設備の設置に伴う既存設備の解体、撤去、廃棄等に係る費用を除く。）とする。

ただし、6の（3）の受給資格の認定の後に行う作業設備の設置又は整備の発注契約（原則として作業設備の全部の発注契約）に当たって、入手した見積書の見積額が150万円以上1,000万円以下のときは、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴取し、そのうちで最も低い金額とし、当初入手した見積書の見積額が1,000万円を超えるときは、原則として一般（指名）競争入札により得られた額とする（一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）。

また、複数の労働者が当該作業設備を使用する場合にあっては、当該設備の設置又は整備に必要な額を当該設備の使用就労人員数で除して得た値に、支給対象障害者数を乗じて得た額とする。

作業設備の支給対象費用の範囲は、次の①から④までによるものとする。

- ① 新規に設備を購入し改造する場合は、改造に要した費用のみを支給対象とする。
- ② 既存の設備を改造する場合は、改造に要した費用のみを支給対象とする。
- ③ 拡大読書器1台当たりの支給対象費用については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき市区町村が実施する日常生活用具給付等事業において、多数の市区町村が設定している拡大読書器の基準額（198,000円）を上限とする。
- ④ 同じ種類の設備を同一の支給対象障害者のために複数個（台）整備する場合は、原則として、そのうち一個（台）のみを支給対象とする。

(3) 補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の額のいずれか低い額とする。

6 受給資格の認定等

(1) 事前着手の制限

助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、工事等に着手（支給対象作業施設等に係る工事等の発注、契約等を行うこと（当該作業施設等に係る設計図書の作成に係る発注等を行うことを除く。）をいう。以下この節において同じ。）する前に、機構に対して助成金受給資格の認定申請を行わなければならない。

ただし、事業主が機構に対し、認定申請時に別表3の事前着手申出書（様式第560号。以下「事前着手申出書」という。）を併せて提出した場合には、機構は事前着手（受給資格の認定日前に着手することをいう。以下同じ。）を認めるほか、(3)の受給資格の認定日の前に事前着手申出書が提出された場合であっても、当該申出書の提出日以降に事前着手するものであれば、これを認めることができる。

(2) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、作業施設等の設置又は整備を行うための工事等の発注予定日、工事請負契約締結予定日又は購入に係る売買契約締結予定日の前日まで、かつ、中途障害者にあつては、職場復帰日又は中途障害者となった日の翌日から起算して6か月以内（ただし、1の(1)に該当する理由・事情がある場合は1年以内）に、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の発令日の翌日から起算して6か月以内に、別表1の障害者助成金受給資格認定申請書（様式第601号。以下この章及び第4章において「認定申請書」という。）に別表4の障害者助成金認定申請書添付書類（以下「認定申請添付書類」という。）を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由（別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるも

のを除く。)により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続をやめようとするときは、別表3の助成金取下げ書(様式第559号。以下「取下げ書」という。)を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

ニ 支給対象施設等が既存の建物の改修の場合は、当該建物が建築基準法に適合した施設等であることの確認を行う必要があるため、事業主は、検査済証を機構に提出しなければならない。

ただし、検査済証を紛失等したことにより提出できない場合は、地方公共団体が発行する検査済証に関する証明書等又は一級建築士の報告書等及び建築確認済証(写)等で代えることができる。

なお、建築確認が必要な建物であるにもかかわらず、建築確認申請を行っていない建物に係る改修等については、支給対象としない。

(3) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から(2)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき((2)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは(4)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認められないときは「不認定」とする(事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

なお、この際、認定申請後に1の(4)のイからヌまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については、不認定とする。

ロ 事業主は、(2)のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び(2)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合は、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、別表3の助成金受給資格認定通知書(様式第541号。以下「認定通知書」という。)又は別表3の助成金受給資格不認定通知書(様式第542号。以下「不認定通知書」という。)により、その旨を事業主に通知する。

(4) 認定条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事前着手に関すること。

事業主は、認定申請に係る作業施設等の設置又は整備を行うに当たり、原則として、

受給資格の認定を受けた後（8の事業計画の変更の場合にあつては、当該事業計画の変更承認後）でなければ、工事等に着手してはならないこと。

ただし、認定申請書の提出時又は認定日の前に事前着手申出書を提出した場合にあつては、当該申出書の提出日以降に工事等に着手することができること。

ロ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

（ロ）事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ハ 事業主は、労働者として雇い入れる又は継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ニ 事業主は、機構に提出した認定申請書（8の（2）に規定する変更承認申請書を含む。）の写し及び認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（8の（2）に規定する変更承認通知書を含む。）については、原則として対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（5）認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の（イ）から（ト）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

（イ）認定の取消しを申し出た場合

（ロ）偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、支給請求を行い、又は支給を受けた場合

（ハ）この助成金におけるその他の申請に係る認定又は他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合（7の（2）のへの規定を適用して支給決定の取消しを行った場合以外にこの助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。）

（ニ）認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

（ホ）認定を受けた後、1の（4）のイからヌまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

（ヘ）支給請求日から支給決定までの間に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職をした場合

（ト）その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、別表3の助成金受給資格認定取消通知書（様式第543号。以下「認定取消通知書」という。）により、その旨を事業主に通知する。

ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

（イ）当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日（応当日がない

ときは、その月の末日。以下同じ。)までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの(二)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(4)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

7 支給請求等

(1) 支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、(3)のイの(ロ)に定める支給請求の期間内に、別表2の障害者助成金支給請求書(様式第621号。以下この章及び第4章において「支給請求書」という。)に別表5の障害者助成金支給請求書添付書類(以下「支給請求添付書類」という。)を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、支給請求はできない。

(イ) 受給資格の認定日から支給請求書の提出までの間に支給対象障害者が自己都合離職等又は自己都合離職等以外の離職をしたことにより、当該支給対象障害者が当該作業施設等を使用しなくなった場合(6か月以内に代替雇用をした場合を除く。)

(ロ) 認定後に1の(4)のイからヌまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 認定に係る事業計画の変更(変更承認申請が必要な変更を除く。)を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、8の(1)の届出とともに、変更前と比較して説明した書類(当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類)を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の(イ)から(ホ)までに掲げるものをいう。

(イ) 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

(ロ) 事業主の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者又は事業主所在地の変更

(ハ) 支給対象障害者の転勤又は出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在

地の変更

- (ニ) 支給対象障害者の変更（支給対象障害者の勤務形態及び就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更を含む。以下同じ。）
- (ホ) 措置の変更（施設にあつては、手すり若しくはドアの仕様等の変更又は建築確認申請の計画変更確認申請を要しない施設面積の変更をいい、設備にあつては、型式等の変更など用途の変更を伴わない変更をいう。）

ニ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続をやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 支給決定

イ 機構は、事業主から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（(1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があつた場合を除く。）。

なお、この際、次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

- (イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であつて、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であつて、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）
- (ロ) 支給請求後から支給決定までに1の(4)のイからヌまでに掲げるいずれかに該当することとなつた場合
- (ハ) 不正受給により助成金の支給を受けようとした場合
- (ニ) 事前着手申出書を機構に提出していないにもかかわらず認定前に着手した場合又は当該申出書を提出する前に着手した場合（口頭発注による契約のため、工事等の着手の日を客観的に確認できる書類が提出されない場合も含む。）
- (ホ) その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象作業施設等の要件に適合しなくなった場合

ロ 事業主は、(1)のイのただし書の規定による未提出の支給請求添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び13の返還の規定を付した別表3の助成金支給決定通知書（様式第544号。以下「支給決定通知書」と

いう。)により、不支給の決定をしたときは別表3の助成金不支給決定通知書(様式第545号。以下「不支給決定通知書」という。)により、支給決定の取消しをしたときは別表3の助成金支給決定取消通知書(様式第558号。以下「支給決定取消通知書」という。)により、その旨を事業主に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。

この場合、機構は、別表3の助成金変更支給決定通知書(様式第546号。以下「変更支給決定通知書」という。)により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、13による。

へ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからチまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

(ロ) 事業主は、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日までに、作業施設等の設置又は整備に係る工事等及び当該工事等に係る費用の支払を完了(工事等が全て完了(竣工)し、かつ、当該工事等に係る費用の支払が終了(手形の振出し又はファクタリングによって支払われる場合にあつては、当該手形等が決済されたことをいう。)し、所有権の移転が伴う場合は、所有権が移転したことをいう。)し、かつ、支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

なお、事業主が代替雇用をした障害者を支給対象障害者として支給請求する場合の取扱いについては、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日又は支給対象障害者の自己都合離職等の日の翌日から起算して6か月を経過する日のいずれか遅い日を支給請求書の提出期限とする。

ロ 資産計上に関すること

事業主は、支給対象施設又は設備の取得価額が50万円以上の場合、資産に計上すること。

ハ 対象障害者等雇用継続義務期間及び対象施設設備等処分制限期間に関すること。

(イ) 助成金の支給を受けた事業主は、支給決定日から起算して2年間(対象障害者等雇用継続義務期間)以上、支給対象障害者の雇用を継続しなければならないこと。

この対象障害者等雇用継続義務期間において、当該支給対象障害者が自己都合離職等をした場合は、当該離職等の日の翌日から起算して6か月後の応当日までに代替雇用をしなければならないこと。

(ロ) 助成金の支給を受けた事業主は、支給対象作業施設等の取得価額が50万円以上の場合、対象施設設備等処分制限期間以上の期間、支給対象障害者(6か月以内に

代替雇用をした障害者を含む。)のために所有しなければならないこと。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の期間においても、支給対象障害者は、実労働時間が月80時間(精神障害者にあつては月60時間)以上であった月が当該期間の半分を超えていること等第2章第1節に規定する労働者であることの判断基準を満たすこと。

ニ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、助成金の支給を受けた後、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ホ 事業主は、支給請求書の写し及び支給請求添付書類等の写し並びに支給決定通知書については、原則として対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。

ヘ 助成金の支給に係る事業の報告に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び12に定める実施状況の報告を行わなければならないこと。

ト 調査への協力に関すること。

事業主は、機構が必要に応じて実施する支給対象作業施設等の設置状況及び使用状況に関する調査に協力しなければならないこと。

チ イからトまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

8 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの手続を行わなければならない。

なお、事業計画の変更に伴い、変更前よりも支給対象費用が増大することとなる場合であっても、助成金の増額は、原則として行わない。

(1) 届出(変更の届出)

届出は、事業主が認定申請書又は支給請求書を提出した後において、当該認定又は支給決定の前に、認定申請又は支給請求に係る7の(1)のハに掲げる変更があつたときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、別表3の助成金事業計画変更届(様式552号。以下「変更届」という。)により事業主が届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

(2) 承認申請

承認申請は、認定から支給請求までの期間、又は支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる変更を行う場合に、イ又はロに定める申請期限に従って、別表3の助成金事業計画変更承認申請書(様式第551号。以下「変更承認申請書」という。)により事業主が申請する(支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。)ものであること。

イ 認定から支給請求までの期間における変更

- (イ) 建設敷地、施設面積又は建築構造の重大な仕様の変更
- (ロ) 設備の用途又は設置場所を固定している設備（基礎工事を必要とする設備をいう。以下同じ。）の設置場所の変更
- (ハ) 改造する自動車の変更
- (ニ) (イ) から (ハ) までの承認申請の期限は、原則として、変更しようとする日の2か月前の応答日とする。

ただし、申請期限までに承認申請を行うことができないやむを得ない理由があると機構が認める事業主であつて、かつ、事前着手をしようとする事業主については、申請期限経過後においても承認申請を行うことができる。

ロ 支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間における変更

- (イ) 事業主の合併又は統廃合による支給対象事業主の変更
この場合の承認申請の期限は、原則として、変更が生じたときとする。
- (ロ) 事業主の事業の譲渡等による支給対象事業主の変更
この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。
- (ハ) 支給対象障害者の変更又は支給対象障害者の勤務形態若しくは就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更
この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

ただし、対象障害者等雇用継続義務期間における支給対象障害者の自己都合離職等による代替雇用に係る承認申請の期限は、当該離職等の日の翌日から起算して7か月を経過する日とする。

また、対象施設設備等処分制限期間（対象障害者等雇用継続義務期間後の期間に限る。）に離職した場合の承認申請の期限は、当該離職日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。

- (ニ) 当該事業所の事業を継続する場合において実施する支給対象作業施設等の譲渡等の処分
この場合の承認申請の期限は、原則として、当該処分をしようとする日の2か月前の応答日とする。
- (ホ) 当該事業所の事業を継続する場合において実施する設置場所を固定している支給対象作業設備の設置場所の変更、又は支給対象作業設備の譲渡等の処分
この場合の承認申請の期限は、(ニ)と同様とする。

(3) 申出（変更等の申出）

申出は、支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる状況により処分を余儀なくされる場合に、イ又はロに定める申出期限までに別表3の助成金事業計画変更等申出書（様式第552号の3。以下「変更等申出書」という。）により事業主が申し出るものであること。

- イ 天災地変による災害等不可抗力の事態により実施する支給対象作業施設等の取壊し、廃棄等の処分

この場合の申出の期限は、当該事態が発生した日の翌日から起算して6か月を経過する日とする。

- ロ 事業廃止、倒産等により実施する支給対象作業施設等の譲渡等の処分

この場合の申出の期限は、原則として、当該処分をしようとする日の2か月前の応当日とする。

(4) 変更承認及び通知

イ 機構は、事業主から変更承認申請書が提出された場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」と、変更を認めるときは「不承認」とする。

ロ 機構は、イの承認又は不承認としたときは、別表3の助成金事業計画変更承認・不承認通知書（様式第553号。以下「変更承認・不承認通知書」という。）により、その旨を事業主に通知する。

(5) 変更承認前着手の制限

事業主が(2)のイの承認申請手続を行う必要があるときは、作業施設等の変更に係る部分の工事等については、変更承認後に着手しなければならない。

ただし、事業主は、必要に応じ、事前着手申出書を提出することにより、変更承認の通知を待たずに作業施設等の変更に係る部分の工事等に着手することができる。

9 支給回数等

(1) 支給回数の制限

助成金は、一の事業主に雇用される支給対象障害者ごとに、作業施設等それぞれ単独で又は組合せにより、この助成金単独で又は次のイからへまでに掲げるものと合わせ、最大で3回まで支給することができる。

ただし、中途障害者に係る職場復帰のための作業設備の設置又は整備として支給する助成金は、へに掲げるものを含め1回限りの支給とする。

イ 第2種作業施設設置等助成金

ロ 平成15年9月30日以前の第1種雇入れ設備設置等助成金

ハ 平成15年9月30日以前の第2種雇入れ設備設置等助成金

ニ 平成10年3月31日以前の障害者作業設備更新助成金

ホ 平成10年3月31日以前の障害者処遇改善施設設置等助成金

へ 平成17年9月30日以前の中途障害者作業施設設置等助成金

(2) 2回目以降の認定申請の時期等

イ 作業施設、附帯施設

助成金の支給対象となった作業施設又は附帯施設（以下「作業施設等」という。）については、原則として、当該1回限りの支給とする。

ただし、当該作業施設等のほかに、当該支給対象障害者の障害重度化（障害の重複化を含む。以下同じ。）又は人事異動等により新たに作業施設等を整備する必要があると機構が認めるときは、前回の支給決定日の翌日から起算して2年を超える期間が経過した認定申請であれば、更に1回、支給対象とすることができる。

ロ 作業設備

助成金の支給対象となった作業設備については、次の(イ)又は(ロ)に該当する認定申請であれば、更に各1回、支給対象とすることができる。

(イ) 助成金の対象となった作業設備を更新する場合は、当該設備に係る前回の支給

決定日の翌日から起算して当該設備の法定耐用年数（法定耐用年数が3年未満の設備又は法定耐用年数の定めのない設備の場合は3年）を超える期間が経過したもの。

(ロ) 助成金の対象となった作業設備（更新分を含む。）のほかに、支給対象障害者の障害重度化又は人事異動等により新たに作業設備を整備する必要があると機構が認めるときは、前回の支給決定日の翌日から起算して2年を超える期間が経過したもの。

10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

11 事業実施状況報告

助成金の支給に係る事業の実施状況の報告に関する手続等は、次の（1）から（4）までに掲げるとおりとする。

(1) 報告対象期間は、支給決定日から起算して1年を経過する日までの期間及び当該期間の末日の翌日から起算して更に1年を経過する日までの期間とし、別表3の障害者助成事業実施状況報告書（様式第561号。以下この節及び第4章において「実施状況報告書」という。）により、事業主が機構に報告するものとする。

(2) 実施状況の報告に当たっては、次のイからホまでに掲げる書類を実施状況報告書に添付しなければならない。

イ 支給対象作業施設等の取得価額が50万円以上の場合、当該作業施設等が記載された固定資産台帳（写）又は減価償却明細書（写）等の該当ページ

ロ 上記イにおいて圧縮記帳を行った場合、別表3の助成金に係る取得資産及び圧縮記帳明細書（様式562号の3）

ハ 報告日現在の支給対象作業施設等の写真（カラー写真）

ニ 報告対象期間に係る支給対象障害者のタイムカード等の出勤状況が確認できる書類及び賃金台帳の写し

ホ その他機構が必要と認める書類等

(3) 事業計画の変更（8の（2）のロの承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の実施状況報告書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合において「事業計画の変更」とあるのは、原則として、事業主の合併、統廃合又は事業主の事業の譲渡等によらない事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名若しくは事業所所在地の変更をいう。

(4) 実施状況の報告は、（1）に定める期間ごとに、原則として、各期間の末日の翌日から起算して1か月以内に行うものとする。

12 調整

- (1) 第8章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は平成23年3月31日以前の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、当該助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。
- (2) 第9章の障害者能力開発助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、当該助成金の支給対象施設又は設備を対象として、この助成金は支給しない。

13 返還

- (1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める「債権管理に関する件」（平成15年達第39号。以下「債権管理に関する件」という。）により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
- イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
- ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
- ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
- ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- ヘ 対象障害者等雇用継続義務期間に、支給対象障害者を事業主都合により離職させた場合
全額返還とする。
- ト 対象障害者等雇用継続義務期間に支給対象障害者が自己都合離職等した後、6か月以内に代替雇用をしなかった場合
原則として、一部返還とし、当該返還額は、当該義務期間に対する非雇用期間の日割計算により算出した額（1円未満切上げ）とする。
ただし、当該支給対象施設設備等が支給対象障害者のみ使用するもの（他の労働者が使用しないもの）である場合は、返還を求めないことができる。
- チ 支給対象施設設備等を譲渡、転用（一時的なものを除く。）、廃棄等の処分を行った場合
(イ) 対象障害者等雇用継続義務期間における処分
事業主が支給対象障害者に対する代替措置を講じることなく、当該処分のみを行った場合は、原則として、全額返還とする。
事業主が支給対象障害者に対する代替措置を講じた上で処分を行った場合は、一部返還とし、当該返還額は、当該義務期間に対する「当該処分を行った日から当該

義務期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産、事業所移転等により実施する処分（事業所移転の場合の有償譲渡を除く。）の場合は、返還を求めないことができる。

(ロ) 対象施設設備等処分制限期間（対象障害者等雇用継続義務期間後の期間に限る。）における処分

原則として、一部返還とし、当該返還額は、当該制限期間に対する「当該処分を行った日から当該制限期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産、事業所移転等による処分（事業所移転の場合の有償譲渡を除く。）の場合は、返還を求めないことができる。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、別表3の助成金返還通知書（様式第547号。以下「返還通知書」という。）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、次のイ又はロに該当する場合をいう。

イ 助成金の支給対象作業施設等を支給対象障害者のために使用することができなくなった場合であって、天災地変その他機構がやむを得ないと認める事由により事業の継続が不可能となった場合

ロ 第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で、7の(3)のイの(ロ)又は8に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合

14 認定申請及び支給請求の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、別表3の委任届（様式第550号。以下「委任届」という。）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。

(2) (1)について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第2節 第2種作業施設設置等助成金

1 支給対象事業主の要件

(1) 第2種作業施設設置等助成金（以下この節において「助成金」という。）は、2の支給対象障害者を労働者として雇い入れる事業主又は継続して雇用する事業所の事業主（以下この節において「事業主」という。）のうち、規則第18条第1項に規定する作業施設等の設置（賃借による設置）を行う事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

この場合において「雇い入れる」とは、認定申請日以前6か月以内（ただし、次のイ又はロに掲げる理由・事情を事業主が文書で明示した場合は1年以内）に雇い入れた場合及び認定申請の日以降確実に労働者として雇い入れることができると判断可能な場合をいう。

イ 雇入れ日から起算して6か月以内に支給対象障害者が就業規則等に定める業務上若しくは業務上でない負傷又は疾病による療養等のための休職等をし、かつ、雇入れ日から起算して6か月を経過する日時点においても引き続き休職等をしている事情

ロ 雇入れ日から起算して6か月以内に支給対象障害者の障害特性に配慮した措置を講じていたが、雇入れ日から起算して6か月以内に生じた事業主の責めに帰すことができない理由により当該措置を継続することが困難となった事情
ただし、次の（イ）又は（ロ）に該当する場合を除く。

（イ）雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までのいずれ

かの日に当該障害者を雇用していた事業主が、再度当該障害者を雇い入れる場合

（ロ）雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までのいずれ

かの日に当該障害者を雇用していた事業主との関係が、次の①又は②に該当する事業主その他資本金、経済的又は組織的関連等からみて当該障害者を新たに雇い入れたものとして助成金を支給することが適当でない判断される事業主が雇い入れる場合

① 雇入れ日において、親会社と子会社の関係にあること。

この場合の親会社とは、子会社となる事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主のことをいう。

② 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務している者が、いずれかの取締役の過半数を占めていること。

(2) (1)において、「確実に労働者として雇い入れることができると判断可能な場合」とは、次のイ及びロの確認ができる場合とする。

イ 認定申請時に、雇用契約書等で支給対象障害者の雇用予定日及び雇用期間を確認できること。

ロ その障害者の障害の状況、程度を確認できること。

(3) (1)において、「継続して雇用する」とは、当該助成金の認定申請の日において6か月を超えて雇用している場合をいう。

(4) 次のイ及びロに掲げる事業主は、助成金の支給対象事業主としない。

イ 前節の1の(4)のイからリまでに掲げる事業主

ロ 過去にこの章の助成金又は第8章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業主のうち、この助成金の認定申請日までの間において、各々の助成金の支給対象障害者が既に離職したもの（各々の助成金の支給決定日（当該助成金にあつては最終の支給決定日）からこの章の助成金にあつては2年、第8章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金にあつては5年を経過したものを除く。）にあつては、次の(イ)又は(ロ)に該当する事業主

(イ) 障害者が自己都合離職等以外の離職をした事業主

(ロ) 代替雇用をしていない事業主

(5) 特例子会社については、その認定において障害者のための施設の改善を要件としているため、特例子会社及びその事務所の設立のための施設設備等については、支給対象としない。

ただし、特例子会社の設立から相当の期間が経過し、支給対象障害者のために新たな措置等が必要となり、当該措置が3の支給対象作業施設等の要件に適合する場合は支給対象となること。

2 支給対象障害者の要件

(1) 支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者（在宅勤務者を含む。）であり、かつ次のイからハまでに掲げる者（障害者総合支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型（雇用契約有）の事業を実施する事業所の利用者は除く。）であつて、事業主が3の支給対象作業施設等の設置又は整備を行わなければ、雇入れ又は雇用の継続が困難であると認められる者とする。

ただし、事業主が3の支給対象作業施設等の設置又は整備を行わなければ雇用の継続が困難であるという状況について、助成金の認定申請日時点において事業主に対象障害者（中途障害者及び人事異動等の場合を除く。）が雇用されてから6か月を超える期間が経過しており、助成金制度による作業施設等の設置又は整備を行う十分な必要性がないと機構が判断した場合、支給対象障害者とみなさないものとする。

イ 身体障害者

ロ 知的障害者

ハ 精神障害者

第1章（定義）の(4)で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものに限る。

(イ) 公共職業安定所の紹介に係る者

(ロ) 当該事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者

(ハ) 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主の事業所において

就労することをいう。)のための職業リハビリテーション措置を受けている者

- (2) (1) でいう「十分な必要性」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、中途障害者及び人事異動等に係る申請がそれに当たるものとするが、次の取り扱いに留意すること。

- イ 人事異動等を理由とした認定申請において、当該人事異動等の発令日の翌日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としない。
- ロ 中途障害者を支給対象障害者として認定申請する場合は、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月(1の(1)のイ又はロに該当する理由・事情(この場合、「雇入れ日」とあるのは、「中途障害者となった日の翌日又は職場復帰日の翌日のいずれか遅い日」と読み替える。)がある場合は1年)を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としない。

3 支給対象作業施設等の要件

- (1) 支給対象作業施設等は、前節の3の(1)のイからハまでに掲げる作業施設等と同様に取り扱う。

ただし、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給対象としない。

- イ 当該作業施設等が作業設備の場合は、中古又は事業主の自社製である場合
- ロ 当該作業施設等を賃貸人から賃借している者から賃借(転賃借)する場合(転賃借について当該賃貸人が承認しており、当該賃借料と転賃借に係る賃借料が同一である等、機構が認める場合を除く。)
- ハ 当該作業施設等が、支給対象障害者、その配偶者又はその1親等の親族の所有に属する場合
- ニ 当該作業施設等が、事業主(代表者及び役員を含む。)の所有に属する場合
- ホ 当該作業施設等の賃貸借契約の相手方が次の(イ)から(ハ)までに掲げるいずれかに該当する場合

(イ) 事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社

(ロ) 事業主が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社

(ハ) 事業主が法人の場合

- ① 事業主の役員
- ② 事業主の役員の配偶者
- ③ 事業主の役員の1親等の親族
- ④ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の役員
 - b 事業主の役員の配偶者
 - c 事業主の役員の1親等の親族

(ニ) 事業主が個人の場合

- ① 事業主の配偶者
- ② 事業主の1親等の親族

- ③ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の配偶者
 - b 事業主の1親等の親族
 - (ホ) 事業主が特例子会社又は親事業主の場合
関係会社
 - (ヘ) 事業主が関係会社の場合
 - ① 特例子会社
 - ② 親事業主
- (2) 作業施設等を賃借する場合の判断基準は、次のイ及びロに掲げるとおりとする。
- イ 支給対象障害者の作業施設等以外の目的で使用する施設等（在宅勤務を行う場合に生活空間との明確な区分ができないものを含む。）は、支給対象としない。
また、居住用建物を賃借する場合も、原則として、支給対象としない。
 - ロ 支給対象障害者が作業を行わない施設や作業を行うための拠点となる施設については、作業施設に該当しない。

4 助成率

助成率は、3分の2とする。

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、次の(2)の作業施設等の賃借による設置に要する費用（5において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）の合計額とする。

なお、支給限度額は、助成金の支給対象障害者1人当たり1か月につき13万円（作業設備の賃借による設置の場合は5万円（中途障害者（精神障害者）にあつては、法第19条の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後、当該労働者が精神障害者となったときに雇用している事業主の事業所において就労することをいう。）のための法第2条第7号に規定する職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。以下5及び10において同じ。）に係る職場復帰のための設備の賃借による設置にあつては、13万円を超えない範囲で機構が定める額）とし、その額に一の認定申請に係る支給対象障害者の数を乗じて得た額とする。

ただし、支給対象障害者が短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である者を除く。）である場合の支給限度額は、「13万円」とあるのは「6万5千円」と、「5万円」とあるのは「2万5千円」とする。

また、作業設備の賃借による設置の場合において、中途障害者に係る職場復帰のための設備の賃借による設置の場合に機構が定める額とすることができる場合は、その助成金申請額が1人当たり1か月につき5万円を超えている場合にあつて、次のイ及びロによる申請である場合とする。

なお、次のイ及びロに該当しない申請は、原則として、同5万円を限度として助成

金を支給するものとする。

イ 職場復帰前の職務と職場復帰後の職務の内容変更等において、作業設備の設置整備が必要であることを明確に説明している申請であること。

ロ 中途障害者が、治療等により就業していなかったこと等を前提として、職場復帰していることが明確にわかる次の（イ）から（ニ）までに掲げるいずれかの書類が添付されている申請であること。

（イ）休職制度を整備した事業主においては、当該制度を規定した就業規則並びに休職及び復職に係る辞令等当該事実を証明することができる書類の写し

（ロ）年次有給休暇等を利用した場合においては、出勤簿、賃金台帳等傷病等のために勤務をしなかったことが証明できる書類の写し

（ハ）労災保険の休業補償給付等を受給した場合は、休業補償給付支給請求書等の写し（初回及び最終請求分）

（ニ）健康保険の傷病手当金を受給した場合は、健康保険傷病手当金請求書等の写し（初回及び最終請求分）

（2）支給対象費用

支給対象費用は、次のイ及びロに定める額又はその合計額とする。

イ 作業施設及び附帯施設については、当該作業施設の所在地と同一地域及び同様の規模にある作業施設の賃借料を勘案して、機構が認める1か月分の賃借料（権利金、敷金、礼金、保証金、共益費、その他これらに類するものを除く。以下この節において同じ。）を契約面積（小数点第3位以下切捨て）で除して得た額（1円未満切捨て）に支給対象面積（支給対象作業施設の面積を就労人員数で除して得た面積又は28㎡のいずれか小さい面積に、支給対象障害者数を乗じて得た面積（小数点第3位以下切捨て））を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

ロ 作業設備については、当該賃借に係る1か月分の賃借料に相当する額とする。

なお、複数の労働者が当該作業設備を使用する場合にあっては、当該設備の1か月分の賃借料を使用就労人員数で除して得た値に、支給対象障害者数を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

ただし、作業設備にあっては、入手した見積額が1か月当たり5万円以上30万円以下のときは、作業設備の全部の賃貸借契約に当たって、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴収し、そのうちで最も低い金額とし、当初入手した見積書の見積額が1か月当たり30万円を超える場合は、作業設備の全部の賃貸借契約に当たって、原則として一般（指名）競争入札により得られた額とする（ただし、一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）。

ハ イ及びロの費用は、支給期間の各月において、1暦月のうち支給対象障害者が出勤した日が1日以上ある場合について算定する。

ただし、支給対象障害者が労働基準法第39条に定める休暇（年次有給休暇）、同法第65条に定める産前産後の休業又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に定める休業並びに慶弔による休暇、夏季休暇といった特別休暇、休職等の就業規則又は雇用契約書等に

記載する休暇等により出勤していない場合については、出勤した日とみなすことができる。

ニ 支給対象となる作業施設、附帯施設及び作業設備を変更した場合は、次の（イ）から（ニ）までに掲げるいずれかに該当するものを除き、変更前の支給対象費用を上限とする。

（イ）支給対象障害者の新たな中途障害が認められたもの

（ロ）天災地変等により作業施設等が利用できなくなったことから、当該作業施設等を変更したもの

（ハ）賃貸借契約の相手方の都合により、賃貸借物件の変更を余儀なくされたもの

（ニ）支給対象障害者の変更により支給対象費用を増額算定できるもの

なお、支給対象障害者の新たな中途障害により当該作業施設等を使用できなくなり、新たに支給対象作業施設等の賃借を行う場合は、当該認定に係る支給は終了となり、10に規定する支給回数の範囲内で新たに認定申請を行うことができる。

ホ 作業施設、附帯施設及び作業設備の変更（賃借料の変更を含む。）が支給対象月の途中にあった場合の当該月の支給対象費用は、変更前の施設の賃借料と変更後の施設の賃借料について、当該変更のあった日（変更後の施設を使用し始めた日）の日割計算により算定する。

（3）補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、（2）の支給対象費用の額から当該補助金等の額（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。）を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は（1）の額のいずれか低い額とする。

6 支給期間

支給期間は一の認定につき3年間とし、支給対象障害者のために作業施設等の賃借を始めた日（賃貸借契約期間の開始日以降であって、支給対象障害者が使用を開始した日をいう。以下この節において同じ。）の属する月の翌月（以下この章において「起算月」という。）の初日から起算した支給期間を支給対象期間（当該賃借した作業施設等を支給対象障害者のために使用している期間に限る。）とする。

7 受給資格の認定等

（1）認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、賃貸借契約締結日の翌日から起算して6か月後の応当日まで、かつ、中途障害者にあつては、職場復帰日又は中途障害者となった日のいずれか遅い日の翌日から起算して6か月以内（ただし、1の（1）に該当する理由・事情がある場合は1年以内）に、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の発令日の翌日から起算して6か月以内に、認定申請書（様式第601号）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しな

なければならない。

ただし、認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由（別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。）により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）受給資格の認定

イ 機構は、事業主から（1）の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき（（1）のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは（3）に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めることができないときは「不認定」とする（事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

なお、この際、認定申請後に前節の1の（4）のイからヌまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については、不認定とする。

ロ 事業主は、（1）のイのただし書の規定により認定申請添付書類及び（1）のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合は、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主に通知する。

（3）認定条件

機構は、次のイからハまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

（ロ）事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ロ 事業主は、労働者として雇い入れる又は継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ハ 事業主は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）の写し及び認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）については、原則として助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならない

いこと。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の(イ)から(へ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

(ハ) 認定条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

(ニ) 認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に前節の1の(4)のイからヌまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ホ) 1回目の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(ヘ) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第543号)により、その旨を事業主に通知する。

ハ 機構は、イの(ロ)の理由により認定を取消した場合は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金は不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

(1) 支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、助成金の受給資格の認定に係る起算月の初日から起算した支給請求対象期間ごとに、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末(1回目の支給請求対象期間の末日までに「認定」を通知していない場合にあつては、当該認定日の属する月の翌月末)までに、支給請求書(様式第621号)に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の（イ）又は（ロ）に該当する場合は、支給請求はできない。

（イ）支給対象障害者が自己都合離職等又は自己都合離職等以外の離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて支給対象障害者を雇用していない場合（6か月以内に代替雇用をした場合を除く。）

（ロ）認定後に前節の1の（4）のイからヌまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ロ イの（イ）の場合において、次回の支給請求対象期間に代替雇用をした場合は、事業主はイの（イ）の当該支給請求対象期間に係る支給請求書の提出に替えて、別表3の支給対象措置の不実施に関する届出（様式第557号。以下「不実施届」という。）を機構に提出しなければならない（不実施届を提出した場合であっても、（3）のロの適用を受けることとする。）。

ハ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ニ 事業計画の変更（作業設備の変更及び変更承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、9の（1）の届出とともに、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の（イ）から（ホ）までに掲げるものをいう。

（イ）事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

（ロ）事業主の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者又は事業主所在地の変更

（ハ）支給対象障害者の転勤又は出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更

（ニ）助成金振込先の変更

（ホ）措置の変更（支給対象賃借施設の面積の変更、施設又は設備の所有者・契約の相手方の変更、賃借料の変更、契約の更新（契約期間）の変更等をいう。）

ホ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）支給決定

イ 機構は、事業主から（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（（1）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

なお、この際、事業主が次の（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であつて、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であつて、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

(ロ) 不正受給により助成金の支給を受けようとした場合

(ハ) 2回目以降の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(ニ) 支給請求後から支給決定までに前節の1の(4)のイからヌまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ホ) その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象作業施設等の要件に適合しなくなった場合

ロ 事業主は、(1)のイのただし書及び(1)のハの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び13の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書(様式第558号)により、その旨を事業主に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。

この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、13による。

へ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

(ロ) 事業主は、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること。

支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ニ 事業主は、支給請求書の写し及び支給請求添付書類等の写し並びに支給決定通知書については、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ホ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出並びに機構が必要に応じて実施する支給対象作業施設等の設置状況及び使用状況に関する調査に協力しなければならないこと。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給請求の保留

イ 支給請求の保留

(イ) 助成金の受給資格の認定を受けた事業主は、支給期間中の支給対象障害者の転勤、配置転換等やむを得ないと認められる理由により、一時的に支給対象とする措置を要しない状態となった場合であって、当該措置を要しない期間の経過後、再び支給対象となる措置を講ずることが見込まれる場合は、助成金の支給請求対象期間の一時中断の取扱い（以下「支給請求の保留」という。）を申請しなければならない。

(ロ) 機構は、支給請求の保留を承認した場合は、承認した保留期間については、支給請求対象期間及び支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までの期間において、それぞれ定められた期間が経過しないものとして取り扱う（(3)のロによる不支給措置を適用しない。）ことができる。

ロ 保留期間

支給請求の保留の期間は、保留事由発生日から起算して2年を限度（助成金の支給期間満了日までの期間に限る。）とする。

ただし、保留期間満了日前に次の（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかに該当した場合は、その日に保留期間は終了する。

(イ) 保留事由が消滅した場合

(ロ) 事業主が、以降の支給請求を行わない旨の申出をした場合

(ハ) 支給対象障害者が離職し、支給要件を具備しなくなった場合

(ニ) 事業主に倒産、廃止、清算等により事業の継続ができない事由が発生した場合

(ホ) 保留期間中に1の(4)に該当することとなった場合

ハ 支給請求の保留の申請

事業主は、保留事由が生じた場合は、別表3の助成金一時保留申請書（様式第554号。以下「一時保留申請書」という。）を直近の支給請求書と併せて提出しなければならない。

ニ 保留の承認

(イ) 機構は、事業主から一時保留申請書が提出されたときは、内容を審査の上、「承認」又は「不承認」とする。

(ロ) 機構は、一時保留の承認又は不承認とした場合は、別表3の助成金一時保留承認・不承認通知書（様式第555号。以下「一時保留承認・不承認通知書」という。）により、その旨を事業主に通知する。

ホ 保留期間の延長

機構は、ニにより承認した保留期間経過後も引き続き保留事由がある場合は、一回に限り保留期間を延長することができる。この場合の保留期間、申請、承認の取扱いは、イからニまでに掲げる取扱いと同様とする。

ヘ 保留の解除

事業主は、ニ又はホにより承認された保留期間の満了日前に保留期間を終了する場合は、終了する事由が生じた日の翌日から起算して3か月以内に別表3の助成金一時保留解除届（様式第556号。以下「一時保留解除届」という。）を機構に提出しなければならない。

ト 保留前の支給請求及び支給額

保留事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留事由発生日の前日までの支給対象作業施設等の賃借を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

チ 保留解除後の支給請求及び支給額

(イ) 保留解除後の支給請求に係る手続は、保留解除事由発生日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求を行わなければならない。

(ロ) 保留解除事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留解除事由発生日の属する月における支給対象作業施設等の賃借を行った日数により、当該月の支給対象費用を算出する。

(5) 支給の終了

イ 機構は、助成金の支給を受けている事業主が次の(イ)から(へ)までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降の助成金の支給を終了することができる。

(イ) 偽りその他不正の行為により1回目以降の助成金の支給を受けた又は2回目以降の助成金の支給を受けようとした場合

(ロ) 1回目の助成金の支給決定後に前節の1の(4)のイからヌまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ハ) 支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ニ) 事業主の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

(ホ) 支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず

わらず契約期間満了により退職した場合

(へ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、イの理由により助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの (イ) の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定に、次の (イ) 及び (ロ) に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金について、不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了についての通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの (ハ) のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で (3) に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

9 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の (1) 又は (2) に掲げる手続を行わなければならない。

この場合において、機構は、必要に応じ、事業主に対して (1) 又は (2) に定める申請書等以外の書類の提出を求めることができる。

(1) 届出 (変更の届出)

届出は、事業主が認定申請書又は支給請求書を提出した後において、認定又は支給決定前に認定申請又は支給請求に係る8の (1) のニに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届 (様式第552号) により事業主が届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

(2) 承認申請

承認申請は、認定から1回目の支給請求まで、又は支給決定から次回の支給請求書の提出までの期間において、次のイからハまでに掲げる変更を行う場合に、イからハまでに定める申請期限に従って、変更承認申請書 (様式第551号) により事業主が申請する (支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。) ものであること。

イ 認定又は支給に係る作業施設及び附帯施設の変更

この場合の承認申請の期限は、原則として、変更に係る作業施設及び附帯施設の賃貸借契約を行おうとする日の前日の2か月前の応当日から賃貸借契約締結日の翌日から起算して6か月後の応当日とする。

ロ 作業設備の設置場所が固定される設備の設置場所の変更

この場合の承認申請の期限は、イと同様とする。

ハ 支給対象障害者の変更又は支給対象障害者の勤務形態若しくは就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更

この場合の承認申請の期限は、原則として、当該変更しようとする日の前日とする。

(3) 変更承認及び通知

イ 機構は、事業主から変更承認申請書が提出された場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」と、変更を認めるときは「不承認」とする。

ロ 機構は、イの承認又は不承認としたときは、変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主に通知する。

10 認定回数等

(1) 認定回数の制限

助成金は、一の事業主に雇用される支給対象障害者ごとに、作業施設等それぞれ単独で又は組合せにより、この助成金単独で又は次のイからへまでに掲げる助成金と合わせ、最大で3回まで認定することができる。

ただし、中途障害者に係る職場復帰のための作業設備の賃借による設置を対象として5の(1)に定める支給額により支給する助成金は、へに掲げる助成金を含め、1回限りの認定とする。

イ 第1種作業施設設置等助成金

ロ 平成15年9月30日以前の第1種雇入れ設備設置等助成金

ハ 平成15年9月30日以前の第2種雇入れ設備設置等助成金

ニ 平成10年3月31日以前の障害者作業設備更新助成金

ホ 平成10年3月31日以前の障害者処遇改善施設設置等助成金

へ 平成17年9月30日以前の中途障害者作業施設設置等助成金

(2) 2回目以降の認定申請の時期

イ 支給対象障害者の就業状況等が変化していない場合

助成金の対象となった作業施設等に係るそれぞれの支給期間（前節の9の(1)のハ及びへの第2種を除く助成金にあっては、支給決定日からそれぞれ3年。以下10において同じ。）が経過することにより、同様の作業施設等の賃借を継続するものについて、1回に限り、認定することができる。

ただし、10の(1)のイの助成金の支給対象となった作業施設等と同様の作業施設等の賃借を行うものは、支給対象としない。

ロ 支給対象障害者の就業状況等が変化した場合

支給対象障害者の障害重度化（障害の重複化を含む。）又は人事異動等により、助成金の対象となった作業施設等（継続分を含む。）を使用することができなくなり、新たに作業施設等を賃借する必要があると機構が認めるときは、前回の支給決定日からの経過期間にかかわらず、1回に限り、認定することができる。

(3) 支給対象障害者の特例

事業主が(2)のイにより継続して2回目の認定を受けようとする場合であって、当該認定申請における支給対象障害者数が前回認定申請時よりも増加し、かつ、当該増加に係る支給対象障害者を対象とする認定申請を1回目とみなすことができる場合は、当該増加に係る支給対象障害者をもって、更に1回、認定することができる。

(4) 支給期間満了後の認定申請

助成金の支給期間満了後、引き続き当初の契約期間が残存している場合の認定申請書の提出期限は、前回の認定に係る支給期間満了日の翌日から起算して3か月後の応当日とする。

ただし、企画競争型認定を実施する場合の申請期限は、前回の認定に係る支給期間満了日の翌日から起算して3か月以内に機構が設定する企画競争型認定申請の期限（前回の認定に係る支給期間満了日の翌日から起算して3か月经過後に最初の期限が到来する場合は、当該期限）とする。

11 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことによっ
て行う。

12 調整

(1) 第8章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は平成23年3月31日以前の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、当該助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

(2) 第9章の障害者能力開発助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、当該助成金の支給対象となった施設又は設備を対象として、この助成金は支給しない。

13 返還

(1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については当該助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災

地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で、8の(3)のイの(ロ)、ロ又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

14 認定申請及び支給請求の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。

(2) (1)について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第4章 障害者福祉施設設置等助成金

1 支給対象事業主等の要件

(1) 障害者福祉施設設置等助成金（以下この章において「助成金」という。）は、2の支給対象障害者を労働者として現に雇用する事業主（過去1年間に障害のある労働者を事業主都合（雇用保険法施行規則第36条第1号から第11号までの理由）により解雇していないものに限る。）及び当該事業主を構成員とする事業主の団体（以下この章において「事業主等」という。）のうち、規則第18条の3第1号及び第2号に規定する福祉施設（以下この章において「福祉施設等」という。）の設置又は整備（賃借によるものを除く。以下この章において同じ。）を行う事業主等に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主又は当該事業主を構成員とする事業主の団体には支給しない。

(2) 法人格を有しない事業主団体（複数の事業主により設立された健康保険組合を含む。以下同じ。）にあっては、代表者又は管理人の定めがあるもののうち、次のイからハまでに掲げるいずれにも該当する団体に限る。

ただし、支給対象となる福祉施設等について当該団体を構成する事業主が所有（不動産にあってはその持ち分のすべてを所有）しない場合は、支給対象としない。

イ 団体の運営に関する規約を規定していること。

ロ 経理担当職員を配置した事務局を設置していること。

ハ その構成員である事業主の2分の1以上において、障害者を現に雇用していること。

(3) 特例子会社については、その認定において障害者のための施設の改善を要件としているため、特例子会社及びその事務所の設立のための施設設備等については、支給対象としない。

ただし、特例子会社の設立から相当の期間が経過し、支給対象障害者のために新たな措置等が必要となり、当該措置が3の支給対象福祉施設等の要件に適合する場合は支給対象となること。

2 支給対象障害者の要件

支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者（在宅勤務者を含む。）であり、かつ次の（1）から（3）までに掲げる現に雇用する者（障害者総合支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型（雇用契約有）の事業を実施する事業所の利用者は除く。）であって、事業主等が福祉施設等の設置又は整備を行うことにより、福祉の増進を図ることが適当であると認められる者とする。

この場合の「現に雇用する者」とは、助成金の受給資格認定申請日に雇用している者をいう。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次のイからハまでに掲げるものに限る。

イ 公共職業安定所の紹介に係る者

ロ 当該事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者

ハ 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主等の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

3 支給対象福祉施設等の要件

（1）支給対象福祉施設等は、当該福祉施設等の設置又は整備を行うことにより、当該支給対象障害者の福祉の増進を図ることが適当であると認められるものであつて、次のイからホまでに掲げるもののうち、（2）に定めるものを除き、支給対象事業主等自らが所有するものとする。

イ 保健施設

保健室、洗面所、休憩室

ロ 給食施設

食堂

ハ その他、これらに類するものの用に供する建物

ニ イからホまでに該当する施設（以下この章において「福祉施設」という。）

に附帯し、当該施設の利用を容易にするために配慮された玄関、廊下、階段、トイレ等の施設（以下この章において「附帯施設」という。）

ホ 支給対象障害者の福祉の増進を図るために必要となるイからニまでに掲げるいずれかに該当する施設の附属設備（以下この章において「附属設備」という。）

（2）次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給対象としない。

イ 建築基準法に適合する建物であっても、同法施行令に規定する階段寸法の基準（施設区分は、当該施設の使用実態による。）に適合していない階段又は防火設備を改修等する場合

ロ 中古又は事業主の自社製の福祉施設等を購入する場合

ハ 福祉施設等の工事等を事業主等自らが実施する場合（その事業主等を代表する者又はその役員が代表者となる法人が実施する場合を含む。）

ニ 支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族が所有する福祉施設等を購入する場合又は支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族が所有する福祉施設等に工事等を実施する場合

ホ 売買又は施工に係る契約等の相手方が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれ

かに該当する場合

(イ) 事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社

(ロ) 事業主が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社

(ハ) 事業主が法人の場合

- ① 事業主の役員
- ② 事業主の役員の配偶者
- ③ 事業主の役員の子親等の親族
- ④ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の役員
 - b 事業主の役員の配偶者
 - c 事業主の役員の子親等の親族

(ニ) 事業主が個人の場合

- ① 事業主の配偶者
- ② 事業主の子親等の親族
- ③ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の配偶者
 - b 事業主の子親等の親族

(ホ) 事業主が特例子会社又は親事業主の場合
関係会社

(ヘ) 事業主が関係会社の場合

- ① 特例子会社
- ② 親事業主

(3) 支給対象福祉施設等であることの判断基準

支給対象障害者の福祉の増進を図る上での障害特性による課題に対する配慮の措置が申請対象となっていることを確認できる場合において、「当該支給対象障害者の福祉の増進を図るために必要な部分のみ」を支給対象とする

また、事業主等が事業を営むために本来必要な施設・設備の設置・整備を行う場合は、支給対象としない。

4 助成率

助成率は、3分の1とする。

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、次の(2)の福祉施設等の設置又は整備に要する費用(5において「支給対象費用」という。)に助成率を乗じて得た額(1円未満切捨て)の合計額とする。

なお、支給限度額は、助成金の支給対象障害者1人当たり225万円とし、その額に一の認定申請に係る支給対象障害者の数を乗じて得た額とする。

ただし、支給対象障害者が短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である者を除く。）である場合の支給限度額は、「225万円」とあるのは「112万5千円」とする。

また、その額が事業所1所（事業主団体については1団体）につき一の会計年度当たり2,250万円を超えるときは、2,250万円を限度とする。

（2）支給対象費用

支給対象費用は、次のイ、ロ及びハに定める額又はその合計額（事業主等自ら、子会社、親会社又は関係会社が福祉施設等の設計監理を行う場合の設計監理費を除く。）とする。

なお、設計監理の設計又は工事監理を行う者は、それぞれ建築士法第2条第1項から第4項まで及び第3条から第3条の3までに定められた資格を有する者でなければならない。

また、6の（3）の受給資格の認定の後に行う福祉施設等の設置又は整備の発注契約（原則として福祉施設、附帯施設、付属設備ごとにそれぞれの発注契約）に当たって、入手した見積書の見積額が150万円以上1,000万円以下のときは、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴取し、そのうちで最も低い金額とし、当初入手した見積書の見積額が1,000万円を超えるときは、原則として一般（指名）競争入札により得られた額とする（一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）。

なお、一般（指名）競争入札を行うに際して事業主等が定める入札予定価格の参考として用いる積算は、やむを得ない理由がある場合を除き、建築士等が行わなければならない。

また、事業主等が三者以上に見積書の作成を依頼する際に用いる設計図書は、原則として、見積依頼を行う予定の相手方以外の建築士が作成したものでなければならない。

イ 福祉施設については、次の（イ）又は（ロ）の場合に区分して定める額とする。

（イ）増築、改築若しくは大規模な模様替え又は購入により福祉施設の設置又は整備を行う場合

専ら支給対象障害者のために行う、算定に関する件により算定した額の範囲内の当該福祉施設の増築、改築又は大規模な模様替え（建築基準関係規定上のもの。以下この章において「増築等」という。）に必要な建築主体工事費、建物附属設備工事費及び設計監理費の合計額（増築等に伴う既存建物又は建物附属設備の解体、撤去、廃棄等に係る費用を除く。）並びに購入に必要な額とする。

また、建築主体工事費及び建物附属設備工事費は、次の①に定める面積に②に定める単価を乗じて得た額とする。

① 支給対象面積

支給対象福祉施設の延べ面積を施設利用者数で除して得た面積又は28㎡のいずれか小さい面積に、支給対象障害者数を乗じて得た面積。

② 建築単価

支給対象福祉施設の1㎡当たりの建築単価（当該支給対象福祉施設の建築費用を当該支給対象福祉施設の延べ面積で除した単価をいう。）又は算定に関する件に規定する1㎡当たりの建築単価のいずれか低い単価。

(ロ) 改修等により整備をする場合

支給対象福祉施設の整備に必要な額は、原則として、(イ)により算定した額とする。なお、重度身体障害者のための福祉施設の段差の解消等、支給対象障害者の福祉の増進のための整備の内容により、これにより難しい場合は、支給対象障害者の福祉の増進を図ることができると認められる範囲の費用とする。

ロ 附属施設については、当該施設の設置又は整備に必要な額（支給対象障害者の福祉の増進を図ることができると認められる範囲の費用に限るものとし、附属施設の設置又は整備に伴う、既存建物又は建物附属設備の解体、撤去、廃棄等に係る費用を除く。）とする。

ただし、6の(3)の受給資格の認定の後に行う附属施設の設置又は整備の発注契約（原則として附属施設の全部の発注契約）に当たって、入手した見積書の見積額が150万円以上1,000万円以下のときは、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴取し、そのうちで最も低い金額とし、当初入手した見積書の見積額が1,000万円を超えるときは、原則として一般（指名）競争入札により得られた額とする（一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）。

なお、一般（指名）競争入札を行うに際して事業主等が定める入札予定価格の参考として用いる積算は、やむを得ない理由がある場合を除き、建築士等が行わなければならない。

また、事業主等が三者以上に見積額の作成を依頼する際に用いる設計図書は、原則として、見積依頼を行う予定の相手方以外の建築士が作成したものでなければならない。

ハ 付属設備については、当該設備の設置又は整備に必要な額（当該設備の保守に係る費用及び当該設備の設置に伴う既存設備の解体、撤去、廃棄等に係る費用を除く。）とする。

また、複数の労働者が付属設備を使用する場合にあっては、当該設備の設置又は整備に必要な額を当該設備の使用就労人員数で除して得た値に、支給対象障害者数を乗じて得た額とする。

(3) 補助金等との調整

事業主等が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の額のいずれか低い額とする。

6 受給資格の認定等

(1) 事前着手の制限

助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、工事等に着手（支給対象福祉施設等に係る工事等の発注、契約等を行うこと（当該作業施設等に係る設計図書の作成に係る発注等を行うことを除く。）をいう。以下この章において同じ。）する前に、機構に対して助成金受給資格の認定申請を行わなければならない。

ただし、事業主等が機構に対し、認定申請時に事前着手申出書（様式第560号）を併せて提出した場合には、機構は事前着手を認めるほか、(3)の受給資格の認定日の前に事前着手申出書が提出された場合であっても、当該申出書の提出日以降に事前着手するものであれば、これを認めることができる。

(2) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、福祉施設等の設置又は整備を行うための工事等の発注予定日、工事請負契約締結予定日又は購入に係る売買契約締結予定日の前日までに、認定申請書（様式第601号）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由（別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。）により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主等は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続をやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

ニ 支給対象施設等が既存の建物の改修の場合は、当該建物が建築基準法に適合した施設等であることの確認のため、事業主等は、検査済証を機構に提出しなければならない。

ただし、検査済証を紛失等したことにより提出できない場合は、地方公共団体が発行する検査済証に関する証明書等又は一級建築士の報告書等及び建築確認済証の写し等で代えることができる。

なお、建築確認が必要な建物であるにもかかわらず、建築確認申請を行っていない建物に係る改修等については、支給対象としない。

(3) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主等から(2)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき（(2)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは(4)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認める

ことができないときは「不認定」とする（事業主等から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

なお、この際、認定申請後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主等については、不認定とする。

- ロ 事業主等は、（2）のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び（2）のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合は、不認定とすることができる。

- ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主等に通知する。

（4）認定条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を認定の条件とする。

- イ 事前着手に関すること。

事業主等は、認定申請に係る福祉施設等の設置又は整備を行うに当たり、原則として、受給資格の認定を受けた後（8の事業計画の変更の場合にあっては、当該事業計画の変更承認後）でなければ、工事等に着手してはならないこと。

ただし、認定申請書の提出時又は認定日の前に事前着手申出書を提出した場合にあっては、当該申出書の提出日以降に工事等に着手することができること。

- ロ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主等は、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

（ロ）事業主等は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

- ハ 事業主等は、労働者として雇い入れる又は継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

- ニ 事業主等は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）の写し及び認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）については、原則として対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。

- ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（5）認定の取消し

- イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主等が次の（イ）から（ト）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

（イ）認定の取消しを申し出た場合

（ロ）偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、支給請求を行い、又は支給を受けた場合

（ハ）この助成金におけるその他の申請に係る認定又は他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合（7の（2）のへの規定を適用して支給

決定の取消しを行った場合以外にこの助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。)

(ニ) 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ホ) 認定を受けた後、第3章第1節の1の(4)のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ヘ) 支給請求日から支給決定までの間に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職をした場合

(ト) その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主等に通知する。

ハ 機構は、イの(ロ)の理由により認定を取消した場合は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主等の名称等を公表すること。

ニ イの(ニ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で(4)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

7 支給請求等

(1) 支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、(3)のイに定める支給請求の期間内に、支給請求書（様式第621号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、支給請求はできない。

(イ) 受給資格の認定日から支給請求書の提出までの間に、支給対象障害者が自己都合離職等又は自己都合離職等以外の離職をしたことにより当該福祉施設等を使用しなくなった場合（6か月以内に代替雇用をした場合を除く。）

(ロ) 認定後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 認定に係る事業計画の変更（変更承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、8の（1）の届出とともに、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の（イ）から（ホ）までに掲げるものをいう。

- （イ）事業主等名、代表者、事業主等所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更
- （ロ）事業主等の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主等名、代表者又は事業主等所在地の変更
- （ハ）支給対象障害者の転勤又は出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更
- （ニ）支給対象障害者の変更（支給対象障害者の勤務形態及び就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更を含む。以下同じ。）
- （ホ）措置の変更（施設にあつては手すり若しくはドアの仕様等の変更又は建築確認申請の計画変更確認申請を要しない施設面積の変更をいい、設備にあつては型式等の変更など用途の変更を伴わない変更をいう。）

ニ 事業主等は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続をやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）支給決定

イ 機構は、事業主等から（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（（1）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主等から支給請求に係る取下げ書の提出があつた場合を除く。）。

なお、この際、次の（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

- （イ）支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主等であつて、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主等については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主等については当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主等であつて、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）（口頭発注による契約のため、工事等の着手の日を客観的に確認できる書類が提出されない場合も含む）
- （ロ）支給請求後から支給決定までに第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

- (ハ) 不正受給により助成金の支給を受けようとした場合
- (ニ) 事前着手申出書を機構に提出していないにもかかわらず認定前に着手した場合
又は当該申出書を提出する前に着手した場合
- (ホ) その他支給対象事業主等、支給対象障害者又は支給対象福祉施設等の要件に適合しなくなった場合

ロ 事業主等は、(1)のイのただし書の規定による未提出の支給請求書添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び13の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書(様式第558号)により、その旨を事業主等に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。

この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主等に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、13による。

へ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからチまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主等は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主等であること。

(ロ) 事業主等は、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日までに、福祉施設等の設置又は整備及び当該工事等に係る費用の支払を完了(工事等が全て完了(竣工)し、かつ、当該工事等に係る費用の支払が終了(手形の振出し又はファクタリングによって支払われる場合にあっては、当該手形等が決済されたことをいう。)し、所有権の移転が伴う場合は、所有権が移転したことをいう。)し、かつ、支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

なお、事業主が代替雇用した障害者を支給対象障害者として支給請求する場合の取扱いについては、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日又は支給対象障害者の自己都合離職等の日の翌日から起算して6か月を経過する日のいずれか遅い日を支給請求書の提出期限とする。

ロ 資産計上に関すること。

事業主等は、支給対象施設又は設備の取得価額が50万円以上の場合、資産に計上すること。

ハ 対象障害者等雇用継続義務期間及び対象施設設備等処分制限期間に関すること。

(イ) 助成金の支給を受けた事業主等は、支給決定の日から起算して1年間（対象障害者等雇用継続義務期間）以上、支給対象障害者の雇用を継続しなければならないこと。

この対象障害者等雇用継続義務期間において、当該支給対象障害者が自己都合離職等をした場合は、当該離職等の日の翌日から起算して6か月後の応当日までに代替雇用をしなければならないこと。

(ロ) 助成金の支給を受けた事業主等は、支給対象福祉施設等の取得価額が50万円以上の場合、対象施設設備等処分制限期間以上の期間、支給対象障害者（6か月以内に代替雇用をした障害者を含む。）のために所有しなければならないこと。

(ハ) 上記（イ）及び（ロ）の期間においても、支給対象障害者は、実労働時間が月80時間（精神障害者にあつては月60時間）以上であった月が当該期間の半分を超えていること等第2章第1節に規定する労働者であることの判断基準を満たすこと。

ニ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主等は、助成金の支給を受けた後、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主等は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ホ 事業主等は、支給請求書の写し及び支給請求添付書類等の写し並びに支給決定通知書については、原則として対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。

ヘ 助成金の支給に係る事業の報告に関すること。

事業主等は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び10に定める実施状況の報告を行わなければならないこと。

ト 調査への協力に関すること。

事業主等は、機構が必要に応じて実施する支給対象福祉施設等の設置状況及び使用状況に関する調査に協力しなければならないこと。

チ イからトまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

8 事業計画の変更手続等

事業主等は、認定申請書提出後、事業主等の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の（1）から（3）までに掲げるいずれかの手続を行わなければならない。

なお、事業計画の変更に伴い、変更前よりも支給対象費用が増大することとなる場合であっても、助成金の増額は、原則として行わない。

(1) 届出（変更の届出）

届出は、事業主等が認定申請書又は支給請求書を提出した後において、当該認定又は支給決定の前に、認定申請又は支給請求に係る7の(1)のハに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届(様式552号)により事業主等が届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

(2) 承認申請

承認申請は、認定から支給請求までの期間、又は支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる変更を行う場合に、イ又はロに定める申請期限に従って、変更承認申請書(様式第551号)により事業主等が申請する(支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。)ものであること。

イ 認定から支給請求までの期間における変更

(イ) 建設敷地、施設面積又は建築構造の重大な仕様の変更

(ロ) 設備の用途又は設置場所を固定している設備(基礎工事を必要とする設備をいう。以下同じ。)の設置場所の変更

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の承認申請の期限は、原則として、変更しようとする日の2か月前の応答日とする。

ただし、申請期限までに承認申請を行うことができないやむを得ない理由があると機構が認める事業主等であって、かつ、事前着手をしようとする事業主については、申請期限経過後においても承認申請を行うことができる。

ロ 支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間における変更

(イ) 事業主等の合併又は統廃合による支給対象事業主等の変更

この場合の承認申請の期限は、原則として、変更が生じたときとする。

(ロ) 事業主等の事業の譲渡等による支給対象事業主等の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

(ハ) 支給対象障害者の変更又は支給対象障害者の勤務形態若しくは就業形態(転勤、出向、短時間労働者、在宅勤務等)の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

ただし、対象障害者等雇用継続義務期間における支給対象障害者の自己都合離職等による代替雇用に係る承認申請の期限は、当該離職等の日の翌日から起算して7か月を経過する日とする。

また、対象施設設備等処分制限期間(対象障害者等雇用継続義務期間後の期間に限る。)に離職した場合の承認申請の期限は、当該離職日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。

(ニ) 当該事業主の事業を継続する場合において実施する支給対象福祉施設等の譲渡等の処分

この場合の承認申請の期限は、原則として、当該処分をしようとする日の2か月前の応当日とする。

(ホ) 当該事業主の事業を継続する場合において実施する設置場所を固定している支給対象附属設備の設置場所の変更、又は支給対象附属設備の譲渡等の処分

この場合の承認申請の期限は、(二)と同様とする。

(3) 申出(変更等の申出)

申出は、支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる状況により処分を余儀なくされる場合に、イ又はロに定める申出期限までに変更等申出書(様式第552号の3)により事業主等が申し出るものであること。

イ 天災地変による災害等不可抗力の事態により実施する支給対象福祉施設等の取壊し、廃棄等の処分

この場合の申出の期限は、当該事態が発生した日の翌日から起算して6か月を経過する日とする。

ロ 事業廃止、倒産等により実施する支給対象福祉施設等の譲渡等の処分

この場合の申出の期限は、原則として、当該処分をしようとする日の2か月前の応答日とする。

(4) 変更承認及び通知

イ 機構は、事業主等から変更承認申請書が提出された場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」と、変更を認めるときは「不承認」とする。

ロ 機構は、イの承認又は不承認としたときは、変更承認・不承認通知書(様式第553号)により、その旨を事業主等に通知する。

(5) 変更承認前着手の制限

事業主等が(2)のイの変更承認手続を行う必要があるときは、福祉施設等の変更に係る部分の工事等については、変更承認後に着手しなければならない。

ただし、事業主等は、必要に応じ、事前着手申出書を提出することにより、変更承認の通知を待たずに福祉施設等の変更に係る部分の工事等に着手することができる。

9 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主等の指定する金融機関の口座に振り込むことによつて行う。

10 事業実施状況報告

助成金の支給に係る事業の実施状況の報告に関する手続等は、次の(1)から(4)までに掲げるとおりとする。

(1) 報告対象期間は、支給決定日から起算して1年を経過する日までの期間とし、実施状況報告書(様式第561号)により、事業主等が機構に報告するものとする。

(2) 実施状況の報告に当たっては、次のイからホまでに掲げる書類を実施状況報告書に添付しなければならない。

イ 支給対象福祉施設等の取得価額が50万円以上の場合、当該福祉施設等が記載された固定資産台帳(写)又は減価償却明細書(写)等の該当ページ

ロ 上記イにおいて圧縮記帳を行った場合、別表3の助成金に係る取得資産及び圧縮記帳明細書(様式562号の3)

ハ 報告日現在の支給対象福祉施設等の写真(カラー写真)

ニ 報告対象期間に係る支給対象障害者のタイムカード等の出勤状況が確認できる書類及び賃金台帳の写し

ホ その他機構が必要と認める書類等

- (3) 事業計画の変更（8の（2）の承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の実施状況報告書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合において「事業計画の変更」とあるのは、原則として、事業主等の合併、統廃合又は事業主等の事業の譲渡等によらない事業主等名、代表者、事業主等所在地、事業所名若しくは事業所所在地の変更をいう。

- (4) 実施状況の報告は、原則として、（1）の報告対象期間の末日の翌日から起算して1か月以内に行うものとする。

11 調整

- (1) 過去にこの助成金の支給を受けた事業主等に対しては、当該助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。
- (2) 事業主又は事業主を構成員とする事業主団体が同一の障害者を支給対象障害者として、使用目的等が同一の福祉施設等の設置又は整備を行う場合にあっては、この助成金は支給しない。
- (3) 第8章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、第9章の障害者能力開発助成金又は平成23年3月31日以前の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受ける又は受けた事業主等は、各々の助成金の支給対象となった同一の施設をもって、この助成金は支給しない。

12 返還

- (1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主等が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
- イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
- ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
- ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
- ホ その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

へ 対象障害者等雇用継続義務期間に、支給対象障害者を事業主都合により離職させた場合

全額返還とする。

ト 対象障害者等雇用継続義務期間に支給対象障害者が自己都合離職等した後、6か月以内に代替雇用をしなかった場合

原則として、一部返還とし、当該返還額は、当該義務期間に対する非雇用期間の日割計算により算出した額（1円未満切上げ）とする。

ただし、当該支給対象施設設備等が支給対象障害者のみ使用するもの（他の労働者が使用しないもの）である場合は、返還を求めないことができる。

チ 支給対象施設設備等を譲渡、転用（一時的なものを除く。）、廃棄等の処分を行った場合

(イ) 対象障害者等雇用継続義務期間における処分

支給対象障害者に対する代替措置を講じることなく、当該処分のみを行った場合は、原則として、全額返還とする。

支給対象障害者に対する代替措置を講じた場合は、一部返還とし、当該返還額は、当該義務期間に対する「当該処分した日から当該義務期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産、事業所移転等により実施する処分（事業所移転の場合の有償譲渡を除く。）の場合は、返還を求めないことができる。

(ロ) 対象施設設備等処分制限期間（対象障害者等雇用継続義務期間後の期間に限る。）における処分

原則として、一部返還とし、当該返還額は、当該制限期間に対する「当該処分した日から当該制限期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産、事業所移転等による処分（事業所移転の場合の有償譲渡を除く。）の場合は、返還を求めないことができる。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主等に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の助成金返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主等の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1) のハのやむを得ない事由がある場合とは、次のイ又はロに該当する場合をいう。

イ 助成金の支給に係る福祉施設等を支給対象障害者のために使用することができなくなった場合であって、天災地変その他機構がやむを得ないと認める事由により事業の継続が不可能となった場合

ロ 第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で、7の(3)のイの(ロ)又は8に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合

13 認定申請及び支給請求の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主等（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主等以外の者に委任することができる。

(2) (1) について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第5章 障害者介助等助成金

第1節 削除

第2節 職場介助者の配置又は委嘱助成金

1 支給対象事業主の要件

- (1) 職場介助者の配置又は委嘱に係る助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の2第1項第2号イ及びロに規定する、その雇用する支給対象障害者（2に規定する者をいう。以下この節において同じ。）の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者（雇用保険の適用を受けない者である法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人、事業主と同居の親族又は学生（昼間において授業を受ける者に限る。以下この章において同じ。）を除く。以下この節において「職場介助者」という。）の配置又は委嘱を行う事業主（以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

この場合、「配置」とは、対象となる障害者の所定労働日及び所定労働時間において、必要な援助を常時行いうる体制を整備するため、その常用雇用労働者等を3の支給対象となる措置に係る業務の任におくことをいい、「委嘱」とは、対象となる障害者に対して、必要とされる機会に必要な援助を行いうる体制を整備するためのみにその常用労働者以外の者をその任におくことをいう。

また、2の（1）に該当する支給対象障害者が、次の（2）に掲げる企画、立案、会計、管理等の事務的業務（以下この節において「事務的業務」という。）以外の業務に従事するときは、当該支給対象障害者の業務の遂行のために必要な職場介助者の委嘱を行う事業主に限り支給する。

- ただし、第3章第1節の1の（4）のイからりまでに掲げる事業主には支給しない。
- (2) (1)において、「事務的業務」とは、次のイからへまでに掲げる業務をいい、支給対象障害者の業務内容が事務的業務と次のイからへまでに掲げる業務以外の業務（以下「事務的業務以外の業務」という。）の両方にわたる場合であっても、当該支給対象障害者の主たる業務が事務的業務である場合は、「事務的業務に従事する支給対象障害者」とみなすこととする。

なお、業務遂行に必要とされる知識・技術・技能の程度が高い業務又は当該事業所の全労働者の過半数が従事する業務が事務的業務以外の業務である場合は当該業務を主たる業務とするが、これにより判断することが困難な場合は、当該支給対象障害者の従事する時間の長い業務を主たる業務とみなすこととする。

イ 一般事務

- (イ) 職員の任用・給与・研修・福利厚生、文書の收受・管理、秘書、広報、受付などの書記的業務
- (ロ) 管理的職業従事者又は専門的・技術的職業従事者を補佐して、所管業務の企画・立案・管理、経済関係等の調査の企画・分析に関する業務及び各種の調査、集

計などの業務

(ハ) (イ) 又は (ロ) 以外の書記的業務

ロ 会計事務

(イ) 現金・小切手・手形類の受払いの業務

(ロ) 電気・ガス・水道・電話などの公共料金の徴収・督促に関する書記的業務

(ハ) 予算の計画、会計帳簿の記入・決算・監査、原価計算その他上記 (イ) 及び

(ロ) のいずれにも含まれない会計事務に関する業務

ハ 生産関連事務

(イ) 工場・土木建築工事・鉱山などの作業現場において、工務・労務・資材等に関する事務処理の業務

(ロ) 資材・機械器具・工具・製品等を検収して倉庫に納め、保管管理してその状況を記録する業務

(ハ) 物品の受入・発送・検品に関する書記的業務

ニ 営業・販売関連事務

(イ) 商品の仕入、販売契約の作成、顧客の信用調査、事故の調査、苦情処理、販売後のサービス等に関する業務

(ロ) (イ) に含まれないその他の営業・販売関連事務に関する業務

ホ 運輸・通信事務

(イ) 駅・自動車発着所・栈橋・空港・荷扱所などの運輸機関において、出札、改札、旅客の案内、小荷物、貨物の受渡手続などの業務

(ロ) 車両・船舶・航空機・自動車などの管理、運転運行計画の樹立、運転指令、配車船等に関する書記的業務

(ハ) 電報局・電話局における窓口業務

(ニ) 上記 (イ) から (ハ) に含まれない運輸・通信の事務に関する業務

ヘ その他の事務的業務

(イ) 会議・座談会などにおける発言を速記又は録音し、これを文書に整理記録するもの、ワードプロセッサにより文書を作成する業務

(ロ) 電子計算機・複写機などの事務機器の操作に関する業務

(ハ) 電子計算機による情報の整理・加工・蓄積・検索などに関するシステムの分析・設計、プログラムの設計・作成についての業務

(ニ) 申請内容から判断して、上記以外の事務的業務と認められるもの

2 支給対象障害者の要件

- (1) 支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であり、かつ次のイからハまでに掲げる者（在宅勤務者を含む。）であって、事業主が職場介助者の配置又は委嘱を行わなければ、障害により適当な雇用を継続することが困難であると認められる者（雇用保険の適用を受けない者である法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人、事業主と同居の親族又は学生及び障害者総合支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型（雇用契約有）の事業を実施する事業所の利用者は除く。）とする。

なお、障害により適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、認定申請日時点において事業主に支給対象障害者が雇用されてから1年を超える期間が経過しており、助成金制度による職場介助者を配置又は委嘱する十分な必要性がない場合は、支給対象障害者とみなさないものとする（雇用されてから1年を超える期間が経過していることについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

- イ 2級以上の視覚障害者（規則別表第1第1号に掲げる身体障害がある者）
- ロ 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害の重複者（規則別表第3第6号に掲げる身体障害がある者）
- ハ 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害の重複者（規則別表第3第7号に掲げる身体障害がある者）

(2) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、次のイ又はロに該当するものとする。

- イ 支給対象障害者がその雇入れ後に中途障害者となった場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医の診断書により雇用の継続が困難になった理由が障害の進行等によるものであると確認できるもの（中途障害者となった日又は職場復帰した日のいずれか遅い日から起算して1年を超える期間が経過したものを除く。）。
- ロ 人事異動等（この章において、単に勤務事業所が他の既存施設に移転するものは、人事異動等とはみなさない。）が行われたもの（人事異動等の発令日から起算して1年を超える期間が経過したものを除く。）。

3 支給対象となる措置

(1) 支給対象となる措置は、事業主が支給対象障害者ごとに職場介助者を1人配置又は委嘱（(3)に定める場合を除く。）するものとし、当該職場介助者の業務は、支給対象障害者の障害特性が理由で自ら行うことができない作業部分の代行であって、支給対象障害者が主体的に業務を遂行するために必要不可欠な次のイ又はロの支給対象障害者の区分に従って定める介助の業務及びハの介助の業務とする。

イ 2の(1)のイに該当する支給対象障害者に対する直接の介助業務（遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して支給対象障害者に対して行う業務を含む。）

(イ) 支給対象障害者の都度の判断かつ指示に基づく事務処理に必要な文書の朗読・代読及び録音図書の作成

(ロ) 支給対象障害者の都度の判断かつ指示に基づく文書の作成（文・デザイン等の創案を除く。）・代筆及びその補助業務

(ハ) 書類等の整理

(ニ) 支給対象障害者の業務上の移動・外出の付添い（介助者が自動車を運転する場合を除く。）

(ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる業務に付随する業務

ロ 2の(1)のロ及びハに該当する支給対象障害者に対する直接の介助業務（次

の（イ）及び（ロ）に掲げる業務並びにこれらの業務に付随する業務にあつては、遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して支給対象障害者に対して行う業務を含む。）

（イ）支給対象障害者の都度の判断かつ指示に基づく文書の作成（文・デザイン等の創案を除く。）・代筆及びその補助業務

（ロ）支給対象障害者の都度の判断かつ指示に基づく機器の操作及びコンピュータ入力並びにその補助業務

（ハ）書類等の整理

（ニ）支給対象障害者の業務上の移動・外出の付添い（介助者が自動車を運転する場合を除く。）

（ホ）（イ）から（ニ）までに掲げる業務に付随する業務

ハ 次の（イ）及び（ロ）に該当する支給対象障害者に対する介助業務

（イ）所定労働時間内の休憩時間（労働基準法第34条に規定されている時間に限る。）中における支給対象障害者の食事に係る介助

（ロ）勤務時間中又は休憩時間中に支給対象障害者のトイレ使用に係る介助

（2）職場介助者の配置助成金（以下この節において「配置助成金」という。）における支給対象となる措置を行っている時間（支給請求における介助時間）は、職場介助者が当該措置（職場介助業務）のみに専従している時間とする（支給請求における介助時間以外の時間において、職場介助者が職場介助業務以外の業務を行うことを制限するものではない。）。

（3）次のイからトまでに掲げるいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

イ 実質的に職場介助者が主体的に行う業務（支給対象障害者の都度の判断かつ指示を受けずに職場介助者が自ら判断しながら行うもの、支給対象障害者が職場介助者に指示した後は、当該業務の遂行状況を観察せずに他の業務を行うもの等）の場合

ロ 会議の会場設営等、複数人の作業担当者の一員として職場介助者に業務を分担させる場合

ハ 支給対象障害者と職場介助者とが同時に同じ物を持ち上げて運搬する等、支給対象障害者が遂行する業務と同時に呼応して職場介助者が同様の業務を行う場合

ニ 支給対象障害者が自ら遂行可能な業務（職場介助者を必要としない業務）であるものの、予定より当該業務の進捗が遅れている、支給対象障害者の作業が迅速でない等の理由により職場介助者が当該業務を手伝う場合

ホ 支給対象障害者が事業場外労働（在宅勤務及び業務上の外出を除く。）を行う場合

ヘ この助成金及び次の（イ）から（へ）までに掲げる助成金の支給対象障害者が、各々の助成金の支給期間内において職場介助者となる場合

（イ）次節の職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

（ロ）次章第2節の企業在籍型職場適応援助者助成金

（ハ）第7章第3節の指導員の配置助成金

（ニ）障害者雇用納付金関係助成金支給要領の一部を改正する要領（令和3年3月31日要領第18号）附則第2条の規定により支給される改正前の障害者

雇用納付金関係助成金支給要領（以下この章において「旧要領」という。）

第5章第6節の職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金

(ホ) 旧要領第5章第7節の在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金

(ヘ) 職場支援員の配置又は委嘱助成金（雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第81号）による改正前の雇用保険法施行規則（以下この章において「旧雇用保険法施行規則」という。）第118条の3第2項第1号に該当する事業主に対して支給される「障害者職場定着支援コース助成金」（同号の口の（4）に規定する職場支援員の配置、委嘱又は委託の措置限る。）を含む。）

ト 助成金の支給に係る職場介助者が、6の支給期間内において、次の（イ）から（チ）までに掲げる業務を兼務する場合

(イ) 本節及び次節の職場介助業務（職場介助者の委嘱であって、当該委嘱業務がそれぞれ異なる日に実施される場合を除く。）

(ロ) 第4節の手話通訳、要約筆記等業務（職場介助者の委嘱であって、職場介助業務と手話通訳、要約筆記等業務がそれぞれ異なる日に実施される場合を除く。）

(ハ) 旧要領第5章第6節の職業コンサルタント業務（職業コンサルタントの委嘱であって、当該委嘱業務がそれぞれ異なる日に実施される場合を除く。）

(ニ) 旧要領第5章第7節の在宅勤務コーディネーター業務（在宅勤務コーディネーターの委嘱であって、当該業務がそれぞれ異なる日に実施される場合を除く。）

(ホ) 第8節の障害者相談窓口担当者の業務

(ヘ) 次章第2節の企業在籍型職場適応援助者業務

(ト) 第7章第3節の指導員の業務

(チ) 職場支援員の配置又は委嘱助成金及び職場復帰支援助成金支給要領（令和3年3月31日要領第21号）に規定する職場支援員の業務（旧雇用保険法施行規則第118条の3第2項第1号の口の（4）に基づく職場支援員の業務を含む。）

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

(1) 支給額

イ 配置助成金の支給額は、職場介助者の配置に要する費用（以下この節において「配置に係る支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

なお、支給限度額は、職場介助者1人当たり1か月につき15万円とする。

ロ 職場介助者の委嘱助成金（以下この節において「委嘱助成金」という。）の支給額は、職場介助者の委嘱に要する費用（以下この節において「委嘱に係る支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、職場介助者の委嘱1回につき1万円とする。

ただし、その額が職場介助者を初めて委嘱した日から起算して1年の期間ごとに、次の（イ）又は（ロ）に掲げる額を超える場合は、（イ）又は（ロ）に

掲げる額を限度とする。

また、委嘱1回とは、職場介助者ごとに職場介助者1人が同一日に行う職場介助業務に係る委嘱をいう。

(イ) 2に掲げる支給対象障害者（ただし、2の(1)のイの支給対象障害者にあつては事務的業務に従事する者に限る。）に対する職場介助者 150万円

(ロ) 事務的業務以外の業務に従事する2の(1)のイの支給対象障害者に対する職場介助者 24万円

ハ 支給対象となる措置の変更に伴う年間支給限度額

(イ) 支給対象となる措置を配置から委嘱に変更した場合

職場介助者を初めて配置した日の属する月の翌月（以下この節において「起算月」という。）から起算して1年ごとの期間において、配置した期間が6か月以上の場合には180万円とし、配置した期間が6か月未満の場合には150万円とする。

(ロ) 支給対象となる措置を委嘱から配置に変更した場合

職場介助者を初めて委嘱した日（以下この節において「起算日」という。）から起算して1年ごとの期間において、配置した期間が6か月未満の場合には150万円とし、配置した期間が6か月以上の場合には180万円とする。

(2) 支給対象費用

イ 配置に係る支給対象費用

配置に係る支給対象費用は、次の(イ)から(ニ)までに掲げる方法により算定した額とする。

(イ) 配置に係る支給対象費用は、6の支給期間の各月における職場介助者の通常の労働時間（所定労働時間）に係る1時間当たりの賃金の計算額（労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる労働基準法施行規則第19条第1項各号により計算した額）（1円未満切捨て）に、当該月の各日において当該職場介助者が助成金の支給対象となる措置を行った時間数（以下この節において「介助時間数」という。）の合計を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

(ロ) 介助時間数は、各日における支給対象障害者及び職場介助者の双方が出勤した時間のうち一日の所定労働時間の範囲内で支給対象となる措置を行った時間数の当該月の合計とする。ただし、合計時間数に1時間に満たない端数が生じる場合は、30分未満は切捨て、30分以上1時間未満は1時間に切り上げるものとする。

(ハ) 支給期間の各月の途中で6の(1)のロに規定する職場介助者の変更が行われた場合は、当該変更に係るそれぞれの職場介助者ごとに(イ)の支給対象費用を算定し、その合計額を当該月における支給対象費用とする。

ロ 委嘱に係る支給対象費用

委嘱に係る支給対象費用は、委嘱された職場介助者が3の(1)に掲げる措置を

行った場合の当該職場介助者の委嘱に要した費用とする。

ただし、介助に当たらない時間に係る委嘱費用については、支給対象費用から除くこととする。また、交通費及び雑費については、支給対象としない。

この場合、委嘱1回当たりの費用は、支給期間の各日において、委嘱の形態に応じて次の（イ）から（ハ）までに掲げる方法により算定した額とする。

（イ）一定の期間により定められる委嘱費用は、委嘱費用を当該期間の委嘱日数で除して得た額を、一日の労働時間のうち介助に係る時間で按分して得た額（1円未満切捨て）とする。

（ロ）日により定められる委嘱費用は、その額を一日の労働時間のうち介助に係る時間で按分して得た額（1円未満切捨て）とする。

（ハ）時間により定められる委嘱費用は、委嘱費用に1日の介助に係る委嘱時間数を乗じて得た額とする。

（3）補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、（2）の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は（1）の額のいずれか低い額とする。

6 支給期間

（1）職場介助者の配置を行った場合

職場介助者の配置を行った場合の支給期間は10年間とし、起算月の初日から起算した支給期間を支給対象期間（職場介助者を配置している期間に限る。）とする。

イ 10年の支給期間内に支給対象障害者の離職等により当該職場介助者を配置しなくなった場合は、当該事象の発生した時期に応じて次の（イ）から（ハ）までに掲げるとおりとする。

（イ）起算月から6か月以内に配置しなくなった場合は、配置した期間があったとしても、支給期間全てに係る助成金は支給しない。

（ロ）起算月から6か月を経過した後、かつ、起算月から12か月以内に配置しなくなった場合は、起算月から6か月経過後に配置した期間があったとしても、起算月から6か月経過後の支給期間に係る助成金は支給しない。

（ハ）起算月から12か月を経過した後に配置しなくなった場合は、当該職場介助者を配置していた期間に係る助成金を支給する。

ロ 10年の支給期間中に職場介助者の変更があった場合の後任の職場介助者に係る支給期間は、10年の支給期間の残余の期間とする。

この場合、前任の職場介助者の配置に係る助成金は前任の職場介助者の配置の最終日まで支給し、後任の職場介助者の配置に係る助成金は後任の職場介助者を配置した日から支給する。

なお、職場介助者の変更可能回数は、原則として、一支給請求対象期間につき3回までとする。

（2）職場介助者の委嘱を行った場合

職場介助者の委嘱を行った場合の支給期間は10年間とし、起算日から起算した支給期間を支給対象期間（職場介助者を委嘱している期間に限る。）とする。

なお、認定申請書（様式第602号）に委嘱予定日が記載されているときは、当該日を起算日と読み替えるものとする（以下この節において同じ。）。

イ 10年の支給期間内に支給対象障害者の離職等により当該職場介助者を委嘱しなくなった場合は、当該事象の発生した時期に応じて次の（イ）から（ハ）までに掲げるとおりとする。

（イ）起算日から6か月以内に委嘱しなくなった場合は、委嘱した期間があったとしても、支給期間全てに係る助成金は支給しない。

（ロ）起算日から6か月を経過した後、かつ、起算日から12か月以内に委嘱しなくなった場合は、起算日から6か月経過後に委嘱した期間があったとしても、起算日から6か月経過後の支給期間に係る助成金は支給しない。

（ハ）起算日から12か月を経過した後に委嘱しなくなった場合は、当該職場介助者を委嘱していた期間に係る助成金を支給する。

ロ 10年の支給期間中に職場介助者の変更があった場合の後任の職場介助者に係る支給期間は、10年の支給期間の残余の期間とする。

この場合、前任の職場介助者の委嘱に係る助成金は前任の職場介助者の委嘱の最終日まで支給し、後任の職場介助者の委嘱に係る助成金は後任の職場介助者を初めて委嘱した日から支給する。

（3）支給対象となる措置を変更した場合

イ 事業主が、10年の支給期間中に3の支給対象となる措置を配置から委嘱に変更した場合の支給期間は、（1）の10年の支給期間の残余の期間とする。

ロ 事業主が、10年の支給期間中に3の支給対象となる措置を委嘱から配置に変更した場合の支給期間は、（2）の10年の支給期間の残余の期間とする。

7 受給資格の認定等

（1）認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、それぞれの支給対象障害者を初めて雇い入れた日から10年以内、かつ、支給対象となる職場介助者の配置又は委嘱を行おうとする日の前日までに、認定申請書に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由及び支給対象障害者が雇用予定者である場合により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定めるもの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないこ

とができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から(1)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき(1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは(3)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めることができないときは「不認定」とする(事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、認定申請後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については、不認定とする。

ロ 事業主は、(1)のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書(様式第541号)又は不認定通知書(様式第542号)により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、認定としたときは、認定通知書の通知に併せて、職場介助者の賃金に係る「助成金の支給対象費用と非支給対象費用との仕分」表(助添付様式第75-2号)(以下「賃金仕分表」という。)の確認結果を当該仕分表を添付することにより、当該事業主に連絡する。

(3) 認定条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の実施記録の作成に関すること。

事業主は、職場介助業務に係る日誌等を作成し、認定に係る事業計画の実施状況を記録、保管しなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ハ 事業主は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者及び職場介助者の出勤状況及び賃金等の支払状況を明らかにする書類(出勤簿、賃金台帳等)を整備保管すること。

ニ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書(9の(2)に規定する変更承認申請書を含む。)及び認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書(9の(2)に規定する変更承認通知書を含む。)について、原則として、助成金の支給期間の終了後5年間に経過するまで保存しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の(イ)から(へ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

(ハ) 認定条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

(ニ) 認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の(4)イからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ホ) 1回目の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(ヘ) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第543号)により、その旨を事業主に通知する。

ハ 機構は、イの(ロ)の理由により認定を取消した場合は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金は不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

(1) 支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、助成金の受給資格の認定に係る起算月の初日(委嘱の場合は、起算日)から起算した支給請求対象期間ごとに、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末(1回目の支給請求対象期間の末日までに「認定」を通知していない場合にあつては、当該認定通知日の属する月の翌月末)までに、支給請求書(様式第622号)に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の(イ)から(ハ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、支給請求

はできない。

(イ) 支給請求対象期間を通じて3の支給対象となる措置を行わなかった場合

この場合、事業主は、(5)の支給の終了に該当する場合を除き、当該支給請求対象期間に係る支給請求書の提出に代えて、不実施届(様式557号)を機構に提出しなければならない(不実施届を提出した場合であっても、(3)の口の適用を受けることとする。)

(ロ) 支給対象障害者が自己都合離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて支給対象障害者を雇用していない場合

(ハ) 認定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定めるもの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定に係る事業計画の変更を行う場合には、9の事業計画の変更手続を行わなければならない。

ニ 委嘱における奇数回目の支給額が5の(1)の口の規定による1年の期間ごとの支給限度額に達した場合は、その直後の偶数回目の支給請求は要さない。

ホ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 支給決定

イ 機構は、事業主から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき((1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする(事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、次の(イ)から(チ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合(延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合)

(ロ) 不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合

(ハ) 支給請求後から支給決定までに第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ニ) 機構に支給請求書を提出するに当たり、別表5の介助状況報告書(助添付様式

第20号。以下この章において「介助状況報告書」という。)に記載した介助の実施日及び実施時間について、支給対象障害者及び職場介助者に対し、事実相違ないことについての確認をさせていない場合

- (ホ) 支給対象障害者が常用雇用労働者としての勤務実績がない場合
- (ヘ) 支給対象障害者との雇用契約等の変更を適正に行っていない場合
- (ト) 2回目以降の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
- (チ) その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象措置の要件に適合していない場合

ロ 事業主は、(1)のイのただし書の規定による未提出の添付書類及び(1)の規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、事業主から提出された支給請求書の算定に係る部分に事実と異なる記載がある場合、適正な支給請求ではないものとして、当該支給請求回を不支給とすることができる。

ニ 事業主は、9の(1)に該当する事業計画の変更がある場合、その届出を提出しなければならない。なお、機構は当該届出が提出されない場合、当該支給請求回を不支給とすることができる。

ホ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び12の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書(様式第558号)により、その旨を事業主に通知する。

ヘ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主に通知する。なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて事業主に通知する。

ト ヘにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

チ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

(ロ) 事業主は、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること

支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、認定に係る9の(2)に該当する事業計画の変更がある場合は、9の(2)に掲げる手続を行い、機構の承認を得ること。

ニ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出並びに機構が必要に応じて実施する職場介助者の配置又は委嘱の状況等についての調査に協力しなければならないこと。

ホ 支給申請書等の保存に関すること。

事業主は、支給申請書及び支給申請書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として、助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給請求の保留

イ 支給請求の保留

(イ) 助成金の受給資格の認定を受けた事業主は、支給期間中の支給対象障害者の転勤、配置転換等やむを得ないと認められる理由により、一時的に支給対象となる措置を要しない状態となった場合であって、当該措置を要しない期間の経過後、再び支給対象となる措置を講ずることが見込まれる場合は、支給請求の保留を申請しなければならない。

(ロ) 機構は、支給請求の保留を承認した場合は、承認した保留期間については、支給請求対象期間及び支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までの期間において、それぞれ定められた期間が経過しないものとして取り扱う（(3)のロのまた書きによる不支給措置を適用しない。）ことができる。

ロ 保留期間

支給請求の保留の期間は、保留事由発生日から起算して2年を限度（助成金の支給期間満了日までの期間に限る。）とする。ただし、保留期間満了日前に次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかに該当した場合は、その日に保留期間は終了する。

(イ) 保留事由が消滅した場合

(ロ) 事業主が、以降の支給請求を行わない旨の申出をした場合

(ハ) 支給対象障害者が離職し、支給要件を具備しなくなった場合

(ニ) 事業主に倒産、廃止、清算等により事業の継続ができない事由が発生した場合

(ホ) 保留期間中に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ハ 支給請求の保留の申請

事業主は、保留事由が生じた場合は、一時保留申請書（様式第554号）を直近の支給請求書と併せて提出しなければならない。

ニ 保留の承認

（イ）機構は、事業主から一時保留申請書が提出されたときは、内容を審査の上、「承認」又は「不承認」とする。

（ロ）機構は、一時保留の承認又は不承認とした場合は、一時保留承認・不承認通知書（様式第555号）により、その旨を事業主に通知する。

ホ 保留期間の延長

機構は、ニにより承認した保留期間経過後も引き続き保留事由がある場合は、保留期間を延長することができる。この場合の保留期間、申請、承認の取扱いは、イからニまでに掲げる取扱いと同様とする。

ヘ 保留の解除

事業主は、ニ又はホにより承認された保留期間の満了日前に保留期間を終了する場合は、終了する事由が生じた日の翌日から起算して3か月以内に一時保留解除届（様式第556号）を機構に提出しなければならない。

ト 保留前の支給請求及び支給額

保留事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留事由発生日の前日までの3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

チ 保留解除後の支給請求及び支給額

（イ）保留解除後の支給請求に係る手続は、保留解除事由発生日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月末までに行わなければならない。

（ロ）保留解除事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留解除事由発生日の属する月における3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

（5）支給の終了

イ 機構は、助成金の支給を受けている事業主が次の（イ）から（チ）までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降の助成金の支給を終了することができる。

（イ）偽りその他不正の行為により1回目以降の助成金の支給を受けた又は2回目以降の助成金の支給を受けようとした場合

（ロ）1回目の助成金の支給決定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

（ハ）支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

（ニ）事業主の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

（ホ）支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

（ヘ）事業主の都合により、要件を満たす職場介助者を配置又は委嘱しない期間が1

か月を超える場合

(ト) 事業主の都合によらない場合においても、要件を満たす職場介助者を配置又は委嘱しない期間が1年を超える場合（(4)に規定する承認した保留期間は当該期間から除く。）

(チ) (イ) から (ト) までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、イの理由により助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

ニ イの(イ)の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定と併せて次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を行うことができる。

(イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金について、不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了についての通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

9 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の(1)又は(2)に掲げる手続を行わなければならない。

この場合において、機構は、必要に応じ事業主に対して次の(1)又は(2)に掲げる申請書等以外の書類の提出を求めることができる。

(1) 届出(変更の届出)

届出は、事業主が認定申請書を提出した後において、その認定前に、認定申請に係る次のイからホまでに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届(様式第552号)により事業主が届け出るものであること。

また、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次回の支給請求の提出までの期間において、支給請求に係る次のイからホまでに掲げる変更がある場合は、支給請求書の提出に併せて、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付した変更届により、事業主が届け出るものであること。

なお、認定申請書の提出後(認定後を含む。)におけるホに掲げる変更の届出につ

いては、変更後の賃金仕分表及び賃金規程の添付が必要となること。

ただし、ロに掲げる変更の届出については、支給請求書による助成金振込希望金融機関名の記載により、これに代えることができる。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

また、変更後の賃金仕分表の確認結果を、当該賃金仕分表を認定通知書又は支給決定通知書に添付することにより、当該事業主に連絡する。

イ 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の変更

ロ 助成金振込先の変更

ハ 支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）

ニ 職場介助者の変更（勤務形態、委嘱等に係る契約内容の変更等を含む。）

ホ 助成金の支給対象費用となる手当等の変更（賃金規程の変更、職場介助者の変更に伴うものを含む。）

(2) 変更認定申請、変更承認申請

イ 変更認定申請

変更認定申請は、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次の支給請求書の提出までの期間において、助成金の種類を配置助成金又は委嘱助成金から委嘱助成金又は配置助成金に変更する場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに、障害者助成金受給資格変更認定申請書（様式第602号の障害者助成金受給資格認定申請書を用い、朱書で変更と記入。以下「変更認定申請書」という。）により事業主が申請する（支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。）ものであること。

なお、変更後の支給期間等は、次の（イ）から（ニ）までに掲げるとおりとする。

(イ) 変更後の支給期間

変更前の支給期間の残余の期間とする。

(ロ) 支給請求対象期間

① 配置から委嘱に変更した場合

a 変更日が月の初日である場合の変更前の認定に係る支給請求対象期間は変更日の前日の属する月の末日までの期間とし、変更後の認定に係る支給請求対象期間は変更日から起算して6か月ずつ経過した期間とする。

b 変更日が月の初日以外である場合の変更前の認定に係る支給請求対象期間は変更日の前日の属する月の末日までの期間とし、変更後の認定に係る支給請求対象期間は変更日から起算して6か月ずつ経過した期間とする。

② 委嘱から配置に変更した場合

変更前の認定に係る支給請求対象期間は変更日の前日までの期間とし、変更後の認定に係る支給請求対象期間は変更日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間とする。

(ハ) 変更があった月の助成金の支給

助成金の種類の変更があった月の助成金の支給については、配置又は委嘱に係る助成金をそれぞれ支給する。

(二) 変更後の委嘱の期間における年間支給限度額の取扱い

助成金の種類を委嘱に変更した場合の年間支給限度額は、初めて委嘱した日から起算して1年ごとの期間において算定する。

この場合、いったん委嘱から配置に変更した後、再び委嘱に変更した場合であっても、最初に委嘱した日から起算して1年ごとの期間において算定する。

ロ 変更承認申請

変更承認申請は、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次の支給請求書の提出までの期間において、認定申請又は支給請求に係る次の(イ)又は(ロ)に掲げる変更がある場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに(ロ)に掲げる変更がある場合は、当該変更があったときに随時)、変更承認申請書(様式551号)により事業主が申請する(支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。)ものであること。

(イ) 配置・委嘱内容(助添付様式第72号の2の(2)配置・委嘱計画の概要及び旧様式事業計画書における介助の内容等)の変更

(ロ) 事業主の合併若しくは統廃合又は事業主の事業の譲渡等に伴う変更

(3) 変更認定又は変更承認及び通知

イ 機構は、事業主から変更認定申請書又は変更承認申請書が提出されたときは、内容を審査し、変更を認めるときは「認定」又は「承認」と、変更を認めることができないときは「不認定」又は「不承認」とする。

ロ 機構は、イの認定若しくは不認定又は承認若しくは不承認としたときは、変更認定通知書(様式第548号)、変更不認定通知書(様式第549号)又は変更承認・不承認通知書(様式第553号)により、その旨を事業主にそれぞれ通知する。

10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

11 調整

(1) 次のイからホまでに掲げる障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、各々の障害者雇用納付金関係助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

イ 本節の職場介助者の配置又は委嘱助成金

ロ 令和3年3月31日以前の重度中途障害者等職場適応助成金

ハ 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金(職場介助者の配置又は委嘱が支給対象となる措置であるものに限る。)

ニ 平成10年6月30日以前の重度障害者職場適応助成金(平成7年9月30日以前に受給資格の認定申請を受理したものを除く。)

ホ 平成17年9月30日以前の重度中途障害者等職場適応助成金

(2) この助成金を受けている事業主が、この助成金の支給期間内において、同一の障害者をもって、次章第2節の企業在籍型職場適応援助者助成金又は規則第20条の2第

1項第3号に規定する重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金を受ける場合には、当該助成金の支給対象となった月において、当該障害者をこの助成金の支給対象障害者としなない。

12 返還

(1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。
この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で、8の(3)のイの(ロ)、ロ又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

13 認定申請及び支給請求の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業

主以外の者に委任することができる。

- (2) (1) について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第3節 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

1 支給対象事業主の要件

(1) 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金（以下この節において「助成金」という。）は、前節の職場介助者の配置又は委嘱助成金の支給期間を終了した事業主であつて、規則第20条の2第1項第2号ハに規定する、その雇用する支給対象障害者（2に規定する者をいう。以下この節において同じ。）の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者（雇用保険の適用を受けない者である法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人、事業主と同居の親族又は学生を除く。以下この節において「職場介助者」という。）を引き続き配置又は委嘱を行う事業主（以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

この場合、「配置」とは、対象となる障害者の所定労働日及び所定労働時間において、必要な援助を常時行いうる体制を整備するため、その常用雇用労働者等を3の支給対象となる措置に係る業務の任におくことをいい、「委嘱」とは、対象となる障害者に対して、必要とされる機会に必要な援助を行いうる体制を整備するためのみにその常用労働者以外の者をその任におくことをいう。

また、2の(1)に該当する支給対象障害者が、次の(2)に掲げる企画、立案、会計、管理等の事務的業務（以下この節において「事務的業務」という。）以外の業務に従事するときは、当該支給対象障害者の業務の遂行のために必要な職場介助者の委嘱を行う事業主に限り支給する。

ただし、第3章第1節の1の(4)のイからからりまでに定める事業主には支給しない。

(2) (1)において、「事務的業務」とは、次のイからへまでに掲げる業務をいい、支給対象障害者の業務内容が事務的業務と次のイからへまでに掲げる業務以外の業務（以下「事務的業務以外の業務」という。）の両方にわたる場合であつても、当該支給対象障害者の主たる業務が事務的業務である場合は、「事務的業務に従事する支給対象障害者」とみなすこととする。

なお、業務遂行に必要とされる知識・技術・技能の程度が高い業務又は当該事業所の全労働者の過半数が従事する業務が事務的業務以外の業務である場合は当該業務を主たる業務とするが、これにより判断することが困難な場合は、当該支給対象障害者の従事する時間の長い業務を主たる業務とみなすこととする。

イ 一般事務

(イ) 職員の任用・給与・研修・福利厚生、文書の收受・管理、秘書、広報、受付などの書記的業務

(ロ) 管理的職業従事者又は専門的・技術的職業従事者を補佐して、所管業務の企画・立案・管理、経済関係等の調査の企画・分析に関する業務及び各種の調査、集計などの業務

(ハ) (イ)又は(ロ)以外の書記的業務

ロ 会計事務

- (イ) 現金・小切手・手形類の受払いの業務
- (ロ) 電気・ガス・水道・電話などの公共料金の徴収・督促に関する書記的業務
- (ハ) 予算の計画、会計帳簿の記入・決算・監査、原価計算その他上記（イ）及び（ロ）のいずれにも含まれない会計事務に関する業務
- ハ 生産関連事務
 - (イ) 工場・土木建築工事・鉱山などの作業現場において、工務・労務・資材等に関する事務処理の業務
 - (ロ) 資材・機械器具・工具・製品等を検収して倉庫に納め、保管管理してその状況を記録する業務
 - (ハ) 物品の受入・発送・検品に関する書記的業務
- ニ 営業・販売関連事務
 - (イ) 商品の仕入、販売契約の作成、顧客の信用調査、事故の調査、苦情処理、販売後のサービス等に関する業務
 - (ロ) （イ）に含まれないその他の営業・販売関連事務に関する業務
- ホ 運輸・通信事務
 - (イ) 駅・自動車発着所・栈橋・空港・荷扱所などの運輸機関において、出札、改札、旅客の案内、小荷物、貨物の受渡手続などの業務
 - (ロ) 車両・船舶・航空機・自動車などの管理、運転運行計画の樹立、運転指令、配車船等に関する書記的業務
 - (ハ) 電報局・電話局における窓口業務
 - (ニ) 上記（イ）から（ハ）に含まれない運輸・通信の事務に関する業務
- ヘ その他の事務的業務
 - (イ) 会議・座談会などにおける発言を速記又は録音し、これを文書に整理記録するもの、ワードプロセッサにより文書を作成する業務
 - (ロ) 電子計算機・複写機などの事務機器の操作に関する業務
 - (ハ) 電子計算機による情報の整理・加工・蓄積・検索などに関するシステムの分析・設計、プログラムの設計・作成についての業務
 - (ニ) 申請内容から判断して、上記以外の事務的業務と認められるもの

2 支給対象障害者の要件

支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であり、かつ次の（1）から（3）までに掲げる者（在宅勤務者を含む。）であって、事業主が引き続き職場介助者の配置又は委嘱を行わなければ、障害により適当な雇用を継続することが困難であると認められる者（雇用保険の適用を受けない者である法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人、事業主と同居の親族又は学生及び障害者総合支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型（雇用契約有）の事業を実施する事業所の利用者は除く。）とする。

- (1) 2級以上の視覚障害者（規則別表第1第1号に掲げる身体障害がある者）
- (2) 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害の重複者（規則別表第3第6号に掲げる身体障害がある者）

- (3) 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害の重複者（規則別表第3第7号に掲げる身体障害がある者）

3 支給対象となる措置

- (1) 支給対象となる措置は、事業主が引き続き支給対象障害者ごとに職場介助者を1人配置又は委嘱（（3）に定める場合を除く。）するものとし、当該職場介助者の業務は、支給対象障害者の障害特性が理由で自ら行うことができない作業部分の代行であって、支給対象障害者が主体的に業務を遂行するために必要不可欠な次のイ又はロの支給対象障害者の区分に従って定める介助の業務及びハの介助の業務とする。

イ 2の（1）に該当する支給対象障害者に対する直接の介助業務（遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して支給対象障害者に対して行う業務を含む。）

（イ）支給対象障害者の都度の判断かつ指示に基づく事務処理に必要な文書の朗読・代読及び録音図書の作成

（ロ）支給対象障害者の都度の判断かつ指示に基づく文書の作成（文・デザイン等の創案を除く。）・代筆及びその補助業務

（ハ）書類等の整理

（ニ）支給対象障害者の業務上の移動・外出の付添い（介助者が自動車を運転する場合を除く。）

（ホ）（イ）から（ニ）までに掲げる業務に付随する業務

ロ 2の（2）及び（3）に該当する支給対象障害者に対する直接の介助業務（次の（イ）及び（ロ）に掲げる業務並びにこれらの業務に付随する業務にあっては、遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して支給対象障害者に対して行う業務を含む。）

（イ）支給対象障害者の都度の判断かつ指示に基づく文書の作成（文・デザイン等の創案を除く。）・代筆及びその補助業務

（ロ）支給対象障害者の都度の判断かつ指示に基づく機器の操作及びコンピュータ入力並びにその補助業務

（ハ）書類等の整理

（ニ）支給対象障害者の業務上の移動・外出の付添い（介助者が自動車を運転する場合を除く。）

（ホ）（イ）から（ニ）までに掲げる業務に付随する業務

ハ 次の（イ）及び（ロ）に該当する支給対象障害者に対する介助業務

（イ）所定労働時間内の休憩時間（労働基準法第34条に規定されている時間に限る。）中における支給対象障害者の食事に係る介助

（ロ）勤務時間中又は休憩時間中に支給対象障害者のトイレ使用に係る介助

- (2) 職場介助者の配置の継続措置に係る助成金（以下この節において「配置助成金」という。）における支給対象となる措置を行っている時間（支給請求における介助時間は、職場介助者が当該措置（職場介助業務）のみに専従している時間とする（支給請求における介助時間以外の時間において、職場介助者が職場介助業務以外の業務を行

うことを制限するものではない。) 。

(3) 次のイからトまでに掲げるいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

イ 実質的に職場介助者が主体的に行う業務（支給対象障害者の都度の判断かつ指示を受けずに職場介助者が自ら判断しながら行うもの、支給対象障害者が職場介助者に指示した後は、当該業務の遂行状況を観察せずに他の業務を行うもの等）の場合

ロ 会議の会場設営等、複数人の作業担当者の一員として職場介助者に業務を分担させる場合

ハ 支給対象障害者と職場介助者とが同時に同じものを持ち上げて運搬する等、支給対象障害者が遂行する業務と同時に呼応して職場介助者が同様の業務を行う場合

ニ 支給対象障害者が自ら遂行可能な業務（職場介助を必要としない業務）であるものの、予定より当該業務の進捗が遅れている、支給対象障害者の作業が迅速でない等の理由により職場介助者が当該業務を手伝う場合

ホ 支給対象障害者が事業場外労働（在宅勤務及び業務上の外出を除く。）を行う場合

ヘ この助成金及び次の（イ）から（ト）までに掲げる助成金の支給対象障害者が、各々の助成金の支給期間内において職場介助者となる場合

（イ）前節の職場介助者の配置又は委嘱助成金

（ロ）次章第2節の企業在籍型職場適応援助者助成金

（ハ）第7章第3節の指導員の配置助成金

（ニ）旧要領第5章第6節の職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金

（ホ）旧要領第5章第7節の在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金

（ヘ）職場支援員の配置又は委嘱助成金（旧雇用保険法施行規則第118条の3第2項第1号に該当する事業主に対して支給される「障害者職場定着支援コース助成金」（同号のロの（4）に規定する職場支援員の配置、委嘱又は委託の措置に限る。）を含む。）

ト 助成金の支給に係る職場介助者が、6の支給期間内において、次の（イ）から（チ）までに掲げる業務を兼務する場合

（イ）前節及び本節の職場介助業務（職場介助者の委嘱であって、当該委嘱業務がそれぞれ異なる日に実施される場合を除く。）

（ロ）第4節の手話通訳、要約筆記等業務（職場介助者の委嘱であって、職場介助業務と手話通訳、要約筆記等業務がそれぞれ異なる日に実施される場合を除く。）

（ハ）第8節の障害者相談窓口担当者の業務

（ニ）次章第2節の企業在籍型職場適応援助者業務

（ホ）第7章第3節の指導員の業務

（ヘ）旧要領第5章第6節の職業コンサルタント業務（職業コンサルタントの委嘱であって、当該委嘱業務がそれぞれ異なる日に実施される場合を除く。）

（ト）旧要領第5章第7節の在宅勤務コーディネーター業務（在宅勤務コーディネーターの委嘱であって、当該業務がそれぞれ異なる日に実施される場合を除く。）

(チ) 職場支援員の配置又は委嘱助成金及び職場復帰支援助成金支給要領（令和3年3月31日要領第21号）に規定する職場支援員の業務（旧雇用保険法施行規則第118条の3第2項第1号のロの（4）に基づく職場支援員の業務を含む。）

4 助成率

助成率は、3分の2とする。

5 支給額等

(1) 支給額

イ 配置助成金の支給額は、職場介助者の配置に要する費用（以下この節において「配置に係る支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

なお、支給限度額は、職場介助者1人当たり1か月につき13万円とする。

ロ 職場介助者の委嘱の継続措置に係る助成金（以下この節において「委嘱助成金」という。）の支給額は、職場介助者の委嘱に要する費用（以下この節において「委嘱に係る支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、職場介助者の委嘱1回につき9千円とする。

ただし、その額が職場介助者を初めて委嘱した日から起算して1年の期間ごとに、次の（イ）又は（ロ）に掲げる額を超える場合は、（イ）又は（ロ）に掲げる額を限度とする。

また、委嘱1回とは、職場介助者ごとに職場介助者1人が同一日に行う職場介助業務に係る委嘱をいう。

（イ）2に掲げる支給対象障害者（ただし、2の（1）の支給対象障害者にあつては事務的業務に従事する者に限る。）に対する職場介助者 135万円

（ロ）事務的業務以外の業務に従事する2の（1）の支給対象障害者に対する職場介助者 22万円

ハ 支給対象となる措置の変更に伴う年間支給限度額

（イ）支給対象となる措置を配置から委嘱に変更した場合

前節の職場介助者の配置助成金の支給期間の末日の翌日（以下この節において「配置起算日」という。）から起算して1年ごとの期間において、配置した期間が6か月以上の場合には156万円とし、配置した期間が6か月未満の場合には135万円とする。

（ロ）支給対象となる措置を委嘱から配置に変更した場合

前節の職場介助者の委嘱助成金の支給期間の末日の翌日（以下この節において「委嘱起算日」という。）から起算して1年ごとの期間において、配置した期間が6か月未満の場合には135万円とし、配置した期間が6か月以上の場合には156万円とする。

(2) 支給対象費用

イ 配置に係る支給対象費用

配置に係る支給対象費用は、次の（イ）から（ニ）までに掲げる方法により算定した額とする。

（イ）配置に係る支給対象費用は、6の支給期間の各月における職場介助者の通常の労働時間（所定労働時間）に係る1時間当たりの賃金の計算額（労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる労働基準法施行規則第19条第1項各号により計算した額）（1円未満切捨て）に、当該月の各日において当該職場介助者が助成金の支給対象となる措置を行った時間数（以下この節において「介助時間数」という。）の合計を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

（ロ）介助時間数は、各日における支給対象障害者及び職場介助者の双方が出勤した時間のうち一日の所定労働時間の範囲内で支給対象となる措置を行った時間数の当該月の合計とする。ただし、合計時間数に1時間に満たない端数が生じる場合は、30分未満は切捨て、30分以上1時間未満は1時間に切り上げるものとする。

（ハ）支給期間の各月の途中で6の（1）のロに規定する職場介助者の変更が行われた場合は、当該変更に係るそれぞれの職場介助者ごとに（イ）の支給対象費用を算定し、その合計額を当該月における支給対象費用とする。

ロ 委嘱に係る支給対象費用

委嘱に係る支給対象費用は、委嘱された職場介助者が3の（1）に掲げる措置を行った場合の当該職場介助者の委嘱に要した費用とする。

ただし、介助に当たらない時間に係る委嘱費用については、支給対象費用から除くこととする。また、交通費及び雑費については、支給対象としない。

この場合、委嘱1回当たりの費用は、支給期間の各日において、委嘱の形態に応じて次の（イ）から（ハ）までに掲げる方法により算定した額とする。

（イ）一定の期間により定められる委嘱費用は、委嘱費用を当該期間の委嘱日数で除して得た額を、一日の労働時間のうち介助に係る時間で按分して得た額（1円未満切捨て）とする。

（ロ）日により定められる委嘱費用は、その額を一日の労働時間のうち介助に係る時間で按分して得た額（1円未満切捨て）とする。

（ハ）時間により定められる委嘱費用は、委嘱費用に1日の介助に係る委嘱時間数を乗じて得た額とする。

（3）補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、（2）の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は（1）の額のいずれか低い額とする。

6 支給期間

（1）職場介助者の配置を行った場合

職場介助者の配置を行った場合の支給期間は5年間とし、配置起算日から起算した支給期間を支給対象期間（職場介助者を配置している期間に限る。）とする。

イ 5年の支給期間内に支給対象障害者の離職等により当該職場介助者を配置しなくなった場合は、当該事象の発生した時期に応じて次の（イ）から（ハ）までに掲げるとおりとする。

（イ）配置起算日から6か月以内に配置しなくなった場合は、配置した期間があったとしても、支給期間全てに係る助成金は支給しない。

（ロ）配置起算日から6か月を経過した後、かつ、配置起算日から12か月以内に配置しなくなった場合は、配置起算日から6か月経過後に配置した期間があったとしても、配置起算日から6か月経過後の支給期間に係る助成金は支給しない。

（ハ）配置起算日から12か月を経過した後に配置しなくなった場合は、当該職場介助者を配置していた期間に係る助成金を支給する。

ロ 5年の支給期間中に職場介助者の変更があった場合の後任の職場介助者に係る支給期間は、5年の支給期間の残余の期間とする。

この場合、前任の職場介助者の配置の継続措置に係る助成金は前任の職場介助者の配置の最終日まで支給し、後任の職場介助者の配置の継続措置に係る助成金は後任の職場介助者を配置した日から支給する。

なお、職場介助者の変更可能回数は、原則として、一支給請求対象期間につき3回までとする。

（2）職場介助者の委嘱を行った場合

職場介助者の委嘱を行った場合の支給期間は5年間とし、委嘱起算日から起算した支給期間を支給対象期間（職場介助者を委嘱している期間に限る。）とする。

イ 5年の支給期間内に支給対象障害者の離職等により当該職場介助者を委嘱しなくなった場合は、当該事象の発生した時期に応じて次の（イ）から（ハ）までに掲げる対応とする。

（イ）委嘱起算日から6か月以内に委嘱しなくなった場合は、委嘱した期間があったとしても、支給期間全てに係る助成金は支給しない。

（ロ）委嘱起算日から6か月を経過した後、かつ、委嘱起算日から12か月以内に委嘱しなくなった場合は、委嘱した期間があったとしても、委嘱起算日から6か月経過後の支給期間に係る助成金は支給しない。

（ハ）委嘱起算日から12か月を経過した後に委嘱しなくなった場合は、当該職場介助者を委嘱していた期間に係る助成金を支給する。

ロ 5年の支給期間中に職場介助者の変更があった場合の後任の職場介助者に係る支給期間は、5年の支給期間の残余の期間とする。

この場合、前任の職場介助者の委嘱の継続措置に係る助成金は前任の職場介助者の委嘱の最終日まで支給し、後任の職場介助者の委嘱の継続措置に係る助成金は後任の職場介助者を初めて委嘱した日から支給する。

（3）支給対象となる措置を変更した場合

イ 事業主が、5年の支給期間中に3の支給対象となる措置を配置から委嘱に変更し

た場合の支給期間は、（１）の５年の支給期間の残余の期間とする。

ロ 事業主が、５年の支給期間中に３の支給対象となる措置を委嘱から配置に変更した場合の支給期間は、（２）の５年の支給期間の残余の期間とする。

7 受給資格の認定等

（１）認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、前節の助成金の支給期間が満了する日の前日までに、認定申請書（様式第602号）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由及び職場介助者が雇用予定者である場合により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定めるもの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に１から３までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

（２）受給資格の認定

イ 機構は、事業主から（１）の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき（（１）のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は内容を審査し、受給資格があると認めるときは（３）に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めるときは「不認定」とする（事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、認定申請後に第3章第1節の1の（４）のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については、不認定とする。

ロ 事業主は、（１）のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び（１）のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、認定としたときは、認定通知書の通知に併せて、職場介助者の賃金に係る「助成金の支給対象費用と非支給対象費用との仕分」表（助添付様式第75-2号）（以下「賃金仕分表」という。）の確認結果を当該仕分表を添付することにより、当該事業主に連絡する。

（３）認定条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の実施記録の作成に関すること。

事業主は、職場介助業務に係る日誌等を作成し、認定に係る事業計画の実施状況を記録、保管しなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ハ 事業主は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者及び職場介助者の出勤状況及び賃金等の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ニ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書（9の（2）に規定する変更承認申請書を含む。）及び認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（9の（2）に規定する変更承認通知書を含む。）について、原則として、助成金の支給期間の終了後5年間の経過するまで保存しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（4）認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

(ハ) 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ニ) 認定を受けた後1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ホ) 1回目の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により離職した場合

(へ) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主に通知する。

ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金は不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で（3）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

（1）支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、助成金の受給資格の認定に係る起算日（配置起算日又は委嘱起算日）から起算した支給請求対象期間ごとに、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末（1回目の支給請求対象期間の末日までに「認定」を通知していない場合にあつては、当該認定通知日の属する月の翌月末）までに、支給請求書（様式第622号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の（イ）から（ハ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、支給請求はできない。

（イ）支給請求対象期間を通じて3の支給対象となる措置を行わなかった場合

この場合、事業主は、（5）の支給の終了に該当する場合を除き、当該支給請求対象期間に係る支給請求書の提出に代えて、不実施届（様式第577号）を機構に提出しなければならない（不実施届を提出した場合であっても、（3）のロの適用を受けることとする。）。

（ロ）支給対象障害者が自己都合離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて支給対象障害者を雇用していない場合

（ハ）認定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定めるもの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定に係る事業計画の変更を行う場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならない。

ニ 委嘱における奇数回目の支給額が5の（1）のロの規定による1年の期間ごとの支給限度額に達した場合は、その直後の偶数回目の支給請求は要さない。

ホ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続をやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）支給決定

イ 機構は、事業主から（１）の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（（１）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、次の（イ）から（チ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

- （イ）支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）
- （ロ）不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合
- （ハ）支給請求後から支給決定までに第3章第1節の1の（４）のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合
- （ニ）機構に支給請求書を提出するに当たり、介助状況報告書（助添付様式第20号）に記載した介助の実施日及び実施時間について、支給対象障害者及び職場介助者に対し、事実相違ないことについての確認をさせていない場合
- （ホ）支給対象障害者が常用雇用労働者としての勤務実績がない場合
- （ヘ）支給対象障害者との雇用契約等の変更を適正に行っていない場合
- （ト）2回目以降の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
- （チ）その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象措置の要件に適合していない場合

ロ 事業主は、（１）のイのただし書の規定による未提出の添付書類及び（１）の規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、事業主から提出された支給請求書の算定に係る部分に事実と異なる記載がある場合、適正な支給請求ではないものとして、当該支給請求回を不支給とすることができる。

ニ 事業主は、9の（１）に該当する事業計画の変更がある場合、その届出を提出しなければならない。なお、機構は当該届出が提出されない場合、当該支給請求回を不支給とすることができる。

ホ 機構は、支給の決定をしたときは（３）の支給条件及び12の返還の規定を付した支給決定通知書（様式第544号）により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書（様式第545号）により、支給決定の取消しをしたときは支給決定

取消通知書（様式第558号）により、その旨を事業主に通知する。へ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書（様式第546号）により、その旨を事業主に通知する。なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて事業主に通知する。

ト へにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

チ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

(ロ) 事業主は、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること

支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること

事業主は、認定に係る9の(2)に該当する事業計画の変更がある場合は、9の(2)に掲げる手続を行い、機構の承認を得ること。

ニ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出並びに機構が必要に応じて実施する職場介助者の配置又は委嘱の状況等についての調査に協力しなければならない。

ホ 支給申請書等の保存に関すること。

事業主は、支給申請書及び支給申請書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として、助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

へ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給請求の保留

イ 支給請求の保留

(イ) 助成金の受給資格の認定を受けた事業主は、支給期間中の支給対象障害者の転勤、配置転換等やむを得ないと認められる理由により、一時的に支給対象となる措置を要しない状態となった場合であって、当該措置を要しない期間の経過後、再び支給対象となる措置を講ずることが見込まれる場合は、支給請求の保留を申

請しなければならない。

- (ロ) 機構は、支給請求の保留を承認した場合は、承認した保留期間については、支給請求対象期間及び支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までの期間において、それぞれ定められた期間が経過しないものとして取り扱う（（3）のロのまた書きによる不支給措置を適用しない。）ことができる。

ロ 保留期間

支給請求の保留の期間は、保留事由発生日から起算して2年間を限度（助成金の支給期間満了日までの期間に限る。）とする。ただし、保留期間満了日前に次の（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかに該当した場合は、その日に保留期間は終了する。

（イ）保留事由が消滅した場合

（ロ）事業主が、以降の支給請求を行わない旨の申出をした場合

（ハ）支給対象障害者が離職し、支給要件を具備しなくなった場合

（ニ）事業主に倒産、廃止、清算等により事業の継続ができない事由が発生した場合

（ホ）保留期間中に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ハ 支給請求の保留の申請

事業主は、保留事由が生じた場合は、一時保留申請書（様式第554号）を直近の支給請求書と併せて提出しなければならない。

ニ 保留の承認

（イ）機構は、事業主から一時保留申請書が提出されたときは、内容を審査の上、「承認」又は「不承認」とする。

（ロ）機構は、一時保留の承認又は不承認とした場合は、一時保留承認・不承認通知書（様式第555号）により、その旨を事業主に通知する。

ホ 保留期間の延長

機構は、ニにより承認した保留期間経過後も引き続き保留事由がある場合は、保留期間を延長することができる。この場合の保留期間、申請、承認の取扱いは、イからニまでに掲げる取扱いと同様とする。

ヘ 保留の解除

事業主は、ニ又はホにより承認された保留期間の満了日前に保留期間を終了する場合は、終了する事由が生じた日の翌日から起算して3か月以内に一時保留解除届（様式第556号）を機構に提出しなければならない。

ト 保留前の支給請求及び支給額

保留事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留事由発生日の前日までの3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

チ 保留解除後の支給請求及び支給額

（イ）保留解除後の支給請求に係る手続は、保留解除事由発生日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月末までに行わなければならない。

(ロ) 保留解除事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留解除事由発生日の属する月における3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

(5) 支給の終了

イ 機構は、助成金の支給を受けている事業主が次の(イ)から(チ)までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降の助成金の支給を終了することができる。

(イ) 偽りその他不正の行為により1回目以後の助成金の支給を受けた又は2回目以降の助成金の支給を受けようとした場合

(ロ) 支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ハ) 支給条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

(ニ) 事業主の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

(ホ) 支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(ヘ) 事業主の都合により、要件を満たす職場介助者を配置又は委嘱しない期間が1か月を超える場合

(ト) 事業主の都合によらない場合においても、要件を満たす職場介助者を配置又は委嘱しない期間が1年を超える場合((4)に規定する承認した保留期間は当該期間から除く。)

(チ) (イ)から(ト)までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき理由がある場合

ロ 機構は、イの理由により助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(ハ)のやむを得ない理由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

ニ イの(イ)の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定と併せて次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を行うことができる。

(イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金について、不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了についての通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

9 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の（１）又は（２）に掲げる手続を行わなければならない。

この場合において、機構は、必要に応じ事業主に対して次の（１）又は（２）に掲げる申請書等以外の書類の提出を求めることができる。

（１）届出（変更の届出）

届出は、事業主が認定申請書を提出した後において、認定前に、認定申請に係る次のイからホまでに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届（様式第552号）により事業主が届け出るものであること。

また、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次回の支給請求書の提出までの期間において、支給請求に係る次のイからホまでに掲げる変更がある場合は、支給請求書の提出に併せて、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付した変更届により、事業主が届け出るものであること。

なお、認定申請書の提出後（認定後を含む。）におけるホに掲げる変更の届出については、変更後の賃金仕分表及び賃金規程の添付が必要となること。

ただし、ロに掲げる変更の届出については、支給請求書による助成金振込希望金融機関名の記載により、これに代えることができる。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

また、変更後の賃金仕分表の確認結果を、当該賃金仕分表を認定通知書又は支給決定通知書に添付することにより、当該事業主に連絡する。

イ 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の変更

ロ 助成金振込先の変更

ハ 支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）

ニ 職場介助者の変更（勤務形態、委嘱等に係る契約内容の変更等を含む。）

ホ 助成金の支給対象費用となる手当等の変更（賃金規程の変更、職場介助者の変更に伴うものを含む。）

（２）変更認定申請、変更承認申請

イ 変更認定申請

変更認定申請は、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次回の支給請求書の提出までの期間において、助成金の種類を配置助成金又は委嘱助成金から委嘱助成金又は配置助成金に変更する場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに、変更認定申請書（様式第602号を用い、朱書で変更と記入。）により事業主が申請する（支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。）ものであること。

なお、変更後の支給期間等は、次の（イ）から（ニ）までに掲げるとおりとする。

（イ）変更後の支給期間

変更前の支給期間の残余の期間とする。

(ロ) 支給請求対象期間

① 配置から委嘱に変更した場合

a 変更日が月の初日である場合の変更前の認定に係る支給請求対象期間は変更日の前日の属する月の末日までの期間とし、変更後の認定に係る支給請求対象期間は変更日から起算して6か月ずつ経過した期間とする。

b 変更日が月の初日以外である場合の変更前の認定に係る支給請求対象期間は変更日の前日の属する月の末日までの期間とし、変更後の認定に係る支給請求対象期間は変更日から起算して6か月ずつ経過した期間とする。

② 委嘱から配置に変更した場合

変更前の認定に係る支給請求対象期間は変更日の前日までの期間とし、変更後の認定に係る支給請求対象期間は変更日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間とする。

(ハ) 変更があった月の助成金の支給

助成金の種類の変更があった月の助成金の支給については、配置又は委嘱に係る助成金をそれぞれ支給する。

(ニ) 変更後の委嘱の期間における年間支給限度額の取扱い

助成金の種類を委嘱に変更した場合の年間支給限度額は、初めて委嘱した日から起算して1年ごとの期間において算定する。

この場合、いったん委嘱から配置に変更した後、再び委嘱に変更した場合であっても、最初に委嘱した日から起算して1年ごとの期間において算定する。

ロ 変更承認申請

変更承認申請は、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次回の支給請求書の提出までの期間において、認定申請又は支給請求に係る次の(イ)又は(ロ)に掲げる変更がある場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに((ロ)に掲げる変更がある場合は、当該変更があったときに随時)、変更承認申請書(様式第551号)により事業主が申請する(支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。)ものであること。

(イ) 配置・委嘱内容(助添付様式第72号の2の(2)配置・委嘱計画の概要及び旧様式事業計画書における介助の内容等)の変更

(ロ) 事業主の合併若しくは統廃合又は事業主の事業の譲渡等に伴う変更

(3) 変更認定又は変更承認及び通知

イ 機構は、事業主から変更認定申請書又は変更承認申請書が提出されたときは、内容を審査し、変更を認めるときは「認定」又は「承認」と、変更を認めることができないときは「不認定」又は「不承認」とする。

ロ 機構は、イの認定若しくは不認定又は承認若しくは不承認としたときは、変更認定通知書(様式第548号)、変更不認定通知書(様式第549号)又は変更承認・不承認通知書(様式第553号)により、その旨を事業主にそれぞれ通知する。10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

11 調整

(1) 次のイからホまでに掲げる障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、各々の障害者雇用納付金関係助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

イ 本節の職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

ロ 令和3年3月31日以前の重度中途障害者等職場適応助成金

ハ 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金（職場介助者の配置又は委嘱が支給対象となる措置であるものに限る。）

ニ 平成10年6月30日以前の重度障害者職場適応助成金（平成7年9月30日以前に受給資格の認定申請を受理したものを除く。）

ホ 平成17年9月30日以前の重度中途障害者等職場適応助成金

(2) この助成金を受けている事業主が、この助成金の支給期間内において、同一の障害者をもって、次章第2節の企業在籍型職場適応援助者助成金又は規則第20条の2第1項第3号に規定する重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金を受ける場合には、当該助成金の支給対象となった月においては、当該障害者をこの助成金の支給対象障害者としなない。

12 返還

(1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

- (4) (1) のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で、8の(3)のイの(ロ)、ロ又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

13 認定申請及び支給請求の委任

- (1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。
- (2) (1) について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第4節 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

1 支給対象事業主の要件

手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の2第1項第2号ニに規定する、その雇用する支給対象障害者（3に規定する者をいう。以下この節において同じ。）の雇用管理のために必要な手話通訳・要約筆記等担当者（2に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）の委嘱を行う事業主（以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

この場合、「委嘱」とは、対象となる障害者に対して、必要とされる機会に必要な援助を行いうる体制を整備するためのみにその常用労働者以外の者をその任におくことをいう。ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主には支給しない。

2 手話通訳・要約筆記等担当者の要件

手話通訳・要約筆記等担当者とは、次の（1）及び（2）に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

（1）次のイ、ロ又はハに掲げる要件を満たすこと。

イ 公共職業安定所の手話協力員として委嘱されている者、聴覚障害者若しくは音声・言語機能障害者の関係団体又は地方公共団体が行う手話講習修了者等であって、手話通訳について相当程度の能力と経験を有すること。

ロ 要約筆記者養成講習を修了し、登録試験等に合格して地方公共団体等に要約筆記者として登録されていること。

ハ 盲ろう者通訳・介助員養成研修の修了者等であって、聴覚障害者に対する意思疎通支援について、イと同等程度の能力と経験を有すること。

（2）事業主が事業主等（法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人又は事業主と同居の親族）又はその雇用する労働者に委嘱するものではないこと。

3 支給対象障害者の要件

（1）支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であり、かつ次のイ又はロに掲げる者（在宅勤務者を含む。）であって、事業主が手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱を行わなければ、障害により適当な雇用を継続することが困難であると認められる者（雇用保険の適用を受けない者である法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人、事業主と同居の親族又は学生及び障害者総合支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型（雇用契約有）の事業を実施する事業所の利用者は除く。）とする。

なお、障害により適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、認定申請日時点において事業主に支給対象障害者が雇用されてから1年を超える期間が経過しており、助成金制度による手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱する十分な必要性がない場合は、支給対象障害者とみなさないものとする（雇用されてから1年を超

える期間が経過していることについて、やむを得ない理由がある場合を除く。)

イ 2級の聴覚障害者（規則別表第1第2号に掲げる身体障害がある者）

ロ 3級から6級までの聴覚障害者（規則別表第3第3号に掲げる身体障害がある者）

(2) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、次のイ又はロに該当するものとする。

イ 支給対象障害者がその雇入れ後に中途障害者となった場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医の診断書により雇用の継続が困難になった理由が障害の進行等によるものであると確認できるもの（中途障害者となった日又は職場復帰した日のいずれか遅い日から起算して1年を超える期間が経過したものを除く。)

ロ 人事異動等が行われたもの（人事異動等の発令日から起算して1年以上の期間が経過したものを除く。)

4 支給対象となる措置

支給対象となる措置は、事業主が支給対象障害者の雇用管理のために必要な手話通訳、要約筆記等を行う手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱するもの（事業所を単位）とし、当該手話通訳・要約筆記等担当者の業務は、支給対象障害者のために行う次の(1)から(3)までに掲げる業務（移動等の介助を除く。）であって、遠隔地にいる手話通訳・要約筆記等担当者が情報通信機器を介して支給対象障害者に対して行う手話通訳、要約筆記等を含むものとする。

ただし、助成金の支給に係る手話通訳・要約筆記等担当者が、7の支給期間において第2節及び第3節の職場介助業務（職場介助者の委嘱であって、職場介助業務と手話通訳、要約筆記等業務がそれぞれ異なる日に実施される場合を除く。）を兼務する場合は、支給対象としない。

(1) 支給対象障害者の業務上の必要に際して直接的に行われる手話通訳、要約筆記等

(2) 支給対象障害者の職業能力の向上等を目的とした研修等に係る手話通訳、要約筆記等

(3) 支給対象障害者の所属する事業所の労働者に対して支給対象障害者の業務の円滑化、職場環境改善を目的として行う手話研修等

5 助成率

助成率は、4分の3とする。

6 支給額等

(1) 支給額

イ 支給額は、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱に要する費用（以下この節において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

なお、支給限度額は、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱1回につき6千円とする。ただし、その額が、手話通訳・要約筆記等担当者を初めて委嘱した日から起算して1年の期間ごとに、当該事業所の支給対象障害者数の区分に応じた額とする。

① 支給対象障害者数が9人以下の場合 28万8千円

② 支給対象障害者数が10人以上の場合

①の額に、支給対象障害者数10人ごとに28万8千円を加算した額

ロ 委嘱1回とは、手話通訳・要約筆記等担当者が一日に行う（回数はい問わない。）手話通訳、要約筆記等の業務に係る委嘱をいう。ただし、同一日に複数の手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱する必要がある場合は、支給対象障害者数にかかわらず同一日に複数の手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱をすることができる。

ハ 支給対象障害者数が増減した場合の年間支給限度額の取扱い

手話通訳・要約筆記等担当者を初めて委嘱した日から起算して1年ごとの期間において、助成金の年間支給限度額の適用区分を異にするような支給対象障害者数の増減があった場合は、奇数回目の支給請求対象期間の初日及び翌月以降の各応当日（応当日がない場合は直前の日。以下同じ。）現在並びに直後の偶数回目の支給請求対象期間の初日及び翌月以降の各応当日現在における支給対象障害者数に基づく年間支給限度額を各月の年間支給限度額と仮算定し、当該奇数回目及び直後の偶数回目の各支給請求対象期間（計12か月）の平均年間支給限度額をもって、当該一の年に適用する年間支給限度額とする。

なお、奇数回目に係る支給額が、偶数回目の支給請求対象期間後に確定した年間支給限度額を超えていることが判明した場合は、その超過した支給額を返還させることとする。

（2）支給対象費用

支給対象費用は、委嘱された手話通訳・要約筆記等担当者が4の（1）から（3）までに掲げる業務を行った場合の委嘱に要した費用とする。

ただし、手話通訳、要約筆記等の業務に当たらない時間に係る委嘱費用については、支給対象費用から除くこととする。また、交通費及び雑費については、支給対象としない。

この場合、委嘱1回当たりの費用は、支給期間の各日において、委嘱の形態に応じて、次のイからハまでに掲げる方法により算定した額とする。

イ 一定の期間により定められる委嘱費用は、委嘱費用を当該期間の委嘱日数で除して得た額を、一日の労働時間のうち手話通訳、要約筆記等に係る時間で按分して得た額（1円未満切捨て）とする。

ロ 日により定められる委嘱費用は、その額を一日の労働時間のうち手話通訳、要約筆記等に係る時間で按分して得た額（1円未満切捨て）とする。

ハ 時間により定められる委嘱費用は、委嘱費用に一日の手話通訳、要約筆記等に係る委嘱時間数を乗じて得た額とする。

(3) 補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等(本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。)の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の額のいずれか低い額とする。

7 支給期間

支給期間は10年間とし、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱を初めて行った日(以下この節において「起算日」という。)から起算した支給期間を支給対象期間(手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱している期間に限る。)とする。

なお、認定申請書(様式第602号)に委嘱予定日が記載されているときは、当該日を起算日と読み替えるものとする(以下この節において同じ。)

(1) 10年の支給期間内に支給対象障害者の離職等により当該手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱しなくなった場合は、当該事象の発生した時期に応じて次のイからハまでに掲げるとおりとする。

イ 起算日から6か月以内に委嘱しなくなった場合は、委嘱した期間があったとしても、支給期間全てに係る助成金は支給しない。

ロ 起算日から6か月を経過した後、かつ、起算日から12か月以内に委嘱しなくなった場合は、委嘱した期間があったとしても、起算日から6か月経過後の支給期間全てに係る助成金は支給しない。

ハ 起算日から12か月を経過した後に委嘱しなくなった場合は、当該手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱していた期間に係る助成金を支給する。

(2) 10年の支給期間中に手話通訳・要約筆記等担当者の変更があった場合の、後任の手話通訳・要約筆記等担当者に係る支給期間は、10年の支給期間の残余の期間とする。

この場合、前任の手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱に係る助成金は、前任の手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱の最終日まで支給し、後任の手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱に係る助成金は、後任の手話通訳・要約筆記等担当者を初めて委嘱した日から支給する。

8 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、対象障害者を初めて雇い入れた日から10年以内、かつ、支給対象となる手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱を行おうとする日の前日までに、認定申請書に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由及び支給対象障害者が雇用予定者である場合により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

また、事業主は、手話通訳・要約筆記等担当者を団体に委嘱する場合であって、認定申請書を提出しようとするときまでに手話通訳・要約筆記等担当者に係る氏名の情報を得ていないときは、認定申請書の当該氏名欄を未記入のまま提出し、当該手話通訳・要約筆記等担当者に係る要件適合に関する証明書の写し等の添付書類の提出時期を後日とすることができる。

この場合、事業主は当該委嘱を行った日以後、速やかに当該氏名に係る連絡及び未提出添付書類の提出を行わなければならない。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定めるもの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から4までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から(1)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき(1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後は内容を審査し、受給資格があると認めるときは(3)に掲げる認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めるときは「不認定」とする(事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、認定申請後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については、不認定とする。

ロ 事業主は、(1)のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合は、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の実施記録の作成に関すること。

事業主は、手話通訳、要約筆記等に係る日誌等を作成し、認定に係る事業計画の実施状況を記録、保管しなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、10の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ハ 事業主は、労働者として継続して雇用する3に掲げる支給対象障害者の出勤状況

及び賃金等の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ニ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書（10の（2）に規定する変更承認申請書を含む。）及び認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（10の（2）に規定する変更承認通知書を含む。）について、原則として、助成金の支給期間の終了後5年間に経過するまで保存しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（4）認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

（イ）認定の取消しを申し出た場合

（ロ）偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

（ハ）認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

（ニ）認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

（ホ）1回目の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

（へ）その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主に通知する。

ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

（イ）当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金は不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

（ロ）事業主の名称等を公表すること。

ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で（3）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

9 支給請求等

（1）支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、助成金の受給資格の認定に係る起算日から起算した支給請求対象期間ごとに、支給請求対象期間の末日の属

する月の翌月末（1回目の支給請求対象期間の末日までに「認定」を通知していない場合にあつては、当該認定通知日の属する月の翌月末）までに、支給請求書（様式第622号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の（イ）から（ハ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、支給請求はできない。

（イ）支給請求対象期間を通じて4の支給対象となる措置を行わなかった場合

この場合、事業主は、（5）の支給の終了に該当する場合を除き、当該支給請求対象期間に係る支給請求書の提出に代えて、不実施届（様式第557号）を機構に提出しなければならない。

（ロ）支給対象障害者が自己都合離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて支給対象障害者を雇用していない場合

（ハ）認定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに掲げるもの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定に係る事業計画の変更を行う場合は、10の事業計画の変更手続を行わなければならない。

ニ 委嘱における奇数回目の支給額が6の（1）のイの規定による1年の期間ごとの支給限度額に達した場合は、その直後の偶数回目の支給請求は要さない。

ホ 事業主は、支給請求書の提出後に1から4までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）支給決定

イ 機構は、事業主から（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（（1）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、次の（イ）から（ト）までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

（イ）支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であつて、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の

属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合)

- (ロ) 不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合
- (ハ) 支給請求後から支給決定までに第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合
- (ニ) 支給対象障害者が常用雇用労働者としての勤務実績がない場合
- (ホ) 支給対象障害者との雇用契約等の変更を適正に行っていない場合
- (ヘ) 2回目以降の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
- (ト) その他支給対象事業主、支給対象障害者、手話通訳・要約筆記等担当者又は支給対象措置の要件に適合していない場合

ロ 事業主は、(1)のイのただし書の規定による未提出の添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合は、不支給とすることができる。

ハ 機構は、事業主から提出された支給請求書の算定に係る部分に事実と異なる記載がある場合、適正な支給請求ではないものとして、当該支給請求回を不支給とすることができる。

ニ 事業主は、10の(1)に該当する事業計画の変更がある場合、その届出を提出しなければならない。なお、機構は当該届出が提出されない場合、当該支給請求回を不支給とすることができる。

ホ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び13の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書(様式第558号)により、その旨を事業主に通知する。

ヘ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ト へにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、13による。

チ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

- (ロ) 事業主は、支給請求対象期間の末日が属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。
 - ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること
 - 支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の助成金は支給しないこと（不実施届が提出された場合を除く。）。
 - ハ 事業計画の変更に関すること。
 - (イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、10 の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。
 - (ロ) 事業主は、助成金の認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。
 - ニ 調査への協力に関すること。
 - 事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出並びに機構が必要に応じて実施する手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱の状況等についての調査に協力しなければならないこと。
 - ホ 支給申請書等の保存に関すること。
 - 事業主は、支給申請書及び支給申請書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として、助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項
- (4) 支給請求の保留
- イ 支給請求の保留
 - (イ) 助成金の受給資格の認定を受けた事業主は、支給期間中の支給対象障害者の転勤、配置転換等やむを得ないと認められる理由により、一時的に支給対象となる措置を要しない状態となった場合であって、当該措置を要しない期間の経過後、再び支給対象となる措置を講ずることが見込まれる場合は、支給請求の保留を申請しなければならない。
 - (ロ) 機構は、支給請求の保留を承認した場合は、承認した保留期間については、支給請求対象期間及び支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までの期間において、それぞれ定められた期間が経過しないものとして取り扱う（(3)のロのまた書きによる不支給措置を適用しない。）ことができる。
 - ロ 保留期間
 - 支給請求の保留の期間は、保留事由発生日から起算して2年を限度（助成金の支給期間満了日までの期間に限る。）とする。ただし、保留期間満了日前に次の（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかに該当した場合は、その日に保留期間は終了する。
 - (イ) 保留事由が消滅した場合
 - (ロ) 事業主が、以降の支給請求を行わない旨の申出をした場合
 - (ハ) 支給対象障害者が離職し、支給要件を具備しなくなった場合

- (ニ) 事業主に倒産、廃止、清算等により事業の継続ができない事由が発生した場合
- (ホ) 保留期間中に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合
- ハ 支給請求の保留の申請
 - 事業主は、保留事由が生じた場合は、一時保留申請書(様式第554号)を直近の支給請求書と併せて提出しなければならない。
- ニ 保留の承認
 - (イ) 機構は、事業主から一時保留申請書が提出されたときは、内容を審査の上、「承認」又は「不承認」とする。
 - (ロ) 機構は、一時保留の承認又は不承認とした場合は、一時保留承認・不承認通知書(様式第555号)により、その旨を事業主に通知する。
- ホ 保留期間の延長
 - 機構は、ニにより承認した保留期間経過後も引き続き保留事由がある場合は、保留期間を延長することができる。この場合の保留期間、申請、承認の取扱いは、イからニまでに掲げる取扱いと同様とする。
- ヘ 保留の解除
 - 事業主は、ニ又はホにより承認された保留期間の満了日前に保留期間を終了する場合は、終了する事由が生じた日の翌日から起算して3か月以内に一時保留解除届(様式第556号)を機構に提出しなければならない。
- ト 保留前の支給請求及び支給額
 - 保留事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留事由発生日の前日までの4の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。
- チ 保留解除後の支給請求及び支給額
 - (イ) 保留解除後の支給請求に係る手続は、保留解除事由発生日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月末までに行わなければならない。
 - (ロ) 保留解除事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留解除事由発生日の属する月における4の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。
- (5) 支給の終了
 - イ 機構は、助成金の支給を受けている事業主が次の(イ)から(へ)までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降の助成金の支給を終了することができる。
 - (イ) 偽りその他不正の行為により1回目以降の助成金の支給を受けた又は2回目以降の助成金の支給を受けようとした場合
 - (ロ) 1回目の助成金の支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合
 - (ハ) 支給条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

- (ニ) 事業主の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合
- (ホ) 支給対象障害者が自己都合離職以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
- (ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、イの理由により助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

ニ イ(イ)の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定と併せて次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を行うことができる。

(イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金について、不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了についての通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

10 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の(1)又は(2)に掲げる手続を行わなければならない。この場合において、機構は、必要に応じ事業主に対して、次の(1)又は(2)に掲げる申請書等以外の書類の提出を求めることができる。

(1) 届出(変更の届出)

届出は、事業主が認定申請書を提出した後において、認定前に、認定申請に係る次のイからニまでに掲げる変更があつたときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届(様式第552号)により事業主が届け出るものであること。

また、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次の支給請求書の提出までの期間において、支給請求に係る次のイからニまでに掲げる変更がある場合は、支給請求書の提出に併せて、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付した変更届により、事業主が届け出るものであること。ただし、ロに掲げる変更の届出については、支給請求書による助成金振込希望金融機関名の記載により、これに代えることができる。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

- イ 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の変更
- ロ 助成金振込先の変更
- ハ 支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）
- ニ 手話通訳・要約筆記等担当者の変更（実施予定者の追加登録を含む。）

(2) 変更承認申請

変更承認申請は、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次の支給請求書の提出までの期間において、認定申請又は支給請求に係る次のイ又はロに掲げる変更がある場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに、次のハに掲げる変更がある場合は、当該変更があったときに随時、変更承認申請書（様式第551号）により事業主が申請する（支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。）ものであること。

- イ 支給対象障害者の新規追加（既存の認定を有する事業所に勤務する障害者を支給対象障害者とする場合は、既存の認定事業所の支給対象障害者として追加する。また、追加することができる障害者は、3の支給対象障害者の要件かつ雇入れ日から1年の当該申請期限の要件を満たす者とする。）
- ロ 委嘱内容（助添付様式第72号における2（2）配置・委嘱契約の概要及び旧様式事業計画書における介助の内容等）の変更
- ハ 事業主の合併若しくは統廃合又は事業主の事業の譲渡等に伴う変更

(3) 変更承認及び通知

- イ 機構は、事業主から変更承認申請書が提出されたときは、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」と、変更を認めるときは「不承認」とする。
- ロ 機構は、イの承認又は不承認としたときは、変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主に通知する。

11 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

12 調整

次の（1）から（5）までに掲げる障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、各々の障害者雇用納付金関係助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

- (1) 本節の助成金
- (2) 令和3年3月31日以前の重度中途障害者等職場適応助成金
- (3) 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金（手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱が支給対象となる措置であるものに限る。）
- (4) 平成10年6月30日以前の重度障害者職場適応助成金（平成7年9月30日以前に受給資格の認定申請を受理したものを除く。）

(5) 平成17年9月30日以前の重度中途障害者等職場適応助成金

13 返還

(1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のホからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で、9の(3)のイの(ロ)、ロ又は10に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

14 認定申請及び支給請求の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる

(2) (1) について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第5節 削除

第6節 削除

第7節 削除

第8節 障害者相談窓口担当者の配置助成金

1 支給対象事業主の要件

障害者相談窓口担当者の配置助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の2第1項第2号チに規定する、その雇用する支給対象障害者（2に規定する者をいう。以下この節において同じ。）の雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置（以下この節において「合理的配慮」という。）の提供に対応するため、支給対象障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置又は委嘱を行う事業主（以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主には支給しない。

2 支給対象障害者の要件

支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であり、かつ次の（1）から（3）までに掲げる現に雇用する者（障害者総合支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型（雇用契約有）の事業を実施する事業所の利用者を除き、在宅勤務者を含む。）であって、事業主が合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置又は委嘱を行うことにより、雇用の継続のために必要な合理的配慮の提供が推進されると認められる者とする。この場合の「現に雇用する者」とは、助成金の受給資格の認定申請の日に雇用している者をいう。

- （1）身体障害者
- （2）知的障害者
- （3）精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次のイからハまでに掲げるものに限る。

イ 公共職業安定所の紹介に係る者

ロ 当該事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第6条による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者

ハ 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主等の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

3 支給対象となる措置

- （1）支給対象となる措置は、次のイからニまでに掲げる事項に該当するものであつて、

事業計画の期間(最長1年間)終了後も引き続き実施されると認められるものとする。

なお、事業計画の期間外に実施した措置は支給対象としない。

イ 障害者相談窓口担当者の増配置

既設の相談窓口(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成27年厚生労働省告示第117号)第6の1の(1)に規定する相談窓口をいう。以下同じ。)又は当該相談窓口とは別に、当該事業所内に新たに設けた相談窓口に次の(イ)から(チ)までに掲げるいずれかに該当する雇用保険被保険者を、次のロに定める業務を行う支給対象障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる者(以下この節において「障害者相談窓口担当者」という。)として新たに配置するもの。

- (イ) 精神保健福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、公認心理師、臨床心理士、産業カウンセラー、看護師、保健師又は法第24条に規定する障害者職業カウンセラーの試験に合格しかつ指定の講習を修了した者
- (ロ) 特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所での障害者の指導・援助に関する実務経験が2年以上ある者
- (ハ) 障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などの障害者の就労支援機関において、障害者の就業に関する相談の実務経験が2年以上ある者
- (ニ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に基づき申請事業主が企業内に配置する産業医以外の医師
- (ホ) 機構及び厚生労働大臣が指定する研修機関が行う職場適応援助者養成研修修了者
- (ヘ) 法第79条第1項に規定する資格認定講習の修了者
- (ト) 規則第39条各号のいずれかに定める資格を有する者
- (チ) 当該事業所において人事・労務管理に係る業務経験が1年以上あり、下記ハに規定する研修を受講した者

ロ 障害者相談窓口担当者の業務の範囲

配置する障害者相談窓口担当者の業務の範囲は、次の(イ)から(ニ)までに掲げるものとする。

- (イ) 支給対象障害者を対象とした合理的配慮に関する相談業務
- (ロ) 障害者差別(法第35条に定めるものをいう。)及び合理的配慮の事項に関し、支給対象障害者からの苦情の申出を受けた際の当該苦情の処理業務(法第74条の4に基づく苦情の自主的解決をいう。)
- (ハ) 支給対象障害者からの申出又は自主的解決に基づいて、事業主が検討・実施する合理的配慮に関する助言・援助業務
- (ニ) 合理的配慮に関する職場内での周知・啓発業務

ハ 障害者相談窓口担当者の研修受講

障害者相談窓口担当者(既設の相談窓口担当者を除く。)又はイの(チ)に規定する業務経験を有しており、今後障害者相談窓口担当者として配置することを予定し

ている者（以下「配置予定者」という。）に合理的配慮に関する知識等を習得させるため、障害者専門機関（上記イの（イ）から（ト）までに掲げるいずれかに該当する者（以下この節において「障害者専門員」という。）が在籍する社会福祉法人、特定非営利活動法人等障害者雇用に係る専門機関をいう。以下同じ。）又は都道府県労働局等が実施する、次の（イ）及び（ロ）に該当する研修を受講させるもの。

（イ）講習時間が1回につき1時間以上であること（対象労働者が同一であり、内容に連続性のある講習については、当該講習の初回から最終回までの全回で1回とみなす。）。

（ロ）次の①から③までに掲げるいずれかに該当する講習方法・内容であること。

① 合理的配慮に関する知識を習熟させるための次のaからdまでに掲げるいずれかに該当する講師による講習

a 医師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、社会保険労務士、看護師又は保健師

b 障害に関する専門的知識及び技術を有する学識経験者

c 障害者の就労支援に係る経験を3年以上有する者

d 障害者の雇用管理に係る経験を3年以上有する者

② 現に雇用されている障害者に係る合理的配慮を共有するための障害者専門員又は都道府県労働局等による講習

③ 当該事業所以外の機関が実施する合理的配慮に関する障害者専門員又は都道府県労働局等による講習

ニ 合理的配慮に関する相談業務等の委嘱

既設の相談窓口が行う合理的配慮に係る相談業務とは別に、次の（イ）から（ニ）までに掲げるいずれかに該当する業務を障害者専門員又は障害者専門機関に委嘱（委託）するもの。

（イ）支給対象障害者を対象とした合理的配慮に関する相談業務

（ロ）障害者差別（法35条に定めるものをいう。以下この節において同じ。）及び合理的配慮の事項に関し、支給対象障害者からの苦情の申出を受けた際の当該苦情の処理業務（法第74条の4に基づく苦情の自主的解決をいう。以下この節において「自主的解決」という。）

（ハ）支給対象障害者からの申出又は自主的解決に基づいて、事業主が検討・実施する合理的配慮に関する助言・援助業務

（ニ）合理的配慮に関する職場内での周知・啓発業務

（2）次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

イ 支給対象障害者を雇用する事業主等（雇用保険の適用を受けない者である法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人、事業主と同居の親族又は学生）が障害者相談窓口担当者となる場合

ロ 助成金の支給に係る障害者相談窓口担当者に、事業計画の期間内において、次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかの業務を兼務させ、助成金等を受給する場合

(イ) 第2節及び第3節の職場介助者の業務

(ロ) 次章第2節の企業在籍型職場適応援助者の業務

(ハ) 第7章第3節の指導員の業務

(ニ) 旧要領第5章第6節の職業コンサルタントの業務

(ホ) 旧要領第5章第7節の在宅勤務コーディネーターの業務

(ヘ) 職場支援員の配置又は委嘱助成金及び職場復帰支援助成金支給要領（令和3年3月31日要領第21号）に規定する職場支援員の業務（旧雇用保険法施行規則第118条の3第2項第1号のロの（4）に基づく職場支援員の業務を含む。）

ハ 相談業務等を委嘱した障害者専門員に、事業計画の期間内において、同一の支給対象障害者のための措置として、次の（イ）から（ヘ）までに掲げるいずれかの業務を委嘱し、助成金等を受給する場合

(イ) 第2節及び第3節の職場介助者の業務

(ロ) 次章第1節の訪問型職場適応援助者の業務

(ハ) 旧要領第5章第6節の職業コンサルタントの業務

(ニ) 旧要領第5章第7節の在宅勤務コーディネーターの業務

(ホ) 職場支援員の配置又は委嘱助成金及び職場復帰支援助成金支給要領（令和3年3月31日要領第21号）に規定する職場支援員の業務（旧雇用保険法施行規則第118条の3第2項第1号のロの（4）に基づく職場支援員の業務を含む。）

(ヘ) 令和3年3月31日以前の障害者職場適応援助コース助成金における訪問型職場適応援助者の業務ニ 助成金の受給資格の認定申請の日以前に、同一事業主において、障害者相談窓口担当者が下記4の（1）の支給対象者となっている場合

ホ 既設の相談窓口業務が実施されていない場合

4 支給対象期間、支給額等

事業計画の期間（最長1年間）のうち、3の（1）に掲げる措置を講じた期間を支給対象期間とする。

支給額は、支給対象期間に事業主が実施した3の支給対象となる措置について、次の（1）から（3）までに掲げる方法により算定する。

（1）障害者相談窓口担当者の増配置に要する経費

イ 当該相談窓口担当者が合理的配慮に係る相談業務に専従する場合

（イ）相談窓口担当者が専従の場合の支給額は、当該専従者の配置に要する費用（支給対象月に専従者に支払われた通勤手当を含む給与支給総額をいう。）に3分の1を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

支給限度額は、専従者1人当たり1か月につき8万円とし、支給対象月数は最大6か月、支給対象者数は最大2人とする。

（ロ）所定労働日数に占める出勤日数（労働基準法第39条に定める年次有給休暇、

同法第65条に定める特別休暇等及び出張等により不在とした日は除く。以下この節において同じ。)の割合が6割未満の月は支給対象月としない。

また、1日の所定労働時間の半分以上の時間について不在とした日は出勤日とみなさない。

(ハ) 支給対象期間の途中で相談窓口担当者を変更した場合は、当該変更日の属する月におけるそれぞれの相談窓口担当者の合計の出勤日数の割合が6割以上であれば、当該月を支給対象月とすることができる。

(ニ) 8の(2)のイの相談窓口の変更により、相談窓口担当者を専従から兼任(合理的配慮に係る相談業務を担い、かつ、合理的配慮に係る相談業務以外の業務も担うこと。以下同じ。)に変更した場合は、当該相談体制の変更前後の期間を通じて最大6か月を支給対象月とし、当該変更日の属する月の前月までの支給限度額は1人当たり1か月につき8万円、当該変更日の属する月以降の支給限度額は1人当たり1か月につき1万円とする。

ロ 当該相談窓口担当者が合理的配慮に係る相談業務以外の業務も兼任する場合

(イ) 相談窓口担当者が兼任の場合の支給額は、当該兼任者の配置に要する費用(支給対象月に兼任者に支払われた通勤手当を含む給与支給総額をいう。)に10分の1を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

支給限度額は、兼任者1人当たり1か月につき1万円とし、支給対象月数は最大6か月(中小企業事業主は最大12か月)、支給対象者数は最大5人とする。

(ロ) 所定労働日数に占める出勤日数の割合が6割未満の月は支給対象月としない。

(ハ) 支給対象期間の途中で相談窓口担当者を変更した場合は、当該変更日の属する月におけるそれぞれの相談窓口担当者の合計の出勤日数の割合が6割以上であれば、支給対象月とすることができる。

(ニ) 8の(2)のイの相談窓口の変更により、相談窓口担当者を兼任から専従に変更した場合は、当該相談体制の変更前後の期間を通じて最大6か月を支給対象月とし、当該変更日の属する月までの支給限度額は1人当たり1か月につき1万円、当該変更日の属する月の翌月以降の支給限度額は1人当たり1か月につき8万円とする。

(2) 障害者相談窓口担当者の研修受講に要した経費

イ 受講費

研修を実施した障害者専門機関等に対し事業主が支払った研修の受講費用の額に3分の2を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とする。ただし、受講費用には、交通費及び雑費は含まない。

なお、支給限度額は20万円とする。

ロ 賃金相当額

障害者専門機関等の研修を受講した障害者相談窓口担当者の数に受講時間数に700円を乗じて得た額とする。

なお、支給対象者数は最大10人とし、受講時間数は1か月以内で最大10時間とする。ただし、(1)の経費の支給対象となる障害者相談窓口担当者の配置後に受

講した場合及び既設の相談窓口担当者が受講した場合は、この経費の支給対象者に含めることはできない。

ハ 3の口の配置予定者を当該研修終了後1か月を超えてもなお、合理的配慮に係る相談業務の担当者として配置していない場合は、イ及びロは支給しないものとする。

(3) 合理的配慮に関する相談業務等の委嘱に要した経費

相談業務を委嘱した障害者専門員又は障害者専門機関に対し事業主が支払った委嘱(委託)経費に3分の2を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とする。ただし、委嘱経費には、交通費及び雑費は含まない。

なお、支給限度額は1か月につき10万円とし、支給対象月数は最大6か月分とする。

(4) 支給対象費用

(1)から(3)までの支給額の算出の過程において、3分の1、10分の1又は3分の2(4において「助成率」という。)を乗じる前の各経費(最大月数、最大人数及び最大時間の制限を適用したものであって、(2)の口の賃金相当額を含む。)をいう。

(5) 補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(4)の支給対象費用の額から当該補助金等(本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。)の額を控除した後の額に各助成率を乗じて得た額の合計額又は(1)から(3)までの算定額の合計額のいずれか低い額とする。

5 支給回数

助成金は、事業所単位で1回に限り支給することができる。

6 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、事業計画の期間における措置を開始しようとする日の前日までに、認定申請書(様式第602号)に認定申請添付書類(既設の相談窓口を設置済みであることに関する明確な証拠書類を含む。)を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定めるものの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書(様式第559号)を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から(1)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき((1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは(3)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めるときは「不認定」とする(事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、認定申請後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については不認定とする。

ロ 事業主は、(1)のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書(様式第541号)又は不認定通知書(様式第542号)により、その旨を事業主に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の実施記録の作成に関すること。

事業主は、相談窓口業務に係る日誌等を作成し、認定に係る事業計画の実施状況を記録、保管しなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ハ 事業主は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の名簿並びに3に掲げる障害者相談窓口担当者の出勤状況及び賃金等の支払状況を明らかにする書類(出勤簿、賃金台帳等)を整備保管すること。

ニ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書(8の(2)に規定する変更承認申請書を含む。)及び認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書(8の(2)に規定する変更承認通知書を含む。)について、原則として、助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の(イ)から(ホ)までに掲げるい

いずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、支給請求を行い、又は支給を受けた場合

(ハ) 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ニ) 認定を受けた後、支給決定前までに第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ホ) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主に通知する。

ハ 機構は、イの（ロ）理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金は不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で（3）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

7 支給請求等

(1) 支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、事業計画期間の末日の属する月の翌月末までに、支給請求書（様式第622号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、支給対象月数が支給可能な最大月数に達した後は、事業計画期間の満了を待たずに支給請求できるものとする。

また、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、認定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合は支給請求できない。

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定めるものの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定に係る事業計画の変更を行う場合には、8の事業計画の変更手続

を行わなければならない。

ニ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 支給決定

イ 機構は、事業主から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき((1)のイのまた書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、「支給」又は「不支給」とする(事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、次の(イ)から(リ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合(延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合)

(ロ) 不正受給により助成金の支給を受けようとした場合

(ハ) 支給請求後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ニ) 障害者相談窓口担当者(3の(1)のハの(イ)及び(ロ)の委嘱も含む。)を現に雇用する者に周知していない場合

(ホ) 機構に支給請求書を提出するに当たり、支給請求書内容及び支給対象期間の相談に係る業務日誌等の内容について、支給対象障害者及び障害者相談窓口担当者に告知し、内容が事実相違ないことについて同意を得ていない場合

(ヘ) 支給対象障害者が常用雇用労働者としての勤務実績がない場合

(ト) 支給対象障害者との適正な雇用契約等を締結等していない場合

(チ) 支給対象障害者が自己都合離職等以外の理由により退職した場合

(リ) その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象措置の要件に適合していない場合

ロ 事業主は、(1)のイのただし書の規定による未提出の添付書類及び(1)の規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、事業主から提出された支給請求書の算定に係る部分に事実と異なる記載

がある場合、適正な支給請求ではないものとして、不支給とすることができる。

ニ 事業主は、8の(1)に該当する事業計画の変更がある場合、その届出を提出しなければならない。なお、機構は当該届出が提出されない場合、不支給とすることができる。

ホ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び10の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書(様式第558号)により、その旨を事業主に通知する。

ヘ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ト へにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、10による。

チ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

(ロ) 事業主は、事業計画の期間の末日の属する月の翌月末までに助成金の支給請求書(様式第622号)を機構に提出しなければならないこと。

ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること

事業計画の期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該計画に係る助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、認定申請書提出後に8の(2)に該当する事業計画の変更がある場合は、8の(2)に掲げる手続を行い、機構の承認を得ること。

ニ 調査への協力に関すること。

事業主は、機構が必要に応じて実施する障害者相談窓口担当者の配置状況等についての調査に協力しなければならないこと。

ホ 支給申請書等の保存に関すること。

事業主は、支給申請書及び支給申請書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として、助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

8 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の（１）又は（２）に掲げる手続を行わなければならない。この場合において、機構は、必要に応じて事業主に対して次の（１）又は（２）に定める申請書等以外の書類の提出を求めることができる。

（１）届出（変更の届出）

届出は、事業主が認定申請書を提出した後において、認定前に、認定申請に係る次のイ及びロに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届（様式第552号）により事業主が届け出るものであること。

また、認定から支給請求書の提出までの期間において、支給請求に係る次のイ及びロに掲げる変更がある場合、支給請求書の提出に併せて、その変更を証する書類が必要なときは当該書類を添付した変更届により、事業主が届け出るものであること。

ただし、ロに掲げる変更の届出については支給請求書による助成金振込希望金融機関名の記載により、これに代えることができる。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

- イ 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の変更
- ロ 助成金振込先の変更

（２）承認申請（変更承認申請）

承認申請は、認定から支給請求書提出までの期間において、認定に係る次のイからへまでに掲げる変更がある場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに（ホに掲げる変更がある場合は、当該変更があったときに随時）、変更承認申請書（様式第551号）により事業主が申請する（支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。）ものであること。

- イ 相談窓口の変更（障害者相談窓口担当者の変更、既設の相談窓口業務を担当する者の変更、相談窓口体制の変更等）
- ロ 障害者専門機関等による研修内容の変更
- ハ 委嘱する障害者専門員又は障害者専門機関の変更
- ニ 障害者専門員又は障害者専門機関へ委嘱（委託）する業務内容の変更
- ホ 事業主の合併若しくは統廃合又は事業主の事業の譲渡等に伴う変更
- へ 計画期間の変更（計画期間を延長する（延長後の期間は最長1年間）場合のみ提出）

（３）変更承認及び通知

イ 機構は、事業主から変更承認申請書が提出された場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」と、変更を認めることができないときは「不承認」とする。

ロ 機構は、イの承認又は不承認としたときは、変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を当該事業主にそれぞれ通知する。

9 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

10 返還

(1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続している他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で7の(3)のイの(ロ)、ロ又は8に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

11 認定申請及び支給請求の委任

第5章 第8節 障害者相談窓口担当者の配置助成金

- (1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。
- (2) (1) について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第6章 職場適応援助者助成金

第1節 訪問型職場適応援助者助成金

1 支給対象法人の要件

訪問型職場適応援助者助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の2の3第1項第1号に規定する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（以下「法人」という。）であって、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、その他職場適応援助者（法第20条第3号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による援助が特に必要であるとして機構が認めるものであって、職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めるものに限る。）が職場に適応することを容易にするための訪問型職場適応援助者による援助の事業を行う法人に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

(1) 支給対象となる法人

次のイからトまでに掲げるいずれの要件も満たす法人（（2）に定める事業主である法人を除く。）に対して支給するものとする。

イ 法人格を有すること。

ロ 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき法第19条第1項第1号の障害者職業総合センター及び同項第3号の地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）が規則第20条の2の3第2項第1号若しくは雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下この節及び次節において「旧雇用保険法施行規則」という。）第118条の3第6項第1号イに規定する訪問型職場適応援助者の養成のための研修として行う訪問型職場適応援助者養成研修（機構が平成17年9月30日以前に実施した「職場適応援助者養成研修」を含む。以下この節において「機構が行う研修」という。）又は規則第20条の2の3第2項第2号若しくは雇用保険法施行規則第118条の3第6項第1号ロに規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この節において「厚生労働大臣が定める研修」という。）を修了した者であって、法人が雇用している者又は法人の代表者若しくは役員を職場適応援助者として配置（当該者を訪問型職場適応援助者の任におくことをいう。）していること。

ハ 障害者雇用に係る支援（就労支援）の実績があること。具体的には、以下の（イ）から（ニ）までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。

（イ）法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）の指定を受けた法人

（ロ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に該当する同法第5条第13項に規定する就労移行支援の事業を行う法人

(ハ) 指定障害福祉サービスに該当する障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援の事業を行う法人

(ニ) 当該法人の支援を受けた障害者で、就職した者又は当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習の数が現年度又はその前年度において3（同一の者に係る就職及び職場実習については1とみなす）以上である法人
 この場合、「就職した者」とは、事業主との雇用関係が成立した者（ただし、1か月未満の有期雇用及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の事業所（以下「A型事業所」という。）の利用者を除く。）をいい、「職場実習」とは、A型事業所での職場実習を含まない。

ニ 助成金の受給資格の認定を申請する日の前日から起算して過去5年以内に、この助成金又は旧雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する訪問型職場適応援助者に係る助成金の支給を受けたことがない場合は、法人が配置する訪問型職場適応援助者に、地域センターが指定する配置型職場適応援助者とともに支援する「ペア支援」を行わせること。（地域センターが当該法人について、障害者に対する就労支援経験が十分であると認める場合を除く。）

ホ 職場適応援助者による援助の計画（以下「支援計画」という。）に基づく支援を無償で行うこと。

へ 支援計画に定められた支援日数を地域センターへの事前の変更に係る相談無く超過しないこと（関係者の都合により行った次回以降の支援の先行実施若しくは事業主の緊急な支援要請に応じた一時的な緊急の対処等の合理的な理由が認められる場合を除く。）

なお、支援計画に定められた支援日数を超え、かつ、地域センターから計画変更の承認を受けられなかった場合、支給対象法人は支給申請時に別表3の支援実施日数超過理由書（様式第18号（訪））を機構に提出しなければならない（支援対象障害者（2の（1）に規定する者をいう。以下この節において同じ。）が、支援計画によらず、訪問型職場適応援助者を訪問して毎日相談していく等の場合、訪問型職場適応援助者助成金の支給対象とはならないが、支給対象法人として支給申請時にこれを申請する可能性がある。）。

ト 支給対象法人の役員等が訪問型職場適応援助者として活動する際には、労災保険と同様の災害補償制度に加入していること。

(2) 第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主である法人は支給対象法人としない。

2 助成金支給対象事業の対象となる者の要件

(1) 支援対象障害者の要件

支給対象事業の対象となる障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ地域センターが策定する職業リハビリテーション計画において、訪問型職場適応援助者による支援が必要であると判断された者で、地域センターが策定した又は法人が策定して地域センターが承認した支援計画により支援を受ける次のイからホまでに掲

げる障害者であって、職場適応援助者による援助を受けなければ、雇入れ又は雇用の継続が困難であると認められる者とする。

なお、支援が必要であると判断される者とは、雇用に当たって職場への適応能力の向上を図るために専門的な支援が必要である求職中の障害者、又は就職後に職場内外の環境等の変化に対して不適応の状態にある等、職場への適応のために専門的な支援が必要な在職中の障害者とする。

- イ 身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者

ニ 発達障害者

ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき、厚生労働大臣が定める特殊の疾病（難病）にかかっている者

ヘ 脳の機能的損傷に基づく精神障害である高次脳機能障害であると診断された者

ト その他、訪問型職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者

(2) 支援対象事業主の要件

支援対象事業主は、支援対象障害者を支援計画に記載された支援期間の開始日から2か月以内に雇用しようとしている事業主又は支援対象障害者を雇用している事業主であって、障害特性等に係る知識や障害に配慮した支援ノウハウが不足していること等により、事業所内における支援体制のみでは支援対象障害者の雇入れ又は雇用継続が困難であり、訪問型職場適応援助者による専門的かつ直接的な人的支援を必要としている事業主とする。（ただし、A型事業所の利用者としての雇用を除く。）

なお、訪問型職場適応援助者が国、地方公共団体、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）別表第2に記載する特殊法人に採用された障害者（採用内定者含む。）を支援する場合は、本助成金の対象とならない。

3 訪問型職場適応援助者の要件

(1) 訪問型職場適応援助者は、次のイ及びロに掲げるいずれにも該当する者とする。

イ 機構が行う研修又は厚生労働大臣が定める研修（以下この節において「研修」という。）を修了した者であって、法人が雇用している者又は法人の代表者若しくは役員

ロ 障害者の就労支援に係る業務を1年以上行った者

この場合、「障害者の就労支援に係る業務を1年以上行った者」とは、就労支援等を実施する機関、医療・保健・福祉・教育機関、障害者団体、障害者雇用事業所等において、障害者の就職又は雇用の継続のために行う次の業務を1年以上行った経歴がある者をいうものとする。

(イ) 職業指導、作業指導等に関する業務

(ロ) 社会復帰、職場復帰の支援に関する業務

(ハ) 障害者の雇用管理等に関する業務

4 訪問型職場適応援助者の兼務の制限

(1) 訪問型職場適応援助者は、次のイ及びロに掲げる助成金を受けて配置している者の業務を兼務できないものとする。

イ 第9章第2節の第2種（運営費）助成金

ロ 第9章第4節の第4種（グループ就労訓練請負型）助成金

(2) 訪問型職場適応援助者は、国、地方公共団体、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に記載する特殊法人の委託事業費又は補助金等から人件費の全部が支払われる者と兼務できないものとする。

5 支給対象となる訪問型職場適応援助者による援助の事業

支給対象となる援助の事業は、次の（1）及び（2）に掲げるものとする。

(1) 支給対象となる援助の事業は、当該事業を開始する前に地域センターが作成又は承認するイ及びロの期間の支援計画である訪問型職場適応援助者支援計画書（法人連携）（様式第1号（訪））及び訪問型職場適応援助者支援計画書（様式第2号（訪））（以下「訪問型支援計画書」という。）と、訪問型支援計画書による支援終了時点で、その状況を踏まえて地域センターが作成又は承認するハ及びニの期間の支援の計画である職場適応援助者支援総合記録票（法人連携）（様式第3号（訪））及び職場適応援助者支援総合記録票（様式第4号（訪））（以下「フォローアップ計画書」という。）から構成される。

イ 集中支援期（訪問型支援計画書の支援期）

支援対象障害者に対しては、訪問型支援計画の課題状況に基づき、その課題の改善を集中的に行い、支援対象事業主に対しては、事業所内の支援体制の形成に向けた環境整備及び調整を行うとともに、支援対象障害者への支援方法の理解・習得に関する支援を行う期間。

ロ 移行支援期（訪問型支援計画書の支援期）

集中支援期における課題の改善状況を確認しながら、当初の改善目標に到達していない課題について、支援方法等を再検討して支援を継続するとともに、支援の主体を訪問型職場適応援助者から事業所内の支援体制に徐々に移行する期間。

ハ フォローアップ期間（フォローアップ計画書のフォローアップ期間）

集中支援期・移行支援期の状況を踏まえ、支援対象障害者が職場に適応できているか及び支援対象事業主が適切に対応を継続しているか等を確認しつつ、必要に応じて支援を行う期間。

ニ 精神障害者に係る追加のフォローアップ期間（フォローアップ計画書の追加のフォローアップ期間）

精神障害者である支援対象障害者については、症状の波などにより、通常のフォローアップ期間経過後においても、職場適応について課題が生じることがあるため、1年間に3回まで、状況確認を行うことができる期間。

(2) 支給対象となる援助の事業は、次のイからチまでに掲げるものであって、そのうちハからチまでについては支援計画に記載されたものとする。また、支援計画の期間内に行われた以下に該当する支援であっても、支援対象障害者の突発的な来訪への対応等、支援計画に拠らない支援（事業主の緊急な支援要請に応じた一時的な緊急の対応等の合理的な理由が認められる場合を除く。）は支給対象には含まないものとする。

なお、支給対象法人が訪問型支援計画を作成し、地域センターが当該計画の承認を行う場合、支給対象となる次の「イ 訪問型支援計画書の策定」に係る活動日数は、4日（4時間未満の支援の場合は1/2日として取り扱う。以下（2）において同じ。）までとし、うち少なくとも1日は支援に係る事業所を訪問することとする。

同じく、支給対象法人が訪問型支援計画を作成し、地域センターが当該計画の承認を行う場合、支給対象となる次の「ロ フォローアップ計画の策定」に係る活動日数は、1日までとする。

さらに、地域センターが訪問型支援計画の作成を行う場合、対象となる次の「イ 訪問型支援計画書の策定」に係る活動日数は、2日までとする。

イ 訪問型支援計画書の策定

- (イ) 支援の実施に係る事業所の職場環境、支援対象障害者の職務内容の把握又は従事予定の作業内容把握のための事業所訪問の実施
- (ロ) 自宅等～事業所間の通勤指導のための準備
- (ハ) 訪問型支援計画書の案の作成
- (ニ) 支援対象障害者と訪問型職場適応援助者の関係構築（訪問型職場適応援助者が初めての支援対象障害者に対して支援を実施する場合及び訪問型支援計画書の案の作成後の関係構築に限る。）
- (ホ) 支援対象障害者、その家族に対する訪問型支援計画書の案の内容説明・同意の取付け
- (ヘ) 事業所に対する訪問型支援計画書の案の内容説明・同意の取付け
- (ト) 訪問型支援計画書の内容に係る支援者間での打ち合わせ（ケース会議によるものを含む。）
- (チ) 訪問型支援計画書の作成

ロ フォローアップ計画書の策定

- (イ) フォローアップ計画書の案の作成
- (ロ) 支援対象障害者、その家族に対するフォローアップ計画書の案の内容説明・同意の取付け
- (ハ) 事業所に対するフォローアップ計画書の案の内容説明・同意の取付け
- (ニ) フォローアップ計画書の内容に係る支援者間での打ち合わせ（ケース会議によるものを含む。）
- (ホ) フォローアップ計画書の作成

ハ 支援対象障害者に対する支援

- (イ) 人間関係及び職場内コミュニケーションに関する事項
 - a 挨拶・返事、報告・質問、会話への参加等のコミュニケーション能力の向上

に係る支援

- b 他者との協調、職場内のマナー等対人処理能力の改善に係る支援

(ロ) 基本的労働習慣に関する事項

- a 継続勤務、安定出勤、電話連絡等に係る支援
- b 規則の遵守に係る支援
- c 整容、健康管理、生活のリズム等に係る支援

(ハ) 職務遂行に関する事項

- a 職務内容等の理解に係る支援
- b 作業遂行力の向上に係る支援
- c 作業態度の改善に係る支援

(ニ) 通勤に関する事項

通勤時のトラブルへの対応力、交通機関の利用能力等の向上に係る支援

(ホ) 社会生活技能、余暇活動等に関する事項

- a 社会資源の活用方法の理解促進に係る助言
- b 余暇活動への参加、休日の過ごし方等への対応に係る助言

ニ 支援対象事業主に対する支援

(イ) 障害に係る知識に関する事項

- a 障害特性の理解と障害に配慮した対応方法に係る助言・援助
- b 障害に関する医療機関等との連携方法等に係る助言・援助

(ロ) 職務内容の設定に関する事項

- a 作業分析、課題分析等に係る助言・援助
- b 作業内容、作業工程、作業補助具、作業標準等の設定、作業能力の把握方法等に係る助言・援助

(ハ) 職務遂行に係る指導方法に関する事項

- a 効果的な指導方法、指示や見本の提示方法等に係る助言・援助
- b 歩留まり率の向上、作業ミスの改善等に係る助言・援助

(ニ) 職場の従業員の障害者との関わり方に関する事項

- a 指示・命令、注意の仕方、しかり方、ほめ方、同僚との役割分担の方法、グループワークでの留意事項等に係る助言・援助
- b 障害の知識に係る社内啓発等の方策に係る助言・援助
- c 休憩時間の交流、社員旅行、余暇活動での事業所側の対応方法等に係る助言・援助

(ホ) 家族との連絡及び連携体制の確立に関する事項

- a 職場と家族との関係調整等に係る助言・援助
- b 家族との連携方法についての助言・援助

ホ 家族に対する支援

(イ) 障害に係る知識に関する事項

- a 障害特性と家族の対応の在り方、関係機関の利用方法に係る助言・援助
- b 支援対象事業主への協力依頼内容等に係る助言・援助

(ロ) 職業生活を支えるために必要な知識及び家族での支援体制に関する事項

- a 安定した職業生活を送るための家族の関わり方に係る助言
- b 余暇、休日の過ごし方、生活リズムの確立・維持のための家族の役割等に係る助言
- (ハ) 職場との連絡及び連携体制の確立に関する事項
 - a 職場と家族との関係調整等に係る助言・援助
 - b 職場との連絡、連携方法に係る助言・援助
- ヘ 精神障害者の状況確認
 - (1) のニの精神障害者に係る追加のフォローアップ期間における精神障害者に対する定着状況、課題の有無等の確認
- ト 地域センターが開催するケース会議への出席
- チ その他の支援
 - 以上のほか、地域センターが、職業リハビリテーション計画に基づき必要と認められた支援

6 支給額等

(1) 支給額

支給額は、次のイ及びロまでに掲げる助成金ごとに規定する額の合計額（以下「合計額」という。）とする。

イ 支援実施状況に応じた支給額

(イ) 訪問型職場適応援助に係る支給額

訪問型職場適応援助に係る支給額は、一の支給対象期（8の（1）に規定する期間をいう。以下この節において同じ。）に、支給申請を行う支給対象法人が配置する訪問型職場適応援助者が訪問型支援計画に基づき支援を実施した日数に応じて、次のa又はbに定める額を乗じた額の合計を、支給対象期ごとに支給する。また、同一の日に複数の者に対する支援を実施した場合は、その支援時間数の合計により、a又はbのいずれに該当するか判断するものとする。

- a 1日の支援時間（移動時間を含む。）の合計が4時間未満の日、1日につき、8,000円（ただし、精神障害者の支援を行った場合は3時間未満の日、1日につき、8,000円）
- b 1日の支援時間（移動時間を含む。）の合計が4時間以上の日、1日につき、16,000円（ただし、精神障害者を支援する場合は3時間以上の日、1日につき、16,000円）

(ロ) 移動時間

支援時間に含まれることとする移動時間については、原則として訪問型職場適応援助者が所属する事業所と支援の実施に係る事業所との往復及び支援の実施に係る事業所間の移動に要した時間を計上するものとする。

ロ 厚生労働大臣が定める研修に要した費用に係る支給額

訪問型職場適応援助者について、以下の全てを満たす場合に、当該訪問型職場適応援助者の養成研修受講料として支給対象法人が支払った額の1/2を、当該初めての支援を実施した日を含む支給対象期の支給にあわせて支給する。

(イ) 厚生労働大臣が定める研修受講修了後初めての訪問型職場適応援助を、当該研修受講終了日から6か月以内に実施すること。

(ロ) 支給対象法人が当該研修受講料を全額負担していること。

(2) 補助金等との調整

法人が、(1)のイ及びロの助成金にあわせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、合計額から当該補助金等の額を控除した残りの額とし、当該補助金の額が合計額を上回るときは、助成金は支給しない。

(3) 支給期間

助成金の支給期間は、訪問型職場適応援助者が援助を行う期間のうち、5に規定する援助の事業の期間（支援期間）とする。ただし、支援対象障害者1人1回の援助につき最長1年8か月間（精神障害者にあつては最長2年8か月間）を限度とする。この場合の1年8か月は、5に規定する集中支援期及び移行支援期の期間を最長8か月、フォローアップの期間を最長1年間（精神障害者にあつては最長2年間）とする。

ただし、支援対象障害者が支給期間の途中で、離職した場合（雇用が予定されていた事業所に就職しなかった場合を含む。）、週所定労働時間を満たさなくなった場合、A型事業所の利用者となった場合等、支援対象障害者の要件を満たさなくなった場合は、当該支援対象障害者に対する支援に係る支給は、当該変更のあった支給対象期までとする。

7 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ 助成金の受給資格の認定を受けようとする法人は、職場適応援助者を配置し援助の事業を実施する雇用保険適用事業所（以下「事業実施施設」という。）ごとに、初めて支援計画を策定（支援計画書を地域センターが作成する場合は支援計画を開始）する前日までに別表1の訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定（変更）申請書（様式第6号（訪））（以下この節において「認定変更申請書」という。）に別表4の認定申請添付書類を添付し機構に提出しなければならない。ただし、認定申請添付書類のうち、天災地変その他法人の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定変更申請書の審査に当たって、必要に応じ、法人に対してイに定めるもの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 法人は、認定変更申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した法人に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、法人から(1)の認定変更申請書及び認定申請添付書類を受理したときは内容を審査し、受給資格があると認めたときは(3)に定める認定条件を付して

「認定」と、受給資格がないと認めるときは「不認定」とする（法人から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

ロ 法人は、（１）のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び（１）のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定の決定を行ったときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を法人に通知する。

（３）認定条件

機構は、次のイからニまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 支給申請に関すること。

法人は、８の（１）により支給申請書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 認定申請の内容（認定申請添付書類及び（１）のロの書類を含む。）（以下「事業計画」という。）の変更に関すること。

法人は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、９の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ハ 認定申請書等の保存に関すること。

法人は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）について、原則として助成金の支給期間の終了後５年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ニ イからハに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（４）訪問型職場適応援助者の変更等

受給資格の認定を受けた法人は、認定後に訪問型職場適応援助者を追加又は変更する場合は、９により機構に提出し、承認を受けなければならない。

（５）認定の取消し

イ 認定の取消要件

機構は、受給資格の認定を受けた法人が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

（イ）１の（１）の要件を満たさなくなったとき

（ロ）認定の取消しを申し出た場合

（ハ）偽りその他不正の行為により助成金の認定を受けた場合

（ニ）認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

（ホ）認定を受けた後１回目の支給申請に係る支給決定前に１の（２）に該当した場合

（へ）その他法人の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 認定取消の通知

機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を法人に通知する。

ハ イの（ハ）の理由により認定を取り消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの(ニ)のやむを得ない事由がある場合とは、(3)に規定する提出又は手続の期限に、天災地変その他法人の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに法人がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

8 支給申請等

(1) 支給申請

イ 助成金の支給を受けようとする法人は、認定を受けた事業実施施設が初めて支援計画を開始する日(支援計画書に記載された支援期間の開始日)から起算して6か月ごと(この節において「支給対象期」といい、以後新たな支援計画に基づく支援による支給申請も同期間を用いる。なお、当該支給対象期に係る一連の支援計画が終了した後は当該終了後初めて支援計画を開始する日から起算する。)に、当該支給対象期の末日の翌日から起算して2カ月以内に、別表2の訪問型職場適応援助者助成金支給申請書(様式第8号(訪))及び支援対象障害者名簿(様式第9号(訪))及び訪問型職場適応援助者別活動実績状況報告書(総括票)兼申請額計算書(様式第10号(訪))並びに支給対象期の最初の支援日に係る訪問型職場適応援助者支援記録票(様式第11号(訪)) (以下この節において「支給申請書等」という。)に別表5の支給申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給申請添付書類のうち、天災地変その他法人の責めに帰することのできない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、支給申請書等の審査に当たり、必要に応じ、法人に対してイに定めるものの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 認定あるいは支給に係る次の(イ)から(ハ)までに掲げる事業計画の変更を行っている場合の支給申請書等には、変更届(様式第552号)と当該(イ)から(ハ)までに定める当該変更に係る内容を証する書類を添付しなければならない。

(イ) 法人名、代表者、法人所在地及び事業実施施設名、事業実施施設所在地の表記の変更

(ロ) 事業管理者の変更

(ハ) 助成金振込先の変更

ニ 法人は、支給申請書等の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した法人に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 支給決定

イ 機構は、法人から(1)の支給申請書等及び支給申請添付書類を受理したときは内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする(法人から支給申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、法人が次の(イ)から(ニ)までに掲げるいずれかに該当する場合は不支給とする。

(イ) 機構が確定させた障害者雇用納付金の債権に係る債務不履行がある場合

(ロ) 不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合

(ハ) 支給申請後に1の(2)に該当することとなった場合において支給申請が行われているが、支給決定が行われていない場合

(ニ) その他支給対象法人、支援対象障害者、支援対象事業主、訪問型職場適応援助者又は支給額の対象となる費用のいずれかの要件に適合していない場合

ロ 法人は、(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する期日までに提出しなければならない。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び11の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、その旨を法人に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、支給決定の変更をすることができる。この場合、機構は、理由を付した変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を法人に通知する。なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ 不正受給により障害者納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたがまだ送金をしていない場合には、機構はこの支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給申請に関すること。

支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書が提出されない場合は、当該支給対象期に係る助成金は支給しないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

法人は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、(1)のハ及び9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ハ 支給申請書等の保存に関すること。

法人は、支給申請書及び支給申請書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ニ 調査への協力に関すること。

法人は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び機構が必要に応じて実施する援助の事業の実施状況についての調査に協力しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給の終了

イ 機構は、助成金の支給を受けている法人が次の(イ)から(へ)に掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降の助成金の支給を終了することができる。

(イ) 助成金の支給終了を申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けようとした場合

(ハ) 助成金の支給決定後に1の(2)に該当することとなった場合

(ニ) 支給条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

(ホ) 法人の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

(へ) (イ)から(ホ)までに掲げるもののほか、法人の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、助成金の支給を終了するときは、法人にその旨を通知する。

ハ イの(ロ)の理由により支給を終了した場合は、支給終了の通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間において、当該助成金及びその他の障害者雇用納付金関係助成金について、支給を終了する。

この場合、機構は当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了の通知を行う。

ニ イの(ニ)のやむを得ない事由がある場合とは、(3)に規定する提出又は手続の期限に天災地変その他法人の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに法人がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

9 事業計画の変更手続等

(1) 変更申請

法人は、認定変更申請書提出後及び認定決定の後に事業計画を変更する場合(8の(1)のハに掲げる変更を除く。)は、当該事実の発生後速やかに認定変更申請書に当該変更内容を記載し、当該変更内容に応じた認定申請添付書類及び機構が必要と認める書類を添付して、機構に提出しなければならない。

(2) 変更決定及び通知

イ 機構は、法人から変更に係る認定変更申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」を、変更を認めることができないときは「不承認」を決定する。

ロ 機構は、イの決定を行ったときは、受給資格認定事項の変更に係る変更承認・不承認通知書(様式第553号)により、その旨を法人に通知する。

10 調整

この助成金の支給期間内において、同一の障害者をもって、第2節の企業在籍型職場適応援助者助成金を受ける場合には、同助成金の支給対象となった月は、当該障害者は、この助成金の支援対象障害者とししない。

11 返還

(1) 機構は、助成金の支給を受けた法人が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。

ホ その他法人の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、助成金返還通知書（様式第547号）により、当該法人に通知する。

(3) (1)のロの理由による返還となった場合は、次のイからハに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の助成金返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金その他障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金について当該助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 法人の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のホからへまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他法人の責めに帰することのできない理由で8の(3)のイ及びロの又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに法人がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合とする。

12 支給申請の委任

- (1) 助成金の支給を受けようとする法人は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、支給申請を法人以外の者に委任することができる。
- (2) (1) について支給申請の委任を受ける者は、当該法人の役員又は事業実施施設の長とする。

第2節 企業在籍型職場適応援助者助成金

1 支給対象事業主の要件

企業在籍型職場適応援助者助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の2の3第1項第2号に規定する、その雇用する支援対象障害者（3に規定する者をいう。以下この節において同じ。）に必要となる援助（以下この節において「職場適応援助」という。）を行う企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主（企業在籍型職場適応援助者による援助を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。この場合、「配置」とは対象となる障害者の所定労働日及び所定労働時間において、必要な援助を常時行うことができる体制を整備するため、その常用雇用労働者等を4の支給対象となる措置に係る業務の任におくことをいう。ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主には支給しない。

2 企業在籍型職場適応援助者の要件

（1）企業在籍型職場適応援助者は、次のイ又はロに掲げる研修のいずれかを修了した者であって、企業在籍型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者（法人の代表者若しくは役員等、学生、家事使用人又は事業主と同居の親族（ただし、雇用保険の適用を受ける者についてはこの限りではない。）を除く。）をいう。

イ 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき法第19条第1項第1号の障害者職業総合センター及び地域センターが規則第20条の2の3第3項第1号又は旧雇用保険法施行規則第118条の3第6項第2号イ（1）に規定する企業在籍型職場適応援助者の養成のための研修として行う企業在籍型職場適応援助者養成研修（以下この節において「機構が行う研修」という。）

ロ 規則第20条の2の3第3項第2号又は旧雇用保険法施行規則第118条の3第6項第2号イ（2）に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この節において「厚生労働大臣が定める研修」という。）

（2）同一の支給対象事業主の同一の雇用保険適用事業所において2回目の支援を行うものでないこと。

（3）機構が行う研修又厚生労働大臣が定める研修の修了後、初めて行う4の支給対象となる措置となる職場適応援助である支援においては、地域センターが指定する配置型職場適応援助者ととともに支援する「ペア支援」を行うこと。

（地域センターが障害者に対する就労支援経験が十分であると認める場合については、ペア支援は必須としない。ただし、ペア支援でない場合であっても、支援計画の策定又は承認にあたっては、地域センターから訪問等による助言を受けていること。）

（4）企業在籍型職場適応援助者の兼務の制限

イ 企業在籍型職場適応援助者は、この助成金の支給対象期間内は、前章の障害者介助等助成金の支給を受けて配置している職場介助者並びに令和3年3月31日以前の職業コンサルタント及び在宅勤務コーディネーターを兼務することはできない。

- ロ 企業在籍型職場適応援助者は、この助成金の支給対象期間内は、次章の重度障害者等通勤対策助成金の指導員を兼務することはできない。
- ハ 企業在籍型職場適応援助者は、この助成金の支給対象期間内は、第1節の訪問型職場適応援助者助成金の対象となる訪問型職場適応援助者、第8章（障害者能力開発助成金）第2節の運営費の対象となる指導員及び同章第4節のグループ就労訓練請負型の対象となる訓練担当者を兼務することはできない。
- ニ 企業在籍型職場適応援助者は、国、地方公共団体、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）別表第2に記載する特殊法人の委託事業費又は補助金等から当該人件費の全部が支払われる者と兼務することはできない。
- ホ 企業在籍型職場適応援助者は、この助成金の支給対象期間内は、この助成金及び職場支援員の配置又は委嘱助成金（旧雇用保険法施行規則第118条の3第2項第1号に該当する事業主に対して支給される「障害者職場定着支援コース助成金」（同号のロの（4）に規定する職場支援員の配置、委嘱又は委託の措置に限る。）を含む。）の支援対象障害者として現に支援している人数の合計が3人以下でなければならない。

3 支援対象障害者の要件

支援対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であり、かつ企業在籍型職場適応援助者による職場適応援助を行うことが必要と認められる次の（1）から（7）までに掲げる障害者（法人の代表者若しくは役員等、学生、家事使用人又は事業主と同居の親族（ただし、雇用保険の適用を受ける者についてはこの限りではない。）及び就労継続支援A型事業（雇用有）の利用者は除く。）とする。なお、職場適応援助を行うことが必要と認められる者とは、就職後に職場内外の環境等の変化に対して不適応の状態にある等、職場への適応のために専門的な支援が必要な在職中の障害者とする。

- （1）身体障害者
- （2）知的障害者
- （3）精神障害者
- （4）発達障害者
- （5）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき、厚生労働大臣が定める特殊の疾病（難病）にかかっている者
- （6）脳の機能的損傷に基づく精神障害である高次脳機能障害であると診断された者
- （7）その他、企業在籍型職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者

4 支給対象となる措置

- （1）支給対象となる措置は、次のイからニまでに掲げる措置とし、別表3の企業在籍型職場適応援助者による支援計画書（様式第5号（企））に基づく次の支援を行う回数が、1月あたり平均で5日以上であることを要件とする。

ただし、地域センターが作成又は承認した支援計画に基づき実施する場合に限るも

のとし、支給対象期内の支援実施日及び実施した支援内容について、「企業在籍型職場適応援助者支援記録票」（様式第12号（企））を作成するものとする。

イ 支援対象障害者及び家族に対する支援

支援対象障害者及び家族に対する支援は、次のことをいう。

① 支援対象障害者支援

a 人間関係、職場内コミュニケーションに関する事項

i 挨拶・返事、報告・質問、会話への参加等のコミュニケーション能力の向上に係る支援

ii 他者との協調、職場内のマナー等対人処理能力の改善に係る支援

b 基本的労働習慣に関する事項

i 継続勤務、安定出勤、電話連絡等に係る支援

ii 規則の遵守に係る支援

iii 整容、健康管理、生活のリズム等に係る支援

c 職務遂行に関する事項

i 職務内容等の理解に係る支援

ii 作業遂行力の向上に係る支援

iii 作業態度の改善に係る支援

d 通勤に関する事項

通勤時のトラブルへの対応力、交通機関の利用能力の向上に係る支援

e 社会生活技能、余暇活動等に関する事項

i 社会資源の活用方法の理解促進に係る助言

ii 余暇活動への参加、休日の過ごし方等への対応に係る助言

② 家族支援

a 障害に係る知識に関する事項

障害特性と家族の対応の在り方、関係機関の利用方法に係る助言、援助

b 職業生活を支えるために必要な知識、家族での支援体制に関する事項

i 安定した職業生活を送るための家族の関わり方に係る助言

ii 余暇、休日の過ごし方、生活リズムの確立・維持のための家族の役割に係る助言

c 連絡、連携体制の確立に関する事項

家族との連絡、連携方法に係る体制の確立

ロ 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整

事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整は、次のことをいう。

① 支援対象障害者の職場の従業員等に対する障害者の対応方法等に係る助言・援助等

② 職場適応援助の終了後における支援対象障害者に係る対応方法等の助言・援助等

ハ 関係機関との調整

関係機関との調整は、次のことをいう。

① 支援対象障害者が通院している場合の保健医療機関との情報交換、調整

- ② 就業・生活支援センター等の支援を受けている場合、職業生活の安定のために当該センターとの調整
- ③ 支援対象障害者の支援を実施するに当たって、地域センターとの協議（相談等）
- ④ 出身の学校あるいは出身の施設等との連絡、調整

ニ その他の支援

以上のほか、地域センターが特に必要と認めて企業在籍型支援計画に含めた支援

(2) この助成金の支援対象障害者及び次のイからトまでに掲げる助成金の支給対象障害者が、それぞれの助成金の支給対象期間内において企業在籍型職場適応援助者となる場合は、支給対象としない。

イ 本章の職場適応援助者助成金（旧雇用保険法施行規則118条の3第6項第1号又は第2号に該当する事業主に対して支給される「障害者職場適応援助コース助成金」を含む。）

ロ 前章第2節の職場介助者の配置又は委嘱助成金

ハ 前章第3節の職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

ニ 第7章第3節の指導員の配置助成金

ホ 障害者雇用納付金関係助成金支給要領の一部を改正する要領（令和3年3月31日要領第18号）附則第2条の規定により支給される改正前の障害者雇用納付金関係助成金支給要領（以下この節において「旧要領」という。）第5章第6節の職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金

ヘ 旧要領第5章第7節の在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金

ト 職場支援員の配置又は委嘱助成金（旧雇用保険法施行規則第118条の3第2項第1号に該当する事業主に対して支給される「障害者職場定着支援コース助成金」（同号のロの（4）に規定する職場支援員の配置、委嘱又は委託の措置に限る。）を含む。）

5 支給額等

(1) 職場適応援助に係る支給額は、事業主の企業規模及び支援対象障害者の就業形態に応じた次の表の額に（4）の支給対象期間の月数（イからホにより変更となった場合は当該変更後の月数）を乗じて得た額とする。

対象労働者		支給額(1人あたり月額)			
障害の種別	雇用形態				
精神障害者	短時間労働者以外の者	中小企業事業主 (※1)	12万円	中小企業事業主以外	9万円
	短時間労働者 (※2)	中小企業事業主	6万円	中小企業事業主以外	5万円

精神障害者 以外	短時間労働者 以外の者	中小企業事業主	8万円	中小企業事業主以外	6万円
	短時間労働者	中小企業事業主	4万円	中小企業事業主以外	3万円

イ 支給対象期間の月数の確定

支給対象期間の月数は、次の（イ）から（ハ）により算出するものとする。

- （イ）支給対象期間について、その開始日から次の月の応当日の前日までを1月とし、以後同様に各月の応答日からその次の月の応当日の前日までを1月とする。
- （ロ）（イ）により、月数を算出した結果、1月に満たない端数がある場合は、当該1月に満たない期間については、（イ）により支給対象期間を分割した際の最後の応当日からその次の月の応当日の前日までの日数に占める、最後の応当日から支給対象期間の末日までの日数の割合を月数とする。
- （ハ）（イ）及び（ロ）により区切った支給対象期間内の各期間（以下「対象月等」という。）が次に該当する場合は、支給対象期間内の月数から除くものとする。

a 支援対象障害者の出勤割合（所定労働日数に占める出勤日数の割合）が6割に満たない対象月

ただし、次の（a）から（h）までに掲げる日は出勤日として取り扱うものとするが、（e）から（h）までに掲げる理由により全休した対象月等については出勤割合を満たさないものとして取り扱うものとする。

- （a）受給資格認定を受けた事業所で所定労働時間の半分以上就労した日
- （b）出張した日（研修日を含む）
- （c）休日に出勤した日
- （d）人工透析のために勤務していない日及び精神障害者にあつては主治医が指定する日に通院したことにより出勤していない日
- （e）労働基準法第39条に基づく年次有給休暇、同法第65条に定める産前産後の休業により出勤していない日
- （f）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める休業により出勤していない日
- （g）慶弔による休暇、夏季休暇といった特別休暇等であつて、就業規則又は雇用契約書等に記載する休暇等により出勤していない日
- （h）業務上の負傷又は業務上の疾病にかかり療養のために休業した日

b 対象月等の期間中に企業在籍型職場適応援助者による支援が行われていない対象月

（支給対象期間内の月数に端数がある場合）

1月あたり
支給額 ×

支給対象期間内の月数（1月に満たない期間を除く。出勤割合が6割に満たない月を除く。）

+

支給対象期間内の最後の応当日から
支給対象期間の末日までの日数

支給対象期間内の最後の開始日該当日からその次の月の開始日該当日にあたる日の前日までの日数

支給対象期間内の最後の応当日から
その次の月の応当日の前日までの日
数



出勤割合が6割に満たない場合は算
出を要さない。

ロ 支給対象期間の途中で、事業主が、支援対象障害者又は認定申請した企業在籍型職場適応援助者について、次の（イ）から（ニ）までに掲げるいずれかの理由により雇用しなくなった場合、当該事業主が雇用しなくなった日の前日までの期間を支給対象期間とする。なお、特に、企業在籍型職場適応援助者を当該事業主が雇用しなくなったために支援を継続できなくなった場合の当該支援対象障害者に対する支援に係る支給については、支援を継続できなくなった日以後の支援対象障害者に対する代替的な支援（地域センター、障害者就業・生活支援センター、その他障害者の就労支援を行う機関による支援等をいう。）を確保することを要件とする。

（イ）支援対象障害者又は企業在籍型職場適応援助者の責めに帰すべき理由による解雇

（ロ）支援対象障害者又は企業在籍型職場適応援助者の都合による退職

（ハ）支援対象障害者又は企業在籍型職場適応援助者の死亡（事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

（ニ）天災地変その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇

ハ 企業在籍型職場適応援助者が、異動等、離職以外の理由により不在となったために支援を継続できなくなった場合は、当該不在となる理由の生じた日の前日までを支給対象期間とする。

なお、当該支援対象障害者に対する支援に係る支給については、当該不在となる理由の発生した日以後の支援対象障害者に対する代替的な支援を確保することを要件とする。

ニ 上記ロ又はハの理由により企業在籍型職場適応援助者が不在となったことにより支援を中止する場合に、事業主が企業在籍型職場適応援助者助成金の支給を受けるためには、当初の企業在籍型支援計画の末日までの代替手段（中止後の支援の提供方法）に関する別表3の「理由書」（様式第19号（企））を提出すること。

なお、代替手段は、地域センターに相談して配置型職場適応援助者の支援を受ける等地域センターの指示に従って支援を受ける、障害者就業・生活支援センターに相談してその支援を受ける、支援対象障害者を送り出した就労移行支援事業所等の障害者の就労支援を行う事業者と相談してその支援を受ける等が想定されること。

ホ 支援対象障害者が、支給対象期間の途中で所定労働時間の減少又はA型事業所の利用者への変更等により支援対象障害者に該当しないこととなる場合には、該当しないこととなった日の前日までの期間を支給対象期間とする。

へ 支給対象期間の途中で支援対象障害者の区分等が変更された場合

支給対象期間の途中で、支援対象障害者の労働時間の変更により、短時間労働者以外であった者が短時間労働者になった場合又は短時間労働者であった者が短時間労働者以外の者となった場合は、当該変更のあった日の前日を変更前の期間の支給対象期間の末日、当該変更のあった日を変更後の期間の支給対象期間の開始日とみなして、ロを適用し、各期間の支給対象期間内の月数を算定したうえで、支援対象障害者の区分の変更の前後に係る支給額を算定し、その合計額を支給額とする。

(2) 厚生労働大臣が定める研修の受講に係る経費に関する支給額

雇用している企業在籍型職場適応援助者について、以下のすべてを満たす場合に、当該企業在籍型職場適応援助者の養成研修受講料として事業主が支払った額の1/2を、当該初めての支援を実施した日を含む支給対象期間の支給にあわせて支給する。

(イ) 厚生労働大臣が定める研修の受講終了後初めての支援を、養成研修受講終了日から6か月以内に実施すること。

(ロ) 事業主が当該研修受講料を全額負担していること。

(3) 補助金等との調整

事業主が、(1)及び(2)の助成金にあわせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、算定した(1)及び(2)の合計額から当該補助金等の額を控除した後の額とし、当該補助金等の額が合計額を上回るときは、助成金は支給しない。

(4) 支給対象期間

支給対象期間は、一の企業在籍型職場適応援助者において、雇用保険適用事業所ごと1回に限り、支援対象障害者1人に対する職場適応援助1回につき、4の地域センターが策定又は承認した支援計画の支援期間とし、6か月を限度とする。

なお、支援期間が終了した後に必要に応じて再度実施する職場適応援助については、当該支援計画の開始日前3年間における支給対象期間が1回（精神障害者にあつては2回）までの場合に限り支給対象とする。

6 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ 助成金の受給資格の認定を受けようとする事業主は、4の支給対象となる措置に係る支援計画ごとに、当該支援計画の開始日から3か月を経過する日までに、別表1の企業在籍型職場適応援助者受給資格認定（変更）申請書（様式第6号（企））

（以下この節において「認定変更申請書」という。）に別表4の認定申請添付書類を添付し、機構（申請事業所（原則として雇用保険適用事業所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する支部）に提出しなければならない。ただし、認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定変更申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定めるもの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定変更申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととな

った又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から(1)の認定変更申請書及び認定申請添付書類等を受理したとき((1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。)は内容を審査し、受給資格があると認めるときは(3)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格がないと認めるときは「不認定」と決定する(事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

ロ 事業主は、(1)のイのただし書の規定による未提出の添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定と決定することができる。

ハ 機構は、認定又は不認定の決定を行ったときは、認定通知書(様式第541号)又は不認定通知書(様式第542号)により、当該事業主に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次のイからニまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 支給申請に関すること。

事業主は、7の(1)により支給申請書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 認定申請の内容(認定申請添付書類及び(1)のロの書類を含む。)(以下「事業計画」という。)の変更に関すること。

事業主は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ハ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書(変更承認申請書を含む。)及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書(変更承認通知書を含む。)について、原則として助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ニ イからハに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受けた場合

(ハ) 認定の条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

(ニ) 認定を受けた後に1のただし書きに該当した場合

(ホ) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第543号)により、当該事業主に通知する。

ハ イの（ロ）の理由による認定の取消しとなった場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

（イ）当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

（ロ）事業主の名称等を公表すること。

ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で（3）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

7 支給申請等

（1）支給申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、5の（4）の支給対象期間が終了した日の翌日（支給対象期間終了日までに認定されなかった場合、認定日の翌日）から起算して2か月以内に、支給対象期間に係る別表2の企業在籍型職場適応援助者助成金支給申請書（様式第8号（企））及び企業在籍型職場適応援助者助成金支給申請書続き（様式第8-2号（企））（以下この節において「支給申請書」という。）に、別表5の支給申請添付書類を添付し、機構（申請事業所の所在地を管轄する支部）に提出しなければならない。

ただし、当該支給申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅延するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、認定後に1のただし書きに該当することとなった場合は支給申請できない。

ロ 機構は、支給申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定めるものの以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 認定又は支給に係る次の（イ）及び（ロ）に掲げる事業計画の変更を行っている場合の支給申請書には、変更届（様式第552号）と当該（イ）及び（ロ）に定める当該変更に係る内容を証する書類を添付しなければならない。

（イ）事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名及び事業所所在地の変更

（ロ）助成金振込先の変更

ニ 事業主は、支給申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由により支給申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）支給決定

イ 機構は、(1)の支給申請書及び支給申請添付書類等を受理したとき((1)のイのただし書の規定により支給申請添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。)は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする(事業主から支給申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、事業主が次の(イ)から(へ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(イ) 機構が確定させた障害者雇用納付金の債権に係る債務不履行がある場合

(ロ) 不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合

(ハ) 支給申請後から支給決定までに1のただし書きに該当することとなった場合

(ニ) 5の(1)のロの(イ)から(ニ)まで以外の理由により支給対象期間の途中で支援対象障害者又は企業在籍型職場適応援助者が離職した場合又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(ヘ) その他支給対象事業主、企業在籍型職場適応援助者、支援対象障害者、支給対象措置又は支給額の対象となる費用のいずれかの要件に適合していない場合

ロ 事業主は、(1)のイのただし書の規定による未提出の添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、事業主から提出された支給申請書の算定に係る部分に事実と異なる記載がある場合、適正な支給申請ではないものとして、当該支給申請を不支給とすることができる。

ニ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び10の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、当該事業主に通知する。

ホ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、助成金変更支給決定通知書(様式第546号)により、当該事業主に通知する。なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、その旨を通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ヘ 不正受給により障害者納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構はこの支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからニまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、(1)ハ及び8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ロ 支給申請書の保存に関すること。

事業主は、支給申請書及び支給申請書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければ

ならないこと。

ハ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び機構が必要に応じて実施する企業在籍型職場適応援助者の配置の状況等についての調査に協力しなければならないこと。ニ イからハに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

8 事業計画の変更手続等

(1) 変更申請

事業主は、認定変更申請書提出後及び認定決定の後に事業計画を変更する場合（7の（1）のハに掲げる変更を除く。）は、当該事実の発生後速やかに認定変更申請書に当該変更内容を記載し、当該変更内容に応じた認定申請添付書類及び機構が必要と認める書類を添付して、機構に提出しなければならない。

(2) 変更決定及び通知

イ 機構は、事業主から変更に係る認定変更申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」を、変更を認めることができないときは「不承認」を決定する。

ロ 機構は、イの決定を行ったときは、受給資格認定事項の変更に係る変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主に通知する。

9 調整

次の（1）から（5）までに掲げる助成金の支給を受けている事業主に対しては、各々の助成金の支給対象となっている同一の障害者をもって、この助成金を支給するときは、この助成金の支給対象期間内は、各々の助成金の支給対象障害者とはしない。

- (1) 本章の助成金（旧雇用保険法施行規則118条の3第6項第1号又は第2号に該当する事業主に対して支給される「障害者職場適応援助コース助成金」を含む。）
- (2) 前章の障害者介助等助成金のうち、第4節の手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金及び第8節の障害者相談窓口担当者の配置助成金を除く助成金
- (3) 旧要領第5章第6節の職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金及び同章第7節の在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金
- (4) 職場支援員の配置又は委嘱助成金（旧雇用保険法施行規則第118条の3第2項第1号に該当する事業主に対して支給される「障害者職場定着支援コース助成金」（同号のロの（4）に規定する職場支援員の配置、委嘱又は委託の措置に限る。）を含む。）
- (5) 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

10 返還

- (1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定又は支給決定が取り消された場合

全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、助成金返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) (1) のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のホ

からへまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で7の(3)のイの又は8に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合とする。

11 認定申請及び支給申請の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給申請を事業主以外の者に委任することができる。

(2) (1) について認定申請又は支給申請の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支援対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第7章 重度障害者等通勤対策助成金

第1節 重度障害者等用住宅の新築等助成金

1 支給対象事業主等の要件

重度障害者等用住宅の新築等助成金（以下この節において「助成金」という。）は、その雇用する2に規定する支給対象障害者の通勤を容易にするために規則第20条の4第1項第1号イ及び第2号イに規定する住宅の新築、増築若しくは改築又は購入（この節において「住宅の新築等」という。）を行う事業主又は当該事業主を構成員とする事業主の団体（以下この節において「事業主等」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

ただし、次の（1）及び（2）に掲げる事業主等には支給しない。

- （1）第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主又は当該事業主を構成員とする事業主の団体
- （2）過去にこの助成金、次章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は平成23年3月31日以前の第1種重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業主等のうち、この助成金の認定申請日までの間において、各々の助成金の支給対象障害者が既に離職したもの（各々の助成金の支給決定日から5年を経過したものを除く。）にあっては、次のイ又はロに該当する事業主等
 - イ 障害者が自己都合離職等以外の離職をした事業主等
 - ロ 代替雇用をしていない事業主等

2 支給対象障害者の要件

- （1）支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ次のイからチまでに掲げる者であって、事業主が通勤対策を講じなければ、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であると認められる者とする。

ただし、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、助成金の受給資格認定申請日時点において事業主等に支給対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過し、支給対象障害者の自宅から申請事業所までの通勤の履歴があるため、その通勤を改めて容易にする必要がないと認められる場合は、支給対象障害者とみなさないものとする（やむを得ない理由がある場合を除く。）。イ 重度身体障害者

ロ 知的障害者

ハ 精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものに限る。

（イ） 公共職業安定所の紹介に係る者

（ロ） 当該事業主又は当該事業主等の構成員である事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すま

での間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者

(ハ) 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主又は当該事業主等の構成員である事業主の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

ニ 3級の視覚障害がある者

ホ 3級又は4級の下肢障害がある者

へ 3級の体幹機能障害がある者

ト 3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害がある者

チ 5級の下肢障害、5級の体幹機能障害及び5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2以上を重複して有する者

(2) (1)において、「障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難である」とは、支給対象障害者の前住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤した場合に、その通勤経路では支給対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められることをいう。

(3) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、要領第11章の1に定める被災事業主等による申請のほか、以下のとおりとする。

イ 支給対象障害者が中途障害者の場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により、障害の進行等により通勤が困難となったことを確認できる場合

なお、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としな

ロ 人事異動等の場合

ただし、人事異動等の発令日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としな

ハ 天災地変等やむを得ない事情に伴う事業所の移転の場合

3 支給対象となる住宅の要件

(1) 支給対象住宅は、支給対象障害者を入居させるために特別の構造又は設備を備えた(2)に定める世帯用住宅又は単身者用住宅（一人の居住を前提とする住宅）であって、事業主等が新築等を行うものとし、(3)に定めるものを除き、支給対象事業主等自らが所有するものとする。

なお、支給対象住宅へ支給対象障害者が移転すること（世帯用住宅の場合は同居する者が移転することを含む。）について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条（転入届）又は同法第23条（転居届）に規定する届出を行っているものとする。

(2) 世帯用住宅とは、支給対象障害者が次のイからニまでに掲げるいずれかの者と同居

する住宅とする。

イ 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

ロ 6親等以内の血族の者

ハ 3親等以内の姻族の者

ニ イからハマまでに掲げる者以外の者で機構がやむを得ないと認める者

(3) 住宅の新築等について、次のイからニまでに掲げるいずれかに該当するときは、当該住宅については、助成金の支給対象としない。

イ 中古の住宅（建築後1年未満であって、未入居のものを除く。）又は事業主等の自社製の住宅を購入する場合

ロ 住宅の設計又は工事等を事業主等自らが実施する場合（その事業主等を代表する者、その役員、当該代表する者及び役員が代表者となる法人が実施する場合を含む。）

ハ 支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族が所有する住宅を購入する場合又は支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族が所有する住宅に工事等を実施する場合

ニ 売買又は施工に係る契約等の相手方が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合

（イ）事業主等の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社

（ロ）事業主等が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社

（ハ）事業主等が法人の場合

① 事業主等の役員

② 事業主等の役員の配偶者

③ 事業主等の役員の1親等の親族

④ 次の者が役員である法人

a 事業主等の役員

b 事業主等の役員の配偶者

c 事業主等の役員の1親等の親族

（ニ）事業主等が個人の場合

① 事業主等の配偶者

② 事業主等の1親等の親族

③ 次の者が役員である法人

a 事業主等の配偶者

b 事業主等の1親等の親族

（ホ）事業主が特例子会社又は親事業主の場合
関係会社

（へ）事業主が関係会社の場合

① 特例子会社

② 親事業主

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、住宅の新築等に要する経費（5において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

なお、支給限度額は、次の住宅の区分ごとに定める額とする。ただし、その額が1事業所当たり5,000万円を超えるときは、5,000万円を限度とする。

イ 世帯用住宅	支給に係る住宅1戸当たり	1,200万円
ロ 単身者用住宅	支給対象障害者1人当たり	500万円

(2) 支給対象費用

支給対象費用は、機構が別に定める「障害者雇用納付金関係助成金の算定に関する件」（平成15年達第51号。以下この節において「算定に関する件」という。）により算定した額の範囲内の当該住宅の新築、増築又は改築に必要な建築主体工事費、建物附属設備工事費及び設計監理費の合計額（住宅の新築等に伴う既存の建物又は建物附属設備の解体、撤去及び廃棄等に係る費用並びに事業主等自ら、子会社、親会社又は関係会社が新築住宅の設計監理を行う場合の設計監理費を除く。）並びに購入に必要な額とする。

建築主体工事費及び建物附属設備工事費は、次のイに定める面積にロに定める単価を乗じて得た額とする。

ただし、6の(3)の受給資格の認定の後に行う住宅の新築等の発注契約に当たって、入手した見積書の見積額が150万円以上1,000万円以下のときは、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴取し、そのうちで最も低い金額とし、当初入手した見積書の見積額が1,000万円を超えるときは、原則として一般（指名）競争入札により得られた額とする（一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）。

なお、一般（指名）競争入札を行うに際して事業主等が定める入札予定価格の参考として用いる積算は、やむを得ない理由があると機構が認める場合を除き、建築士等が行わなければならない。

また、事業主等が三者以上に見積書の作成を依頼する際に用いる設計図は、見積依頼を行う予定の建築士等以外の建築士等が作成したものでなければならない。

イ 支給対象面積

支給対象面積は、支給対象住宅の延べ面積を当該住宅に入居する者の人数（世帯用住宅である場合は世帯数）で除して得た面積又は28㎡（世帯用住宅にあつては1戸当たり74㎡（北海道は1戸当たり78㎡））のいずれか小さい面積に支給対象障害者数（世帯用住宅にあつては、支給対象障害者の世帯数）を乗じて得た面積とする。

ロ 建築単価

建築単価は、支給対象住宅の1㎡当たりの建築単価（当該支給対象住宅の建築費用を当該支給対象住宅の延べ面積で除した単価をいう。1円未満切捨て）又は別に

定める算定に関する件の1㎡当たりの建築単価のいずれか低い単価とする。

(3) 補助金等との調整

事業主等が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等(本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用を対象とするものに限る。)の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の額のいずれか低い額とする。

6 受給資格の認定等

(1) 事前着手の制限

助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、工事等に着手(住宅の新築等に係る工事等の発注、契約等を行うこと(当該住宅の新築等に係る設計図書の作成に係る発注等を行うことを除く。))をいう。以下この節において同じ。)する前に、機構に対して助成金受給資格の認定申請を行わなければならない。

ただし、事業主等が機構に対し、認定申請時に事前着手申出書(様式第560号)を併せて提出した場合には、機構は事前着手を認めるほか、(3)の受給資格の認定日の前に事前着手申出書が提出された場合であっても、当該申出書の提出日以降に事前着手するものであれば、これを認めることができる。

(2) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、住宅の新築等を行うための工事等の発注予定日、工事請負契約締結予定日又は購入に係る売買契約締結予定日の前日までに、別表1の障害者助成金受給資格認定申請書(様式第601号。以下この節において「認定申請書」という。)に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由(別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。)により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たって、必要に応じ、事業主等に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主等は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続をやめようとするときは、取下げ書(様式第559号)を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

ニ 支給対象住宅が既存の建物の改修の場合は、当該建物が建築基準法に適合したものであることの確認を行う必要があるため、事業主等は、検査済証を機構に提出しなければならない。

ただし、検査済証を紛失等したことにより提出できない場合は、地方公共団体が発行する検査済証に関する証明書等又は一級建築士の報告書等及び建築確認済証(写)等で代えることができる。

なお、建築確認が必要な建物であるにもかかわらず、建築確認申請を行っていない建物に係る改修等については、支給対象としない。

(3) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主等から(2)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき(2)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは(4)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めることができないときは「不認定」とする(事業主等から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

なお、この際、認定申請後に1の(1)又は(2)に該当することとなった事業主等については、不認定とする。

ロ 事業主等は、(2)のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び(2)のハの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書(様式第541号)又は不認定通知書(様式第542号)により、その旨を事業主等に通知する。

(4) 認定条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事前着手に関すること。

事業主等は、認定申請に係る住宅の新築等を行うに当たり、原則として、受給資格の認定を受けた後(8の事業計画の変更の場合にあっては、当該事業計画の変更承認後)でなければ、着手してはならないこと。

ただし、認定申請書の提出時又は認定日の前に事前着手申出書を提出した場合にあっては、当該申出書の提出日以降に工事等に着手することができること。

ロ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主等は、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主等は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ハ 出勤簿等の整備保管について

事業主等は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類(出勤簿、賃金台帳等)を整備保管すること。

ニ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書(変更承認申請書を含む。)及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書(変更承認通知書を含む。)について、原則として助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(5) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主等が次の(イ)から(ト)まで掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、支給請求を行い、又は支給を受けた場合

(ハ) この助成金におけるその他の申請に係る認定又は他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合(7の(2)のへの規定を適用して支給決定の取消しを行った場合以外にこの助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。)

(ニ) 認定条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

(ホ) 認定を受けた後に1の(1)又は(2)に該当することとなった場合

(ヘ) 支給請求日から支給決定までの間に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職をした場合

(ト) その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第543号)により、その旨を事業主等に通知する。

ハ 機構は、イの(ロ)の理由により認定を取消した場合は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主等の名称等を公表すること。

ニ イの(ニ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で(4)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

7 支給請求等

(1) 支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、(3)のイに定める支給請求の期間内に、別表2の障害者助成金支給請求書(様式第621号。以下この節において「支給請求書」という。)に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の

提出時期を後日とすることができる。

なお、次の（イ）又は（ロ）に該当する場合は、支給請求はできない。

（イ）支給資格の認定日から支給請求書の提出までの間に支給対象障害者が自己都合離職等若しくは自己都合離職等以外の離職により、当該支給対象障害者が当該住宅を使用しなくなった場合（6か月以内に代替雇用をした場合を除く。）

（ロ）認定後に1の（1）又は（2）に該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 認定に係る事業計画の変更（変更承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、8の（1）の届出とともに変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類を添付）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の（イ）から（ホ）までに掲げることをいう。

（イ）事業主等名、代表者、事業主等所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

（ロ）事業主等の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主等名、代表者又は事業主等所在地の変更

（ハ）支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）又は転勤若しくは出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更

（ニ）支給対象障害者の変更（支給対象障害者の勤務形態及び就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更を含む。以下同じ。）

（ホ）措置の変更（手すり又はドアの仕様等の変更、建築確認申請の変更を要しない住宅面積の変更等をいう。）

ニ 事業主等は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により当該支給請求に係る手続をやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）支給決定

イ 機構は、事業主等から（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（（1）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査し、「支給」又は「不支給」の決定を行う（事業主等から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

なお、この際、次の（イ）から（ニ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

（イ）支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主等について

は当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主等については当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合)

(ロ) 支給請求後から支給決定までに1の(1)又は(2)に該当することとなった場合

(ハ) 不正受給により助成金の支給を受けようとした場合

(ニ) 事前着手申出書を機構に提出していないにもかかわらず認定前に着手した場合又は当該申出書を提出する前に着手した場合

(ホ) その他支給対象事業主等、支給対象障害者又は支給対象住宅の要件に適合しなくなった場合

ロ 事業主等は、(1)のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは、(3)の支給条件及び12の(1)の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書(様式第558号)により、その旨を事業主等に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。

この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主等に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

ヘ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからチまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主等は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主等であること。

(ロ) 事業主等は、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日までに、住宅の新築等に係る工事等及び当該工事等に係る費用の支払を完了(工事等がすべて完了(竣工)し、かつ、当該工事等に係る経費の支払が終了(手形の振出し又はファクタリングによって支払われる場合にあつては、当該手形等が決済されたことをいう。)し、所有権の移転が伴う場合は、所有権が移転したことをいう。)し、

かつ、支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

なお、事業主等が代替雇用をした障害者を支給対象障害者として支給請求する場合の取扱いについては、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日又は支給対象障害者の自己都合離職等の日の翌日から起算して6か月を経過する日のいずれか遅い日を支給請求書の提出期限とする。

ロ 資産計上に関すること

事業主等は、支給対象住宅又は当該住宅に設置した手すり等の支給対象設備等の取得価額が50万円以上の場合、資産に計上すること。

ハ 対象障害者等雇用継続義務期間及び対象施設設備等処分制限期間に関すること。

(イ) 助成金の支給を受けた事業主等は、支給決定日から起算して5年間（対象障害者等雇用継続義務期間）以上、支給対象障害者の雇用を継続しなければならないこと。

この対象障害者等雇用継続義務期間において、当該支給対象障害者が自己都合離職等をした場合は、当該離職等の日の翌日から起算して6か月後の応当日までに他の障害者を代替雇用しなければならないこと。

(ロ) 助成金の支給を受けた事業主等は、支給対象住宅の取得価額が50万円以上の場合、対象施設設備等処分制限期間以上の期間、支給対象障害者（6か月以内に代替雇用をした障害者を含む。）のために所有しなければならないこと。

ニ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主等は、助成金の支給を受けた後、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主等は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ホ 助成金の支給に係る事業の報告に関すること。

事業主等は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び10に定める実施状況の報告を行わなければならないこと。

ヘ 支給請求書等の保存に関すること。

事業主は、支給請求書及び支給請求書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ト 調査への協力に関すること。

事業主等は、機構が必要に応じて実施する支給対象住宅の設置状況及び使用状況に係る調査に協力しなければならないこと。

チ イからトまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

8 事業計画の変更手続等

事業主等は、認定申請書提出後、事業主等の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの手続を行わなければならない。

なお、事業計画の変更に伴い、変更前よりも支給対象費用が増大することとなる場合

であっても、助成金の増額は、原則として行わない。

(1) 届出（変更の届出）

届出は、事業主等が認定申請又は支給請求を提出した後において、当該認定又は支給決定の前に、認定申請又は支給請求に係る7の(1)のハに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届（様式552号）により事業主等が届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

(2) 承認申請

承認申請は、認定から支給請求までの期間、又は支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる変更を行う場合に、イ又はロに定める申請期限に従って、変更承認申請書（様式第551号）により事業主等が申請する（支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。）ものであること。

イ 認定から支給請求までの期間における変更

建設敷地、住宅面積又は建築構造の重大な仕様の変更。

この場合の承認申請の期限は、原則として、変更しようとする日の2か月前の応答日とする。

ただし、申請期限までに承認申請を行うことができないやむを得ない理由があると機構が認める事業主等であって、かつ、事前着手をしようとする事業主等については、申請期限経過後においても承認申請を行うことができる。

ロ 支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間における変更

(イ) 支給対象住宅の使用者の変更（変更前の支給対象障害者が在職している場合に限る。）

この場合の承認申請の期限は、変更が発生した日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。

(ロ) 支給対象障害者の離職に伴う支給対象住宅の使用者の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

ただし、対象障害者等雇用継続義務期間における支給対象障害者の自己都合離職等による代替雇用に係る承認申請の期限は、当該離職等の日の翌日から起算して7か月を経過する日とする。

また、対象施設設備等処分制限期間（対象障害者雇用継続義務期間後の期間に限る。）に離職した場合の承認申請の期限は、当該離職日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。

(ハ) 支給対象障害者の勤務形態及び就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

(ニ) 事業主等の合併又は統廃合による支給対象事業主等の変更

この場合の承認申請の期限は、原則として変更が生じたときとする。

(ホ) 支給対象住宅に設置した手すり等設備の設置場所の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

(3) 申出（変更等の申出）

申出は、支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる状況により処分を余儀なくされる場合に、イ又はロに定める申出期限までに変更等申出書（様式第552号の3）により事業主等が申し出るものであること。

イ 天災地変による災害等不可抗力の事態により実施する支給対象住宅の取壊し、廃棄等の処分

この場合の申出の期限は、当該事態が発生した日の翌日から起算して6か月を経過する日とする。

ロ 事業廃止、倒産等により実施する支給対象住宅の譲渡等の処分

この場合の申出の期限は、原則として、当該処分をしようとする日の2か月前の応当日とする。

(4) 変更承認及び通知

イ 機構は、事業主等から変更承認申請書が提出された場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」と、変更を認めるときは「不承認」とする。

ロ 機構は、イの承認又は不承認としたときは、変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主等に通知する。

(5) 事前着手の制限

事業主等が（2）のイの承認申請手続を行う必要があるときは、住宅の変更に係る部分の工事等については、変更承認後に着手しなければならない。

ただし、事業主等は、必要に応じ、事前着手申出書を提出することにより、変更承認の通知を待たずに住宅の変更に係る部分の工事等に着手することができる。

9 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主等の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

10 事業実施状況報告

助成金の支給に係る事業の実施状況の報告に関する手続等は、次の（1）から（4）までに掲げるとおりとする。

(1) 報告対象期間は、支給決定日から起算して1年を経過するまでの期間及び当該期間の末日の翌日から起算して更に4年を経過するまでの期間とし、別表3の障害者助成事業実施状況報告書（以下この章において「実施状況報告書」という。）（様式第561号）により、事業主等が機構に報告するものとする。

(2) 実施状況の報告に当たっては、原則として圧縮記帳明細書（様式第562号の3）のほか、次のイからニまでに掲げる書類を実施状況報告書に添付しなければならない。

イ 支給対象住宅等の取得価額が50万円以上の場合、当該住宅等が記載された固定資産台帳（写）又は減価償却明細書（写）等の該当ページ

ロ 報告日現在の支給対象住宅又は支給対象住宅に設置した手すり等支給対象設備等の写真（カラー写真）

ハ イの書類に支給対象住宅又は支給対象住宅に設置した手すり等支給対象設備等が

記載されていない場合は、その理由を記した文書及び総勘定元帳において支給対象住宅の取得に要した費用の支払に係る処理を記載したページの写し

ニ その他機構が必要と認める書類等

- (3) 事業計画の変更（8の（2）のロの変更承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の実施状況報告書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合において「事業計画の変更」とは、原則として、事業主等の合併、統廃合又は事業主等の事業の譲渡等によらない事業主等名、代表者、事業主等所在地、事業所名若しくは事業所所在地の変更をいう。

- (4) 実施状況の報告は、（1）に定める期間ごとに、原則として、各期間の末日の翌日から起算して1か月以内に行うものとする。

11 調整

- (1) 次章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（以下この号において「重多助成金」という。）及び平成23年3月31日以前の第1種重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた又は受けている事業主等に対しては、当該助成金の支給対象住宅を対象としてこの助成金は支給しない。

- (2) 次に掲げる助成金の支給を受けた又は受けている事業主等に対しては、各々の助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

イ 本節の助成金、次節の重度障害者等用住宅の賃借助成金、第4節の住宅手当の支払助成金、第5節の通勤用バスの購入助成金、第6節の通勤用バスの運転従事者の委嘱助成金、第8節の駐車場の賃借助成金及び第9節の通勤用自動車の購入助成金

ロ 重多助成金

ただし、事業主等が重多助成金及び平成23年3月31日以前の第1種重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金により労働者住宅を設置しなかった場合を除く。

この場合において、この助成金の支給額は、既に支給した重多助成金の支給額と当該重多助成金の支給限度額との差額又は5による支給額のいずれか低い額とする。

ハ 平成15年9月30日以前の重度障害者等通勤対策助成金のうち、次の措置に係る助成金

- (イ) 駐車場の賃借に係る手当の支払
- (ロ) 通勤用自動車の賃借
- (ハ) 通勤用自動車の購入に係る手当の支払
- (ニ) 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払

ニ 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金のうち、次の措置に係る助成金

- (イ) 重度障害者用住宅の新築等
- (ロ) 重度障害者用住宅の賃借

- (ハ) 住宅手当の支払
- (ニ) 通勤用バスの購入
- (ホ) 通勤用バス運転従事者の委嘱
- (ヘ) 駐車場の賃借
- (ト) 通勤用自動車の購入
- (チ) 駐車場の賃借に係る手当の支払
- (リ) 通勤用自動車の賃借
- (ヌ) 通勤用自動車の購入に係る手当の支払
- (ル) 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払

12 返還

(1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主等が、次のイからチまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由があると場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ヘ 対象障害者等雇用継続義務期間に、支給対象障害者を事業主都合により離職させた場合
全額返還とする。

ト 対象障害者等雇用継続義務期間に支給対象障害者が自己都合離職等した後、6か月以内に代替雇用をしなかった場合
原則として、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該義務期間に対する非雇用期間の日割計算により算出した額（1円未満切上げ）とする。

ただし、支給対象施設設備等が支給対象障害者のみ使用するもの（他の労働者が使用しないもの）である場合は、返還を求めないことができる。

チ 支給対象施設設備等を譲渡、転用（一時的なものを除く。）、廃棄等の処分を行った場合

(イ) 対象障害者等雇用継続義務期間における処分

支給対象障害者に対する代替措置を講じることなく、当該処分のみを行った場合は、原則として、全額返還とする。

支給対象障害者に対する代替措置を講じた場合は、一部返還とし、当該返還額

は、支給した助成金について当該義務期間に対する「当該処分した日から当該義務期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産、事業所移転等により実施する処分（事業所移転の場合の有償譲渡を除く。）の場合は、返還を求めないことができる。

(ロ) 対象施設設備等処分制限期間（対象障害者等雇用継続義務期間後の期間に限る。）における処分

原則として、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該制限期間に対する「当該処分した日から当該制限期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産、事業所移転等による処分（事業所移転の場合の有償譲渡を除く。）の場合は、返還を求めないことができる。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を当該事業主等に通知する。

(3) (1)のロの理由による返還となった場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主等の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、次のイ又はロに該当する場合をいう。

イ 助成金の支給に係る住宅を支給対象障害者のために使用することができなくなった場合であって、天災地変その他機構がやむを得ないと認める事由により事業の継続が不可能となった場合

ロ 第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で、7の(3)のイの(ロ)又は8に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合

13 認定申請及び支給請求の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主等（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事

業主等以外の者に委任することができる。

- (2) (1) について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第2節 重度障害者等用住宅の賃借助成金

1 支給対象事業主の要件

重度障害者等用住宅の賃借助成金（以下この節において「助成金」という。）は、その雇用する支給対象障害者の通勤を容易にするために規則第20条の4第1項第1号イに規定する住宅の賃借を行う事業主（住宅の賃借に要する費用の全部を支給対象障害者から徴収する事業主を除く。以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

ただし、次の（1）及び（2）に掲げる事業主には支給しない。

- (1) 第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主
- (2) 過去に前節の助成金の支給を受けた事業主のうち、この助成金の認定申請日において、前節の支給対象となった障害者が離職（支給決定日から5年を経過したものを除く。）している場合には、次のイ又はロに該当する事業主
 - イ 障害者が自己都合離職等以外の離職をしている事業主
 - ロ 代替雇用をしていない事業主

2 支給対象障害者の要件

- (1) 支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ次のイからチまでに掲げる者であって、事業主が通勤対策を講じなければ、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であると認められる者とする。

ただし、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、助成金の認定申請日時点において事業主に支給対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過し、支給対象障害者の住居から申請事業所までの通勤の履歴があるため、その通勤を改めて容易にする必要がないと認められる場合は、支給対象障害者とみなさないものとする（やむを得ない理由がある場合を除く。）。

なお、支給対象障害者の居住地については、住民基本台帳に登録されているものとする。

- イ 重度身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者

第1章の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものに限る。

- (イ) 公共職業安定所の紹介に係る者
- (ロ) 当該事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者
- (ハ) 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害

- 者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主の事業所において就労することをいう。)のための職業リハビリテーション措置を受けている者
- ニ 3級の視覚障害がある者
 - ホ 3級又は4級の下肢障害がある者
 - へ 3級の体幹機能障害がある者
 - ト 3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害がある者
 - チ 5級の下肢障害、5級の体幹機能障害及び5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2以上を重複して有する者
- (2) (1)において、「障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難である」とは、支給対象障害者の前住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤した場合に、その通勤経路では支給対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められることをいう。(3) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、次のイからハまでに該当するものとする。
- イ 支給対象障害者が中途障害者の場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医(精神障害者の場合は主治医)の診断書により、障害の進行等により通勤が困難となったことを確認できる場合
 - なお、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者とししない。
 - ロ 人事異動等の場合
 - ただし、人事異動等の発令日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者とししない。
 - ハ 天災地変等やむを得ない事情に伴う事業所の移転の場合

3 支給対象となる住宅の要件

- (1) 支給対象住宅は、(3)に定めるものを除き、支給対象障害者の通勤を容易にする支給対象障害者を入居させるための特別の構造又は設備を備えた世帯用又は単身者用の住宅であって、次のイからホに該当するものとする。
- イ 事業主が新規に賃借を行うものとし、支給対象障害者が雇入れ日前から居住する住宅や支給対象障害者以外の労働者のために事業主が賃借していた住宅、支給対象障害者本人やその配偶者等が賃借していた住宅を事業主の契約に切り替えたもの等については、支給対象とししない(支給対象障害者(内定者含む。)が住環境や通勤環境を確認することを目的として、6か月以内の期間において試行的に賃借したものを除く。)
 - ロ 原則として、住宅から事業所までの移動時間が10分間程度の距離であること、かつ、支給対象障害者の当該区間の通勤(移動)方法が徒歩又は車いす等によるものであること。
 - ハ 住宅からの移動環境等において、支給対象障害者の障害特性に配慮した住宅と認められるものであること。

- ニ 居住のための賃借料が発生するものであって、民間賃貸住宅、UR賃貸住宅の他、グループホームも該当する。ただし、グループホームの場合は、月額利用料に明確な賃借料及び当該賃借料に対する居室の床面積数の定めがないものについては、支給対象としない。
- ホ 支給対象住宅へ支給対象障害者が移転することについて、住民基本台帳法第22条（転入届）又は同法第23条（転居届）に規定する届出を行っているもの（世帯用住宅の場合は同居する者を含む。）。
- (2) 世帯用住宅とは、支給対象障害者が次のイからニまでに掲げるいずれかの者と同居する住宅とする。
- イ 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ロ 6親等以内の血族の者
- ハ 3親等以内の姻族の者
- ニ イからハマまでに掲げる者以外の者で機構がやむを得ないと認める者
- (3) 次のイからニまでに掲げるいずれかに該当する住宅は、助成金の支給対象としない。
- イ 支給対象障害者、その配偶者又はその1親等以内の親族が所有する住宅
- ロ 事業主（代表者及び役員を含む。）が所有する住宅
- ハ 当該住宅の賃貸人から賃借している者から賃借（以下この節において「転貸借」という。）する住宅（転貸借について当該賃貸人が承認しており、当該賃借料と転貸借に係る賃借料が同額である等、機構が認める場合を除く。）
- ニ 当該住宅の賃貸借契約の相手方が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合の住宅
- (イ) 事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社
- (ロ) 事業主が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社
- (ハ) 事業主が法人の場合
- ① 事業主の役員
- ② 事業主の役員の配偶者
- ③ 事業主の役員の子親等の親族
- ④ 次の者が役員である法人
- a 事業主の役員
- b 事業主の役員の配偶者
- c 事業主の役員の子親等の親族
- (ニ) 事業主が個人の場合
- ① 事業主の配偶者
- ② 事業主の子親等の親族
- ③ 次の者が役員である法人
- a 事業主の配偶者
- b 事業主の子親等の親族
- (ホ) 事業主が特例子会社又は親事業主の場合

関係会社

(へ) 事業主が関係会社の場合

- ① 特例子会社
- ② 親事業主

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、住宅の賃借に要する費用のうち助成金の支給対象となる費用（以下この節において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、次の住宅区分ごとに定める額とする。

- イ 世帯用住宅 支給に係る住宅1戸当たり1か月につき 10万円
- ロ 単身者用住宅 支給対象障害者1人当たり1か月につき 6万円

(2) 支給対象費用

支給対象費用は、次のイからへまでに掲げる方法により算出するものとする。

イ 支給対象障害者（世帯用である場合は、支給対象障害者の世帯）が居住する住宅の専有部分の面積をもって契約がなされている場合は、次の（イ）に掲げる基準面積に応じて、次の（ロ）又は（ハ）により算出する。

(イ) 基準面積

- ① 世帯用住宅 1戸当たり74㎡（北海道内は1戸当たり78㎡）
- ② 単身者用住宅 1人当たり28㎡

(ロ) 支給対象住宅の賃借面積（専有面積）が基準面積以下のもの

当該住宅の賃借料とする。なお、賃借料とは、支給対象となる住宅の所在地と同一地域及び同様の規模にある住宅の賃借料を勘案して、機構が認める1か月分の賃借料（権利金、敷金、礼金、保証金、共益費その他これらに類するものを除く。以下この節において同じ。）をいう。

(ハ) 支給対象住宅の賃借面積（専有面積）が基準面積を超えるもの

当該住宅の賃借料に基準面積を乗じて得た額を賃借面積で除して得た額（1円未満切捨て）とする。

ロ 一戸建て住宅又は共同住宅の建物の一部又は全部を賃借する場合又は支給対象障害者以外の者も居住する住宅をまとめて賃借する場合

当該住宅の合計契約面積を当該契約に係る居住戸数又は居住人数で除して得た面積を賃借面積とみなすこととし、当該みなし賃借面積が基準面積以下の場合にはイの（ロ）に、当該みなし賃借面積が基準面積を超える場合はイの（ハ）に準ずるものとする。

ハ イ又はロの費用は、6の支給期間の各月において、1暦月のうち支給対象障害者が出勤した日が1日以上ある場合について算定する。ただし、支給対象障害者が労

働基準法第39条に定める休暇（年次有給休暇）、同法第65条に定める産前産後の休業又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める休業並びに慶弔による休暇、夏季休暇といった特別休暇、休職等の就業規則又は雇用契約書等に記載する休暇等により出勤していない場合、事業主の方針により一時的なテレワークを行った場合については、出勤した日とみなすことができる。

ニ 住宅の変更（賃借料の変更を含む。）が支給対象月の途中にあった場合

住宅の変更のあった月の支給対象費用は、変更前の住宅の賃借料及び変更後の住宅の賃借料を各々日割計算（当該月における当該変更日（変更後の住宅を使用し始めた日をいい、単身者用住宅から世帯用住宅へ又は世帯用住宅から単身者用住宅への変更（以下この節において「住宅区分の変更」という。）については、同居を開始した日又は別居を開始した日であって、住民票により確認できる日をいう。）の前日までの期間及び当該変更日以降の期間の按分）により算定する。

ホ 支給対象月の途中で支給終了となる場合の取扱い

支給対象障害者が離職等（自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約満了により退職した場合を除く。）により月の途中で支給終了となる場合の当該月分の支給額は、当該離職等の日までの日割計算により算出するものとする。

この日割計算については、賃貸借契約を解約した場合は解約通知書の解約（予定）日までを対象とし、当該契約を解約せずに事業主以外の者に賃借人を変更した場合は、当該変更日の前日までを対象とする。

また、離職による支給終了の場合は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の離職日又は解約通知書の解約（予定）日のいずれか早い日までを対象とする。

なお、離職又は解約によらない支給終了の場合は、支給対象障害者の住宅の最終使用日までを対象とする。

ヘ 住宅の賃借に要する費用の一部を支給対象障害者から徴収する場合

当該住宅の賃借面積が基準面積以下の場合は、当該住宅の賃借料から当該徴収額を控除した額とし、当該住宅の賃借面積が基準面積を超える場合は、当該住宅の賃借料から当該徴収額を控除した上で、当該額に基準面積を乗じて得た額を賃借面積で除して得た額（1円未満切り捨て）とする。

(3) 補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の支給限度額のいずれか低い額とする。

(4) 支給対象月の途中で住宅区分を変更した場合の支給限度額の取扱い

支給対象月の途中で住宅区分を変更した場合は、当該月における当該変更日の前日までの期間及び当該変更日以降の期間の日割計算により算定したそれぞれの支給限度額を適用する。

6 支給期間

- (1) 支給期間は10年間とし、住宅の賃借を行った日（住宅に係る賃貸借契約期間の開始日以降、支給対象障害者を事業主が雇い入れた日以降及び支給対象障害者が住宅に転入した日以降の三つの要素を具備した日をいう。以下この節において同じ。）のうち当該賃借を行った最初の日の属する月の翌月の初日から起算した支給期間を支給対象期間（当該住宅を当該支給対象障害者のために使用している期間に限る。）とする。
- (2) 第4節の住宅手当の支払助成金の支給を受けている事業主に対して、当該助成金の一の受給資格の認定に係る支給期間中に、機構が当該助成金に代えてこの節の助成金の受給資格を認定した場合の支給期間は、既に支給を受けた当該助成金の10年の支給期間の残余の期間とする。

7 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、支給対象障害者のために住宅の賃貸借契約を締結しようとする日の前日の2か月前の応当日から賃貸借契約締結日の翌日の6か月後の応当日までに、支給対象障害者ごとに別表1の障害者助成金資格認定申請書（様式第601号。以下この節において「認定申請書」という。）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由（別表4において雇用予定者である場合の規定によるものを除く。）により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続をやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から（1）の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき（（1）のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは（3）に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めるときは「不認定」とする（事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、認定申請後に1の（1）又は（2）に該当することとなった事業主については不認定とする。

ロ 事業主は、（1）のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び（1）の

ロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次のイからニまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ロ 出勤簿等の整備保管に関すること。

事業主は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ハ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）について、原則として助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ニ イからハに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

(ハ) 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ニ) 認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に1の（1）又は（2）に該当することとなった場合

(ホ) 1回目の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(へ) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主に通知する。

ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

(1) 支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、助成金の受給資格の認定に係る住宅の賃借を行った最初の日の属する月の翌月の初日から起算した支給請求対象期間ごとに、当該支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末(1回目の支給請求対象期間の末日までに「認定」を通知していない場合にあつては、当該認定通知日の日属する月の翌月末)までに、別表2の障害者助成金支給請求書(様式第621号。以下この節において「支給請求書」という。)に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の(イ)から(ハ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、支給請求はできない。

(イ) 支給対象障害者が自己都合離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて支給対象障害者を雇用していない場合(代替雇用をしている場合を除く。)

(ロ) 認定後に1の(1)又は(2)に該当することとなった場合

(ハ) 支給対象障害者が離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて1日も当該住宅を使用しなかった場合

この場合、事業主は、(5)の支給の終了に該当する場合を除き、当該支給請求対象期間に係る支給請求書の提出に代えて、不実施届(様式第557号)を機構に提出しなければならない(不実施届を提出した場合であっても、8の(3)のロの適用を受けることとする。)

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定に係る事業計画の変更を行う場合には、9の事業計画の変更手続を行わなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の(イ)から(ト)までに掲げるものをいう。

(イ) 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

- (ロ) 事業主の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者又は事業主所在地の変更
- (ハ) 支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）又は転勤若しくは出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更
- (ニ) 支給対象障害者の変更（支給対象住宅の賃貸借契約を継続したまま、当該住宅に他の障害者を居住させることにより、支給対象障害者を当該他の障害者に変更することをいう。以下この節において同じ。）
- (ホ) 助成金振込先の変更
- (ヘ) 措置の軽微な変更（住宅の所有者・契約の相手先の変更、賃借料の変更、契約の更新（契約期間）、賃借料の振込先の変更、障害者からの徴収額の変更、通勤経路の変更等をいう。以下この節において同じ。）
- (ト) 住宅区分の変更又は支給対象住宅の変更（原則として、変更に係る住宅への移転日が当該支給請求対象期間内であること。）

ニ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。（2）支給決定

イ 機構は、事業主から（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（（1）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、次の（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

- (イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）
- (ロ) 不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合
- (ハ) 2回目以降の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
- (ニ) 支給請求後から支給決定までに1の（1）又は（2）に該当することとなった場合
- (ホ) その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象住宅の要件に適合していない場合

ロ 事業主は、（1）のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び（1）の

ロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは（3）の支給条件及び12の返還の規定を付した支給決定通知書（様式第544号）により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書（様式第545号）により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消書（様式第558号）により、その旨を事業主に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書（様式第546号）により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

ヘ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

（3）支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

（イ）支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

（ロ）事業主は、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること。

支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと

（ロ）事業主は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ニ 支給申請書等の保存に関すること。

事業主は、支給請求書及び支給請求書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ホ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出並びに機構が必要に応じて実施する住宅の賃借状況及びその使用状況についての調査に協力しなければならないこと。

ならないこと。

へ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給請求の保留

イ 支給請求の保留

(イ) 助成金の受給資格の認定を受けた事業主は、支給期間中の支給対象障害者の転勤、配置転換等やむを得ないと認められる理由により、一時的に支給対象となる措置を要しない状態となった場合であって、当該措置を要しない期間の経過後、再び支給対象となる措置を講ずることが見込まれる場合は、支給請求の保留を申請しなければならない。

(ロ) 機構は、支給請求の保留を承認した場合は、承認した保留期間については、支給請求対象期間及び支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までの期間において、それぞれ定められた期間が経過しないものとして取り扱う（(3)のロのまた書きによる不支給措置を適用しない。）ことができる。

ロ 保留期間

支給請求の保留の期間は、保留事由発生日から起算して2年間を限度（助成金の支給期間満了日までの期間に限る。）とする。ただし、保留期間満了日前に次の（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかに該当した場合は、その日に保留期間は終了する。

(イ) 保留事由が消滅した場合

(ロ) 事業主が、以降の支給請求を行わない旨の申出をした場合

(ハ) 支給対象障害者が離職等し、支給要件を具備しなくなった場合

(ニ) 事業主に倒産、廃止、清算等により事業の継続ができない事由が発生した場合

(ホ) 保留期間中に1の（1）又は（2）に該当することとなった場合

ハ 支給請求の保留の申請

事業主は、保留事由が生じた場合は、一時保留申請書（様式第554号）を直近の支給請求書と併せて提出しなければならない。

ニ 保留の承認

(イ) 機構は、事業主から一時保留申請書が提出されたときは、内容を審査の上、「承認」又は「不承認」とする。

(ロ) 機構は、一時保留を承認又は不承認とした場合は、一時保留承認・不承認通知書（様式第555号）により、その旨を事業主に通知する。

ホ 保留期間の延長

機構は、ニにより承認した保留期間経過後も引き続き保留事由がある場合は、一回に限り保留期間を延長することができる。この場合の保留期間、申請、承認の取扱いは、イからニまでに掲げる取扱いと同様とする。

へ 保留の解除

事業主は、ニ又はホにより承認された保留期間の満了日前に保留期間を終了する場合は、終了する事由が生じた日の翌日から起算して3か月以内に一時保留解除届（様式第556号）を機構に提出しなければならない。

ト 保留前の支給請求及び支給額

保留事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留事由発生日の前日までの住宅の賃借を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

チ 保留解除後の支給請求及び支給額

(イ) 保留解除後の支給請求に係る手続は、保留解除事由発生日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月末までに行わなければならない。

(ロ) 保留解除事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留解除事由発生日の属する月における住宅の賃借を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

(5) 支給の終了

イ 機構は、助成金の支給を受けている事業主が次の(イ)から(ト)までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の翌日以降の助成金の支給を終了することができる。

(イ) 偽りその他不正の行為により1回目以後の助成金の支給を受けた又は2回目以後の助成金の支給を受けようとした場合

(ロ) 1回目の助成金の支給決定後に1の(1)又は(2)に該当することとなった場合

(ハ) 支給条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

(ニ) 事業主の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

(ホ) 支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(ヘ) 2回連続で不支給を決定した場合

(ト) (イ)から(ヘ)までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき理由がある場合

ロ 機構は、イの理由により助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(イ)の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定と併せて次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を行うことができる。

(イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了についての通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの(ハ)のやむを得ない理由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認め

る場合をいう。

9 事業計画の変更手続等

事業主は、事業主が認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の（１）又は（２）に掲げる手続を行わなければならない。

この場合において、機構は、必要に応じ事業主に対して次の（１）又は（２）に定める申請書等以外の書類の提出を求めることができる。

（１）届出（変更届）

届出は、認定申請に係る7の（３）のイ又は支給請求に係る8の（１）のハに掲げる変更がある場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届（様式第552号）により事業主が届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

（２）変更認定申請（変更認定申請書）

変更認定申請は、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次回の支給請求の提出までの期間において、助成金の種類を住宅手当の支払助成金から重度障害者等用住宅の賃借助成金に変更しようとする場合には、賃貸借契約締結日の翌日から3か月経過後の応当日までであって、変更があったときに障害者助成金変更認定申請書（様式第601号の障害者助成金受給資格認定申請書を用い、朱書で変更と記入。以下「変更認定申請書」という。）により事業主が申請する（支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。）ものであること。なお、変更後の助成金の支給期間は、変更前の住宅手当の支払助成金の10年の支給期間の残余の期間とする。

（３）変更認定及び通知

イ 機構は、事業主から変更認定申請書が提出されたときは、内容を審査し、変更を認めるときは「認定」と、変更を認めることができないときは「不認定」とする。

ロ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、変更認定通知書（様式第548号）又は変更不認定通知書（様式第549号）により、その旨を事業主に通知する。

10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

11 調整

次の（１）から（５）までに掲げる障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、各々の障害者雇用納付金関係助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

（１）本節の助成金

（２）第4節の住宅手当の支払助成金（当該助成金の一の認定に係る支給期間中に、機構

がやむを得ない事由があると認める場合を除く。)

- (3) 前節の重度障害者等用住宅の新築等助成金、第5節の通勤用バスの購入助成金、第6節の通勤用バスの運転従事者の委嘱助成金、第8節の駐車場の賃借助成金及び第9節の通勤用自動車の購入助成金
- (4) 平成15年9月30日以前の重度障害者等通勤対策助成金のうち、次のイからニまでに掲げる措置に係る助成金
 - イ 駐車場の賃借に係る手当の支払
 - ロ 通勤用自動車の賃借
 - ハ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払
 - ニ 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払
- (5) 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金のうち次のイからルまでに掲げる措置に係る助成金
 - イ 重度障害者用住宅の新築等
 - ロ 重度障害者用住宅の賃借
 - ハ 住宅手当の支払
 - ニ 通勤用バスの購入
 - ホ 通勤用バスの運転従事者の委嘱
 - ヘ 駐車場の賃借
 - ト 駐車場の賃借に係る手当の支払
 - チ 通勤用自動車の購入
 - リ 通勤用自動車の賃借
 - ヌ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払
 - ル 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払

12 返還

- (1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
 - イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
 - ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
 - ハ 支給条件に違反等し、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
 - ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
 - ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- (2) 機構は、返還の決定をしたときは、

返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で8の(3)のイの(ロ)、ロ又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

13 認定申請及び支給請求の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。

(2) (1)について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第3節 指導員の配置助成金

1 支給対象事業主等の要件

指導員の配置助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の4第1項第1号ロ又は第2号ロに規定する特別の構造又は設備を備えた同一の住宅に、その雇用する5人以上の支給対象障害者を入居させ、通勤を容易にするための指導、援助等の業務を担当する者（以下この節において「指導員」という。）を配置する事業主又は事業主の団体（以下この節において「事業主等」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。この場合、「配置」とは対象となる障害者の所定労働日及び所定労働時間において、必要な援助を常時行いうる体制を整備するため、事業主等がその常用雇用労働者を3の支給対象となる措置に係る業務の任（専任又は専従に限る。）におくことをいう。

ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主又は当該事業主を構成員とする事業主の団体には支給しない。

また、事業主等が都道府県又は市町村による運営費補助対象となるグループホームを運営する場合は、人員配置経費も補助金として交付されていることから、当該助成金の支給対象外とする。

2 支給対象障害者の要件

- （1）支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ次のイからチまでに掲げる者であって、事業主が通勤対策を講じなければ、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であると認められる者とする。ただし、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、助成金の受給資格認定申請日時点において事業主に支給対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過し、支給対象障害者の住居から申請事業所までの通勤の履歴があることにより、その通勤を改めて容易にする必要がないと認められる場合は支給対象障害者とみなさないものとする（やむを得ない理由がある場合を除く。）。

なお、支給対象障害者の居住地については、住民基本台帳に登録されているものとする。

- イ 重度身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものに限る。

（イ）公共職業安定所の紹介に係る者

（ロ）当該事業主又は当該事業主等の構成員である事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規

定する精神障害者社会適応訓練を受けた者

(ハ) 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

ニ 3級の視覚障害がある者

ホ 3級又は4級の下肢障害がある者

ヘ 3級の体幹機能障害がある者

ト 3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害がある者

チ 5級の下肢障害、5級の体幹機能障害及び5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2以上を重複して有する者

(2) (1)において、「障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難である」とは、支給対象障害者の前住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤した場合に、その通勤経路では支給対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められることをいう。

(3) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、以下のとおりとする。

イ 支給対象障害者が中途障害者の場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により、障害の進行等により通勤が困難となったことを確認できる場合

なお、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としなない。

ロ 人事異動等の場合

ただし、人事異動等の発令日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としなない。

ハ 天災地変等やむを得ない事情に伴う事業所の移転の場合

3 支給対象となる措置

(1) 支給対象となる措置は、特別の構造又は設備を備えた住宅に、事業主等が次の左欄に掲げる支給対象障害者の数に応じ次の右欄に掲げる数の指導員を配置（(2)に掲げるものを除く。）するものとし、当該指導員の業務は、当該住宅に入居した5人以上の支給対象障害者の通勤を容易にするための指導、援助等であって、通勤が確実に行われるようにする日常的な健康管理、生活指導、援助等の業務を含むものとする。

支給対象障害者の数	指導員の数
5人以上 9人以下	1人
10人以上19人以下	2人以下
以下支給対象障害者の数が10人増すごとに指導員を1人加えた人数を限度とする。	

(2) 次のイからハまでに掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給対象としない。

- イ 事業主等（法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人又は事業主等と同居の親族（雇用保険の適用を受ける者を除く。））が指導員となる場合
- ロ この助成金及び次の（イ）から（ホ）までに掲げる助成金の支給対象障害者が、当該助成金の支給期間内において指導員となる場合
 - （イ）第5章第2節の職場介助者の配置又は委嘱助成金
 - （ロ）第5章第3節の職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金
 - （ハ）前章第2節の企業在籍型職場適応援助者助成金
 - （ニ）障害者雇用納付金関係助成金支給要領の一部を改正する要領（令和3年3月31日要領第18号）附則第2条の規定により支給される改正前の障害者雇用納付金関係助成金支給要領（以下この節において「旧要領」という。）第5章第6節の職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金
 - （ホ）旧要領第5章第8節の在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金
- ハ 助成金の支給に係る指導員が、6の支給期間内において、次の（イ）から（へ）までに掲げる業務を兼務する場合
 - （イ）他の支給対象障害者に係る本節の指導員業務
 - （ロ）第5章第2節及び第3節の職場介助業務
 - （ハ）第5章第8節の障害者相談窓口担当者の業務
 - （ニ）前章第2節の企業在籍型職場適応援助者業務
 - （ホ）旧要領第5章第6節の職業コンサルタント業務
 - （へ）旧要領第5章第7節の在宅勤務コーディネーター業務

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、指導員の配置に要する費用（以下この節において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、指導員1人当たり1か月につき15万円とする。

(2) 支給対象費用

支給対象費用は、次のイからニまでに掲げる事項により算定した額とする。

- イ 配置された指導員が、支給期間の各月に3の業務を行った場合に、支給期間の各月において指導員に支払われた賃金（労働基準法第37条に定める割増賃金の基礎となる賃金に算入するものに限るものとし、欠勤又は早退等による賃金の減額控除がある場合は、これに相当する額を差し引く。）の額とする。
- ロ 指導員の配置に係る支給対象費用を算定する月は、支給期間の各月の指導員の出勤割合（当該月の所定労働日数に占める出勤日数の割合。以下同じ。）が6割以上の月とする。ただし、支給請求対象期間の各月の途中で指導員が変更され、それぞれの指導員の出勤割合が6割未満の場合は、それぞれの指導員の

合計の出勤割合が6割以上であれば、出勤割合が6割以上の月とみなす。なお、この場合、1日の所定労働時間の半分以上勤務した日は、出勤日として取り扱う。また、次の（イ）から（ホ）までに掲げる日は出勤日として取り扱うが、（ロ）から（ホ）までに掲げる理由により全休した月は、出勤割合を満たさないものとして取り扱う。

- （イ）人工透析のため勤務することができなかつた日及び精神障害者にあつては主治医が指定する日に通院したことにより出勤していない日
- （ロ）労働基準法第39条に基づく年次有給休暇、同法第65条に定める産前産後の休業により休んだ日
- （ハ）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める休業により出勤していない日
- （ニ）業務上の負傷又は疾病による療養のために休業した日
- （ホ）慶弔による休暇、夏季休暇といった特別休暇等であつて、就業規則又は雇用契約書等に記載する休暇等により出勤していない日

ハ イの費用は、支給期間の各月において、1暦月のうち5人以上の支給対象障害者が各自出勤した日が1日以上ある場合について算定する。ただし、支給対象障害者が労働基準法第39条に定める休暇（年次有給休暇）、同法第65条に定める産前産後の休業又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める休業並びに慶弔による休暇、夏季休暇といった特別休暇、退職等の就業規則又は雇用契約書等に記載する休暇等により出勤していない場合については、出勤した日とみなすことができる。

ニ 支給期間の各月の途中で指導員が変更された場合は、変更前又は変更後の指導員がロの出勤割合を満たしているときはその満たしている指導員の賃金を、また、いずれの指導員も出勤割合を満たしていないときは、いずれか高い賃金を支給対象費用とする。

（3）補助金等との調整

事業主等が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、（2）の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は（1）の額のいずれか低い額とする。

6 支給期間

支給期間は10年間とし、指導員を初めて配置した日の属する月の翌月（以下この節において「起算月」という。）の初日から起算した支給期間を支給対象期間（指導員を配置している期間に限る。）とする。

（1）10年の支給期間内に支給対象障害者の離職等により当該指導員を配置しなくなった場合は、当該事象の発生した時期に応じて次のイからハまでに掲げるとおり。

イ 起算月から6か月以内に配置しなくなった場合は、配置した期間があつたとしても、支給期間すべてに係る助成金は支給しない。

- ロ 起算月から6か月を経過した後、かつ、起算月から12か月以内に配置しなくなった場合は、起算月から6か月経過後に配置した期間があったとしても、起算月から6か月経過後の支給期間に係る助成金は支給しない。
 - ハ 起算月から12か月を経過した後に配置しなくなった場合は、当該指導員を配置していた期間に係る助成金を支給する。
- (2) 10年の支給期間中に指導員の変更があった場合の後任の指導員に係る支給期間は、10年の支給期間の残余の期間とする。
- この場合、前任の指導員の配置に係る助成金は、前任の指導員の配置の最終日の属する月(5の(2)のロの出勤割合の要件を満たさない場合は、当該最終日の属する月の前月)まで支給し、後任の指導員の配置に係る助成金は、後任の指導員を配置した日の属する月(5の(2)のロの出勤割合の要件を満たさない場合は、当該配置のあった日の属する月の翌月)から支給する。

7 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、支給対象となる指導員の配置を行おうとする日の前日までに、別表1の障害者助成金受給資格認定申請書(様式第602号。以下この節において「認定申請書」という。)に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由(別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。)により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主等は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書(様式第559号)を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主等から(1)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき((1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは(3)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めることができないときは「不認定」とする(事業主等から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、認定申請後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主等については不認定とする。

ロ 事業主等は、(1)のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び(1)

の口の規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主等に通知する。

（3）認定条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の実施記録の作成に関すること。

事業主等は、業務日誌等を作成し、認定に係る事業計画の実施状況を記録、保管しなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主等は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

（ロ）事業主等は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ハ 出勤簿等の保存に関すること。

事業主等は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ニ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）について、原則として助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（4）認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主等が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

（イ）認定の取消しを申し出た場合

（ロ）偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

（ハ）認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

（ニ）認定を受けた後1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

（ホ）1回目の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により離職した場合

（へ）その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主等に通知する。

ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）

に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主等の名称等を公表すること。

ニ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

(1) 支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、助成金の受給資格の認定に係る起算月の初日から起算した支給請求対象期間ごとに、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末(1回目の支給請求対象期間の末日までに「認定」を通知していない場合にあつては、当該認定通知日の属する月の翌月末)までに別表2の障害者助成金支給請求書(様式第622号。以下この節において「支給請求書」という。)に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の(イ)から(ハ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、支給請求はできない。

(イ) 支給請求対象期間を通じて3の支給対象となる措置を行わなかった場合

この場合、事業主等は、(5)の支給の終了に該当する場合を除き、当該支給請求対象期間に係る支給請求書に代えて、不実施届(様式第557号)を機構に提出しなければならない(不実施届を機構に提出した場合であっても、8の(3)のロの適用を受けることとする。)

(ロ) 支給対象障害者が自己都合離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて支給対象障害者を雇用していない場合(代替雇用をしている場合を除く。)

(ハ) 認定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主等は、認定に係る事業計画の変更を行う場合には、9の事業計画の変更手続を行わなければならない。

この場合の「事業計画の変更」は、原則として次の(イ)から(ホ)までに掲げ

るものをいう。

(イ) 事業主等名、代表者、事業主等所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

(ロ) 事業主等の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主等名、代表者又は事業主等所在地の変更

(ハ) 支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）又は転勤若しくは出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更

(ニ) 助成金振込先の変更

(ホ) 措置の変更（指導員及び支給対象障害者の変更（勤務形態及び就業形態（短時間労働、在宅勤務、転勤、出向等）の変更を含む。））

ニ 事業主等は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 支給決定

イ 機構は、事業主等から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（(1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主等から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。））。

この際、次の(イ)から(へ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主等については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主等については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

(ロ) 2回目以降の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により離職した場合

(ハ) 支給請求後から支給決定までに第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ニ) 不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合

(ホ) 支給対象障害者が自己都合離職等により5人未満となった場合（5人未満の期間を不支給期間とする。）

(へ) その他支給対象事業主等、支給対象障害者又は支給対象措置の要件に適合していない場合

ロ 事業主等は、(1)のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)

の口の規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは（3）の支給条件及び12の返還の規定を付した支給決定通知書（様式第544号）により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書（様式第545号）により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書（様式第558号）により、その旨を事業主等に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書（様式第546号）により、その旨を事業主等に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

ヘ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

（3）支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

（イ）支給請求を行うことができる事業主等は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主等であること。

（ロ）事業主等は、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること

支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主等は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

（ロ）事業主等は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ニ 支給請求書の保存に関すること。

事業主は、支給請求書及び支給請求書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ホ 調査への協力に関すること。

事業主等は、法第52条第2項に規定する資料の提出並びに機構が必要に応

じて実施する指導員の配置状況等についての調査に協力しなければならないこと。

へ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給請求の保留

イ 支給請求の保留

(イ) 助成金の受給資格の認定を受けた事業主等は、支給期間中の支給対象障害者の転勤、配置転換等やむを得ないと認められる理由により、一時的に支給対象となる措置を要しない状態となった場合であって、当該措置を要しない期間の経過後、再び支給対象となる措置を講ずることが見込まれる場合は、支給請求の保留を申請しなければならない。

(ロ) 機構は、支給請求の保留を承認した場合は、承認した保留期間については、支給請求対象期間及び支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までの期間において、それぞれ定められた期間が経過しないものとして取り扱う（(3)のロのまた書きによる不支給措置を適用しない。）ことができる。

ロ 保留期間

支給請求の保留の期間は、保留事由発生日から起算して2年間を限度（助成金の支給期間満了日までの期間に限る。）とする。ただし、保留期間満了日前に次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかに該当した場合は、その日に保留期間は終了する。

(イ) 保留事由が消滅した場合

(ロ) 事業主等が、以降の支給請求を行わない旨の申出をした場合

(ハ) 支給対象障害者が離職等し、支給要件を具備しなくなった場合

(ニ) 事業主等に倒産、廃止、清算等により事業の継続ができない事由が発生した場合

(ホ) 保留期間中に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ハ 支給請求の保留の申請

事業主等は、保留事由が生じた場合は、一時保留申請書（様式第554号）を直近の支給請求書と併せて提出しなければならない。

ニ 保留の承認

(イ) 機構は、事業主等から一時保留申請書が提出されたときは、内容を審査の上、「承認」又は「不承認」を決定する。

(ロ) 機構は、一時保留の承認又は不承認を行った場合は、助成金一時保留承認・不承認通知書（様式第555号）により、その旨を事業主等に通知する。

ホ 保留期間の延長

機構は、ニにより承認した保留期間経過後も引き続き保留事由がある場合は、一回に限り保留期間を延長することができる。この場合の保留期間、申請、承認の取扱いは、イからニまでに掲げる取扱いと同様とする。

へ 保留の解除

事業主等は、ニ又はホにより承認された保留期間の満了日前に保留期間を終了す

る場合は、終了する事由が生じた日の翌日から起算して3か月以内に一時保留解除届（様式第556号）を機構に提出しなければならない。

ト 保留前の支給請求及び支給額

保留事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留事由発生日の前日までの3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

チ 保留解除後の支給請求及び支給額

(イ) 保留解除後の支給請求に係る手続は、保留解除事由発生日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月末までに行わなければならない。

(ロ) 保留解除事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留解除事由発生日の属する月における3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

(5) 支給の終了

イ 機構は、助成金の支給を受けている事業主等が次の(イ)から(チ)までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の翌日以降の助成金の支給を終了することができる。

(イ) 偽りその他不正の行為により1回目以降の助成金の支給を受けた又は2回目以降の助成金の支給を受けようとした場合

(ロ) 1回目の助成金の支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ハ) 支給条件に違反した場合（やむを得ないと事由がある場合を除く。）

(ニ) 事業主等の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

(ホ) 支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により離職した場合

(ヘ) 2回連続で不支給を決定した場合

(ト) (イ) から (ヘ) までに掲げるもののほか、事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、イの理由により助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主等に通知する。

ハ イの(イ)の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定と併せて次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を行うことができる。

(イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了についての通知を行う。

(ロ) 事業主等の名称等を公表すること。

ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で（3）及び8の（1）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

9 事業計画の変更手続等

事業主等は、認定申請に係る7の（3）のハ又は支給請求に係る8の（1）のハに掲げる変更がある場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届（様式第552号）により届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主等の指定する金融機関の口座に振り込むことによつて行う。

11 調整

この助成金又は平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金の指導員の配置助成金の支給を受けた又は受けている事業主等に対しては、支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

12 返還

（1）機構は、助成金の支給を受けた事業主等が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由があると機構が認める場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

（2）機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主等に通知する。

- (3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。
- イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。
- この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。
- ロ 事業主等の名称等を公表すること。
- ハ 延滞金を徴収すること。
- (4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で8の(3)のイの(ロ)、ロ又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

13 認定申請及び支給請求の委任

- (1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主等(法人である場合に限る。)は、委任届(様式第550号)を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主等以外の者に委任することができる。
- (2) (1)について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第4節 住宅手当の支払助成金

1 支給対象事業主の要件

住宅手当の支払助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の4第1項第1号ハに規定する、その雇用する支給対象障害者の通勤を容易にするために、当該支給対象障害者に対して住宅手当の支払を行う事業主（以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主には支給しない。

2 支給対象障害者の要件

（1）支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ次のイからチまでに掲げる者であって、事業主が通勤対策を講じなければ、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であると認められる者とする。

ただし、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、助成金の認定申請日時点において事業主に支給対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過し、支給対象障害者の住居から申請事業所までの通勤の履歴があるため、その通勤を改めて容易にする必要がないと認められる場合は、支給対象障害者とみなさないものとする（やむを得ない理由がある場合を除く。）。なお、支給対象障害者の居住地については、住民基本台帳に登録されているものとする。

イ 重度身体障害者

ロ 知的障害者

ハ 精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものに限る。

（イ）公共職業安定所の紹介に係る者

（ロ）当該事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者

（ハ）法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

ニ 3級の視覚障害がある者

ホ 3級又は4級の下肢障害がある者

ヘ 3級の体幹機能障害がある者

ト 3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害がある者

者

チ 5級の下肢障害、5級の体幹機能障害及び5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2以上を重複して有する者

(2) (1)において「障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難である」とは、支給対象障害者の前住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤した場合に、その通勤経路では支給対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められることをいう。

(3) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、次のイからハまでに該当するものとする。

イ 支給対象障害者が中途障害者の場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により、障害の進行等により通勤が困難となったことを確認できる場合

なお、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者とししない。

ロ 人事異動等の場合

ただし、人事異動等の発令日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者とししない。

ハ 天災地変等やむを得ない事情に伴う事業所の移転の場合

3 支給対象となる措置

(1) 支給対象となる措置は、事業主が支給対象障害者に対して住宅手当の支払を行うものとし、当該住宅手当は、就業規則等において、支給対象障害者自らが次のイからホに該当する住宅（(2)に掲げる場合を除く。）を借り受けた場合に、支給対象障害者以外の労働者が住宅を借り受けた場合に通常支払われる住宅手当の限度額を超えて住宅手当を支払うことを定めている場合とする。

イ 原則として、住宅から事業所までの移動時間が10分間程度の距離であること、かつ、支給対象障害者の当該区間の通勤（移動）方法が徒歩又は車いす等によるものであること。

ロ 住宅からの移動環境等において、支給対象障害者の障害特性に配慮した住宅と認められるものであること。

ハ 支給対象障害者が通勤容易化のために新規に賃貸借契約した住宅であること（支給対象障害者が雇入れ日前から居住する住宅（支給対象障害者（内定者を含む。）が住環境や通勤環境を確認することを目的として、6か月以内の期間において試行的に賃借したものを除く。）や、事業主が賃借していた住宅を支給対象障害者の契約に切り替えた場合は、対象とししない。））。二居住のための賃借料が発生するものであって、民間賃貸住宅、UR賃貸住宅の他、グループホームも該当する。ただし、グループホームの場合は、月額利用料に明確な賃借料の定めがないものについては、支給対象とならない。

ホ 支給対象住宅へ支給対象障害者が移転することについて、住民基本台帳法第22条（転入届）又は同法第23条（転居届）に規定する届出を行っているもの。

(2) (1) の住宅が、次のイからハまでに掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給対象としない。

イ 支給対象障害者、その配偶者及びその1親等以内の親族の所有に属する場合

ロ 事業主（代表者及び役員を含む。）の所有に属する場合

ハ 当該住宅の賃貸借契約の相手方が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合

（イ）事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社

（ロ）事業主が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社

（ハ）事業主が法人の場合

① 事業主の役員

② 事業主の役員の配偶者

③ 事業主の役員の子親等の親族

④ 次の者が役員である法人

a 事業主の役員

b 事業主の役員の配偶者

c 事業主の役員の子親等の親族

（ニ）事業主が個人の場合

① 事業主の配偶者

② 事業主の子親等の親族

③ 次の者が役員である法人

a 事業主の配偶者

b 事業主の子親等の親族

（ホ）事業主が特例子会社又は親事業主の場合
関係会社

（へ）事業主が関係会社の場合

① 特例子会社

② 親事業主

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、住宅手当の支払に要する費用のうち助成金の支給対象となる費用（以下この節において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、支給対象障害者1人当たり1か月につき6万円とする。

(2) 支給対象費用

支給対象費用は、支給対象障害者に支払われる住宅手当の額又は支給対象住宅の賃借料（権利金、敷金、礼金、保証金、共益費その他これらに類するものを除く。以下

この節において同じ。)のいずれか低い額から、支給対象障害者が勤務する事業所において、支給対象障害者以外の労働者に通常支払われる住宅手当の限度額を差し引いた額とする。

(3) 補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等(本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。)の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の額のいずれか低い額とする。

6 支給期間

- (1) 支給期間は10年間とし、支給対象障害者が勤務する事業所において、支給対象障害者以外の労働者に対して支払われる住宅手当の限度額を超える住宅手当を支払った最初の日の属する月の翌月から起算した期間を支給対象期間(当該支給対象障害者に当該限度額を超える住宅手当を支給している期間に限る。)とする。
- (2) 第2節の重度障害者等用住宅の賃借助成金の支給を受けている事業主に対して、当該助成金受給資格の認定に係る支給期間中に、機構が当該助成金に代えてこの助成金の受給資格を認定した場合の支給期間は、既に支給を受けた当該助成金の10年の支給期間の残余の期間とする。

7 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、支給対象障害者以外の労働者に対して支払う住宅手当の限度額を超える住宅手当を支払おうとする日の前日の2か月前の応当日から住宅手当が支払われた最初の日の翌日の6か月後の応当日までに、別表1の障害者助成金受給資格認定申請書(様式第601号。以下この節において「認定申請書」という。)に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由(別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。)により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対して認定申請書及び認定申請添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書(様式第559号)を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から（１）の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき（（１）のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは（３）に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めることができないときは「不認定」とする（事業主から認定申請に係る助成金取下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、認定申請後に第3章第1節の1の（４）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については不認定とする。

ロ 事業主は、（１）のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び（１）のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主に通知する。

（３）認定条件

機構は、次のイからニまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと

（ロ）事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ロ 出勤簿等の整備保管に関すること。

事業主は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ハ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）について、原則として助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ニ イからハに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（４）認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の（イ）から（ハ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

（イ）認定の取消しを申し出た場合

（ロ）偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

（ハ）認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

（ニ）認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の（４）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

- (ホ) 1回目の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにも関わらず契約期間満了により退職した場合
- (ヘ) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
- ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主に通知する。
- ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。
 - （イ）当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。
 - （ロ）事業主の名称等を公表すること。
- ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で（3）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

(1) 支給請求

- イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、助成金の受給資格の認定に係る住宅手当を初めて支払った日の属する月の翌月の初日から起算した支給請求対象期間ごとに、当該支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末（1回目の支給請求対象期間の末日までに「認定」を通知していない場合にあつては、当該認定通知日の属する月の翌月末）までに、別表2の障害者助成金支給請求書（様式第621号。以下のこの節において「支給請求書」という。）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の（イ）から（ハ）に該当する場合は、支給請求はできない。

 - （イ）支給対象障害者が自己都合離職等した場合
 - （ロ）認定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合
 - （ハ）支給請求対象期間を通じて3の支給対象となる措置を行わなかった場合

この場合、事業主は、（5）の支給の終了に該当する場合を除き、当該支給請求対象期間に係る支給請求書の提出に代えて、不実施届（様式第557号）を機構に提出しなければならない（不実施届を提出した場合であっても、8の（3）のロの適用を受けることとする。）。

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定に係る事業計画の変更を行う場合には、9の事業計画の変更手続を行わなければならない。

この場合の「事業計画の変更」は、原則として次の（イ）から（ホ）までに掲げるものをいう。

- （イ） 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更
- （ロ） 事業主の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者又は事業主所在地の変更
- （ハ） 支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）又は転勤若しくは出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更
- （ニ） 助成金振込先の変更
- （ホ） 措置の変更（手当の額の変更又は支給対象障害者自らが借り受けている住宅の変更を含む。）

ニ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続をやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）支給決定

イ 機構は、事業主から（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（（1）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、次の（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

- （イ） 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）
- （ロ） 不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合
- （ハ） 2回目以降の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
- （ニ） 支給請求後から支給決定までに第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合
- （ホ） その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象措置の要件に適合してい

ない場合

ロ 事業主は、(1)のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び12の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書(様式558号)により、その旨を事業主に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

ヘ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること

(イ) 支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

(ロ) 事業主は、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること。

支給対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ニ 支給請求書等の保存に関すること。

事業主は、支給請求書及び支給請求書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。ホ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び機構が必要に応じて

実施する住宅手当の支払状況等の調査に協力しなければならないこと。

へ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給請求の保留

イ 支給請求の保留

(イ) 助成金の受給資格の認定を受けた事業主は、支給対象期間中の支給対象障害者の転勤、配置転換等やむを得ないと認められる理由により、一時的に支給対象となる措置を要しない状態となった場合であって、当該措置を要しない期間の経過後、再び支給対象となる措置を講ずることが見込まれる場合は、支給請求の保留を申請しなければならない。

(ロ) 機構は、支給請求の保留を承認した場合は、承認した保留期間については、支給請求対象期間及び支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までの期間において、それぞれ定められた期間が経過しないものとして取り扱う（(3)のロのまた書きによる不支給措置を適用しない。）ことができる。

ロ 保留期間

支給請求の保留の期間は、保留事由発生日から起算して2年間を限度（助成金の支給期間満了日までの期間に限る。）とする。ただし、保留期間満了日前に次の（イ）から（ホ）に掲げるいずれかの事項に該当した場合は、その日に保留期間は終了する。

(イ) 保留事由が消滅した場合

(ロ) 事業主が、以降の支給請求を行わない旨の申出をした場合

(ハ) 支給対象障害者が離職等し、支給要件を具備しなくなった場合

(ニ) 事業主に倒産、廃止、清算等により事業の継続ができない事由が発生した場合

(ホ) 保留期間中に第3章第1節の1の（4）のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ハ 支給請求の保留の申請

事業主は、保留事由が生じた場合は、一時保留申請書（様式第554号）を直近の支給請求書と併せて提出しなければならない。

ニ 保留の承認

(イ) 機構は、事業主からハの一時保留申請書が提出されたときは、内容を審査の上、「承認」又は「不承認」とする。

(ロ) 機構は、一時保留を承認又は不承認とした場合は、一時保留承認・不承認通知書（様式第555号）により、その旨を事業主に通知する。

ホ 保留期間の延長

機構は、ニにより承認した保留期間経過後も引き続き保留事由がある場合は、一回に限り保留期間を延長することができる。この場合の保留期間、申請、承認の取扱いは、イからニまでに掲げる取扱いと同様とする。

へ 保留の解除

事業主は、ニ又はホにより承認された保留期間の満了日前に保留期間を終了する場合は、終了する事由が生じた日の翌日から起算して3か月以内に一時保

留解除届（様式第556号）を提出しなければならない。

ト 保留前の支給請求及び支給額

保留事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留事由発生日の前日までの3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

チ 保留解除後の支給請求及び支給額

(イ) 保留解除後の支給請求は、保留解除事由発生日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月末までに行わなければならない。

(ロ) 保留解除事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留解除事由発生日の属する月における3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

(5) 支給の終了

イ 機構は、助成金の支給を受けている事業主が次の(イ)から(ト)までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の翌日以降の助成金の支給を終了することができる。

(イ) 偽りその他不正の行為により1回目以降の助成金の支給を受けた又は2回目以降の助成金の支給を受けようとした場合

(ロ) 1回目の助成金の支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ハ) 支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ニ) 事業主の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

(ホ) 支給対象障害者が離職した場合

(ヘ) 2回連続で不支給を決定した場合

(ト) (イ)から(ヘ)までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、イの理由により助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(イ)の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定と併せて次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を行うことができる。

(イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了についての通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がそ

の理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

9 事業計画の変更手続等

事業主は、事業主が認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の（１）又は（２）に掲げる手続を行わなければならない。

この場合において、機構は、必要に応じ事業主に対して次の（１）又は（２）に定める申請書等以外の書類の提出を求めることができる。

（１）届出（変更の届出）

届出は、認定申請に係る7の（３）のイ又は支給請求に係る8の（１）のハに掲げる変更がある場合は、原則として当該変更しようとする日の前日までに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届（様式第552号）により事業主が届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえたものであること。

（２）変更認定申請

変更認定申請は、認定から第1回目の支給請求まで、又は支給決定から次の支給請求の提出までの期間において、助成金の種類を重度障害者等用住宅の賃借助成金から住宅手当の支払助成金に変更しようとする場合には、賃貸借契約締結日の翌日から3か月経過後の応当日までであって、変更があったときに変更認定申請書（様式第601号を用い、朱書きで変更と記入する。）により事業主が申請する（支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。）ものであること。なお、変更後の助成金の支給期間は、変更前の重度障害者等用住宅の賃借助成金の支給期間の残余の期間とする。

（３）変更認定及び通知

イ 機構は、事業主から変更認定申請書が提出されたときは、内容を審査し、変更を認めるときは「認定」と、変更を認めることができないときは「不認定」とする。

ロ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、変更認定通知書（様式第548号）又は変更不認定通知書（様式第549号）により、その旨を事業主に通知する。

10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

11 調整

次の（１）から（５）までに掲げる障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、各々の障害者雇用納付金関係助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

（１）本節の助成金

（２）第2節の重度障害者等用住宅の賃借助成金（当該助成金の一の認定に係る支給期間

中に、機構がやむを得ない事由があると認める場合を除く。)

- (3) 第1節の重度障害者等用住宅の新築等助成金、第5節の通勤用バスの購入助成金、第6節の通勤用バスの運転従事者の委嘱助成金、第8節の駐車場の賃借助成金及び第9節の通勤用自動車の購入助成金
- (4) 平成15年9月30日以前の重度障害者等通勤対策助成金のうち、次の各号に掲げる措置に係る助成金
 - イ 駐車場の賃借に係る手当の支払
 - ロ 通勤用自動車の賃借
 - ハ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払
 - ニ 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払
- (5) 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金のうち次の各号に掲げる措置に係る助成金
 - イ 重度障害者用住宅の新築等
 - ロ 重度障害者用住宅の賃借
 - ハ 住宅手当の支払
 - ニ 通勤用バスの購入
 - ホ 通勤用バスの運転従事者の委嘱
 - ヘ 駐車場の賃借
 - ト 駐車場の賃借に係る手当の支払
 - チ 通勤用自動車の購入
 - リ 通勤用自動車の賃借
 - ヌ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払
 - ル 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払

12 返還

- (1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
 - イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
 - ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
 - ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
 - ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
 - ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- (2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨

を事業主に通知する。

- (3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

- (4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で8の(3)のイの(ロ)、ロ又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

13 認定申請及び支給請求の委任

- (1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。
- (2) (1)について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第5節 通勤用バスの購入助成金

1 支給対象事業主等の要件

通勤用バスの購入助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の4第1項第1号ニ及び第2号ハに規定する5人以上の支給対象障害者の通勤を容易にするための通勤用バス又は団体通勤用バス（以下「通勤用バス」という。）の購入を行う事業主又は当該事業主を構成員とする事業主の団体（以下この節において「事業主等」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

ただし、次の（1）及び（2）に掲げる事業主等には支給しない。

- (1) 第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主及び当該事業主を構成員とする事業主の団体
- (2) 過去にこの助成金、第9節の通勤用自動車の購入助成金、次章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は平成23年3月31日以前の第1種重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業主等のうち、この助成金の認定申請日までの間において、各々の助成金の支給対象となった障害者が既に離職したもの（各々の助成金の支給決定日から第9節の通勤用自動車の購入助成金は2年、次章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は平成23年3月31日以前の第1種重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は5年を経過したものを除く。）にあっては、次のイ又はロに該当する事業主等
 - イ 障害者が自己都合離職等以外の離職をした事業主等
 - ロ 代替雇用をしていない事業主等

2 支給対象障害者の要件

- (1) 支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ次のイからチまでに掲げる者であって、事業主が通勤対策を講じなければ、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であると認められる者とする。

ただし、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、助成金の認定申請日時点において事業主等に支給対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過し、支給対象障害者の自宅から申請事業所までの通勤の履歴があるため、その通勤を改めて容易にする必要性が低い場合は、支給対象障害者とみなさないものとする（やむを得ない理由がある場合を除く。）。

なお、支給対象障害者の居住地については、住民基本台帳に登録されているものとする。

- イ 重度身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものに限る。

- (イ) 公共職業安定所の紹介に係る者
 - (ロ) 当該事業主又は当該事業主等の構成員である事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者
 - (ハ) 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主又は当該事業主等の構成員である事業主の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者
 - ニ 3級の視覚障害がある者
 - ホ 3級又は4級の下肢障害がある者
 - へ 3級の体幹機能障害がある者
 - ト 3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害がある者
 - チ 5級の下肢障害、5級の体幹機能障害及び5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2以上を重複して有する者
- (2) (1)において、「障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難である」とは、支給対象障害者の住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤した場合に、その通勤経路では支給対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められることをいう。
- (3) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、次のイからハまでに該当するものとする。イ 支給対象障害者が中途障害者の場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により、障害の進行等により通勤が困難となったことを確認できる場合
- なお、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としなない。
 - ロ 人事異動等の場合
 - ただし、人事異動等の発令日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としなない。
 - ハ 天災地変等やむを得ない事情に伴う事業所の移転の場合

3 支給対象となる通勤用バスの要件

支給対象通勤用バスは、5人以上の支給対象障害者の通勤送迎のための次の(1)から(4)までに掲げる要件に該当するバスであって、事業主等が新規に購入するものとし、(5)に定めるものを除き、支給対象事業主等自らが所有するものとする。

- (1) 原則として、支給対象障害者の使用を容易にする特別な構造又は設備を備え、かつ、通勤送迎の用途に適したバスであること。

なお、「特別な構造又は設備」とは、支給対象障害者の障害の種類、程度に応じて判断されるため、障害の種類、程度によっては特別な改造のないバスもこれを備えたものとして取り扱う。一方、改造が施されている場合であっても、支給対象障害者の障害に対応した改造であることについて明確な説明がなく、支給対象障害者の障害との関連性があると認められないものについては、改造がないものとみなすこととする。

(2) 支給対象障害者の通勤のみの用途に使用するバスであること。

(3) 人の運送の用に供する自動車であって、次のイからニまでに掲げる自動車であること。

イ 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2「自動車の範囲」の2「人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車」の「分類番号」が、「2、20から29まで、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZまで」で登録される自動車であること。

ロ 同表の「自動車の範囲」の3「人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車」の「分類番号」が、「3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZまで」で登録される自動車であること。

ハ 同表の「自動車の範囲」の5「人の運送の用に供する小型自動車」の「分類番号」が、「5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまで」で登録される自動車であること。

ニ 同表の「自動車の範囲」の6「その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車」の「分類番号」が「8、80から89まで、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZまで」で登録される自動車であること。

(4) 自家用自動車（自動車登録番号における自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字が、さすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもやゆらりるろ）であること。

(5) 次のイからへまでに掲げるいずれかに該当するバス（付属品を含む。）は、助成金の支給対象としない。

イ 認定申請に係る事業主等の事業所を公共交通機関による通勤が不可能な場所に移転又は設置したことにより、購入するバス（移転又は設置後に新規に雇い入れた支給対象障害者であって、その障害により自動車運転免許を取得できないこと又は医師から自動車の運転を止められていることが確認できる者のために購入するバスを除く。）

ロ 通勤用バスを既に所有している事業主等が追加で購入するバス（支給対象障害者のために追加で購入する必要があると機構が認める場合を除く。）

ハ 中古又は事業主等の自社製のバス

- ニ 事業主等が自ら設計、改造又は整備するバス（その事業主等を代表する者又はその役員が代表者となる法人が設計、改造又は整備するバスを含む。）
- ホ 支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族から購入するバス又は支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族が所有するバスを改造若しくは整備する当該バス
- へ 売買契約等の相手方が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当するバス
 - （イ）事業主等の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社
 - （ロ）事業主等が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社
 - （ハ）事業主等が法人の場合
 - ① 事業主等の役員
 - ② 事業主等の役員配偶者
 - ③ 事業主等の役員1親等の親族
 - ④ 次の者が役員である法人
 - a 事業主等の役員
 - b 事業主等の役員配偶者
 - c 事業主等の役員1親等の親族
 - （ニ）事業主等が個人の場合
 - ① 事業主等の配偶者
 - ② 事業主等の1親等の親族
 - ③ 次の者が役員である法人
 - a 事業主等の配偶者
 - b 事業主等の1親等の親族
 - （ホ）事業主が特例子会社又は親事業主の場合
関係会社
 - （へ）事業主が関係会社の場合
 - ① 特例子会社
 - ② 親事業主

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

（1）支給額

支給額は、通勤用バスの購入に要する費用（5において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、通勤用バス1台当たり700万円とする。

（2）支給対象費用

支給対象費用は、車両本体価格の額又は購入する通勤用バスの製造会社が主要諸元表等で示す乗車定員数（改造等により定員数が減少する場合は、改造前の定

員数。)に、乗車定員が10人以下の通勤用バスについては1人当たり27万円、乗車定員が11人以上29人以下の通勤用バスについては1人当たり25万円、乗車定員が30人以上の通勤用バスについては1人当たり23万円を乗じて得た額のいずれか低い額に、3の(1)の特別の構造又は設備の整備に要する費用及び寒冷地仕様の費用(国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)及び寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)に該当する地域に限る。ただし、スタッドレスタイヤの費用を除く。)を加算した額とする。

ただし、6の(3)の受給資格の認定の後に行う通勤用バスの売買契約に当たって、上記の合計額が150万円以上1,000万円以下のときは、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴取し、そのうちでもっとも低い額とし、上記の合計額が1,000万円を超えるときは原則として一般(指名)競争入札により得られた額とする(一般(指名)競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。))。

なお、支給対象障害者数を超える定員数の通勤用バスを購入する場合の支給対象費用の額は、上記費用に定員数から通勤用バスの運転従事者の数として1人を差し引いた数に対する支給対象障害者数の割合を乗じて得た額とする。

加えて、支給対象費用の算定については、次のイ及びロに掲げる事項に留意すること。

イ 付属品は原則として支給対象としない。ただし、指定医の診断書の写しにより、当該付属品が支給対象障害者の障害特性と関連性があり運転に必要なものであることを確認できる場合は、支給対象とすることができる。

ロ ハイクラス・ハイグレードのバスを申請する場合は、原則として標準クラス・標準グレードのメーカー希望小売価格を上限として支給対象費用を算出する。ただし、指定医の診断書の写しにより、標準クラス・標準グレードにはない機能・設備が支給対象障害者の障害特性と関連性があり必要なものであることを確認できる場合は、ハイクラス・ハイグレードのバスを対象とすることができる。

(3) 補助金等との調整

事業主等が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等(本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用を対象とするものに限る。)の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の額のいずれか低い額とする。

6 受給資格の認定等

(1) 事前着手の制限

助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、購入に着手(通勤用バスの購入に係る発注、契約等を行うことをいう。以下この節において同じ。)する前に、機構に対し助成金受給資格の認定申請を行わなければならない。

ただし、事業主等が機構に対し、認定申請時に事前着手申出書(様式第560号)を併せて提出した場合には、機構は事前着手を認めるほか、(3)の受給資格の認

定日の前に事前着手申出書が提出された場合であっても、当該申出書の提出日以降に事前着手するものであれば、これを認めることができる。

(2) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、通勤用バスの購入を行うための発注予定日又は売買契約締結予定日の前日までに、別表1の障害者助成金受給資格認定申請書（様式第601号。以下この節において「認定申請書」という。）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由（別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。）により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たって、必要に応じ、事業主等に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主等は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くことになった又は他の理由等により認定申請に係る手続をやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

(3) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主等から(2)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき（(2)のイのただし書の規程により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は内容を審査し、受給資格があると認めるときは(4)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めるときは「不認定」とする（事業主等から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、認定申請後に1の(1)又は(2)に該当することとなった事業主等については不認定とする。

ロ 事業主等は、(2)のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び(2)のハの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主等に通知する。

(4) 認定条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事前着手に関すること。

事業主等は、認定申請に係る通勤用バスの購入を行うに当たり、原則として、受給資格の認定を受けた後（8の事業計画の変更の場合にあっては、当該事業計画の変更承認後）でなければ着手してはならないこと。

ただし、認定申請書の提出時又は認定日の前に事前着手申出書を提出した場合に

あつては、当該申出書の提出日以降に着手することができること。

ロ 事業計画の実施記録の作成に関すること。

事業主等は、通勤送迎に係る運行日誌等を作成し、支給対象通勤用バスの運行状況（日時（出発時刻、到着時刻）、運行距離、乗車した者の名前等）を記録、保管しなければならないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主等は、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと

（ロ）事業主等は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ニ 出勤簿等の整備保管に関すること。

事業主等は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ホ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）について、原則として対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等处分制限期間が経過するまで保存しなければならないことへ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（5）認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主等が次の（イ）から（ト）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

（イ）認定の取消しを申し出た場合

（ロ）偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、支給請求を行い、又は支給を受けた場合

（ハ）この助成金におけるその他の申請に係る認定又は他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合（7の（2）のホの規定を適用して支給決定の取消しを行った場合以外にこの助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。）

（ニ）認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

（ホ）認定を受けた後に1の（1）又は（2）に該当することとなった場合

（ヘ）支給請求日から支給決定までの間に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職をしている場合

（ト）その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主等に通知する。

ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

（イ）当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助

成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主等の名称等を公表すること。

ニ イの(二)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で(4)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

7 支給請求等

(1) 支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、(3)のイに定める支給請求の期間内に、別表2の障害者助成金支給請求書(様式第621号。以下この節において「支給請求書」という。)に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものにあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、支給請求はできない。

(イ) 受給資格の認定日から支給請求書の提出までの間に支給対象障害者の自己都合離職等又は自己都合離職等以外の離職により当該通勤用バスを使用しなくなった場合(代替雇用をしている場合を除く。)

(ロ) 認定後に1の(1)又は(2)に該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 認定に係る事業計画の変更(変更承認申請が必要な変更を除く。)を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、8の(1)の届出とともに、変更前と比較して説明した書類(当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類を添付)を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の(イ)から(ホ)までに掲げることを行う。

(イ) 事業主等名、代表者、事業主等所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

(ロ) 事業主等の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主等名、代表者又は事業主等所在地の変更

(ハ) 支給対象障害者の労働時間の変更(雇用契約の変更)又は転勤若しくは出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更

(ニ) 支給対象障害者の変更(支給対象障害者の勤務形態及び就業形態(転勤、出向、

短時間労働、在宅勤務等)の変更を含む。以下同じ。)

(ホ) 措置の変更(通勤用バスの車名又は型式、改造部分の型式、運行経路等の変更をいう。)

ニ 事業主等は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 支給決定

イ 機構は、事業主等から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき((1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、「支給」又は「不支給」の決定を行う(支給請求事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合(延納納付を行っている事業主等については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主等については当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合)

(ロ) 支給請求後から支給決定までに1の(1)又は(2)に該当することとなった場合

(ハ) 不正受給により助成金の支給を受けようとした場合

(ニ) 事前着手申出書を機構に提出していないにもかかわらず認定前に着手した場合又は当該申出書を提出する前に着手した場合

(ホ) その他支給対象事業主等、支給対象障害者又は支給対象通勤用バスの要件に適合していない場合

ロ 事業主等は、(1)のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)ロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは、(3)の支給条件及び12の(1)の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書(様式第558号)により、その旨を事業主等に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第5

46号)により、その旨を事業主等に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12の(2)による。

ヘ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからチまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること

(イ) 支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

(ロ) 事業主は、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日までに、通勤用バスの購入費用に係る支払を完了(当該購入費用に係る支払が終了(手形の振出し又はファクタリングによって支払われる場合にあつては、当該手形等が決済されたことをいう。)し、所有権の移転が伴う場合は、所有権が移転したことをいう。)し、かつ、支給請求書を機構に提出しなければならないこと。なお、事業主が代替雇用をした障害者を支給対象障害者として支給請求する場合の取扱いについては、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日又は支給対象障害者の自己都合離職等の日の翌日から起算して6か月を経過する日のいずれか遅い日を支給請求書の提出期限とする。

ロ 資産計上に関すること。

事業主等は、支給対象通勤用バスの取得価額が50万円以上の場合、資産に計上すること。

ハ 対象障害者等雇用継続義務期間及び対象施設設備等処分制限期間に関すること。

(イ) 助成金の支給を受けた事業主等は、支給対象通勤用バス及び当該バスに設置した支給対象設備等を支給対象障害者の通勤のみに使用し、支給決定日から起算して2年間(対象障害者等雇用継続義務期間)以上、支給対象障害者の雇用を継続しなければならないこと。

この対象障害者等雇用継続義務期間において、当該支給対象障害者が自己都合離職等をした場合は、当該離職等の日の翌日から起算して6か月後の応当日までに他の障害者を代替雇用しなければならないこと。

(ロ) 助成金の支給を受けた事業主等は、支給対象通勤用バス及び当該バスに設置した支給対象設備等の取得価額が50万円以上の場合、対象施設設備等処分制限期間以上の期間、支給対象障害者(代替雇用をした障害者を含む。)のために所有しなければならないこと。

ニ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主等は、助成金の支給を受けた後、受給資格の認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主等は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ホ 助成金の支給に係る事業の報告に関すること。

事業主等は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び10に定める実施状況の報告を行わなければならないこと。

ヘ 支給請求書等の保存に関すること。

事業主は、支給請求書及び支給請求書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。ト 調査への協力に関すること。

事業主等は、機構が必要に応じて実施する支給対象通勤用バスの使用状況に係る調査に協力しなければならないこと。

チ イからトまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

8 事業計画の変更手続等

事業主等は、認定申請書提出後、事業主等の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の(1)から(3)までに掲げる手続を行わなければならない。

なお、事業計画の変更に伴い、変更前よりも支給対象費用が増大することとなる場合であっても、助成金の増額は、原則として行わない。

(1) 届出(変更の届出)

届出は、事業主等が認定申請書又は支給請求書を提出した後において、当該認定又は支給決定の前に、認定申請又は支給請求に係る7の(1)のハに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届(様式552号)により事業主等が届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

(2) 承認申請

承認申請は、認定から支給請求までの期間、又は支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる変更を行う場合に、イ又はロに定める申請期限に従って、変更承認申請書(様式第551号)により事業主等が申請する(支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。)ものであること。

イ 認定から支給請求までの期間における変更

3の(1)の特別の構造又は設備の内容の変更

この場合の承認申請の期限は、原則として、変更しようとする日の2か月前の応当日とする。ただし、申請期限までに承認申請を行うことができないやむを得ない理由があると機構が認める事業主等であって、かつ、事前着手をしようとする事業主等については、申請期限経過後においても承認申請を行うことができる。

ロ 支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間における変更

(イ) 通勤用バス使用者の変更(変更前の支給対象障害者が在職している場合に限

る。)

この場合の承認申請の期限は、使用者を変更した日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。

(ロ) 支給対象障害者の離職に伴う通勤用バス使用者の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

ただし、対象障害者等雇用継続義務期間における自己都合離職等による代替雇用に係る承認申請の期限は、当該離職等の日の翌日から起算して7か月を経過する日とする。

また、対象施設設備等処分制限期間(対象障害者雇用継続義務期間後の期間に限る。)に離職した場合の承認申請の期限は、当該離職日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。

(ハ) 支給対象障害者の勤務形態及び就業形態(転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等)の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

(ニ) 事業主等の合併又は統廃合による支給対象事業主等の変更

この場合の承認申請の期限は、原則として、変更が生じたときとする。

(ホ) 支給対象バスに設置した特別の構造設備の設置場所の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

(3) 申出(変更等の申出)

申出は、支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる状況により処分を余儀なくされる場合に、イ又はロに定める申出期限までに変更等申出書(様式第552号の3)により事業主等が申し出るものであること。

イ 天災地変による災害等不可抗力による事態により実施する支給対象バスの廃車等の処分

この場合の申出の期限は、当該事態が発生した日の翌日から起算して6か月を経過する日とする。

ロ 事業廃止、倒産等により実施する支給対象バスの譲渡等の処分

この場合の申出の期限は、原則として当該処分をしようとする日の2か月前の応当日とする。

(4) 変更承認及び通知

イ 機構は、事業主等から変更承認申請書が提出された場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」と、変更を認めるときは「不承認」とする。

ロ 機構は、イの承認又は不承認としたときは、変更承認・不承認通知書(様式第553号)により、その旨を事業主等に通知する。

(5) 変更承認前着手の制限

事業主等が(2)のイの承認申請手続を行う必要があるときは、通勤用バスの改造に係る架装等については、変更承認後に着手しなければならない。

ただし、事業主等は、必要に応じ、事前着手申出書を提出することにより、変更承認を待たずに通勤用バスの改造に係る架装等に着手することができる。

9 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主等の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

10 事業実施状況報告

助成金の支給に係る事業の実施状況の報告に関する手続等は、次の（１）から（４）までに掲げるとおりとする。

- （１）報告対象期間は、支給決定日から起算して1年を経過する日までの期間及び当該期間の末日の翌日から起算して更に1年を経過する日までの期間とし、実施状況報告書（様式第561号）により、事業主等が機構に報告するものとする。
- （２）実施状況の報告に当たっては、原則として圧縮記帳明細書（様式第562号の3）のほか、次のイからニまでに掲げる書類を実施状況報告書に添付しなければならない。
 - イ 支給対象通勤用バス及び通勤用バスに設置した支給対象設備等の取得価額が50万円以上の場合、通勤用バス及び当該バスに設置した支給対象設備等が記載された固定資産台帳（写）又は減価償却明細表書（写）等の該当ページ
 - ロ イの書類に支給対象通勤用バス及び通勤用バスに設置した支給対象設備等が記載されていない場合は、その理由を記した文書及び総勘定元帳において支給対象通勤用バスの取得に要した費用の支払に係る処理を記載したページの写しを添付するものとする。
 - ハ 通勤用バス車両、通勤用バスに設置した支給対象設備等及び報告日現在の総走行距離計（オドメーター）の写真（カラー写真）
 - ニ その他機構が必要と認める書類等
- （３）事業計画の変更（8の（2）のロの承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の実施状況報告書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として、事業主等の合併、統廃合又は事業主等の事業の譲渡等によらない事業主等名、代表者、事業主等所在地、事業所名若しくは事業所所在地の変更をいう。
- （４）実施状況の報告は、（１）に定める期間ごとに、原則として、各期間の末日の翌日から起算して1か月以内に行うものとする。
- （５）機構は、支給決定日から起算して1年を経過する日までの期間に係る実施状況報告において、当該バスの総走行距離（報告日現在）が認定申請書の事業計画書に基づく年間総走行距離（推定値）を大きく上回っており、通勤以外の用途に使用したことが明白（以下「目的外使用」という。）であった場合は、支給条件違反と判断するものとする。

また、上記期間の末日の翌日から起算して更に1年を経過する日までの期間に係る実施状況報告において、前回の実施状況報告日後の期間に係る総走行距離（今回の報告日現在の総走行距離から前回の報告日現在の総走行距離を減じたも

の)が認定申請書の事業計画書に基づく年間総走行距離(推定値)を大きく上回っており、目的外使用であった場合も支給条件違反と判断するものとする。

11 調整

次の(1)から(4)までに掲げる助成金の支給を受けた又は受けている事業主等に対しては、各々の助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

(1) 本節の助成金

(2) 第1節の重度障害者等用住宅の新築等助成金、第2節の重度障害者等用住宅の賃借助成金、第4節の住宅手当の支払助成金、第8節の駐車場の賃借助成金及び第9節の通勤用自動車の購入助成金

(3) 平成15年9月30日以前の重度障害者等通勤対策助成金のうち、次のイからニまでに掲げる措置に係る助成金

イ 駐車場の賃借に係る手当の支払

ロ 通勤用自動車の賃借

ハ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払

ニ 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払

(4) 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金のうち次のイからヌまでに掲げる措置に係る助成金

イ 重度障害者等用住宅の新築等

ロ 重度障害者等用住宅の賃借

ハ 住宅手当の支払

ニ 通勤用バスの購入

ホ 駐車場の賃借

ヘ 通勤用自動車の購入

ト 駐車場の賃借に係る手当の支払

チ 通勤用自動車の賃借

リ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払

ヌ 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払

12 返還

(1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主等が、次のイからチまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

なお、目的外使用による支給条件違反と機構が判断した場合の返還額は、1回目の実施状況報告に基づき判断したときは支給額の全額、2回目の実施状況報告に基づき判断したときは支給額の2分の1の額（1円未満切上げ）とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ヘ 対象障害者等雇用継続義務期間に、支給対象障害者を事業主都合により離職させた場合

全額返還とする。

ト 対象障害者等雇用継続義務期間に支給対象障害者が自己都合離職等して5人未満となった際、6か月以内に代替雇用をしなかった場合

原則として、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該義務期間に対する非雇用期間の日割計算により算出した額（1円未満切上げ）とする。

ただし、当該支給対象施設設備等が支給対象障害者のみ使用するもの（他の労働者が使用しないもの）である場合は、返還を求めないことができる。

チ 支給対象施設設備等を譲渡、転用（一時的なものを除く。）、廃棄等の処分を行った場合

(イ) 対象障害者等雇用継続義務期間における処分

支給対象障害者に対する代替措置を講じることなく、当該処分のみを行った場合は、原則として、全額返還とする。

支給対象障害者に対する代替措置を講じた場合は、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該義務期間に対する「当該処分した日から当該義務期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産等により実施する処分の場合は、返還を求めないことができる。

(ロ) 対象施設設備等処分制限期間（対象障害者等雇用継続義務期間後の期間に限る。）における処分

原則として、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該制限期間に対する「当該処分した日から当該制限期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産等による処分の場合は、返還を求めないことができる。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主等に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主等の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、次のイ又はロに該当する場合をいう。

イ 助成金の支給に係る通勤用バスを支給対象障害者等のために使用することができなくなった場合であって、天災地変その他機構がやむを得ないと認める事由により事業の継続が不可能となった場合

ロ 第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で7の(3)のイの(ロ)又は8に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合

13 認定申請及び支給請求の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主等(法人である場合に限る。)は、委任届(様式第550号)を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主等以外の者に委任することができる。

(2) (1)について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第6節 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

1 支給対象事業主等の要件

通勤用バス運転従事者の委嘱助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の4第1項第1号ホ又は第2号ニに規定する通勤用バス又は団体通勤用バスの運転に従事する者（以下この節において「運転従事者」という。）を委嘱し、その雇用する5人以上の支給対象障害者の通勤を容易にする事業主又は当該事業主を構成員とする事業主の団体（以下この節において「事業主等」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。この場合、「委嘱」とは、支給対象障害者に対して、必要とされる機会に必要な援助を行いうる体制を整備するためにその雇用労働者以外の者をその任におくことをいう（法人に対する委託を除く。）。

ただし、次の（1）又は（2）に該当する事業主等には支給しない。

- （1）第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主又は当該事業主を構成員とする事業主の団体
- （2）障害者総合支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型（雇用契約有）の事業を実施する事業所であって、送迎加算に関する届出書を提出している事業所の事業主等（送迎加算に関する届出書を提出している事業所の事業主のうち送迎加算に関する届出書を提出していない事業所の事業主は除く。）

2 支給対象障害者の要件

- （1）支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ次のイからチまでに掲げる者であって、事業主が通勤対策を講じなければ、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であると認められる者とする。ただし、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、助成金の受給資格認定申請日時点において事業主等に支給対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過し、支給対象障害者の自宅から申請事業所までの通勤の履歴があるため、その通勤を改めて容易にする必要がないと認められる場合は、支給対象障害者とみなさないものとする（やむを得ない理由がある場合を除く。）。

なお、支給対象障害者の居住地については、住民基本台帳に登録されているものとする。

- イ 重度身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものに限る。

- （イ）公共職業安定所の紹介に係る者
- （ロ）当該事業主又は当該事業主等の構成員である事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6

条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者

(ハ) 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主又は当該事業主等の構成員である事業主の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

ニ 3級の視覚障害がある者

ホ 3級又は4級の下肢障害がある者

ヘ 3級の体幹機能障害がある者

ト 3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害がある者

チ 5級の下肢障害、5級の体幹機能障害及び5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2以上を重複して有する者

(2) (1)において、「障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難である」とは、支給対象障害者の住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤した場合に、その通勤経路では支給対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められることをいう。

(3) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、次のイからハまでに該当するものとする。

イ 支給対象障害者が中途障害者の場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により、障害の進行等により通勤が困難となったことを確認できる場合

なお、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としなない。

ロ 人事異動等の場合

ただし、人事異動等の発令日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としなない。

ハ 天災地変等やむを得ない事情に伴う事業所の移転の場合

3 支給対象となる措置

支給対象となる措置は、事業主等が通勤用バス（事業主等が所有又は賃借するものであって、前節（通勤用バスの購入助成金）3の（1）から（3）までに掲げる要件に該当する通勤用バスに限る。）の運転従事者の委嘱を行い、支給対象障害者が通勤時に利用する通勤用バスによる送迎運転業務に従事させるものとする。

ただし、次の（1）から（3）までに掲げるいずれかに該当する場合は、支給対象としなない。

(1) 認定申請に係る事業主等の事業所を公共交通機関による通勤が不可能な場所に移転又は設置したことにより、通勤用バスを購入等して当該通勤用バスの運転従事者を委

嘱（移転又は設置後に新規に雇い入れた支給対象障害者のために購入等する通勤用バスの運転従事者の委嘱を除く。）する場合

- (2) 事業主等が事業主等（法人の代表者若しくは役員等、家事使用人又は事業主等と同居の親族）に委嘱する場合
- (3) 事業主等がその雇用する労働者に委嘱する場合

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、運転従事者の委嘱に要する費用（5において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、委嘱1回につき6,000円とする。

(2) 支給対象費用

支給対象費用は、6の支給期間の各日において3の支給対象となる措置を行った場合において、通勤用バス1台ごとに1人の運転従事者の委嘱に要した費用とする。ただし、交通費及び雑費については支給対象としない。

この場合、委嘱1回（運転従事者が同一日に行う通勤用バスの運転に従事する委嘱をいう。）当たりの費用は、委嘱の形態に応じて、次のイからハまでに掲げる方法により算定する。

イ 一定の期間により定められる委嘱費用は、委嘱費用を当該期間の委嘱日数で除して得た額（1円未満切捨て）

ロ 日により定められる委嘱費用は、その額

ハ 時間により定められる委嘱費用は、委嘱費用に一日の委嘱時間数を乗じて得た額

なお、運転従事者の休暇等に備え、又は通勤用バスの運行の必要上、複数の運転従事者を委嘱（予め機構に届け出ているものに限る。）することができるものとするが、同一日に複数の運転従事者が通勤用バスの運転に従事した場合は、委嘱1回とみなす。

(3) 補助金等との調整

事業主等が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の額のいずれか低い額とする。

6 支給期間

- (1) 支給期間は10年間とし、運転従事者の委嘱を初めて行った日（以下この節において「起算日」という。）から起算した支給期間を支給対象期間（通勤用バスの運転従事者を委嘱している期間に限る。）とする。なお、認定申請書に委嘱予定日が記載さ

れているときは、当該日を起算日と読み替える（以下この節において同じ。）。

ただし、10年の支給期間内に支給対象障害者の離職等により当該運転従事者を委嘱しなくなった場合は、当該事象の発生した時期に応じて次のイからハまでに掲げるとおりとする。

イ 起算日から6か月以内に委嘱しなくなった場合は、委嘱した期間があったとしても、支給期間全てに係る助成金は支給しない。

ロ 起算日から6か月を経過した後、かつ、起算日から12か月以内に委嘱しなくなった場合は、起算日から6か月経過後に委嘱した期間があったとしても、起算日から6か月経過後の支給期間に係る助成金は支給しない。

ハ 起算日から12か月を経過した後に委嘱しなくなった場合は、当該運転従事者を委嘱していた期間に係る助成金を支給する。

(2) 10年の支給期間中に運転従事者の変更があった場合の後任の運転従事者に係る支給期間は、10年の支給期間の残余の期間とする。

この場合、前任の運転従事者の委嘱に係る助成金は前任の運転従事者の委嘱の最終日まで支給し、後任の運転従事者の委嘱に係る助成金は後任の運転従事者を初めて委嘱した日から支給する。

7 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、支給対象となる通勤用バス運転従事者の委嘱を行おうとする日の前日までに、別表2の障害者助成金受給資格認定申請書（様式第602号。以下この節において「認定申請書」という。）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由（別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。）により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から(1)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき（(1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は内容を審査し、受給資格があると認めるときは(3)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めるときは「不認定」とする（事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があ

った場合を除く。)

この際、認定申請後に1の(1)又は(2)に該当することとなった事業主等については不認定とする。

- ロ 事業主等は、(1)のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。
- ハ 機構は、認定又は不認定としたときは、認定通知書(様式第541号)又は不認定通知書(様式第542号)により、その旨を事業主等に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を認定の条件とする。

- イ 事業計画の実施記録の作成に関すること。
 - 事業主等は、運転に係る日誌等を作成し、認定に係る事業計画の通勤用バスの運行状況(日時(出発時刻、到着時刻)、運行経路・距離、乗車した者の氏名等)を記録、保管しなければならないこと。
- ロ 事業計画の変更に関すること。
 - (イ) 事業主等は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。
 - (ロ) 事業主等は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。
- ハ 出勤簿等の整備保管に関すること。
 - 事業主等は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類(出勤簿、賃金台帳等)を整備保管すること。
- ニ 認定申請書等の保存に関すること。
 - 事業主は、機構に提出した認定申請書(変更承認申請書を含む。)及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書(変更承認通知書を含む。)について、原則として助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

- イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主等が次の(イ)から(へ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。
 - (イ) 認定の取消しを申し出た場合
 - (ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合
 - (ハ) 認定条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)
 - (ニ) 認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に1の(1)又は(2)に該当することとなった場合
 - (ホ) 1回目の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職し

- た場合又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
- (へ) その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合
- ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、受給資格認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主等に通知する。
- ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。
- (イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。
この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。
- (ロ) 事業主等の名称等を公表すること。
- ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で（3）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

(1) 支給請求

- イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として、受給資格の認定に係る起算日から起算した支給請求対象期間ごとに、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末（1回目の支給請求対象期間の末日までに「認定」を通知していない場合にあつては、当該認定通知日の属する月の翌月末）までに、別表2の障害者助成金支給請求書（様式第622号。以下この節において「支給請求書」という。）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。
- ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。
- なお、次の（イ）から（ハ）までに掲げるいずれかに該当する場合は支給請求できない。
- (イ) 支給請求対象期間を通じて3の支給対象となる措置が行われなかった場合
この場合、（5）の支給の終了に該当する場合を除き、当該支給請求対象期間に係る支給請求書の提出に代えて、不実施届（様式第557号）を機構に提出しなければならない（不実施届を機構に提出した場合であっても、8の（3）のロの適用を受けることとする。）。
- (ロ) 支給対象障害者が自己都合離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて支給対象障害者を雇用していない場合（代替雇用をしている場合を除く。）
- (ハ) 認定後に1の（1）又は（2）に該当することとなった場合
- ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイに定める

書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主等は、認定に係る事業計画の変更を行う場合には、9の事業計画の変更手続を行わなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の（イ）から（ホ）までに掲げるものをいう。

（イ）事業主等名、代表者、事業主等所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

（ロ）事業主等の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主等名、代表者又は事業主等所在地の変更

（ハ）支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）又は転勤若しくは出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更

（ニ）助成金振込先の変更

（ホ）措置の変更（運転従事者及び支給対象障害者の変更を含む。）

ニ 事業主等は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続をやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）支給決定

イ 機構は、事業主等から（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（（1）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

（イ）支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主等については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主等については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

（ロ）不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合

（ハ）2回目以降の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

（ニ）支給請求後から支給決定までに1の（1）又は（2）に該当することとなった場合

（ホ）支給対象障害者が自己都合離職等により5人未満となった場合（5人未満となる期間を不支給とする。）

(へ) その他支給対象事業主等、支給対象障害者又は支給対象措置の要件に適合していない場合

ロ 事業主等は、(1)のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、事業主から提出された支給請求書の算定に係る部分に事実と異なる記載がある場合、適正な支給請求ではないものとして、当該支給請求回を不支給とすることができる。

ニ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び12の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書(様式第558号)により、その旨を事業主等に通知する。

ホ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主等に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

へ ホにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

ト 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主等は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主等であること。

(ロ) 事業主等は、支給対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること

支給請求期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主等は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主等は、助成金の認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ニ 支給請求書等の保存に関すること。

事業主は、支給請求書及び支給請求書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ホ 調査への協力に関すること。

事業主等は、法第52条第2項に規定する資料の提出並びに機構が必要に応じて実施する運転従事者の委嘱状況等についての調査に協力しなければならないこと。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給請求の保留

イ 支給請求の保留

(イ) 助成金の受給資格の認定を受けた事業主等は、支給期間中の支給対象障害者の転勤、配置転換等やむを得ないと認められる理由により、一時的に支給対象となる措置を要しない状態となった場合であって、当該措置を要しない期間の経過後、再び支給対象となる措置を講ずることが見込まれる場合は、支給請求の保留を申請しなければならない。

(ロ) 機構は、支給請求の保留を承認した場合は、承認した保留期間については、支給請求対象期間及び支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までの期間において、それぞれ定められた期間が経過しないものとして取り扱う（(3)のロのまた書きによる不支給措置を適用しない。）ことができる。

ロ 保留期間

支給請求の保留の期間は、保留事由発生日から起算して2年間を限度（助成金の支給期間満了日までの期間に限る。）とする。ただし、保留期間満了日前に次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかに該当した場合は、その日に保留期間は終了する。

(イ) 保留事由が消滅した場合

(ロ) 事業主等が、以降の支給請求を行わない旨の申出をした場合

(ハ) 支給対象障害者が離職等し、支給要件を具備しなくなった場合

(ニ) 事業主等に倒産、廃止、清算等により事業の継続ができない事由が発生した場合

(ホ) 保留期間中に1の(1)又は(2)に該当することとなった場合

ハ 支給請求の保留の申請

事業主等は、保留事由が生じた場合は、一時保留申請書（様式第554号）を直近の支給請求書と併せて提出しなければならない。

ニ 保留の承認

(イ) 機構は、事業主等から一時保留申請書が提出されたときは、内容を審査の上、「承認」又は「不承認」とする。

(ロ) 機構は、一時保留の承認又は不承認とした場合は、一時保留承認・不承認通知書（様式第555号）により、その旨を事業主等に通知する。

ホ 保留期間の延長

機構は、ニにより承認した保留期間経過後も引き続き保留事由がある場合は、一回に限り保留期間を延長することができる。この場合の保留期間、申請、承認の取扱いは、イからニまでに掲げる取扱いと同様とする。

へ 保留の解除

事業主等は、ニ又はホにより承認された保留期間の満了日前に保留期間を終了する場合は、終了する事由が生じた日の翌日から起算して3か月以内に一時保留解除届（様式第556号）を機構に提出しなければならない。

ト 保留前の支給請求及び支給額

保留事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留事由発生日の前日までの3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

チ 保留解除後の支給請求及び支給額

(イ) 保留解除後の支給請求に係る手続は、保留解除事由発生日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月末までに行わなければならない。

(ロ) 保留解除事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留解除事由発生日の属する月における3の支給対象となる措置を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

(5) 支給の終了

イ 機構は、助成金の支給を受けている事業主等が次の(イ)から(ト)までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の翌日以降の助成金の支給を終了することができる。

(イ) 偽りその他不正の行為により1回目以後の助成金の支給を受けた又は2回目以降の助成金の支給を受けようとした場合

(ロ) 1回目の助成金の支給決定後に1の(1)又は(2)に該当することとなった場合

(ハ) 支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ニ) 事業主等の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

(ホ) 支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(ヘ) 2回連続で不支給を決定した場合

(ト) (イ)から(ヘ)までに掲げるもののほか、事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、イの理由により助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主等に通知する。

ハ イの(イ)の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定と併せて次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を行うことができる。

(イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支

給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了についての通知を行う。

(ロ) 事業主等の名称等を公表すること。

ニ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

9 事業計画の変更手続等

事業主等は、認定申請に係る7の(3)のロ又は支給請求に係る8の(1)のハに掲げる変更がある場合は、原則として当該変更しようとする日の前日までに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届(様式第552号)により届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主等の指定する金融機関の口座に振り込むことによつて行う。

11 調整

次の(1)から(3)までに掲げる障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けた又は受けている事業主等に対しては、各々の障害者雇用納付金関係助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

(1) 本節の助成金、第1節の重度障害者用住宅の新築等助成金、第2節の重度障害者用住宅の賃借助成金、第4節の住宅手当の支払助成金、第8節の駐車場の賃借助成金及び第9節の通勤用自動車の購入助成金

(2) 平成15年9月30日以前の重度障害者等通勤対策助成金のうち、次のイからニまでに掲げる措置に係る助成金

イ 駐車場の賃借に係る手当の支払

ロ 通勤用自動車の賃借

ハ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払

ニ 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払

(3) 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金のうち、次のイからヌまでに掲げる措置に係る助成金

イ 重度障害者用住宅の新築等

ロ 重度障害者用住宅の賃借

ハ 住宅手当の支払

ニ 通勤用バス運転従事者の委嘱

- ホ 駐車場の賃借
- へ 通勤用自動車の購入
- ト 駐車場の賃借に係る手当の支払
- チ 通勤用自動車の賃借
- リ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払
- ヌ 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払

12 返還

- (1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主等が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
- イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
 - ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
 - ハ 支給条件に違反等し、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
 - ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
 - ホ その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- (2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主等に通知する。
- (3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。
- イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。
この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。
 - ロ 事業主等の名称等を公表すること。
 - ハ 延滞金を徴収すること。
- (4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主等の責めに帰することのできない理由で8の(3)のイの(ロ)、ロ又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

13 認定申請及び支給請求の委任

- (1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主等（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主等以外の者に委任することができる。
- (2) (1) について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第7節 通勤援助者の委嘱助成金

1 支給対象事業主の要件

通勤援助者の委嘱助成金（以下この節において「助成金」という。）は、規則第20条の4第1項第1号へに規定する通勤援助者を委嘱し、その雇用する支給対象障害者の通勤（列車その他の公共交通機関を利用する通勤に限る。以下この節において同じ。）を容易にするための指導、援助等を行う事業主（以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

この場合、「委嘱」とは支給対象障害者に対して、必要とされる機会に必要な援助を行いうる体制を整備するためのみに、事業主がその常用労働者以外の者をその任におくことをいう。

ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主には支給しない。

2 支給対象障害者の要件

- （1）支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ次のイからチまでに掲げる者（障害者総合支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型（雇用契約有）の事業を実施する事業所の利用者は除く。）であって、事業主が通勤対策を講じなければ、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であると認められる者とする。

なお、支給対象障害者の居住地については、住民基本台帳に登録されているものとする。

- イ 重度身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものに限る。

（イ）公共職業安定所の紹介に係る者

（ロ）当該事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者

（ハ）法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後、当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

- ニ 3級の視覚障害がある者
- ホ 3級又は4級の下肢障害がある者
- ヘ 3級の体幹機能障害がある者
- ト 3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害がある者
- チ 5級の下肢障害、5級の体幹機能障害及び5級の乳幼児期以前の非進行性の脳

病変による移動機能障害のいずれか2以上を重複して有する者

- (2) (1)において「障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難である」とは、支給対象障害者の住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤した場合に、その通勤経路では支給対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められることをいう。

3 支給対象となる措置

- (1) 支給対象となる措置は、支給対象障害者が次のイからへまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合であって、事業主が支給対象障害者の通勤を容易にするための指導、援助を行わせるための通勤援助者を委嘱するものとする。

イ 支給対象となる障害者を雇入れた場合

ロ 採用後に障害者となった者が職場復帰する場合

ハ 支給対象障害者の障害の程度が重度化したことに伴い、通勤を容易にするための指導・援助等が必要となった場合

ニ 公共交通機関の廃止等に伴い、支給対象障害者が通勤経路の変更を余儀なくされた場合

ホ 支給対象障害者の転居に伴い、支給対象障害者が通勤経路の変更を余儀なくされた場合

へ その他、通勤援助者を委嘱し、支給対象障害者の通勤を容易にするための指導・援助等を行うことが必要であると機構が認める場合

- (2) (1)にかかわらず、事業主が事業主等（法人の代表者若しくは役員等、それらの家事使用人又は事業主等と同居の親族）又はその雇用する労働者に委嘱する場合は、助成金は支給しない。

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、通勤援助者の委嘱に要する費用（5において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て。委嘱1回（通勤援助者ごとに通勤援助者1人が同一日に行う通勤援助業務に係る委嘱をいう。）につき2,000円を上限とする。）に、通勤援助に要した交通費の額に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て。月額3万円を上限とする。）を加えた額とする。ただし、一の支給対象障害者に対して複数の通勤援助者を委嘱する場合は、当該複数の通勤援助者をもって一の通勤援助者とみなす。

(2) 支給対象費用

支給対象費用は、6の支給期間の各日において3の支給対象となる措置を行った場合において、通勤援助者の委嘱に要した費用（別に支給される雑費を除く。）及び通勤援助に要した交通費とする。

この場合、委嘱1回当たりに要する費用は、支給期間の各日において、委嘱の形態

に応じて、次のイからハまでにより算定した額とする。

イ 一定の期間により定められる委嘱費用は、委嘱費用を当該期間の委嘱日数で除した額（1円未満切捨て）

ロ 日により定められている委嘱費用は、その額

ハ 時間により定められている委嘱費用は、委嘱費用に一日の委嘱時間数を乗じて得た額

なお、2人以上の通勤援助者を委嘱する必要がある、これを予め届け出ている場合は、当該届出のあった複数の通勤援助者の支給対象費用を算定する。

(3) 補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の額のいずれか低い額とする。

6 支給期間

(1) 支給期間は1か月間とし、一の受給資格の認定につき、通勤援助者の委嘱をしなければならない事由が生じた日から起算して3か月の期間内において、通勤援助者の委嘱を初めて行った日から起算した支給期間を支給対象期間（通勤援助者を委嘱している期間に限る。）とする。

(2) (1)の支給期間中に通勤援助者が変更された場合の後任の通勤援助者に係る支給期間は、(1)の期間の残余の期間とする。

7 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、支給対象となる通勤援助者の委嘱を行おうとする日の前日までに、別表1の障害者助成金受給資格認定申請書（様式第602号。以下この節において「認定申請書」という。）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由（別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。）により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、助成金取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から(1)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき(1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは(3)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めることができないときは「不認定」とする(事業主から認定申請に係る助成金取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、認定申請後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については不認定とする。

ロ 事業主は、(1)のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書(様式第541号)又は不認定通知書(様式第542号)により、その旨を事業主に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の実施記録の作成に関すること。

事業主は、出発時刻、到着時刻、通勤の状況等を記載した実施記録(以下「通勤日誌」という。)を作成し、受給資格の認定を受けた事業計画の実施状況を記録、保管しなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ハ 出勤簿等の整備保管に関すること。

事業主は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類(出勤簿、賃金台帳等)を整備保管すること。

ニ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書(変更承認申請書を含む。)及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書(変更承認通知書を含む。)について、原則として助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の(イ)から(ト)までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

- (ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、支給請求を行い、又は支給を受けた場合
 - (ハ) この助成金におけるその他の申請に係る認定又は他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合（8の（2）のトの規定を適用して支給決定の取消しを行った場合以外にこの助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。）
 - (ニ) 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
 - (ホ) 認定を受けた後に第3章第1節の1の（4）のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合
 - (ヘ) 支給対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
 - (ト) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
- ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主に通知する。
- ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。
- （イ）当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。
この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。
- （ロ）事業主の名称等を公表すること。
- ニ イの（ニ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で（3）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

（1）支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、受給資格の認定日から起算して2か月以内に、別表2の障害者助成金支給請求書（様式第622号。以下この節において「支給請求書」という。）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の（イ）又は（ロ）に該当する場合は支給請求できない。

- （イ）支給請求期間内を通じて支給対象障害者が自己都合離職等により雇用されていない場合

(ロ) 認定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 認定又は支給に係る事業計画の変更等を行う場合には、9の事業計画の変更手続を行わなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の(イ)から(へ)までに掲げるものをいう。

(イ) 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

(ロ) 事業主の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者又は事業主所在地の変更

(ハ) 支給対象障害者の労働時間の変更(雇用契約の変更)又は転勤若しくは出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更

(ニ) 助成金振込先の変更

(ホ) 支給対象障害者の変更

(ヘ) 措置の変更(通勤援助者の変更を含む。)

ニ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、助成金取下げ書(様式第559号)を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主等に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 支給決定

イ 機構は、事業主から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき(1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、「支給」又は「不支給」の決定をする(事業主から支給請求に係る助成金取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、次の(イ)から(へ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(イ) 支給請求後に支給対象障害者が離職した場合

(ロ) 支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(ハ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合(延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合)

(ニ) 支給請求後から支給決定までに第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲

げるいずれかに該当することとなった場合

(ホ) 不正受給により助成金の支給を受けようとした場合

(ヘ) その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象措置の要件に適合していない場合

ロ 事業主は、(1)のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、事業主から提出された支給請求書の算定に係る部分に事実と異なる記載がある場合、適正な支給請求ではないものとして、不支給とすることができる。

ニ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び12の(1)の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、その旨を事業主に通知する。

ホ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ヘ ホにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

ト 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次のイからホまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

(イ) 支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

(ロ) 事業主は、受給資格の認定日から起算して2か月以内に助成金の支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ハ 支給請求書等の保存に関すること。

事業主は、支給請求書及び支給請求書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ニ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び機構が必要に応じて実施する通勤援助者の委嘱状況等についての調査に協力しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

9 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請に係る7の(3)のロ又は支給請求に係る8の(1)のハに掲げる変更がある場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに、その変更を証する書類が必要な場合は、当該書類を添付して、変更届(様式第552号)により届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

11 調整

- (1) この助成金又は平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金の通勤援助者の委嘱助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。
- (2) この助成金を受けている事業主が、この助成金の支給期間内において、同一の障害者をもって、規則第20条の4第1項第1号の2に規定する重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金を受ける場合には、同助成金の支給対象となった月は、当該障害者は、この助成金の支給対象障害者とししない。

12 返還

- (1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
 - イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
 - ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
 - ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
 - ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
 - ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- (2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書(様式第547号)により、当該事業主に通知する。

- (3) (1) のロの理由による返還となった場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。
- イ (2) の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金その他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。
- この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。
- ロ 事業主の名称等を公表すること。
- ハ 延滞金を徴収すること。
- (4) (1) のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することができない理由で8の(3)のイの(ロ)又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

13 認定申請及び支給請求の委任

- (1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主(法人である場合に限る。)は、委任届(様式第550号)を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。
- (2) (1) について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第8節 駐車場の賃借助成金

1 支給対象事業主の要件

駐車場の賃借助成金（以下この節において「助成金」という。）は、その雇用する支給対象障害者の通勤を容易にするために規則第20条の4第1項第1号トに規定する駐車場の賃借を行う事業主（駐車場の賃借に要する費用の全部を支給対象障害者から徴収する事業主を除く。以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主には支給しない。

2 支給対象障害者の要件

- （1）支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ次のイからチまでに掲げる者であって、事業主が通勤対策を講じなければ、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であると認められる者とする。

ただし、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、助成金の認定申請日時点において事業主に支給対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過し、支給対象障害者の住居から申請事業所までの通勤の履歴があるため、その通勤を改めて容易にする必要がないと認められる場合は、支給対象障害者とみなさないものとする（やむを得ない理由がある場合を除く。）。

なお、支給対象障害者の居住地については、住民基本台帳に登録されているものとする。

- イ 重度身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものに限る。

（イ）公共職業安定所の紹介に係る者

（ロ）当該事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者

（ハ）法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

- ニ 3級の視覚障害がある者

- ホ 級又は4級の下肢障害がある者
 - ヘ 3級の体幹機能障害がある者
 - ト 3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害がある者
 - チ 5級の下肢障害、5級の体幹機能障害及び5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2以上を重複して有する者
- (2) (1)において「障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難である」とは、支給対象障害者の住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤した場合に、その通勤経路では支給対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められることをいう。
- (3) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、次のイからハまでに該当するものとする。
- イ 支給対象障害者が中途障害者の場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により、障害の進行等により通勤が困難となったことを確認できる場合
 - なお、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としなない。
 - ロ 人事異動等の場合
 - ただし、人事異動等の発令日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者としなない。
 - ハ 天災地変等やむを得ない事情に伴う事業所の移転の場合
- (4) 支給対象障害者は、自動車運転免許証の交付を受けており、支給対象障害者が自ら運転することを要件とする。ただし、事業主は、各都道府県公安委員会又は警視総監若しくは各都道府県警察本部長が交付した仮運転免許証を有する障害者を自動車運転免許証の取得が確実と見込まれる支給対象障害者として、受給資格の認定申請を行うことができる。この場合、事業主は、当該仮運転免許証の写しを添付しなければならない。その後、支給対象障害者が自動車運転免許証を取得することができなかつた場合、助成金の支給請求はできない。

3 支給対象となる駐車場の要件

- (1) 支給対象駐車場は、(3)に定めるものを除き、支給対象障害者の通勤を容易にするため、当該支給対象障害者が運転する自動車等を駐車する駐車場（当該支給対象障害者の障害の種類、程度を十分考慮し、かつ、道路の路面外に設置されているものであって、原則として、駐車する場所の指定、駐車する自動車を契約書等により確認できるものに限る。）であって、次のイからニに該当するものとする。
- なお、駐車場は事業所側及び自宅側に整備する駐車場のいずれも対象とすることができるものとする。イ 原則として自宅側駐車場から自宅まで及び事業所側駐車場から事業所までの各移動時間が10分間程度の距離であること、かつ、

支給対象障害者の当該各区間の通勤（移動）方法が徒歩又は車いす等によるものであること。

- ロ 駐車場の構造や駐車場からの移動環境等において、支給対象障害者の障害特性に配慮していると認められるものであること。
 - ハ 支給対象障害者の通勤容易化のために新規に賃貸借契約した駐車場であること。支給対象障害者以外の労働者のため又は事業用に事業主が賃借していた駐車場や、支給対象障害者本人やその配偶者等が賃借していた駐車場を事業主の契約に切り替えたもの等の駐車場は、支給対象としない。
 - ニ 支給対象障害者の通勤専用で使用されるものであること。事業所の営業活動等、支給対象障害者の通勤以外の用途にも使用することがある駐車場は、支給対象としない。
- (2) (1)の自動車等は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車であって、自動車登録番号標又は車両番号標を取付けているものであって、通勤用車両として適当であると機構が認めるものに限る。
- (3) 次のイからホちまでに掲げるいずれかに該当する駐車場は、助成金の支給対象としない。
- イ 認定申請に係る事業主の事業所が支給対象障害者の住居から公共交通機関による通勤が不可能な場所に位置すること等により、当該事業所が雇用する労働者の通勤が、既に常態として、自動車によるものとなっている事業所において、当該事業所が雇用する支給対象障害者のために賃借する駐車場
 - ロ 支給対象障害者、その配偶者またはその1親等以内の親族の所有する駐車場
 - ハ 事業主（代表者及び役員を含む。）が所有する駐車場
 - ニ 当該駐車場の賃貸人から賃借している者から賃借（以下この節において「転貸借」という。）する駐車場（転貸借について当該賃貸人が承認しており、当該賃借料と転貸借に係る賃借料が同額である等、機構が認める場合を除く。）
 - ホ 当該駐車場の所有者が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合
 - (イ) 事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社
 - (ロ) 事業主が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社
 - (ハ) 事業主が法人の場合
 - ① 事業主の役員
 - ② 事業主の役員の配偶者
 - ③ 事業主の役員の1親等の親族
 - ④ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の役員
 - b 事業主の役員の配偶者
 - c 事業主の役員の1親等の親族
 - (ニ) 事業主が個人の場合

- ① 事業主の配偶者
- ② 事業主の1親等の親族
- ③ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の配偶者
 - b 事業主の1親等の親族
- (ホ) 事業主が特例子会社又は親事業主の場合
関係会社
- (ヘ) 事業主が関係会社の場合
 - ① 特例子会社
 - ② 親事業主

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、駐車場の賃借に要する費用のうち助成金の支給対象となる費用（以下この節において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、支給対象障害者1人当たり1か月につき5万円とする。

(2) 支給対象費用

支給対象費用は、次のイからホまでに掲げる方法により算出するものとする。

イ 支給対象障害者の通勤に使用する駐車場の面積（28㎡を基準面積とする。以下同じ。）に基づき、次の（イ）又は（ロ）により算出する。

（イ）支給対象駐車場の賃借面積が基準面積以下のもの

当該駐車場の賃借料とする。なお、賃借料とは、支給対象となる駐車場の所在地と同一地域及び同様の規模にある駐車場の賃借料を勘案して、機構が認める1か月分の賃借料（権利金、敷金、礼金、保証金、共益費その他これらに類するものを除く。以下この節において同じ。）をいう。

（ロ）1台当たりの区画を設けていない土地を駐車場として使用するために当該土地を賃借する場合又は支給対象障害者の障害により通常の広さを超える駐車場を賃借することにより、支給対象駐車場の賃借面積が基準面積を超えるもの

当該駐車場の賃借料に基準面積を乗じて得た額を賃借面積で除して得た額（1円未満切捨て）とする。

なお、一の支給対象障害者の通勤に使用するため複数の駐車場の借り上げの受給資格の認定を受けている場合には、これらの駐車場のそれぞれの1か月の賃借料の合計額を支給対象費用とする。

ロ イの費用は、6の支給期間の各月において、1暦月のうち支給対象障害者が出勤した日が1日以上ある場合について算定する。ただし、支給対象障害者が

労働基準法第39条に定める休暇（年次有給休暇）、同法第65条に定める産前産後の休業又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める休業並びに慶弔による休暇、夏季休暇といった特別休暇、休職等の就業規則又は雇用契約書等に記載する休暇等により出勤していない場合、事業主の方針により一時的なテレワークを行った場合については、出勤した日とみなすことができる。

ハ 駐車場の変更（賃借料の変更を含む。）が支給対象月の途中にあった場合

駐車場の変更のあった月の支給対象費用は、変更前の駐車場の賃借料及び変更後の駐車場の賃借料を各々日割計算（当該月における当該変更日（変更後の駐車場を使用し始めた日）の前日までの期間及び当該変更日以降の期間の按分）して算定する。

ニ 支給対象月の途中で支給終了となる場合の取扱い

支給対象障害者が離職等（自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約満了により退職した場合を除く。）により月の途中で支給終了となる場合の当該月分の支給額は、当該離職等の日までの日割計算により算出するものとする。

この日割計算については、賃貸借契約を解約した場合は解約通知書の解約（予定）日までを対象とし、当該契約を解約せずに事業主以外の者に賃借人を変更した場合は、当該変更日の前日までを対象とする。

また、離職による支給終了の場合は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の離職日又は解約通知書の解約（予定）日のいずれか早い日までを対象とする。

なお、離職又は解約によらない支給終了の場合は、支給対象障害者の駐車場の最終使用日までを対象とする。

ホ 駐車場の賃借に要する費用の一部を支給対象障害者から徴収する場合

当該駐車場の賃借面積が基準面積以下の場合は、当該駐車場の賃借料から当該徴収額を控除した額とし、当該駐車場の賃借面積が基準面積を超える場合は、当該駐車場の賃借料から当該徴収額を控除した上で、当該額に基準面積を乗じて得た額を賃借面積で除して得た額（1円未満切捨て）とする。

（3）補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、（2）の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は（1）の支給限度額のいずれか低い額とする。

6 支給期間

支給期間は10年間とし、駐車場の賃借を行った日（駐車場に係る賃貸借契約期間の開始日以降、支給対象障害者を事業主が雇い入れた日以降及び支給対象障害者が駐車場の使用を開始した日以降の三つの要素を具備した日をいう。以下この節において同じ。）のうち当該賃借を行った最初の日の属する月の翌月の初日から起算

した支給期間を支給対象期間（当該駐車場を当該助成金の支給対象障害者のために使用している期間に限る。）とする。

なお、事業所側又は自宅側の一方の駐車場に係る助成金を受給中の事業主が、当該認定に係る駐車場に加えて他の駐車場（3の要件に該当するものに限る。）を賃借する場合の助成金（当初分及び追加分の合計額）の支給期間は、既に支給を受けている助成金の残余の期間とする。

7 受給資格の認定等

（1）認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、支給対象障害者のために駐車場の賃貸借契約を締結しようとする日の前日の2か月前の応当日から賃貸借契約締結日の翌日の6か月後の応当日までに、支給対象障害者ごとに別表1の障害者助成金受給資格認定申請書（様式第601号。以下この節において「認定申請書」という。）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由（別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。）により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続をやめようとするときは、取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

（2）受給資格の認定

イ 機構は、事業主から（1）の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき（（1）のただし書きの規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは（3）に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めることができないときは「不認定」とする（事業主から認定申請に係る取り下げ書の提出があった場合を除く。）。

この際、認定申請後に第3章第1節の1のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については不認定とする。

ロ 事業主は、（1）のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び（1）のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）

又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次のイからニまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ロ 出勤簿等の整備保管に関すること。

事業主は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ハ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）について、原則として助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

(ハ) 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ニ) 認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ホ) 1回目の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により離職した場合

(へ) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主に通知する。

ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で（3）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

（1）支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、助成金の受給資格の認定に係る駐車場の賃借を行った最初の日の属する月の翌月の初日から起算した支給請求対象期間ごとに、当該支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末（1回目の支給請求対象期間の末日までに「認定」を通知していない場合にあつては、当該認定通知日の属する月の翌月末）までに、別表2の障害者助成金支給請求書（様式第621号。以下この節において「支給請求書」という。）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の（イ）から（ハ）までに掲げるいずれかに該当する場合は支給請求できない。

（イ）支給対象障害者が自己都合離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて支給対象障害者を雇用していない場合（代替雇用をしている場合を除く。）

（ロ）認定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

（ハ）支給対象障害者が離職等したことにより、支給請求対象期間を通じて1日も当該駐車場を使用しなかった場合

この場合、事業主は、不実施届（様式第557号）を機構に提出しなければならない（不実施届を提出した場合であっても、8の（3）のロの適用を受けることとする。）。

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定に係る事業計画の変更を行う場合には、9の事業計画の変更手続を行わなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の（イ）から（ト）までに掲げるものをいう。

（イ）事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

（ロ）事業主の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者又は事業主所在地の変更

- (ハ) 支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）又は転勤若しくは出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更
 - (ニ) 支給対象障害者の変更（支給対象駐車場の賃貸借契約を継続したまま、当該駐車場を他の障害者に使用させることにより、支給対象障害者を当該他の障害者に変更することをいう。以下この節において同じ。）
 - (ホ) 助成金振込先の変更
 - (ヘ) 措置の軽微な変更（駐車場の所有者・契約の相手先の変更、賃借料の変更、契約の更新（契約期間）、賃借料の振込先の変更、障害者からの徴収額の変更、通勤経路の変更等をいう、以下この節において同じ。）
 - (ト) 支給対象駐車場の変更又は追加（原則として、変更又は追加に係る駐車場の使用開始可能日（賃貸借契約締結日以降）が当該支給請求対象期間内であること。）
- ホ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、助成金取下げ書（様式第559号）を機構に提出しなければならない。
- ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げ書を認めないことができる。

(2) 支給決定

- イ 機構は、事業主から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき（(1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後）は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする（事業主から支給請求に係る取り下げ書の提出があった場合を除く。）。
- この際、次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。
- (イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）
 - (ロ) 不正受給により助成金の支給を受けた又は受けようとした場合
 - (ハ) 2回目以降の支給請求対象期間中に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
 - (ニ) 支給請求後から支給決定までに第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合
 - (ホ) その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象駐車場の要件に適合していない場合
- ロ 事業主は、(1)のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)

のハの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは（3）の支給条件及び12の返還の規定を付した支給決定通知書（様式第544号）により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書（様式第545号）により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書（様式第558号）により、その旨を事業主に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書（様式第546号）により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

ヘ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

（3）支給条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること

（イ）支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること

（ロ）事業主は、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

ロ 助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること。

支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

（ロ）事業主は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ニ 支給請求書等の保存に関すること。

事業主は、支給請求書及び支給請求書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければならないこと。

ホ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出並びに機構が必要に応じて実施する駐車場の賃借状況及びその使用状況の調査に協力しなければならない

いこと。

へ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給請求の保留

イ 支給請求の保留

(イ) 助成金の受給資格の認定を受けた事業主は、支給期間中の支給対象障害者の転勤、配置転換等やむを得ないと認められる理由により、一時的に支給対象となる措置を要しない状態となった場合であって、当該措置を要しない期間の経過後、再び支給対象となる措置を講ずることが見込まれる場合は、支給請求の保留を申請しなければならない。

(ロ) 機構は、支給請求の保留を承認した場合は、承認した保留期間については、支給請求対象期間及び支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までの期間において、それぞれ定められた期間が経過しないものとして取り扱う（(3)のロのまた書きによる不支給措置を適用しない。）ことができる。

ロ 保留期間

支給請求の保留の期間は、保留事由発生日から起算して2年間を限度（助成金の支給期間満了日までの期間に限る。）とする。ただし、保留期間満了日前に次の（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかに該当した場合は、その日に保留期間は終了する。

(イ) 保留事由が消滅した場合

(ロ) 事業主が、以降の支給請求を行わない旨の申出をした場合

(ハ) 支給対象障害者が離職等し、支給要件を具備しなくなった場合

(ニ) 事業主に倒産、廃止、清算等により事業の継続ができない事由が発生した場合

(ホ) 保留期間中に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

ハ 支給請求の保留の申請

事業主は、保留事由が生じた場合は、一時保留申請書（様式第554号）を直近の支給請求書と併せて提出しなければならない。

ニ 保留の承認

(イ) 機構は、事業主から一時保留申請書が提出されたときは、内容を審査の上、「承認」又は「不承認」とする。

(ロ) 機構は、一時保留の承認又は不承認とした場合は、一時保留承認・不承認通知書（様式第555号）により、その旨を事業主に通知する。

ホ 保留期間の延長

機構は、ニにより承認した保留期間経過後も引き続き保留事由がある場合は、一回に限り保留期間を延長することができる。この場合の保留期間、申請、承認の取扱いは、イからニまでに掲げる取扱いと同様とする。

へ 保留の解除

事業主は、ニ又はホにより承認された保留期間の満了日前に保留期間を終了

する場合は、終了する事由が生じた日の翌日から起算して3か月以内に一時保留解除届（様式第556号）を提出しなければならない。

ト 保留前の支給請求及び支給額

保留事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留事由発生日の前日までの駐車場の賃借を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

チ 保留解除後の支給請求及び支給額

(イ) 保留解除後の支給請求に係る手続は、保留解除事由発生日の属する月の初日から起算して6か月ずつ経過した期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月末までに行わなければならない。

(ロ) 保留解除事由発生日が月の初日を除く各日である場合、保留解除事由発生日の属する月における駐車場の賃借を行った日数により、その月の支給対象費用を算出する。

(5) 支給の終了

イ 機構は、助成金の支給を受けている事業主が次の(イ)から(ト)までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の翌日以降の助成金の支給を終了することができる。

(イ) 偽りその他不正の行為により1回目以後の助成金の支給を受けた又は2回目以後の助成金の支給を受けようとした場合

(ロ) 1回目の助成金の支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

(ハ) 支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ニ) 事業主の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

(ホ) 支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により離職した場合

(ヘ) 2回連続で不支給決定となった場合

(ト) (イ)から(ヘ)までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、イの理由により助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(イ)の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定と併せて次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を行うことができる。

(イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了についての通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責

めに帰することのできない理由で（3）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

9 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請に係る7の（3）のイ又は支給請求に係る8の（1）のハに掲げる変更がある場合は、原則として、当該変更しようとする日の前日までに、その変更を証する書類が必要な場合は、当該書類を添付して、変更届（様式第552号）により届け出ること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことによつて行う。

11 調整

次の（1）から（4）までに掲げる助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、当該助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

- （1）本節の助成金
- （2）第1節の重度障害者等用住宅の新築等助成金、第2節の重度障害者等用住宅の賃借助成金、第4節の住宅手当の支払助成金、第5節の通勤用バスの購入助成金及び第6節の通勤用バス運転従事者の委嘱助成金
- （3）平成15年9月30日以前の重度障害者等通勤対策助成金のうち駐車場の賃借に係る手当の支払に係る助成金
- （4）平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金のうち次のイからトまでに掲げる措置に係る助成金
 - イ 重度障害者用住宅の新築等
 - ロ 重度障害者用住宅の賃借
 - ハ 住宅手当の支払
 - ニ 通勤用バスの購入
 - ホ 通勤用バス運転従事者の委嘱
 - へ 駐車場の賃借
 - ト 駐車場の賃借に係る手当の支払

12 返還

- （1）機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成

金の全部又は一部を返還させることができる。

- イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
 - ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
 - ハ 支給条件に違反等し、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
 - ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
 - ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- (2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を当該事業主に通知する。
- (3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。
- イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。
この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。
 - ロ 事業主の名称等を公表すること。
 - ハ 延滞金を徴収すること。
- (4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で8の(3)のイの(ロ)、ロ又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合とする。

13 認定申請及び支給請求の委任

- (1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。
- (2) (1)について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第9節 通勤用自動車の購入助成金

1 支給対象事業主の要件

通勤用自動車の購入助成金（以下この節において「助成金」という。）は、その雇用する支給対象障害者の通勤を容易にするために規則第20条の4第1項第1号チに規定する通勤用自動車の購入を行う事業主（以下この節において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

ただし、次の（1）及び（2）に掲げる事業主には支給しない。

- （1）第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主
- （2）過去にこの助成金、第5節の通勤用バスの購入助成金の支給を受けた事業主のうち、この助成金の認定申請日までの間において、各々の助成金の支給対象障害者が既に離職したもの（各々の助成金の支給決定日から2年を経過したものを除く。）にあつては、次のイ又はロに該当する事業主
 - イ 障害者が自己都合離職等以外の離職をした事業主
 - ロ 代替雇用をしていない事業主

2 支給対象障害者の要件

- （1）支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であつて、かつ次のイからトまでに掲げる者であつて、事業主が通勤対策を講じなければ、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であると認められる者とする。

ただし、障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継続することが困難であるという状況について、助成金の受給資格認定申請日時点において事業主に支給対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過し、支給対象障害者の住居から申請事業所までの通勤の履歴があるため、その通勤を改めて容易にする必要がないと認められる場合は、支給対象障害者とみなさないものとする（やむを得ない理由がある場合を除く。）。

なお、支給対象障害者の居住地については、住民基本台帳に登録されているものとする。

- イ 1級又は2級の上肢障害のある者
 - ロ 1級から4級までの下肢障害のある者
 - ハ 1級から3級までの体幹機能障害のある者
 - ニ 1級又は2級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害のある者
 - ホ 1級から4級までの乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のある者
 - ヘ 1級から3級までの心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害のある者
 - ト 5級の下肢障害、5級の体幹機能障害及び5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2以上を重複して有する者
- （2）（1）において、「障害により通勤することが容易でないため、適当な雇用を継

続することが困難である」とは、支給対象障害者の住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤した場合に、その通勤経路では支給対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められることをいう。

- (3) (1)において、「やむを得ない理由がある場合」とは、第11章の1に定める被災事業主による申請のほか、次のイからハまでに該当するものとする。

イ 支給対象障害者が中途障害者の場合であって、障害者手帳又は指定医若しくは産業医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により、障害の進行等により通勤が困難となったことを確認できる場合

なお、中途障害者となった日又は職場復帰日のいずれか遅い日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者とししない。

ロ 人事異動等の場合

ただし、人事異動等の発令日から起算して6か月を超える期間が経過したものは、支給対象障害者とししない。

ハ 天災地変等やむを得ない事情に伴う事業所の移転の場合

- (4) 支給対象障害者は、自動車運転免許証の交付を受けており、支給対象障害者が自ら運転することを要件とする。

ただし、事業主は、各都道府県公安委員会又は警視総監若しくは各都道府県警察本部長が交付した仮運転免許証を有する障害者を自動車運転免許証の取得が確実と見込まれる支給対象障害者として、受給資格の認定申請を行うことができる。この場合、事業主は、当該仮運転免許証の写しを添付しなければならない。その後、支給対象障害者が自動車運転免許証を取得することができなかつた場合、助成金の支給請求はできない。

3 支給対象となる通勤用自動車の要件

支給対象通勤用自動車は、次の(1)から(4)までに掲げる要件に該当する自動車であつて、事業主が新規に購入するものとし、(5)に定めるものを除き、支給対象事業主自らが所有するものとする。

- (1) 自ら運転する自動車により通勤することが必要である支給対象障害者に使用させるための乗車定員5人以下の自動車であつて、支給対象障害者の障害の種類、程度に応じて、支給対象障害者が自ら運転するために特別な構造又は設備を備え、かつ、通勤の用途に適した自動車であること。

なお、「特別な構造又は設備」とは、両下肢機能障害者の手動装置等をいうが、障害の種類、程度によってはこのような特別な改造のない自動車もこれに該当するものとして取り扱う。

一方、改造が施されている場合であっても、支給対象障害者の障害に対応した改造であることについて明確な説明がなく、支給対象障害者の障害との関連性があると認められないものについては、改造がないものとみなすこととする。

- (2) 支給対象障害者の通勤のみの用途に使用する自動車であること。

- (3) 人の運送の用に供する自動車であつて、次のイ又はロに掲げる自動車であること。

イ 「小型自動車」

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する「小型自動車」であって、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2の「自動車の範囲」の5「人の運送の用に供する小型自動車」の「分類番号」が、次の番号で登録される自動車であること。

5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまで

ロ 「軽自動車」

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第2の4の「自動車の用途による区分」の2「人の運送の用に供する自動車」の「分類番号」が次の番号で登録される自動車であること。

50から59まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまで

(4) 自家用自動車（自動車登録番号における自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字が、さすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもやゆらりるろ）であること。

(5) 支給対象障害者が車いすを使用する障害者であって、車いすを使用したまま乗車できるように改造が施された場合には、次のイ又はロに該当する自動車であっても、差し支えないものとする。

イ 自動車登録規則別表第2「自動車の範囲」の3「人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車」の「分類番号」が次の番号で登録される自動車であること。

3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZまで

ロ 自動車登録規則別表第2「自動車の範囲」の6「その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車」の「分類番号」が次の番号で登録される自動車であること。

8、80から89まで、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZまで

(6) 次のイからへまでに掲げるいずれかに該当する自動車（付属品を含む。）は、助成金の支給対象としない。

イ 認定申請に係る事業主の事業所を公共交通機関による通勤が不可能な場所に移転又は設置したことにより、購入する自動車（移転又は設置後に新規に雇い入れた支給対象障害者のために購入する自動車を除く。）

ロ 認定申請に係る事業主の事業所が支給対象障害者の住居から公共交通機関による通勤が不可能な場所に位置すること等により、当該事業所に勤務する労働者の通勤が、既に常態として、当該労働者が所有する自動車によるものとなっている事業所

において、当該事業所に勤務する支給対象障害者のために購入する自動車
ハ 中古又は事業主の自社製の自動車

ニ 事業主が自ら設計、改造又は整備する自動車（その事業主を代表する者若しくはその役員が代表者となる法人が設計、改造又は整備する自動車を含む。）

ホ 支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族から購入する自動車又は支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族が所有する自動車を改造若しくは整備する当該自動車

へ 売買契約等の相手方が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する自動車

（イ）事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社

（ロ）事業主が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社

（ハ）事業主が法人の場合

- ① 事業主の役員
- ② 事業主の役員の配偶者
- ③ 事業主の役員の子親等の親族
- ④ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の役員
 - b 事業主の役員の配偶者
 - c 事業主の役員の子親等の親族

（ニ）事業主が個人の場合

- ① 事業主の配偶者
- ② 事業主の子親等の親族
- ③ 次の者が役員である法人
 - a 事業主の配偶者
 - b 事業主の子親等の親族

（ホ）事業主が特例子会社又は親事業主の場合
関係会社

（へ）事業主が関係会社の場合

- ① 特例子会社
- ② 親事業主

4 助成率

助成率は、4分の3とする。

5 支給額等

（1）支給額

支給額は、通勤用自動車の購入に要する費用（5において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、次のイ又はロの障害の区分ごとに定める額とする。

イ 規則別表第1第3号イ又はロに掲げる身体障害（障害等級1級又は2級の両上肢障害）	1台当たり	250万円
ロ 上記以外の障害	1台当たり	150万円

(2) 支給対象費用

支給対象費用は、車両本体価格の額に、3の(1)の特別の構造又は設備の整備に要する費用及び寒冷地仕様の費用（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に該当する地域に限る。ただし、スタッドレスタイヤの費用を除く。）を加算した額とする。

ただし、6の(3)の受給資格の認定の後に行う通勤用自動車の売買契約に当たって、入手した見積書における上記の合計額が150万円以上1,000万円以下のときは、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴取し、そのうちでもっとも低い額とし、当初入手した見積書における上記の合計額が1,000万円を超えるときは、原則として一般（指名）競争入札により得られた額とする（一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）。

なお、支給対象費用の算定については、次のイ及びロに掲げる事項に留意すること。

イ 付属品は原則として支給対象としない。ただし、指定医の診断書の写しにより、当該付属品が支給対象障害者の障害特性と関連性があり運転に必要なものであることを確認できる場合は、支給対象とすることができる。

ロ ハイクラス・ハイグレードの自動車を申請する場合は、原則として標準クラス・標準グレードのメーカー希望小売価格を上限として支給対象費用を算出する。ただし、指定医の診断書の写しにより、標準クラス・標準グレードにはない機能・設備が支給対象障害者の障害特性と関連性があり運転に必要なものであることを確認できる場合は、ハイクラス・ハイグレードの自動車を対象とすることができる。

(3) 補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等（本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は(1)の額のいずれか低い額とする。

6 受給資格の認定等

(1) 事前着手の制限

助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、購入に着手（通勤用自動車

の購入に係る発注、契約等を行うことをいう。以下この節において同じ。)する前に、機構に対し助成金受給資格の認定申請を行わなければならない。

ただし、事業主が機構に対し、認定申請時に事前着手申出書(様式第560号)を併せて提出した場合には、機構は事前着手を認めるほか、(3)の受給資格の認定日の前に事前着手申出書が提出された場合であっても、当該申出書の提出日以降に事前着手するものであれば、これを認めることができる。

(2) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、通勤用自動車の購入を行うための発注予定日又は売買契約締結予定日の前日までに、別表1の障害者助成金受給資格認定申請書(様式第601号。以下この節において「認定申請書」という。)に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由(別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。)により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出期限を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たって、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書(様式第559号)を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。(3)受給資格の認定

イ 機構は、事業主から(2)の認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき((2)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは(4)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格があると認めることができないときは「不認定」とする(事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

この際、認定申請後に1の(1)又は(2)に該当することとなった事業主については不認定とする。

ロ 事業主は、(2)のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び(2)のハの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書(様式第541号)又は不認定通知書(様式第542号)により、その旨を事業主に通知する。

(4) 認定条件

機構は、次のイからへまでに掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事前着手に関すること。

事業主は、認定申請に係る通勤用自動車の購入を行うに当たり、原則として、受

給資格の認定を受けた後（8の事業計画の変更の場合にあつては、当該事業計画の変更承認後）でなければ、着手してはならないこと。

ただし、認定申請書の提出時又は認定日の前に事前着手申出書を提出した場合にあつては、当該申出書の提出日以降に着手することができること。

ロ 事業計画の実施記録の作成に関すること。

事業主は、通勤に係る運行日誌等を作成し、支給対象通勤用自動車の使用状況（日時（出発時刻、到着時刻）、通勤距離等）を記録、保管しなければならないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

（ロ）事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ニ 出勤簿等の整備保管に関すること。

事業主は、労働者として継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

ハ 認定申請書等の保存に関すること。

事業主は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）及び、認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）について、原則として対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。

ヘ イからハマまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（5）認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の（イ）から（ト）までに掲げるいずれかに該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

（イ）認定の取消しを申し出た場合

（ロ）偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、支給請求を行い、又は支給を受けた場合

（ハ）この助成金におけるその他の申請に係る認定又は他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合（7の（2）のホの規定を適用して支給決定の取消しを行った場合以外に、この助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。）

（ニ）認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

（ホ）認定を受けた後に1の（1）又は（2）に該当した場合

（ヘ）支給請求日から支給決定までの間に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職をしている場合

（ト）その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主に通知する。

ハ 機構は、イの（ロ）の理由により認定を取消した場合は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる措置を併せて行うことができる。

（イ）当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

（ロ）事業主の名称等を公表すること。

ニ イの（ニ）のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で（4）に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

7 支給請求等

（1）支給請求

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、（3）のイに定める支給請求の期間内に、別表2の障害者助成金支給請求書（様式第621号。以下この節において「支給請求書」という。）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の（イ）又は（ロ）に該当する場合は、支給請求はできない。

（イ）受給資格の認定日から支給請求書の提出までの間に支給対象障害者の自己都合離職等若しくは自己都合離職等以外の離職により当該通勤用自動車を使用しなくなった場合（代替雇用をしている場合を除く。）

（ロ）認定後に1の（1）又は（2）に該当することとなった場合

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 認定に係る事業計画の変更（変更承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、8の（1）の届出とともに、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の（イ）から（ホ）までに掲げることをいう。

（イ）事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

（ロ）事業主の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者又は事業主所在地の変更

（ハ）支給対象障害者の労働時間の変更（雇用契約の変更）又は転勤若しくは出向等

勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更

(ニ) 支給対象障害者の変更（支給対象障害者の勤務形態及び就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更を含む。以下同じ。）

(ホ) 措置の変更（通勤用自動車の車名又は型式、改造部分の型式、運行経路等の変更をいう。）

ニ 事業主は、支給請求書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、取下げ書を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

(2) 支給決定

イ 機構は、事業主から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき(1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後は、内容を審査し、「支給」又は「不支給」の決定を行う（支給請求事業主から当該助成金の支給請求取下げ書の提出があった場合を除く。）。

なお、この際、次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

(ロ) 支給請求後から支給決定までに1の(1)又は(2)に該当することとなった場合

(ハ) 不正受給により助成金の支給を受けようとした場合

(ニ) 事前着手申出書を機構に提出していないにもかかわらず認定前に着手した場合又は当該申出書を提出する前に着手した場合

(ホ) その他支給対象事業主、支給対象障害者又は支給対象通勤用自動車の要件に適合していない場合

ロ 事業主は、(1)のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは、(3)の支給条件及び12の(1)の返還に係る規定を付した支給決定通知書（様式第544号）により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書（様式第545号）により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書（様式第558号）により、その旨を事業主に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、変更支給決定通知書（様式第546号）により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12の（2）による。

へ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

（3）支給条件

機構は、次のイからチまでに掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給請求に関すること

（イ）支給請求を行うことができる事業主は、助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

（ロ）事業主は、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日までに、通勤用自動車の購入費用に係る支払を完了（当該購入費用に係る支払が終了（手形の振出し又はファクタリングによって支払われる場合にあっては、当該手形等が決済されたことをいう。）し、所有権の移転を伴う場合は、所有権が移転したことをいう。）し、かつ、支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

なお、事業主が代替雇用をした障害者を支給対象障害者として支給請求する場合の取扱いについては、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日又は支給対象障害者の自己都合離職等の日の翌日から起算して6か月を経過する日のいずれか遅い日を支給請求書の提出期限とする。

ロ 資産計上に関すること

事業主は、支給対象通勤用自動車の取得価額が50万円以上の場合、資産に計上すること。

ハ 対象障害者等雇用継続義務期間及び対象施設設備等処分制限期間に関すること。

（イ）助成金の支給を受けた事業主は、支給対象通勤用自動車及び当該自動車に設置した支給対象設備等を支給対象障害者の通勤のみに使用し、支給決定日から起算して2年間（対象障害者等雇用継続義務期間）以上、支給対象障害者の雇用を継続しなければならないこと。

この対象障害者等雇用継続義務期間において、当該支給対象障害者が自己都合離職等をした場合は、当該離職等の日の翌日から起算して6か月後の応当日までに、他の障害者を代替雇用しなければならないこと。

（ロ）助成金の支給を受けた事業主は、支給対象通勤用自動車及び当該自動車に設置した支給対象設備等の取得価額が50万円以上の場合、対象施設設備等処分制限期間以上の期間、支給対象障害者（代替雇用をした障害者を含む。）のために所有しなければならないこと。

ニ 事業計画の変更に関すること。

(イ) 事業主は、助成金の支給を受けた後、認定に係る事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

(ロ) 事業主は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

ホ 助成金の支給に係る事業の報告に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び10に定める実施状況の報告を行わなければならないこと。

ヘ 申請書等の保存に関すること。

事業主は、支給請求書及び支給請求書添付書類等の写し並びに支給決定通知書について、原則として対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。ト 調査への協力に関すること。

事業主は、機構が必要に応じて実施する支給対象通勤用自動車の使用状況に係る調査に協力しなければならないこと。

チ イからトまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

8 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の(1)から(3)まで掲げるいずれかの手続を行わなければならない。

なお、事業計画の変更に伴い変更前よりも支給対象費用が増大することとなる場合であっても、助成金の増額は、原則として行わない。

(1) 届出(変更の届出)

届出は、事業主が認定申請書又は支給請求書を提出した後において、当該認定又は支給決定の前に、認定申請又は支給請求に係る7の(1)のハに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届(様式552号)により事業主が届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

(2) 承認申請

承認申請は、認定から支給請求までの期間、又は支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる変更を行う場合に、イ又はロに定める申請期限に従って、変更承認申請書(様式第551号)により事業主が申請する(支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。)ものであること。

イ 認定から支給請求までの期間における変更

通勤用自動車の3の(1)の特別の構造又は設備(車種、排気量、乗車定員等を含む。)の内容の変更

この場合の承認申請の期限は、原則として、変更しようとする日の2か月前の応当日までとする。ただし、申請期限までに承認申請を行うことができないやむを得ない理由があると機構が認める事業主であって、かつ、事前着手をしようとする事

業主については、申請期限経過後においても承認申請を行うことができる。

ロ 支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間における変更

(イ) 通勤用自動車の使用者の変更（変更前の支給対象障害者が在職している場合に限る。）

この場合の承認申請の期限は、使用者を変更した日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。

(ロ) 支給対象障害者の離職に伴う通勤用自動車の使用者の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

ただし、対象障害者等雇用継続義務期間における支給対象障害者の自己都合離職等による代替雇用に係る承認申請の期限は、当該離職等の日の翌日から起算して7か月を経過する日とする。

また、対象施設設備等処分制限期間（対象障害者雇用継続義務期間後の期間に限る。）に離職した場合の承認申請の期限は、当該離職日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。

(ハ) 支給対象障害者の勤務形態及び就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更

この場合の承認申請の期限は、(イ)と同様とする。

(ニ) 事業主の合併又は統廃合による支給対象事業主の変更

この場合の承認申請の期限は、原則として、変更が生じたときとする。

(3) 申出（変更等の申出）

申出は、支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる状況により処分を余儀なくされる場合に、イ又はロに定める申出期限までに変更等申出書（様式第552号の3）により事業主が申し出るものであること。

イ 天災地変による災害等不可抗力の事態により実施する支給対象通勤用自動車の廃車等の処分

この場合の申出の期限は、当該事態が発生した日の翌日から起算して6か月を経過する日とする。

ロ 事業廃止、倒産等により実施する支給対象通勤用自動車の譲渡等の処分

この場合の申出の期限は、原則として当該処分をしようとする日の2か月前の応当日とする。

(4) 変更承認及び通知

イ 機構は、事業主から変更承認申請書が提出された場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」を、変更を認めるときは「不承認」とする。

ロ 機構は、イの承認又は不承認としたときは、変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主に通知する。

(5) 変更承認前着手の制限

事業主が(2)のイの承認申請手続を行う必要があるときは、通勤用自動車の改造に係る架装等については、変更承認後に着手しなければならない。

ただし、事業主は、必要に応じ、事前着手申出書を提出することにより、変更承認を待たずに通勤用自動車の改造に係る架装等に着手することができる。

9 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことによつて行う。

10 事業実施状況報告

助成金の支給に係る事業の実施状況の報告に関する手続等は、次の（１）から（４）までに掲げるとおりとする。

- （１）報告対象期間は、支給決定日から起算して1年を経過するまでの期間及び当該期間の末日の翌日から起算して更に1年を経過するまでの期間とし、実施状況報告書（様式第561号）により、事業主が機構に報告するものとする。
- （２）実施状況の報告に当たっては、原則として圧縮記帳明細書（様式第562号の3）のほか、次のイからニまでに掲げる書類を実施状況報告書に添付しなければならない。
 - イ 支給対象通勤用自動車及び当該自動車に設置した支給対象設備等の取得価額が50万円以上の場合、通勤用自動車及び当該自動車に設置した支給対象設備等が記載された固定資産台帳（写）又は減価償却明細書（写）等の該当ページ
 - ロ イの書類に支給対象通勤用自動車及び当該自動車に設置した支給対象設備等が記載されていない場合は、その理由を記した文書及び総勘定元帳において支給対象通勤用自動車の取得に要した費用の支払に係る処理を記載したページの写しを添付するものとする。
 - ハ 通勤用自動車車両、当該自動車に設置した支給対象設備等及び報告日現在の総走行距離計（オドメーター）の写真（カラー写真）
 - ニ その他機構が必要と認める書類等
- （３）事業計画の変更（8の（2）のロの承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の実施状況報告書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として、事業主の合併、統廃合又は事業主の事業の譲渡等によらない事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名若しくは事業所所在地の変更をいう。
- （４）実施状況の報告は、（１）に定める期間ごとに、原則として、各期間の末日の翌日から起算して1か月以内に行うものとする。
- （５）機構は、支給決定日から起算して1年を経過する日までの期間に係る実施状況報告において、当該自動車の総走行距離（報告日現在）が認定申請書の事業計画書に基づく年間総走行距離（推定値）を大きく上回っており、通勤以外の用途に使用したことが明白（以下「目的外使用」という。）であった場合は、支給条件違反と判断するものとする。

また、上記期間の末日の翌日から起算して更に1年を経過する日までの期間に係る実施状況報告において、前回の実施状況報告日後の期間に係る総走行距離

(今回の報告日現在の総走行距離から前回の報告日現在の総走行距離を減じたもの)が認定申請書の事業計画書に基づく年間総走行距離(推定値)を大きく上回っており、目的外使用であった場合も支給条件違反と判断するものとする。

11 調整

次の(1)から(3)までに掲げる助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、当該助成金の支給対象となった同一の障害者をもって、この助成金は支給しない。

- (1) 本節の助成金、第1節の重度障害者等用住宅の新築等助成金、第2節の重度障害者等用住宅の賃借助成金、第4節の住宅手当の支払助成金、第5節の通勤用バスの購入助成金及び第6節の通勤用バス運転従事者の委嘱助成金
- (2) 平成15年9月30日以前の重度障害者等通勤対策助成金のうち、次の各号に掲げる措置に係る助成金
 - イ 通勤用自動車の賃借
 - ロ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払
 - ハ 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払
- (3) 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金のうち次の各号に掲げる措置に係る助成金
 - イ 重度障害者用住宅の新築等
 - ロ 重度障害者用住宅の賃借
 - ハ 住宅手当の支払
 - ニ 通勤用バスの購入
 - ホ 通勤用バス運転従事者の委嘱
 - ヘ 通勤用自動車の購入
 - ト 通勤用自動車の賃借
 - チ 通勤用自動車の購入に係る手当の支払
 - リ 通勤用自動車の賃借に係る手当の支払

12 返還

- (1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからチまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
 - イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
 - ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
 - ハ 支給条件に違反等し、支給済みの助成金に返納額が生じた場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
なお、目的外使用による支給条件違反と機構が判断した場合の返還額は、1回目

の実施状況報告に基づき判断したときは支給額の全額、2回目の実施状況報告に基づき判断したときは支給額の2分の1の額（1円未満切上げ）とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ヘ 対象障害者等雇用継続義務期間に、支給対象障害者を事業主都合により離職させた場合

全額返還とする。

ト 対象障害者等雇用継続義務期間に支給対象障害者が自己都合離職等した後、6か月以内に代替雇用をしなかった場合

原則として、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該義務期間に対する非雇用期間の日割計算により算出した額（1円未満切上げ）とする。

ただし、当該支給対象施設設備等が支給対象障害者のみ使用するものではないもの（他の労働者が使用しないもの）である場合は、返還を求めないことができる。

チ 支給対象施設設備等を譲渡、転用（一時的なものを除く。）、廃棄等の処分を行った場合

(イ) 対象障害者等雇用継続義務期間における処分

支給対象障害者に対する代替措置を講じることなく、当該処分のみを行った場合は、原則として、全額返還とする。

支給対象障害者に対する代替措置を講じた場合は、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該義務期間に対する「当該処分した日から当該義務期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産等により実施する処分の場合は、返還を求めないことができる。

(ロ) 対象施設設備等処分制限期間（対象障害者等雇用継続義務期間後の期間に限る。）における処分

原則として、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該制限期間に対する「当該処分した日から当該制限期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産等による処分の場合は、返還を求めないことができる。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、返還通知書（様式第547号）により、その旨を当該事業主に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により、返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金及び他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主名の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由があると機構が認める場合とは、次のイ又はロに該当する場合をいう。

イ 助成金の支給に係る通勤用自動車を支給対象障害者等のために使用することができなくなった場合であって、天災地変その他機構がやむを得ないと認める事由により事業の継続が不可能となった場合

ロ 第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で7の(3)のイの(ロ)又は8に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合

13 認定申請及び支給請求の委任

(1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主(法人である場合に限る。)は、委任届(様式第550号)を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。

(2) (1)について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第8章 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

1 支給対象事業主の要件

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（以下この章において「助成金」という。）は、次の（1）に該当する事業所の事業主（以下この章において「事業主」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

（1）次のイからハまでに掲げるいずれにも該当する事業主

イ 2の（1）から（3）までに掲げる支給対象障害者を10人以上継続して雇用していること。

なお、「継続して雇用している」とは、助成金の認定申請日において1年を超えて雇用していることをいう（以下この章において同じ。）。

ロ 現に雇用している労働者に占める支給対象障害者の割合が10分の2以上であること。

ハ 規則第22条第1項第2号に規定するその事業の用に供する施設又は設備（以下この章において「支給対象事業施設等」という。）の設置（賃借による設置を除く。以下この章において同じ。）又は整備（支給対象障害者の雇用に相当であると認められる設置又は整備に限る。）を行う事業主

この場合、過去に第3章の障害者作業施設設置等助成金、平成15年9月30日以前の第1種雇入れ設備設置等助成金、第2種雇入れ設備設置等助成金及び平成17年9月30日以前の中途障害者作業施設設置等助成金の支給対象障害者となった者及びその補充者（各々の助成金の支給対象障害者が離職している場合に、当該離職者に代えて新たに雇用され、助成金の支給対象障害者となった者をいう。）については、イの要件を判断する場合の支給対象障害者に含まない。

（2）次のイからハまでに掲げるいずれかに該当する事業主は、支給対象事業主としない。

イ 第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主

ロ 経営基盤及び雇用条件が著しく良好であると認められない事業主又は重度障害者等の雇用の促進を図るに当たって規範を示すと認められない事業主

ハ 過去にこの助成金、第3章第1節の第1種作業施設設置等助成金の支給を受けた事業主のうち、この助成金の認定申請日までの間において、当該助成金の支給対象障害者が既に離職したもの（各々の助成金の支給決定日からこの助成金にあつては5年、第3章第1節の第1種作業施設設置等助成金にあつては2年を経過したものを除く。）にあつては、次の（イ）又は（ロ）に該当する事業主

（イ）障害者が自己都合離職等以外の離職をした事業主

（ロ）代替雇用をしていない事業主

（3）1の（2）のロに定める「経営基盤及び雇用条件が著しく良好」であり、「重度障害者等の雇用の促進を図るに当たって規範を示す」と認められるか（障害者を雇用する事業所としてのモデル性）等について、次のとおり、厳正に確認を行うものであること。

イ 規範性（モデル性）について

特にそのモデル性においては、雇用労働者の処遇、障害者を含めた雇用計画、雇用労働者の定着状況等これまで又は今後の改修等により直接的に、障害者を雇用する事業所のモデルとして相応しいものであるか否かについて審査を行う。

なお、この場合、障害者の雇用計画及び定着状況、障害者の労働条件等の処遇、障害者に対する能力開発の取組み、事業における継続性、申請対象施設及び設備における支給対象障害者への配慮等について、審査するものであること。

ロ 経営基盤の確認について

事業主の経営基盤については、7の(2)に規定する事業計画書等の事前審査において確認を行う。

ハ 過去に同助成金を受給した事業主が認定申請した場合

過去に同助成金を受給した事業所の事業主が同一事業所をもって同助成金を受給しようとする場合は、次の(イ)及び(ロ)を審査項目に追加する。

ただし、次の①から③までのいずれにも該当する場合は(ロ)のbのみ適用する。

① 事業所の所在する市町村において、前回の認定申請日の直近に行われた統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第1号に規定する国勢調査による労働人口に比して、今回の認定申請日の直近に公表された当該労働力人口が25パーセント以上減少している。

② 事業所における、現に雇用している労働者のうちに占める支給対象障害者の割合が前回受給時以上である。

③ 法第77条の規定により厚生労働大臣が認定した事業主である。

(イ) 今回の認定申請日において、前回受給した助成金の事業計画の最終年における支給対象障害者の雇用計画数又は同年の支給対象障害者数のいずれか多い人数以上の支給対象障害者数による認定申請であること。

(ロ) 今回の認定申請の事業計画における事業開始時から5年後までの支給対象障害者の雇用計画が次のa又はbに該当すること。

a 前回までの支給対象となった施設の改善又は設備の更新を行う事業計画である場合は、前回受給した助成金の事業計画の最終年における支給対象障害者の雇用計画数以上の支給対象障害者数を雇用する計画としていること。

b 新たな施設の増築又は設備投資を行う事業計画である場合は、前回認定申請時の支給対象障害者数の雇用を維持していることに加え、新たに相当数の支給対象障害者の雇用増を図る計画としていること。

ニ 事業主が特例子会社である場合

事業主が第三セクター方式で設立された特例子会社である場合は、事業計画書において、出資した地方公共団体の支援内容を確認できること。

ホ 事業主が障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業、就労継続支援事業を行う事業所の事業主である場合

当該事業の定員に基づく施設及び設備の整備並びに人的な支援について、障害者に対して相当の配慮を行うことは当然であると認められることから、同事業を行う他の事業主と比較して、他の事業主を上回る相当の措置を行っていることを確認できない場合は、上記イの規範性(モデル性)があるとは認められないため、対象と

はならない。

2 支給対象障害者の要件

支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者（在宅勤務者は含まない。）であって、かつ次の（1）から（3）までに掲げる者とする。

- （1）重度身体障害者
- （2）知的障害者（短時間労働者（重度知的障害者である者を除く。）を除く。）
- （3）精神障害者

第1章（定義）の（4）で規定する精神障害者のうち、規則第1条の4第2号に該当する者にあつては、次のイからハまでに掲げるものに限る。

イ 公共職業安定所の紹介に係る者

- ロ 当該事業主の事業所において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者
- ハ 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時の雇用事業主の事業所において就労することをいう。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

3 支給対象事業施設等の要件

- （1）支給対象事業施設等は、次のイからニまでに掲げるもののうち（2）に定めるものを除き、支給対象事業主自らが所有するものをいう（支給対象障害者の雇用に適当であると認められるものに限る。）。

イ 作業施設

労働者が作業を行う施設

ロ 管理施設（イと併せて設置するものに限る。）

事業を管理するための施設

ハ 福祉施設（イと併せて設置するものに限る。）

（イ）労働者住宅（「障害者雇用納付金関係助成金における施設設置・整備に関する件」（平成15年達第53号）において定める基準により設置する社宅、寄宿舍等労働者のための住宅）

（ロ）保健施設（保健室、洗面所、休憩室）

（ハ）給食施設（食堂）

（ニ）その他（ロ）又は（ハ）に類するものの用に供する建物

（ホ）職業訓練施設（教室、実習場等労働者に対して職業訓練を行うための施設）

ニ 設備

イからハまでに掲げる施設の目的を達成するための設備又は備品であつて、地方税法（昭和25年法律第226号）第145条第1項に定める自動車税の課税対象となる自動車、同法第341条第4号に定める固定資産税の課税対象となる償却資産又は同法第442条の2第1項に定める軽自動車税の課税対象

となる軽自動車等

(2) 次のイからヌまでに掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給対象としない。

イ 建築基準法に適合する建築物であっても、同法施行令に規定する階段寸法の基準（施設区分は、当該施設の使用実態による。）に適合していない階段又は防火設備を改修等する場合

ロ 中古又は事業主の自社製の事業施設等を購入する場合

ハ 事業施設等の工事等を事業主自らが実施する場合（その事業主を代表する者又はその役員が代表者となる法人が実施する場合を含む。）

ニ 支給対象障害者、その配偶者若しくはその1親等の親族が所有する事業施設等を購入する場合又は支給対象障害者が所有する事業施設等に工事等を実施する場合

ホ 売買又は施工に係る契約等の相手方が次の（イ）から（へ）までに掲げるいずれかに該当する場合

（イ）事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社

（ロ）事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社

（ハ）事業主が法人の場合

①事業主の役員

②事業主の役員の配偶者

③事業主の役員の子親等の親族

④次の者が役員である法人

a 事業主の役員

b 事業主の役員の配偶者

c 事業主の役員の子親等の親族

（ニ）事業主が個人の場合

①事業主の配偶者

②事業主の子親等の親族

③次の者が役員である法人

a 事業主の配偶者

b 事業主の子親等の親族

（ホ）事業主が特例子会社又は親事業主の場合
関係会社

（へ）事業主が関係会社の場合

①特例子会社

②親事業主

(3) 過去にこの助成金、平成19年3月31日以前の第2種重度障害者施設設置等（施設改善）助成金（以下「施設改善助成金」という。）又は平成23年3月31日以前の第1種重度障害者施設設置等助成金及び第2種重度障害者施設設置等助成金（以下「施設設置助成金」という。）の支給を受けた事業主が、これらの助成金の対象となった同一の障害者をもって、この助成金の支給を受ける場合の

(1) のイからニまでに該当する施設等は、次のイ又はロに定める事業施設等とする。

イ 施設

この助成金、施設改善助成金若しくは施設設置助成金の支給対象となった事業の用に供する施設又は設備を設置する施設であって、次の(イ)及び(ロ)に該当するもの

(イ) この助成金、施設改善助成金又は施設設置助成金の支給決定日から起算して10年を経過した施設の改善に係るもの

この場合の改善とは、当該施設を基礎として、施設を増築、改築又は大規模な模様替えを行うことを含むものとする(以下この章において同じ。)

(ロ) この助成金の受給資格認定申請時まで継続して使用し、この助成金により改善を行うもの

ロ 設備

次の(イ)又は(ロ)に該当するもの

(イ) 上記イの施設に新たに設置整備を行う設備であって、下記(ロ)とは明確に区分できるもの

(ロ) この助成金、施設改善助成金又は施設設置助成金の支給対象となった事業の用に供する設備であって、次の①及び②に該当する設備の更新に係る設備(以下この章において「更新設備」という。過去に、平成19年3月31日以前の第2種重度障害者施設設置等(設備更新)助成金(以下「設備更新助成金」という。)又はこの項によりこの助成金の支給対象となった更新設備を除く。)

① この助成金、施設改善助成金又は施設設置助成金の支給決定日の翌日から起算して、設備の種類ごとに機構が別に定める期間又は10年を経過した設備

② この助成金の受給資格認定申請時まで継続して使用しているもの又は法定の減価償却を終えているものであって、この助成金の受給資格認定後に譲渡、廃棄等の処分をする設備

4 助成率

助成率は、3分の2とする。

ただし、事業主が次の(1)又は(2)に該当する場合は、4分の3とする。

(1) 平成19年1月26日以前の「障害者職業紹介業務取扱要領」第6章第1節に規定する「第3セクター方式による重度障害者雇用企業及び同方式による知的障害者能力開発センター育成事業実施方針」により設立された重度障害者雇用企業(以下この章において「第3セクター企業」という。)の事業主

(2) 次のイに掲げるいずれかの施設に入所若しくは通所している者、ロの障害福祉サービス事業(就労継続支援A型を除く。)を利用している精神障害者又は職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等としてハに掲げる(イ)又は(ロ)の施設に入所している者及びニに該当する障害者(以下この章及び次章において「特別重度障

害者等」という。)のうち支給対象障害者の要件を満たす者を3人以上雇用する事業主

イ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が運営する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下この章において「障害者総合支援法」という。)第5条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援(就労継続支援A型を除く。)を行う施設

ロ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援(就労継続支援A型を除く。)の事業

ハ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条及び第43条に規定する次の(イ)又は(ロ)に掲げる施設

(イ) 障害児入所施設

(ロ) 児童発達支援センター

ニ 次の(イ)又は(ロ)に該当する障害者

(イ) イ又はハに掲げる施設に入所若しくは通所していた又はロの事業を利用して重度障害者等であって、継続して雇用された経験のない在宅の障害者

(ロ) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校(以下この章において「特別支援学校」という。)を卒業後、継続して雇用された経験のないまま、3年以上経過している在宅の障害者

5 支給額等

(1) 支給額

支給額は、次のイ及びロの助成金ごとに定める額の合計額とする。ただし、支給限度額は(2)に定める額とする。

イ 設置助成金

支給対象事業施設等の設置又は整備に係る助成金をいい、支給額は、支給対象事業施設等の設置又は整備に要する費用(以下この章において「支給対象費用」という。)に助成率を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

ロ 利息支払助成金

支給対象費用に充てるため、銀行又は信用金庫(以下この章において「指定金融機関」という。)から資金を借り入れる場合の当該借入金に係る利息の支払に係る助成金をいい、支給額は当該利息の支払に要する費用の額(支給対象費用の支払に要する費用の額(各借入期間の借入残高に貸付年利率を乗じ、これに借入期間(各借入期間の借入日数/365)を乗じて得た額))とする。

この場合、対象となる借入金は、支給対象費用として受給資格の認定日以降に借り入れるものであって、当該費用の支払に係る借入金であるものに限り、いわゆるつなぎ資金に係るものは含まない。

(2) 支給限度額

支給限度額は、次のイ又はロに定める額とする。

イ 設置助成金の支給限度額

設置助成金の支給額は、一の受給資格の認定につき、5,000万円（次の（イ）から（ハ）までに掲げるいずれかに該当する事業主であって、機構が特に必要と認める場合にあつては、1億円を超えない範囲において、機構が厚生労働大臣の承認を得て定める額）を限度とする。

ただし、その額は、設置助成金、施設改善助成金、設備更新助成金及び平成23年3月31日以前の第2種重度障害者施設設置等助成金の総支給額と合算して1億円を限度とする。

（イ）第3セクター企業の事業主

（ロ）特例子会社の事業主

（ハ）4の（2）に掲げる事業主

ロ 利息支払助成金の支給限度額（利息支給限度額）

利息支払助成金の支給額は、（1）のロの借入金の額が、（3）の支給対象費用の額に30分の7を乗じて得た額を超えるときは、30分の7を乗じて得た額とし、その額が1,750万円を超えるときは、1,750万円とする。

また、当該借入金の毎年の利息の支払に要する費用の額が、指定金融機関からの当該借入金の返済方法の如何にかかわらず、当該借入金を、期間7年を限度とする半年賦償還として計算し、借入日の属する月の翌月から起算した6か月を1期間として、各期末に均等に返済された場合における各期初の残高に株式会社みずほ銀行の長期貸出基準金利の率（各年4月1日現在の利率を同日から同年9月30日まで適用し、各年10月1日現在の利率を同日から翌年3月31日まで適用する。）を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。

（3）支給対象費用

支給対象費用は、次のイ及びロに定める額の合計額（事業主自ら、子会社、親会社又は関係会社が支給対象事業施設等の設計監理を行う場合の設計監理費を除く。）とする。

なお、設計監理の設計又は工事監理を行う者は、それぞれ建築士法第2条第1項から第4項まで及び第3条から第3条の3までに定められた資格を有する者でなければならない。

また、受給資格の認定の後に行う支給対象事業施設等の設置又は整備の発注契約に当たって、入手した見積書の見積額が150万円以上1,000万円以下のときは、原則として三者以上の見積書及び内訳が記載された明細書を徴取し、そのうちで最も低い金額とし、当初入手した見積書の見積額が1,000万円を超えるときは、原則として一般（指名）競争入札により得られた額とする（一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）。

この場合の作業施設、管理施設及び福祉施設の新築、増築、改築又は大規模な模様替え（以下この章において「新築等」という。）については、一般（指名）競争入札を行うに際して事業主が定める入札予定価格の参考として用いる積算は、やむを得ない理由がある場合を除き、建築士等が行わなければならない。

イ 3の（1）のイからハまでに掲げる施設に係る支給対象費用は、算定に関する件により算定した額の範囲内の当該施設の新築等に必要な建築主体工事費、

建物附属設備工事費及び設計監理費の合計額（新築等に伴う既存建物又は建物附属設備の解体、撤去、廃棄等に係る費用を除く。）並びに購入に必要な額とする。

ロ 3の（1）のニの設備に係る支給対象費用は、当該設備の設置又は整備に必要な額（当該設備の保守に係る費用及び設備の設置に伴う既存設備の解体、撤去、廃棄等に係る費用を除く。）とする。

（4）補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の助成金の支給額は、次のイ及びロによる。

イ 設置助成金の支給額は、（3）の支給対象費用の額から当該補助金等（設置助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額に助成率を乗じて得た額又は（1）の額のいずれか低い額とする。

ロ 利息支払助成金の支給額は、当該借入金の利息の支払に要する費用の額から当該借入金の額の一部として充てられる補助金等（利息支払助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。）の額を控除した後の額又は（1）の額のいずれか低い額とする。

6 支給期間

利息支払助成金の支給期間は5年間とし、指定金融機関から当該借入資金を借り入れた日の属する月の翌月から起算した支給期間を支給対象期間（当該借入れに係る利息の支払いをしている期間に限る。）とする。

7 受給資格の認定等

（1）事前着手の禁止

助成金の支給を受けようとする事業主は、工事等に着手（支給対象事業施設等に係る工事等の発注、契約等を行うこと（当該事業施設等に係る設計図書の作成に係る発注等を行うことを除く。）をいう。以下この章において同じ。）する前に、（2）及び（3）の手続を行い、かつ、助成金受給資格の認定を受けなければならない。

（2）事業計画書等の事前審査

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、助成金の受給資格認定申請を行う前に、事業計画書等を機構に提出し、原則として機構による事前審査を受けなければならない。

ロ 機構は、事前審査を行うに当たり、認定申請予定の事業施設等の所在地を管轄する都道府県支部を経由して、当該所在地を管轄する都道府県労働局に対し、助成金の支給に関する職業安定部長の意見書の提出を求めるものとする。

ハ 機構は、イの事業計画書等の内容について、以下の（3）から（7）により、ロの意見書の内容を参考にして事前審査を行うものとする。

ニ 機構は、ハの事前審査の結果、事業計画が適当であると認めるときは、遵守すべき条件を付して「採択」と、適当であると認めるときは、「不採択」と

する。

ホ 機構は、ニの採択又は不採択としたときは、別表3の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金事業計画採択・不採択通知書（様式第501号）により、その旨を事業主に通知する。

へ ハの事前審査の結果、機構が「採択」とした事業計画を作成した事業主に限り、（8）の認定申請を行うことができる。

（3）経営基盤の確認

事業主が提出した事業計画のとおり実施することが可能か否かについて判断するため、1の（2）のロに規定する経営基盤を確認する。この確認は、必要に応じ、経営に関する専門知識を有する者に委託し、次の（7）により事業主が提出した資料により、次のイからへまでの項目に基づき合否を判定する。

イ 経常損益

ロ 自己資本金額（資本の部合計）

ハ 営業活動による総キャッシュ・フロー

ニ 利払能力（（営業損益＋受取利息・配当金）÷支払利息・割引料）

ホ 法人税法（昭和40年法律第34号）に定める法人税の納付

へ その他機構が提出を求めた資料

（4）雇用管理上の問題の有無の確認

事業主が雇用管理上の問題を有しているか否かについて、7の（2）のロにより都道府県労働局職業安定部長から提出された助成金の支給に関する意見書の内容により確認する。

（5）事業主への照会による確認

機構は、次のイからへまでについて事業主に照会等を行うとともに、その回答内容を勘案して、事業計画等に問題がないか確認する。

イ 経営基盤の合否判定に関する照会

上記（3）の合否判定資料に基づき、経営状況及び経営方針について照会する。

ロ 事業計画等に関する照会

障害者の雇用状況、規範性（モデル性）、事業施設等の設置又は整備の計画等について照会する。

ハ その他の照会、聴取

その他機構が必要と認める事項について照会、聴取する。

（6）疑義照会及び追加資料の提出

機構は、事前審査を行うに当たり、疑義がある場合は事業主に対し疑義照会を行い、また必要に応じ、下記（7）のイ及びロ以外の書類の提出を求めることができる。

事業主は、機構が指定する日までに、疑義照会に対する回答及び追加書類を提出しなければならない。

（7）事前審査のために事業主が提出する事業計画書等について

7の（2）のイの「事業計画書等」とは、次のイ及びロとする。なお、書類はファイルに綴じて提出すること。

イ 受給資格認定申込書

障害者助成金受給資格認定申請書（様式第603号）を「障害者助成金受給資格認定申込書」と訂正の上、使用する。

ロ 添付書類

添付書類は、次のとおりとする。

(イ) 助成金申請請求明細書（助添付様式第11号及び第12号）、ただし助添付様式第11号については、労働者住宅の場合のみ

(ロ) 事業計画書及び附属説明資料（助添付様式第13号及び第14号）

(ハ) 法人登記簿謄本、定款

(ニ) 過去3年間の決算報告書及び各勘定科目内訳明細書、確定申告書（別表を含む。）、直近決算期分の減価償却明細、納税証明書その1・その2事業協力約束書

(ホ) 就業規則、賃金規程、退職金規程（労働基準監督署に届出済のもの）

(ヘ) 施設等の概要

① 敷地及び既存建物の登記簿謄本、公図、案内図、賃貸借契約書等

② 既存、新築建物の設計図（平面図、立面図、矩形図、構造図、意匠図、外構図等）

※工事概要を確認できるものであって、概算見積書と突合できるもの（A3版）とすること。

③ 建築に係る概算見積書（設計事務所積算によるもの）

④ 設備配置図（既存設備、新規設備の区別及び改善計画を確認できるもの）

※設備の設置のみ行う事業計画の場合は、事業所全体の見取り図、平面図等を添付すること。

⑤ 設備カタログ、見積明細書

※ 設備・備品一覧、設備配置図等に対応していること。

(ト) 労働者就労配置図、労働者入居配置図、避難導線図

※設備配置図、指導者一覧、障害者の個人別一覧等と対応していること。

(チ) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書等（支給対象障害者の雇用を証明するもの）

(リ) 身体障害者手帳等（支給対象障害者の障害、種類、程度を証明するもの）

(ヌ) 雇用障害者の助成金認定支給及び補充状況調書（添付様式第2号）

(ル) 上記（イ）から（ヌ）までのほか、別表4 障害者雇用納付金関係助成金受給資格認定申請書添付書類の5 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金のうち添付可能なもの。

(ヲ) 上記（イ）から（ル）までに掲げるもののほか、機構が必要と認める書類

(8) 認定申請

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、支給対象事業施設等の設置又は整備を行うための工事等の発注予定日、工事請負契約締結予定日又は購入に係る売買契約締結予定日の前日から起算して2か月前の応当日までに、別表1の障害者助成金受給資格認定申請書（様式第603号。以下この章において「認定申請

書」という。)に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、認定申請添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由(別表4において支給対象障害者が雇用予定者である場合の規定によるものを除く。)により整備が遅滞するものがある場合にあっては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 事業主は、認定申請書の提出後に1から3までに掲げる要件を欠くこととなった又は他の理由等により認定申請に係る手続をやめようとするときは、取下げ書(様式第559号。以下「取下げ書」という。)を機構に提出しなければならない。

ただし、機構は、取下げ書を提出した事業主に対して、当該取下げを認めないことができる。

ニ 支給対象施設等が既存の建物の改修の場合は、当該建物が建築基準法に適合した施設等であることの確認を行う必要があるため、事業主は、検査済証を機構に提出しなければならない。

ただし、検査済証を紛失等したことにより提出できない場合は、地方公共団体が発行する検査済証に関する証明書等又は一級建築士の報告書等及び建築確認済証(写)等で代えることができる。

なお、建築確認が必要な建物であるにもかかわらず、建築確認申請を行っていない建物に係る改修等については、支給対象としない。

(9) 受給資格の認定

イ 機構は、事業主から認定申請書及び認定申請添付書類等が提出されたとき((8)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査し、受給資格があると認めるときは(10)に定める条件を付して「認定」と、受給資格があると認めることができないときは「不認定」とする(事業主から認定申請に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

なお、この際、認定申請後に1の(2)のイからハまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主については、不認定とする。

ロ 事業主は、(8)のイのただし書による未提出の認定申請添付書類及び(8)のロの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定申請書の内容の審査を行うに当たり、別に定める障害者雇用納付金関係助成金助成審査委員会(以下「助成審査委員会」という。)に諮らなければならない。

(イ) 機構は、助成審査委員会の開催を決定したときは、その旨を事業主に通知する。

(ロ) (イ) の通知を受けた事業主は、助成審査委員会への出席を機構から要請された場合は、原則として同委員会に出席しなければならない。

(ハ) 機構は、助成審査委員会の審査結果及び意見を十分に勘案した上で、イの審査を行うものとする。

ニ 機構は、イの認定又は不認定としたときは、認定通知書（様式第541号）又は不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主に通知する。

(10) 認定条件

機構は、助成金に係る認定の条件を、次のイ及びロのとおりとする。

イ 設置助成金

(イ) 事前着手に関すること。

事業主は、認定申請に係る支給対象事業施設等の設置又は整備を行うに当たり、受給資格の認定を受けた後（9の事業計画の変更の場合にあつては、当該事業計画の変更承認後）でなければ、工事等に着手してはならないこと。

(ロ) 事業計画の変更に関すること。

① 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

② 事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

(ハ) 事業主は、労働者として雇い入れる又は継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

(ニ) 事業主は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）の写し及び認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）については、原則として、対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。

(ホ) (イ) から (ニ) までに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

ロ 利息支払助成金

(イ) 事業主は、設置助成金に係る受給資格の認定を受けていること。

(ロ) 事業計画の変更に関すること。

① 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

② 事業主は、認定に係る事業計画を、当該認定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

(ハ) 事業主は、労働者として雇い入れる又は継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。

(ニ) 事業主は、機構に提出した認定申請書（変更承認申請書を含む。）の写し及び認定申請添付書類等の写し並びに認定通知書（変更承認通知書を含む。）については、原則として、対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。

(ホ) (イ) から (ニ) までに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(11) 認定の取消し

機構は、受給資格の認定を受けた事業主が、次のイ又はロに掲げる事業主に該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

イ 設置助成金

次の(イ) から(ト) までに掲げるいずれかに該当する事業主

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、支給請求を行い、又は支給を受けた場合

(ハ) 設置助成金におけるその他の申請に係る認定又は他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合(8の(2)のイの(ト)の規定を適用して支給の取消しを行った以外に設置助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。)

(ニ) 認定条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

(ホ) 認定を受けた後に1の(2)に該当することとなった場合

(ヘ) 支給請求日から支給決定までの間に支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職をした場合

(ト) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 利息支払助成金

次の(イ) から(チ) までに掲げるいずれかに該当する事業主

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

(ハ) 認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に利息支払助成金におけるその他の申請に係る認定又は他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合(8の(2)のロの(ヘ)の規定を適用して支給の取消しを行った場合以外に利息支払助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。)

(ニ) 認定条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)

(ホ) 認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に1の(2)に該当することとなった場合

(ヘ) 1回目の支給請求対象期間中に設置助成金の支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合

(ト) 設置助成金の受給資格の認定が取り消された場合

(チ) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ハ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第543号)により、その旨を事業主に通知する。

ニ 機構は、イの(ロ)又はロの(ロ)の理由により認定を取消した場合は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を併せて行うことができる。

(イ) 当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの設置助成金及び利息支払助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続している利息支払助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ホ イの(ニ)及びロの(ニ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(5)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

8 支給請求等

(1) 支給請求

イ 設置助成金

設置助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、(3)のイの(イ)に定める支給請求の期間内に、別表2の障害者助成金支給請求書(様式第623号。以下この章において「支給請求書」という。)に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、支給請求はできない。

(イ) 受給資格の認定日から支給請求書の提出までの間に支給対象障害者が自己都合離職等又は自己都合離職等以外の離職をしたことにより、当該事業施設等を使用しなくなった場合(6か月以内に代替雇用をした場合を除く。)

(ロ) 認定後に1の(2)に該当することとなった場合

ロ 利息支払助成金

利息支払助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、受給資格の認定に係る資金の借入日の属する月の翌月の初日から起算した支給請求対象期間ごとに、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに、支給請求書(様式第624号)に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、当該支給請求添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅滞するものがある場合にあつては、当該書類の提出時期を後日とすることができる。

なお、次の(イ)から(ハ)までに掲げるいずれかに該当する場合は、支給請求はできない。

(イ) 支給請求対象期間を通じて、支給対象となる利息の支払を行っていない場合

(ロ) 支給対象障害者が自己都合離職等又は自己都合離職等以外の離職をしたことにより、支給請求対象期間を通じて支給対象障害者を雇用していない場合(6か月

以内に代替雇用をした場合を除く。)

(ハ) 認定後に1の(2)に該当することとなった場合

ハ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイに定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

ニ 認定に係る事業計画の変更(変更承認申請が必要な変更を除く。)を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、9の(1)の申出とともに、変更前と比較して説明した書類(当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類)を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次の(イ)から(ホ)までに掲げるものをいう。

(イ) 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地の表記の変更

(ロ) 事業主の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者又は事業主所在地の変更

(ハ) 支給対象障害者の転勤又は出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更

(ニ) 支給対象障害者の変更(支給対象障害者の勤務形態及び就業形態(転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等)の変更を含む。以下同じ。)

(ホ) 措置の変更(施設にあっては、手すり若しくはドアの仕様等の変更又は建築確認申請の計画変更確認申請を要しない施設面積の変更をいい、設備にあっては、型式等の変更など用途の変更を伴わない変更をいう。)

(2) 支給決定

イ 設置助成金

(イ) 機構は、事業主から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき((1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする(事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

なお、この際、次の①から④までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

① 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合(延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合)

② 支給請求後から支給決定までに1の(2)に該当することとなった場合

③ 不正受給により設置助成金の支給を受けようとした場合

④ その他支給対象事業主、支給対象障害者及び支給対象事業施設等の要件に適合しなくなった場合

(ロ) 事業主は、(1)のイのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)のハの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

(ハ) 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び13の返還の規定を付した支給決定通知書(様式第544号)により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書(様式第545号)により、その旨を事業主に通知する。

(ニ) 機構は、(3)に規定する支給条件に違反した場合であって、既に支給の決定をした設置助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。

この場合、機構は変更支給決定通知書(様式第546号)により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、設置助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により、設置助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

(ホ) 設置助成金の支給請求書提出日までの間に受給資格認定に係る支給対象障害者が離職した場合(1の(1)の要件を満たさなくなった場合を除く。)は、機構は、当該離職後の支給対象障害者数をもとに5の支給額を算定し、支給決定することができる。

(ヘ) (ニ)により支給済みの設置助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、13による。

(ト) 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、設置助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は、当該支給決定を取り消すことができる。

ロ 利息支払助成金

(イ) 機構は、事業主から(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等が提出されたとき((1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出されたときは、当該書類が追加提出された後)は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする(事業主から支給請求に係る取下げ書の提出があった場合を除く。)

なお、この際、次の①から⑤までに掲げるいずれかに該当する場合は、不支給とする。

① 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合(延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合)

- ② 不正受給により助成金の支給を受けようとした場合
 - ③ 2回目以降の支給請求対象期間中に設置助成金の支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職又は更新を希望したにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
 - ④ 支給請求後から支給決定までに1の(2)に該当することとなった場合
 - ⑤ その他支給対象事業主、支給対象障害者、支給対象事業施設等、支給対象となる利息の要件に適合しなくなった場合
- (ロ) 事業主は、(1)のロのただし書による未提出の支給請求添付書類及び(1)のハの規定により提出を求められた書類については、機構が指定する日までに提出しなければならない。

なお、機構は、その指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給とすることができる。

- (ハ) 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び13の返還の規定を付した支給決定通知書により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書により、その旨を事業主に通知する。
- (ニ) 機構は、(3)に規定する支給条件に違反した場合であって、既に支給の決定をした利息支払助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。

この場合、機構は、変更支給決定通知書により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、利息支払助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により、利息支払助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

- (ホ) (ニ)により支給済みの利息支払助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、13による。
- (ヘ) 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、利息支払助成金の支給決定をしたものの送金前である場合には、機構は当該支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、助成金に係る支給の条件を、次のイ及びロのとおりとする。

イ 設置助成金

(イ) 支給請求に関すること。

- ① 支給請求を行うことができる事業主は、設置助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。
- ② 事業主は、受給資格の認定日から起算して1年以内に、支給対象事業施設等の設置又は整備に係る工事等及び当該工事等に係る費用の支払を完了(工事等が全て完了(竣工)し、かつ、当該工事等に係る費用の支払が終了(手形の振出し又はファクタリングによって支払われる場合にあっては、当該手形等が決済されたことをいう。)し、所有権の移転を伴う場合は、所有権が移転したことをいう。)し、かつ、支給請求書を機構に提出しなければならないこと。

なお、事業主が代替雇用をした障害者を支給対象障害者として支給請求する場合の取扱いについては、受給資格の認定日から起算して1年を経過する日又は支給対象障害者の自己都合離職等の日の翌日から起算して6か月を経過する日のいずれか遅い日を支給請求書の提出期限とする。

(ロ) 資産計上に関すること

事業主は、支給対象事業施設等の取得価額が50万円以上の場合、資産に計上すること。

(ハ) 対象障害者等雇用継続義務期間及び対象施設設備等処分制限期間に関すること。

① 設置助成金の支給を受けた事業主は、支給決定日から起算して5年間（対象障害者等雇用継続義務期間）以上、支給対象障害者の雇用を継続しなければならないこと。

この対象障害者等雇用継続義務期間において、当該支給対象障害者が自己都合離職等をした場合は、当該離職等の日の翌日から起算して6か月後の応当日までに代替雇用をしなければならないこと。

② 設置助成金の支給を受けた事業主は、支給対象事業施設等の取得価額が50万円以上の場合、対象施設設備等処分制限期間以上の期間、支給対象障害者（6か月以内に代替雇用をした障害者を含む。）及びそれ以外の障害者のために所有しなければならないこと。

③ 上記①、②の期間において、対象障害者の実労働時間が月80時間以上であった月が当該期間の半分を超えていること。

(ニ) 事業計画の変更に関すること。

① 事業主は、設置助成金の支給を受けた後、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

② 事業主は、認定に係る事業計画を、設置助成金の支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。

(ホ) 設置助成金の支給に係る事業の報告に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び11に定める実施状況の報告を行わなければならないこと。

(ヘ) 事業主は、機構に提出した支給請求書の写し及び支給請求添付書類等の写し並びに支給決定通知書については、原則として、対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。

(ト) 調査への協力に関すること。

事業主は、機構が必要に応じて実施する支給対象事業施設等の設置状況及び使用状況に関する調査に協力しなければならないこと。

(チ) (イ) から (ト) までに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

ロ 利息支払助成金

(イ) 支給請求に関すること。

① 支給請求を行うことができる事業主は、利息支払助成金に係る受給資格の認定を受けた事業主であること。

- ② 事業主は、支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書を機構に提出しなければならないこと。
- (ロ) 利息支払助成金の支給請求未手続及び不支給に関すること
 支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末までに支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係る利息支払助成金は支給しないこと。
 また、支給請求書が所定の提出期限までに提出されないことが2回続いた場合は、以降の利息支払助成金は支給しないこと。
- (ハ) 事業計画の変更に関すること。
 ① 事業主は、認定に係る事業計画を変更する場合は、9の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。
 ② 事業主は、認定に係る事業計画を、利息支払助成金の支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはならないこと。
- (ニ) 事業主は、機構に提出した支給請求書の写し及び支給請求添付書類等の写し並びに支給決定通知書については、原則として、対象障害者等雇用継続義務期間経過後5年間及び対象施設設備等処分制限期間が経過するまで保存しなければならないこと。
- (ホ) 調査への協力に関すること。
 事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び機構が必要に応じて実施する利息の支払状況に関する調査に協力しなければならないこと。
- (ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項
- (4) 支給の終了
- イ 機構は、利息支払助成金の支給を受けている事業主が、次の(イ) から(ヘ) までに掲げるいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降の利息支払助成金の支給を終了することができる。
- (イ) 偽りその他不正の行為により1回目以降の利息支払助成金の支給を受けた又は2回目以降の利息支払助成金の支給を受けようとした場合
- (ロ) 1回目の利息助成金の支給決定後に1の(2)に該当することとなった場合
- (ハ) 支給条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除く。)
- (ニ) 事業主の倒産等により、利息支払助成金を支給することができなくなった場合
- (ホ) 設置助成金の支給対象障害者が自己都合離職等以外の離職をした又は更新を希望していたにもかかわらず契約期間満了により退職した場合
- (ヘ) (イ) から(ホ) までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合
- ロ 機構は、イの理由により利息支払助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。
- ハ 機構は、イの(イ)の理由により支給を終了する場合は、認定の取消し又は不支給決定に、次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を併せて行うことができる。
- (イ) 認定取消通知書又は不支給決定通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの設置助成金及び利息支払助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成

金について不支給とすること。

この場合、機構は認定取消通知書又は不支給決定通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続している利息支払助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

(ロ) 事業主の名称等を公表すること。

ニ イの(ハ)のやむを得ない事由がある場合とは、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で(3)に規定する提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいう。

9 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後、対象障害者等雇用継続義務期間及び対象施設設備等処分制限期間において、事業主の都合により事業計画の内容を変更する場合は、その変更内容に応じて、機構が必要と認める書類を添付の上、機構に対し、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの手続を行わなければならない。

なお、事業計画の変更に伴い、変更前よりも支給対象費用が増大することとなる場合であっても、助成金の増額は、原則として行わない。

(1) 届出(変更の届出)

届出は、事業主が認定申請書又は支給請求書を提出した後において、当該認定又は支給決定の前に、認定申請又は支給請求に係る8の(1)のニに掲げる変更があつたときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届(様式552号)により事業主が届け出るものであること。

なお、この際の認定又は支給決定は、当該届出の内容を踏まえて行うものであること。

(2) 承認申請

承認申請は、認定から支給請求までの期間、又は支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる変更を行う場合に、イ又はロに定める申請期限に従って、変更承認申請書(様式第551号)により申請する(支給請求書の提出に併せてこの申請をすることはできない。)ものであること。

イ 認定から支給請求までの期間における変更

(1)の変更以外の変更を行う場合とする。

この場合の承認申請の期限は、原則として、変更しようとする日の2か月前の応当日とする。

ただし、申請期限までに承認申請を行うことができないやむを得ない理由があると機構が認める事業主にあつては、申請期限経過後においても承認申請を行うことができる。

ロ 支給決定から対象施設設備等処分制限期間までの期間における変更

(イ) 支給対象障害者の変更(変更前の支給対象障害者が在職している場合に限る。)

この場合の承認申請の期限は、当該事態が発生した日の翌日から起算して2か

月を経過する日とする。

(ロ) 支給対象障害者の離職に伴う支給対象事業施設等の使用者の変更

対象障害者等雇用継続義務期間における支給対象障害者の自己都合離職等による代替雇用に係る承認申請の期限は、当該離職等の日の翌日から起算して7か月を経過する日とする。

また、対象施設設備等処分制限期間（対象障害者雇用継続義務期間後の期間に限る。）に離職した場合の承認申請の期限は、当該離職日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。

(ハ) 支給対象障害者の勤務形態又は就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更

この場合の承認申請の期限は、（イ）と同様とする。

(ニ) 事業主の合併又は統廃合による支給対象事業主の変更

この場合の承認申請の期限は、原則として、変更が生じたときとする。

(ホ) 当該事業所の事業を継続する場合において実施する支給対象事業施設等の設置場所の変更

この場合の承認申請の期限は、（イ）と同様とする。

(ヘ) 当該事業所の事業を継続する場合において実施する設置場所を固定している支給対象設備の設置場所の変更又は支給対象設備の譲渡等の処分

この場合の承認申請の期限は、（イ）と同様とする。

(3) 申出（変更等の申出）

申出は、支給決定から対象施設設備等雇用継続義務期間までの期間において、次のイ又はロに掲げる状況により処分を余儀なくされる場合に、イ又はロに定める申出期限に従って、変更等申出書（様式第552号の3）により事業主が申し出るものであること。

イ 天災地変による災害等不可抗力の事態により実施する支給対象事業施設等の取壊し、廃棄等の処分

この場合の申出の期限は、当該事態が発生した日の翌日から起算して6か月を経過する日とする。

ロ 事業廃止、倒産等により実施する支給対象事業施設等の譲渡等の処分

この場合の申出の期限は、原則として、当該処分をしようとする日の2か月前の応当日とする

(4) 変更承認及び通知

イ 機構は、事業主から変更承認申請書が提出された場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」を、変更を認めるときは「不承認」とする。

ロ 機構は、イの承認又は不承認としたときは、変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主に通知する。

(5) 事前協議、変更承認前着手の禁止

事業主が（2）の承認申請手続を行うに当たっては、次のイ及びロに掲げる事項を条件とする。

イ 事前協議

事業主が、認定後に事業計画の重大な変更（建築面積又は建築構造の重大な仕様の変更、設備の用途又は設置場所が固定される設備（基礎工事を必要とする設備をいう。）の設置場所の変更）等を行う場合は、変更承認申請書を提出する前に、機構に協議を行うこと。

ロ 変更承認前着手の禁止

事業主は、認定後に事業計画の重大な変更等を行うに当たり、イの事前協議を経て承認申請手続を行い、機構から変更承認の通知を受けるまでは、変更に係る部分の工事等に着手してはならないこと。

10 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

11 事業実施状況報告

助成金の支給に係る事業の実施状況の報告は、次の（１）から（３）までに掲げるとおりとする。

- （１）報告対象期間は、支給決定日から起算して５年間とし、同期間中の決算（一の年に複数回の決算を行う事業主の場合の該当する最初の決算は、支給決定日から起算して１年に達する直前の決算とし、以降の年の該当する決算はその応ずる時期の決算とする。）の都度、別表３の障害者助成事業実施状況報告書（様式第５６２号。以下この章において「実施状況報告書」という。）により、事業主が報告するものとする。
- （２）実施状況の報告に当たっては、原則として障害者の雇用状況（様式５６２号の２）のほか、次のイからホまでに掲げる書類を実施状況報告書に添付しなければならない。
 - イ 支給対象事業施設等の取得価額が５０万円以上の場合、当該事業施設等が記載された固定資産台帳（写）又は減価償却明細書（写）等の該当ページ
 - ロ 上記イにおいて圧縮記帳を行った場合、別表３の助成金に係る取得資産及び圧縮記帳明細書（様式５６２号の３）
 - ハ 報告日現在の支給対象事業施設等の写真（カラー写真）
 - ニ 財務関係書類（貸借対照表、損益計算書、利益処分、営業報告書）
 - ホ その他機構が必要と認める書類等
- （３）事業計画の変更（９の（２）の承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の実施状況報告書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

なお、この場合において「事業計画の変更」とあるのは、原則として、事業主の合併、統廃合又は事業主の事業の譲渡等によらない事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名若しくは事業所所在地の変更をいう。
- （４）実施状況の報告は、（１）に定める決算の都度、原則として、当該決算確定の日の属する月の翌月末までに行うものとする。

12 調整

- (1) 次章の障害者能力開発助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、当該助成金の支給の対象となった施設又は設備を対象として、この助成金は支給しない。
- (2) 次のイからニまでに掲げるいずれかの助成金の支給を受けた又は受けている事業主に対しては、当該助成金の支給対象となった障害者をもって、原則としてこの助成金は支給しない。

- イ 第3章の障害者作業施設設置等助成金
- ロ 平成17年9月30日以前の中途障害者作業施設設置等助成金
- ハ 平成15年9月30日以前の第1種雇入れ設備設置等助成金
- ニ 平成15年9月30日以前の第2種雇入れ設備設置等助成金

13 返還

- (1) 機構は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイからホまでに掲げるいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
- ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
- ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額または一部返還とする。
- ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
- ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額または一部返還とする。
- へ 対象障害者等雇用継続義務期間に、支給対象障害者を事業主都合により離職させた場合
全額返還とする。
- ト 対象障害者等雇用継続義務期間に、支給対象障害者が自己都合離職等した後、6か月以内に代替雇用をしなかった場合
原則として、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該義務期間に対する非雇用期間の日割計算により算出した額（1円未満切上げ）とする。
ただし、当該支給対象施設設備等が支給対象障害者のみ使用するもの（他の労働者が使用しないもの）である場合は、返還を求めないことができる。
- チ 支給対象施設設備等を譲渡、転用（一時的なものを除く。）、廃棄等の処分を行った場合
(イ) 対象障害者等雇用継続義務期間における処分
支給対象障害者に対する代替措置を講じることなく、当該処分のみを行った場

合は、原則として、全額返還とする。

支給対象障害者に対する代替措置を講じた場合は、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該義務期間に対する「当該処分した日から当該事務期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産、事業所移転等により実施する処分（事業所移転の場合の有償譲渡を除く。）の場合は、返還を求めないことができる。

(ロ) 対象施設設備等処分制限期間（対象障害者等雇用継続義務期間後の期間に限る。）における処分

原則として、一部返還とし、当該返還額は、支給した助成金について当該制限期間に対する「当該処分した日から当該制限期間の末日までの期間」の日割計算により算出した額又は売却額に助成率を乗じて得た額（1円未満切上げ）のいずれか高い額とする。

ただし、天災地変による災害等不可抗力の事態、事業廃止、倒産、事業所移転等により実施する処分（事業所移転の場合の有償譲渡を除く。）の場合は、返還を求めないことができる。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、助成金返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 機構は、(1)のロの理由により返還とした場合は、次のイからハまでに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の助成金返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの設置助成金及び利息支払助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続している利息支払助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については、該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、次のイ又はロに該当する場合をいう。

イ 助成金の支給対象事業施設等を支給対象障害者等のために使用することができなくなった場合であって、天災地変その他やむを得ない事由により事業の継続が不可能となった場合

ロ 第2章第1節の(3)のニからトまでに掲げる休職等のほか、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由で8の(3)のイの(イ)の②、ロの(イ)の②又は9に掲げる提出又は手続の期限を徒過することが見込まれる場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合

14 支給請求の委任

- (1) 利息支払助成金の支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、支給請求を事業主以外の者に委任することができる。
- (2) (1) について支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第9章 障害者能力開発助成金

第1節 第1種（施設設置費）助成金

1 支給対象事業主等の要件

(1) 第1種（施設設置費）助成金（以下この節において「第1種助成金」という。）は、規則第22条の3第1項第1号に規定する障害者能力開発訓練の事業（公共職業安定所から障害者能力開発訓練の受講を指示された障害者を受け入れるものに限る。以下次節及び第3節において、「障害者能力開発訓練事業」という。）を行うための施設又は設備（以下「能力開発訓練施設等」という。）の設置（賃借による設置を除く。以下この節において同じ。）又は整備を行うもののうち、次のイからニまでに該当するもの（以下この章において「事業主等」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

この場合、「障害者能力開発訓練」とは、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める教育訓練の基準（昭和55年労働省告示第93号）に適合する教育訓練をいう。（以下この章において同じ。）

イ 事業主又は事業主の団体（次のいずれにも該当する団体に限る。）

(イ) 団体の代表者又は管理人を定めること。

(ロ) 団体の運営に関する規約を規定していること。

(ハ) 経理担当職員を配置した事務局を設置していること。

ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人若しくは同法第64条第4項に規定する法人

ハ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

ニ その他身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

(2) 第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げる事業主又は事業主の団体は支給対象事業主等としない。

2 支給対象障害者の要件

障害者能力開発訓練事業の対象となる障害者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

3 支給対象能力開発訓練施設等の要件

(1) 支給対象能力開発訓練施設等は、次に掲げるもののうち(2)に定めるものを除き、支給対象事業主等自らが所有するものをいう。過去に第1種助成金の支給を受けた事業主等が、当該助成金の支給対象能力開発訓練施設等を設置又は整備する場合（施設改善又は設備更新に限る。）にあつては、ホからトまでに掲げるもののうち平成15

年10月1日から適用される第1種助成金の受給資格認定申請時まで継続して使用しているもの又は法定の減価償却を終えているもの（設備にあつては、新たな第1種助成金の受給資格の認定後は、廃棄又は売却されるもの）に限る。

イ 能力開発訓練施設

次の（イ）から（ハ）までに掲げるものをいう。

（イ）教室（講義室、視聴覚室等）

（ロ）実習室（調理室、コンピューター室等実際に機器等の訓練を行うための施設）

（ハ）その他の施設（資料室、職能判定室、指導員室）

ロ 管理施設

能力開発訓練の事業を管理するための施設

ハ 福祉施設

次の（イ）から（ヘ）までに掲げるものをいう。

（イ）能力開発訓練受講者用寄宿舍（事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）において定める基準により設置する寄宿舍）

（ロ）保健施設（衛生室、浴室、洗面所その他、能力開発訓練受講者等の健康及び身体の清潔を保つための施設）

（ハ）給食施設（食堂、調理配膳室等の食事をする施設）

（ニ）託児施設

（ホ）教養文化施設（図書室等の教養を向上させるための施設及びこれらに附帯する施設）

（ヘ）購買施設（文房具類等の物品を購入するための売店及びこれに附帯する施設）

ニ 能力開発訓練施設用設備

イからハまでに掲げる施設の目的を達成するまでの設備

ホ 第1種助成金の支給決定日から起算して10年を経過した施設の改善

ヘ 第1種助成金の支給決定日から起算して、設備の種類ごとに別に定める期間又は10年を経過した設備の更新

ト 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に定める固定資産税の課税対象となる償却資産である施設又は設備、若しくは同法第145条第1項に定める自動車税の課税対象となる自動車又は同法第442条の2に定める軽自動車税の課税対象となる軽自動車等

（2）次に掲げるものは、第1種助成金の支給対象としない。

イ 中古製品若しくは自社製品の能力開発訓練施設等又は認定申請事業主等を代表する者若しくはその役員が代表者となる会社から購入する能力開発訓練施設等

ロ 法第44条第1項に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）が、同項に規定する親事業主（以下この章において「親会社」という。）又は法第45条第1項に規定する関係会社（以下この章において「関係会社」という。）から購入する能力開発訓練施設等

ハ 親会社がその特例子会社又はその関係会社から購入する能力開発訓練施設等

ニ 関係会社がその親会社又はその親会社の特例子会社から購入する能力開発訓練施設等

- ホ 特例子会社がその親会社又はその関係会社に工事をさせる能力開発訓練施設等
- へ 親会社がその特例子会社又はその関係会社に工事をさせる能力開発訓練施設等
- ト 関係会社がその親会社又はその親会社の特例子会社に工事をさせる能力開発訓練施設等
- チ 認定申請事業主等が自ら設計又は工事を施工する能力開発訓練施設等（その事業主等を代表する者又はその役員が代表者となる法人が設計又は施工する場合を含む。）

4 助成率

助成率は、5分の4とする。

5 支給額等

- (1) 支給額は、能力開発訓練施設等の設置又は整備に要する費用（5において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

なお、支給限度額は次に定める額とする。

イ 一の障害者能力開発訓練の事業のために供する3の（1）のイからニに掲げる施設又は設備の設置又は整備に対して初めて支給する場合 2億円

ロ イ以外の場合 一の受給資格の認定につき、5,000万円

（一の能力開発訓練事業を行う施設の事業主等に対する過去の第1種助成金（イ以外の場合に係るものに限る。）の総支給額と合算して5,000万円を限度）

- (2) 支給対象費用

支給対象費用は、次のイ及びロに定める額又はその合計額とする。ただし、その額は下記6の（4）の受給資格の認定の後に行う支給対象能力開発訓練施設等の新築、増築、改築又は購入（以下この章において「新築等」という。）の発注契約に当たって、原則として一般（指名）競争入札（一般（指名）競争入札によることが困難又は不相当と機構が認める場合を除く。）による契約額とする。

この場合の3の（1）のイからハまで及びホに該当する施設の新築等については、一般（指名）競争入札を行う前の当該額の積算は、やむを得ない理由があると機構が認める場合を除き、建築士法に規定する建築士又は同法第23条の建築士事務所が行わなければならない。

イ 3の（1）のイからハまでに該当する施設に係る支給対象費用は、機構が別に定める「障害者雇用納付金関係助成金の算定に関する件」（平成15年達第51号。以下この節において「算定に関する件」という。）により算定した額の範囲内の当該施設の新築等に必要となる建築主体工事費、建物附属設備工事費及び設計監理費の合計額並びに購入に必要な額

ただし、当該新築等に必要な額には、新築等に伴う既存する建物又は建物附属設備の解体、撤去及び廃棄に係る費用は含まない。

ロ 能力開発訓練用設備に係る支給対象費用については、当該設備の設置又は整備に必要な額

なお、当該設置又は整備に必要な額には、当該設備の保守に係る費用並びに当該

設備の設置に伴う既存設備の解体、撤去及び廃棄に係る費用は含まない。

(3) 補助金等との調整

事業主等が当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受ける場合の第1種助成金の支給額は、第1種助成金の支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額又は上記(1)の額のいずれか低い額とする。

6 受給資格の認定等

(1) 事前着手の禁止

第1種助成金の受給資格の認定を受けようとする事業主等は、着手する前に(2)に規定する事前審査を受け、(3)に規定する認定申請を行わなければならない。

(2) 事業計画書の事前審査等

イ 第1種助成金の申請をしようとする事業主等は、受給資格の認定申請を行う前に、当該申請に係る事業計画書を、当該申請に係る能力開発訓練施設の所在地を管轄する都道府県支部を経由して、都道府県労働局職業安定部長に提出し、当該障害者能力開発訓練の訓練計画等が厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合するか否かについて事前審査を受けなければならない。

ロ 第1種助成金の申請をしようとする事業主等（過去に第1種助成金の支給を受けている事業主等に係るものは除く。）は、受給資格の認定申請を行う前に事前協議を行い、認定申請に係る事業計画書を別に定めるところにより機構に提出しなければならない。

ハ 過去に第1種助成金の支給を受けている事業主等は、受給資格の認定申請を行う前に事前協議を行い、認定申請に係る事業計画書を別に定めるところにより機構に提出することができる。

機構は、必要に応じてイの都道府県労働局職業安定部長に対し、第1種助成金の受給資格を認定することが適当であるか否かについての意見を求めることができる。

ニ 機構は、事業計画書を受理したときは内容を審査し、事業計画が適当であると認められるときは、遵守すべき条件を付して「採択」と、適当でないと認められるときは「不採択」と決定する。

ホ 機構は、事業計画の採択又は不採択の決定を行ったときは、事業計画の採択又は不採択について書面により、その旨を事業主等に通知する。

(3) 受給資格の認定申請

イ (2)のホにより、機構の採択決定の通知を受けた事業主等は、機構が指定する期限までに認定申請書（様式第512号）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、別表4の認定申請添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類を添えないことができる。

ロ イ以外の事業主等は、原則として、能力開発訓練施設等の設置又は整備を行うための工事等の発注予定日、工事請負契約締結予定日又は購入に係る売買契約締結予定日（以下「契約予定日」という。）の前日から起算して2か月前までとする。

ハ 機構は、認定申請書の審査に当たって、必要に応じ、事業主等に対してイに定め

るもの以外の書類の提出を求めることができる。

(4) 受給資格の認定

イ 機構は、認定申請書及び認定申請添付書類等を受理したとき（（3）のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は内容を審査し、受給資格があると認めたときは（5）に定める条件を付して「認定」と、受給資格がないと認めたときは「不認定」とする。

この際、認定申請後に1の（2）に該当することとなった事業主等は不認定とする。

ロ 機構は、（3）のイのただし書の規定による未提出の支給請求添付書類及び（1）のハの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日までに事業主より提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、受給資格の認定（過去に第1種助成金の支給を受けている事業主等に係るものを除く。）の審査を行うに当たって、機構が設置する助成審査委員会に諮らなければならない。

（イ）機構は、助成審査委員会の開催を決定したときは、その旨を事業主等に通知する。

（ロ）（イ）の通知を受けた事業主等は、助成審査委員会に出席しなければならない。

（ハ）機構は、受給資格の認定の審査を行うに当たって、助成審査委員会の審査内容を十分に勘案した上で、受給資格の認定の手続を行う。

ニ 機構は、イの認定又は不認定の決定を行ったときは、別表3の助成金受給資格認定通知書（様式第541号）又は助成金受給資格不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主等に通知する。

(5) 認定条件

機構は、次に掲げる事項を認定の条件とする。

イ 事前着手の禁止に関すること。

事業主等は、当該認定申請に係る支給対象能力開発訓練施設等の設置又は整備について、受給資格の認定を受けた後（7の事業計画の変更の場合にあっては、当該事業計画の変更承認後。）に着手しなければならないこと。

ロ 支給請求に関すること。

事業主等は、受給資格の認定日から起算して1年以内に能力開発訓練施設等の設置又は整備及び当該設置又は整備に係る支払を完了（工事等がすべて完了し、かつ、当該工事に係る経費の支払が終了（手形の振出し又はファクタリングによって支払われる場合にあつては、当該手形等が決済されたことをいう。）し、所有権の移転が伴う場合は、所有権が移転したことをいう。）し、かつ、受給資格の認定日から起算して1年以内に助成金の支給請求書を機構に提出し、受理されなければならないこと。

ハ 受給資格の認定を受けた事業計画に関すること。

（イ）事業主等は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続を行わなければならないこと（7の（1）のハに掲げる変更を除く。）。

(ロ) 受給資格の認定を受けた事業計画が当該認定日の前に、所定の手続を経ずに変更されていないこと。

ニ 取得価格が30万円以上の場合、支給対象施設及び設備について資産に計上すること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(6) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主等が次に該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により第1種助成金の認定を受け、支給請求を行い、又は支給を受けた場合

(ハ) この第1種助成金におけるその他の申請に係る認定又はその他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合（この第1種助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。）

(ニ) 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ホ) 認定を受けた後に1の(2)のいずれかに該当する場合

(ヘ) その他認定を受けた者の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、別表3の助成金受給資格認定取消通知書（様式第543号。以下「認定取消通知書」という。）により、その旨を事業主等に通知する。

ハ イの(ロ)の理由による認定の取消しとなった場合は、当該認定取消通知書を発出した日の翌日から3年経過後の応当日までの期間においてこの助成金その他の障害者雇用納付金関係助成金は支給しない。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ニ イの(ニ)のやむを得ない事由がある場合とは、上記(3)及び(5)に規定する提出又は手続の期限に事業主等の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

7 支給請求等

(1) 支給請求

イ 第1種助成金の支給を受けようとする事業主等は、原則として6の(5)のロに定める支給請求の期間内に、別表2の障害者助成金支給請求書（様式第623号。以下「支給請求書」という。）に別表5の障害者助成金支給請求書添付書類（以下「支給請求添付書類」という。）を添付し、機構に提出しなければならない。

ただし、支給請求添付書類のうち、天災地変その他事業主の責めに帰することのできない理由により整備が遅延するものがある場合にあつては、当該書類を添えな

いことができる。なお、認定後に1の（2）のいずれかに該当することとなった場合は、支給請求はできない。

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たって、必要に応じ、事業主等に対して支給請求書及び支給請求添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

ハ 認定に係る事業計画の変更（変更承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として措置の変更（施設にあつては手すり、ドアの仕様等の変更、建築確認申請の変更を要しない施設面積の変更、設備にあつては型式の変更等用途の変更を伴わない変更等をいう。）をいう。

（2）支給決定

イ 機構は、（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等を受理したとき（（1）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は、内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定を行う。

この際、次のいずれかに該当する場合にあつては、不支給決定とする。

（イ）支給対象事業主等、支給対象障害者又は支給対象能力開発訓練施設等の要件に適合していない場合

（ロ）事業主等が支給決定を行おうとする日の属する年度（毎年4月1日から翌3月31日までの期間。以下この章において「年度」という。）の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主等であつて、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主等については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主等については当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主等であつて、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

（ハ）支給請求後に1の（2）のいずれかに該当することとなった場合において、この助成金の支給請求が行われているが、支給決定が行われていない場合

ロ 機構は、（1）のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出を受けたときにあつて、内容を審査することができないことにより、イの決定ができない場合は、当該事業主等にその旨を速やかに通知する。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは（3）の支給条件及び12の（1）の返還の規定を付した別表3の助成金支給決定通知書（様式第544号）により、不支給の決定をしたときは別表3の助成金不支給決定通知書（様式第545号）により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書（様式第558号）により、その旨を事業主等に通知する。

ニ 機構は、既に支給決定した助成金の支給額を変更する必要があるときは、支給変更を決定することができる。この場合、機構は、その理由を付した別表3の助成金変更支給決定通知書（様式第546号）により、その旨を事業主等に通知する。

なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、

当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12の（2）による。

ヘ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたがまだ送金をしていない場合には、機構はこの支給決定を取り消すことができる。

ト （1）のイのただし書の規定による未提出の支給請求添付書類及び（1）のロの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日まで事業主等より提出されない場合、不支給とすることができる。

（3）支給条件

機構は、次に掲げる事項を支給条件とする。

イ 支給対象施設等の使用条件に関すること。

事業主等は、助成金の支給対象能力開発訓練施設等について、支給決定日から5年の期間、障害者能力開発訓練の事業に供するために使用しなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

事業主等は、助成金の支給を受けた後、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合（（1）ハに掲げる場合を除く。）は、8の事業計画の変更手続等を行わなければならないこと。

ハ 報告に関すること。

事業主等は、法第52条第2項の規定による資料の提出及び10に定める事業の実施状況の報告を行わなければならないこと。

ニ 調査への協力に関すること。

事業主等は、機構が必要に応じて実施する支給対象能力開発訓練施設等の設置状況及び使用状況に係る調査に協力しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

8 事業計画の変更手続等

事業主等は、事業主等が認定申請書提出後、支給決定日から起算して5年以内に、事業主等の都合により事業計画の申請内容を変更する場合は、機構に対し、その変更内容を次の各号により機構が必要と認める書類を添付し、機構に届出又は申請しなければならない。なお、事業計画の変更に伴う助成金の増額は、原則として行わない。

（1）届出（変更届）

届出は、認定申請書又は支給請求書を提出し受理された後において、認定又は支給決定前に、認定申請又は支給請求に係る7の（1）のハに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、別表3の助成金事業計画変更届（様式552号）により届け出るものであること。

この際の認定又は支給決定にあつては、当該届出の内容を含んで決定されるものであること。

（2）申請（変更承認申請書）

申請は、認定から支給請求（支給請求に併せてこの申請をすることはできない。）

まで、又は支給決定から10の実施状況報告書（様式第563号。以下「実施状況報告書」という。）の提出までの期間に応じて、次の各号の変更を行う場合に、同各号に定める申請期限にしたがって、別表3の助成金事業計画変更承認申請書（様式第551号。以下「変更承認申請書」という。）により申請するものであること。

イ 認定から支給請求までの期間の変更承認申請

上記8の（1）の変更以外の変更を行う場合とし、この場合の申請期限は、原則として変更しようとする日の2か月前までとする。ただし、申請期間内に変更承認申請を行うことができないやむを得ない理由があると機構が認める事業主等については、期間経過後においても変更承認申請を行うことができる。

ロ 支給決定から実施状況報告書提出までの期間の変更承認申請

（イ）事業主等の合併又は統廃合による支給対象事業主の変更

この場合の申請の期限は、原則として、変更が生じたときとする。

（ロ）事業主等の事業の譲渡等による支給対象事業主等の変更

この場合の申請の期限は、上記（イ）と同様とする。

（ハ）支給対象障害者の変更

この場合の申請の期限は、上記（イ）と同様とする。

（ニ）能力開発訓練施設及び附帯施設の移転、売却、譲渡、廃棄、貸付等の重大な変更

この場合の申請の期限は、原則として、変更しようとする日の2か月前までとする。

（ホ）能力開発訓練設備の設置場所が固定される設備の設置場所を変更する場合、若しくは支給対象となった能力開発訓練設備の売却、譲渡、廃棄、貸付等の重大な変更

この場合の申請の期限は、上記（ニ）と同様とする。

（3）変更承認及び通知

イ 機構は、事業主等から変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」を、変更を認めるときは「不承認」を決定する。

ロ 機構は、イの決定を行ったときは、別表3の助成金事業計画変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主等に通知する。

（4）事前協議及び変更承認前着手

事業主等が（2）の変更手続を行うに当たっては、次に掲げる事項を条件とする。

イ 事前協議

事業主等が、事業計画の重大な変更等を行う場合は、変更承認申請書を提出する前に、機構に協議を行うこと。

ロ 事前着手の禁止

事業主等が事業計画の重大な変更等を行う場合は、変更承認決定後に着手すること。

9 第1種助成金の支給

第1種助成金の支給は、機構が事業主等の指定する金融機関の口座に振り込むことに

よって行う。

10 事業実施状況報告

第1種助成金の支給に係る事業の実施状況の報告は次のとおりとする。

- (1) 報告対象期間は、第1種助成金の支給決定日から起算して5年の期間とし、同期間中の決算の都度、実施状況報告書により機構に報告するものとする。
- (2) 実施状況の報告に当たっては、原則として助成金に係る取得資産及び圧縮記帳明細表（様式第562号の3）のほか、次の書類を実施状況報告書に添付しなければならない。
 - イ 支給対象施設等の取得価格が30万円以上の場合、当該支給対象施設等が記載された固定資産台帳（写）又は減価償却明細書（写）等の該当ページ
 - ロ イの書類に支給対象施設等が記載されていない場合は、その理由を記した文書、総勘定元帳において支給対象施設等の支払に係る処理を記載したページの写し及び現状写真（カラー写真）を添付するものとする。
 - ハ その他機構が必要と認める書類等
- (3) 支給に係る事業主等名、代表者、事業所名、事業主等所在地の表記の変更等（変更承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の実施状況報告書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類を添付）を添付しなければならない。

11 調整

次に掲げる助成金の支給を受けた又は受けている事業主等には、当該助成金の支給対象となった施設又は設備を対象として助成金は支給しない。

- (1) 第3章の障害者作業施設設置等助成金
- (2) 第4章の障害者福祉施設設置等助成金
- (3) 平成17年9月30日以前の中途障害者作業施設設置等助成金
- (4) 前章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- (5) 平成24年3月31日以前の障害者雇用支援センター助成金
- (6) 平成15年9月30日以前の第1種雇入れ設備設置等助成金
- (7) 平成15年9月30日以前の第2種雇入れ設備設置等助成金
- (8) 平成23年3月31日以前の第1種重度障害者多数雇用事業所設置等助成金

12 返還

- (1) 機構は、第1種助成金の支給を受けた事業主等が、次のいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
 - イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
 - ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等し、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、助成金返還通知書（様式第547号）により、当該事業主等に通知する。

(3) (1) のロの理由による返還となった場合は、次のイからハに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2) の助成金返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金その他の障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については当該助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主等の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1) のハのやむを得ない事由がある場合とは、次の場合をいう。

イ 第1種助成金の支給に係る能力開発訓練施設等を支給対象障害者のために使用することができなくなった場合であって、天災地変その他機構がやむを得ないと認める事由により事業の継続が不可能となった場合

ロ 事業主等の責めに帰することのできない理由で、7の(3)のロ、ハ又は8の当該提出又は手続の期限に遅延することとなった場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合

第2節 第2種（運営費）助成金

1 支給対象事業主等の要件

(1) 第2種（運営費）助成金（以下この節において「運営費助成金」という。）は、障害者能力開発訓練事業を行う事業主等のうち、次のイからニまでに該当するもの（以下この章において「事業主等」という。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

イ 事業主又は事業主の団体（次のいずれにも該当する団体に限る。）

(イ) 団体の代表者又は管理人を定めること。

(ロ) 団体の運営に関する規約を規定していること。

(ハ) 経理担当職員を配置した事務局を設置していること。

ロ 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置する私立学校法第3条に規定する学校法人若しくは同法第64条第4項に規定する法人

ハ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

ニ その他身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

(2) 第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げる事業主又は事業主の団体は支給対象事業主等としない。

2 支給対象障害者の要件

障害者能力開発訓練事業の対象となる障害者は、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 精神障害者

3 支給対象障害者能力開発訓練事業の要件

支給対象障害者能力開発訓練事業とは、次の(1)から(3)までに掲げるものとする。

(1) 障害者能力開発訓練事業

(2) 重度障害者等特別能力開発訓練事業

厚生労働省職業安定局が定める平成19年1月26日までの「障害者職業紹介業務取扱要領」第6章第2節に規定する「授産施設と企業との連携による重度障害者等特別能力開発訓練事業」に基づき、授産施設を運営する社会福祉法人等が、地域の企業から必要な施設及び設備の提供・貸与及び能力開発担当者の派遣をはじめとする各種の協力を得ながら、特別重度障害者等の雇用の可能性を高め、一般企業に就職できるようにするための特別の能力開発訓練事業をいう。

(3) 第3セクター方式による知的障害者特別能力開発訓練事業

平成19年1月26日までの「障害者職業紹介業務取扱要領」第6章第2節に規定する「第3セクター方式による重度障害者雇用企業及び同方式による知的障害者能力

開発センター育成事業実施方針」に基づき、知的障害者の雇用・訓練について十分なノウハウを持つ民間企業と地方公共団体とが一体となって設置・運営する法人である能力開発センターが、知的障害者を対象にその特性に応じた能力開発訓練を行うことにより、基本的な生活習慣や労働習慣を確立させるとともに、企業の必要とする知識及び技能を付与するための特別の能力開発訓練事業をいう。

4 支給対象運営費

(1) 支給対象となる障害者能力開発訓練事業等の運営に要する費用（以下この節において「運営費」という。）は、次のイからホまでに定める費用の額又はその合計額とする。

- イ 障害者能力開発訓練の指導員、講師及び教務職員の謝礼金又は手当に要する費用の額
- ロ 障害者能力開発訓練に必要な能力開発訓練施設等の賃借による設置又は整備に要する費用の額
- ハ 障害者能力開発訓練に必要な教科書その他の教材に要する費用の額
- ニ 障害者能力開発訓練の指導員の研修に要する費用の額
- ホ イからニまでに掲げるもののほか障害者能力開発訓練に必要な費用の額

(2) 次に掲げる障害者能力開発訓練事業等の運営に要する費用については、支給対象とはしない。

- イ 中古製品又は自社製品の購入又は賃借に要する費用並びに認定申請事業主等を代表する者、その役員及び当該代表する者若しくは役員が代表者となる法人から購入又は賃借する費用
- ロ 支給対象事業主等、支給対象事業主等の親会社、支給対象事業主等の特例子会社又は支給対象事業主等の関連会社（事業主等を代表する者及びその役員を含む。）の所有に属する設備又は物品等の購入又は賃借に要する費用
- ハ 特例子会社とその親会社又はその関係会社から購入又は賃借する設備等に係る購入又は賃借に要する費用
- ニ 親会社とその特例子会社又はその関係会社から購入又は賃借する設備等に係る購入又は賃借に要する費用
- ホ 関係会社とその親会社又は特例子会社から購入又は賃借する設備等に係る購入又は賃借に要する費用
- ヘ 認定申請事業主等（特例子会社とその親会社又はその関係会社に工事させる場合、親会社とその特例子会社又はその関係会社に工事させる場合及び関係会社とその親会社又は特例子会社に工事させる場合を含む。）自らが施工した工事に要する費用（その事業主等を代表する者、その役員及び当該代表する者又は若しくは役員が代表者となる会社を実施する場合を含む。）

5 助成率

助成率は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 障害者能力開発訓練事業 | 4分の3 |
|-----------------|------|

このうち、前章(重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金)4の(2)に規定する特別重度障害者等を対象とする場合にあっては 5分の4

- (2) 障害者能力開発訓練事業のうち、当該事業が「重度障害者等特別能力開発訓練事業」及び「第3セクター方式による知的障害者特別能力開発訓練事業」に基づき実施されている場合(当該事業として継続して実施している間に限る。)にあっては5分の4

6 支給額等

(1) 支給額

支給額は、(3)の支給対象費用の総額に助成率を乗じて得た額とし、その額の算定は、次のとおりとする。なお、支給限度額は、(2)に定める額とする。

イ 障害者能力開発訓練事業

次の(イ)及び(ロ)により算定した額の合計額

- (イ) 1人当たりの運営費(3)の支給対象費用の合計額を障害者能力開発訓練を受講する障害者の総数で除して得た額(円未満切捨て。以下6において同じ。)に助成率(4分の3)を乗じて得た額に、当該障害者能力開発訓練を受講する障害者(特別重度障害者等を除く。)の数を乗じて得た額

- (ロ) 1人当たりの運営費に特別重度障害者等を対象とする助成率(5分の4)を乗じて得た額に、当該障害者能力開発訓練を受講する特別重度障害者等の数を乗じて得た額

ロ 重度障害者等特別能力開発訓練事業

1人当たりの運営費に助成率(5分の4)を乗じて得た額に、当該障害者能力開発訓練を受講する特別重度障害者等の数を乗じて得た額

ハ 第3セクター方式による知的障害者特別能力開発訓練事業

1人当たりの運営費に助成率(5分の4)を乗じて得た額に、当該障害者能力開発訓練を受講する知的障害者数を乗じて得た額

(2) 支給限度額

支給限度額は、次のとおりとする。

イ 障害者能力開発訓練事業

- (イ) 障害者の1人当たりの運営費に助成率(4分の3)を乗じて得た額が、1か月につき16万円を超える場合

月16万円

- (ロ) 特別重度障害者等の1人当たりの運営費に助成率(5分の4)を乗じて得た額が、1か月につき17万円を超える場合

月17万円

ロ 重度障害者等特別能力開発訓練事業

特別重度障害者等の1人当たりの運営費に助成率(5分の4)を乗じて得た額が、1か月につき17万円を超える場合

月17万円

ハ 第3セクター方式による知的障害者特別能力開発訓練事業

知的障害者の1人当たりの運営費に助成率（5分の4）を乗じて得た額が、1か月につき17万円を超える場合

月17万円

（3）支給対象費用

イ 障害者能力開発訓練事業に係る支給対象費用は、次の（イ）及び（ロ）に定める費用の額又はその合計額とする。

（イ）職員給与

① 職員基本給

指導員及び教務職員（障害者能力開発訓練事業に専任する者に限る。以下この節において同じ。）に係る俸給、扶養手当及び調整手当

② 職員諸手当

指導員及び教務職員に係る指導員手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等

③ 負担金

指導員及び教務職員に係る社会保険料等の事業主負担分

（ロ）一般管理費

① 謝金

外部講師等に対する謝金及び嘱託医に対する謝金

② 旅費

指導員及び教務職員における受講生の進路指導関係旅費、関係機関との連絡旅費並びに指導員等の研修旅費

なお、旅費は障害者能力開発訓練事業を運営する施設が定める旅費規程により算定することを原則とするが、最も経済的な通常の経路及び方法によって算定するものとする。

③ 庁費

a 教材費

障害者能力開発訓練に使用する教科書（教科書の送料を含む。訓練生に購入させる教科書代等を除く。）、掛け図等の教具、視聴覚教材等の購入代価

b 実習経費

障害者能力開発訓練の実習に使用する機械の燃料及び潤滑油、原材料、消耗品材等の購入代価

c 厚生経費

指導員、教務職員及び訓練生の健康診断等に係る代価

d 被服費

指導員に貸与する被服費及び安全靴の購入代価

e 備品費

取得価格の単価が2万円以上10万円未満であって障害者能力開発訓練に係る事務機器、物品及び図書の購入代価

f 消耗品費

障害者能力開発訓練に係る取得価格が2万円未満の物品及び比較的短期に消耗する物品（各種事務用品、新聞、定期購読雑誌）

g 印刷製本費

障害者能力開発訓練に係る募集要領、パンフレット等外注する印刷代価

h 通信運搬費

障害者能力開発訓練に係る郵便料、電信・電話料、諸物品の運搬費、及び指導員、教務職員が使用するバス、電車等の回数券購入代価

i 光熱水料

障害者能力開発訓練のために使用する電気料、ガス、水道料その他これらに関する計器使用料

j 借料及び損料

障害者能力開発訓練の事業に使用する設備、機器等の借りに伴う代価（保証金等に係る経費は除く。）、会場借上料、駐車料金

k 会議費

障害者能力開発訓練に係る外部関係者を招集する委員会、研修会等（指導員、教務員及び訓練生等の関係者を対象とする場合を除く。）における茶菓の代価（食事に関する代価は除く。）

l 燃料費

障害者能力開発訓練に係る冷暖房及び自動車等に必要な燃料購入代価

m 保険料

障害者能力開発訓練に係る火災保険料、訓練生傷害保険料及び障害者能力開発訓練のために整備した自動車損害賠償責任保険料

n 雑役務費

障害者能力開発訓練用機器及び自動車等の修繕料、保守料及び送金手数料等

o 雑費

a から n までの経費項目のいずれにも属さない費用

④ 土地建物借料

障害者能力開発訓練施設として借り上げている土地又は施設の借料（保証金及び敷金の類を除く。）

⑤ 諸税

前節に規定する助成金の支給対象となった障害者能力開発訓練施設に対する不動産取得税、固定資産税及び自動車税等

ロ 重度障害者等特別能力開発訓練事業に係る支給対象費用は、イに規定する経費のうち（ロ）の①（謝金）、②（旅費）、③（庁費）及び④（土地建物借料）とする。

ハ 第3セクター方式による知的障害者特別能力開発訓練事業に係る支給対象費用はイと同様に取り扱う。

（4）概算払

機構は、事業主等の申請に基づき、当該年度に係る運営費助成金を概算払することができる。

(5) 補助金等との調整

事業主等が、支給対象費用となる運営費に充てるため、運営費助成金に合わせ、補助金等（障害者能力開発訓練を受講する障害者から徴収する受講料等を含む。）の支給を受ける場合の運営費助成金の支給額は、支給対象運営費の額から補助金等の額を控除した額又は上記（1）の額のいずれか低い額とする。

7 受給資格の認定等

(1) 事前着手の禁止

運営費助成金の受給資格の認定を受けようとする事業主等は、運営に着手する前に、(2)に規定する事前審査を受け、及び(3)に規定する認定申請を行わなければならない。

(2) 事業計画書の事前審査等

イ 運営費助成金の申請をしようとする事業主等は、受給資格の認定申請を行う前に、当該申請に係る事業計画書を、当該申請に係る事業施設等の所在地を業務担当区域とする都道府県支部を經由して、都道府県労働局職業安定部長に提出し、当該障害者能力開発訓練の訓練計画等が厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合するかどうかについて事前審査を受けなければならない。

ロ 運営費助成金の申請をしようとする事業主等は、受給資格の認定申請を行う前に事前協議を行い、認定申請に係る事業計画書を別に定めるところにより機構に提出しなければならない。

ハ 過去に運営費助成金の支給を受けている事業主等は、受給資格の認定申請を行う前に事前協議を行い、認定申請に係る事業計画書を別に定めるところにより機構に提出することができる。

ニ 機構は、イの都道府県労働局職業安定部長に対し、運営費助成金の受給資格を認定することが適当であるか否かについての意見を求める。

ホ 機構は、事業計画書を受理したときは内容を審査し、事業計画が適当であると認められるときは、遵守すべき条件を付して「採択」と、適当でないと認められるときは「不採択」と決定する。

ヘ 機構は、事業計画の採択又は不採択の決定を行ったときは、事業計画の採択又は不採択について書面により、その旨を事業主等に通知する。

(3) 受給資格の認定申請

イ (2)のホの事業計画について機構の採択決定の通知を受けた事業主等は、機構が指定する期限までに別表1の認定申請書（様式第512号）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、認定申請添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類を添えないことができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たって、必要に応じ、事業主等に対してイに定めるもの以外の書類の提出を求めることができる。

（4）受給資格の認定

イ 機構は、認定申請書及び認定申請添付書類等を受理したとき（（3）のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は内容を審査した上、受給資格があると認めたときは（5）に定める条件を付して「認定」と、受給資格がないと認めたときは「不認定」とする。

この際、認定申請後に第3章第1節の1の（4）のイからりまでに掲げるいずれかに該当することとなった事業主等は不認定とする。

ロ 機構は、（3）のイのただし書の規定による認定申請添付書類及び（3）のロの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日までに事業主等より提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、受給資格の認定の審査を行うに当たって、機構が設置する助成審査委員会に諮らなければならない。

（イ）機構は、助成審査委員会の開催を決定したときは、その旨を事業主等に通知する。

（ロ）（イ）の通知を受けた事業主等は、助成審査委員会に出席しなければならない。

（ハ）機構は、受給資格の認定の審査を行うに当たって、助成審査委員会の審査内容を十分に勘案した上で、受給資格の認定の手続を行う。

ニ 機構は、イの認定又は不認定の決定を行ったときは、認定通知書又は不認定通知書により、その旨を事業主等に通知する。

（5）認定条件

機構は、次に掲げる事項を認定の条件とする。

イ 概算払承認申請に関すること。

事業主等は、初年度における運営費助成金について8の（1）に定める概算払承認申請を、原則として、障害者能力開発訓練事業の運営を開始してから3か月後までに行わなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

（イ）事業主等は、認定を受けた事業計画（毎年度ごとに承認を受ける概算払承認申請に係る事項を含む。）を変更する場合は、10の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

（ロ）受給資格の認定を受けた事業計画が当該認定日の前に、所定の手続を経ずに変更されていないこと。

ハ イ及びロのほか、機構が必要と認める事項

（6）認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主等が次の各号に該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

（イ）認定の取消しを申し出た場合

（ロ）偽りその他不正の行為により運営費助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

（ハ）この助成金におけるその他の申請に係る認定又はその他の障害者雇用納付金関

係助成金について不支給措置が執られた場合（8の（4）のへの規定を適用して支給決定の取消しを行った場合以外にこの助成金の支給決定日の翌日以降に該当することになった場合を除く。）

（ニ）認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

（ホ）認定を受けた後1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

（へ）その他認定を受けた者の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）により、その旨を事業主等に通知する。

ハ イの（ロ）の理由による認定の取消しとなった場合は、当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこの助成金その他の障害者雇用納付金関係助成金は支給しない。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、上記（3）及び（5）に規定する提出又は手続の期限に事業主等の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

8 支給請求等

（1）概算払承認申請

イ 機構は、運営費助成金の受給資格の認定を受けた事業主等に対して、当該年度に係る運営費助成金を四半期（3か月を一期とする。）ごとに概算払することができる。

ロ 概算払を受けようとする事業主等は、原則として、毎年度（毎年4月1日から翌年3月31日までとする。）の開始2か月前までに、別表3の運営費概算払承認申請書（様式第571号。以下「概算払承認申請書」という。）に別表4の概算払承認申請書添付書類（以下「概算払承認申請書添付書類」という。）を添付し、機構に提出しなければならない。

ハ 機構は概算払承認申請の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してロ以外の書類の提出を求めることができる。

（2）概算払承認額の決定

イ 機構は、（1）の概算払承認申請書及び概算払承認申請書添付書類を受理したときは内容を審査の上、「承認」又は「不承認」の決定をするものとする。

ロ 機構は、概算払承認申請の内容を承認し、当該年度における概算払承認額を決定したときは、次の条件を付した別表3の助成金概算払承認通知書（様式第572号。以下「概算払承認通知書」という。）により、また、不承認としたときは別表3の助成金概算払不承認通知書（様式第573号）により、その旨

を当該事業主等に通知する。

(イ) 事業計画の変更に関すること。

事業主等は、概算払承認申請の事業計画を変更する場合は、10の事業計画の変更手続等を行わなければならないこと。

(ロ) 運営費助成金の精算事務に関すること。

事業主等は、当該年度終了後、機構が指定する日までに9の運営費助成金に係る精算手続を行わなければならないこと。

(ハ) 機構は、ロにより決定した当該年度における概算払承認額を変更する必要があるときは、概算払承認額の変更を行うことができる。機構は、この場合、その理由を付した別表3の助成金変更概算払承認通知書（様式第579号）により、その旨を事業主等に通知する。

(3) 支給請求

イ 運営費助成金の概算払承認額の範囲内で支給を受けようとする事業主等は、四半期を単位として、原則として、それぞれの期の初日の2か月前までに、支給請求書（様式第526号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、支給請求添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類を添えないことができる。

なお、支給請求を行おうとする時点において、第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合は支給請求できない。

ロ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイ以外の書類の提出を求めることができる。

(4) 支給決定

イ 機構は、(3)の支給請求書及び支給請求添付書類等を受理したとき((3)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。)は内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする。

この際、事業主等が次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は不支給決定とする。

(イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主等については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主等については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

(ロ) 支給請求後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合において、支給請求が行われているが、支給決定が行われていない場合

ロ 機構は、(3)のイのただし書の規定による未提出の支給請求添付書類及び(3)のロの規定により提出を求めた書類が機構が指定する日までに事業主等より提出されない場合、不支給と決定することができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは(5)の支給条件及び12の返還の規定を付

した支給決定通知書（様式第544号）により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書（様式第545号）により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書（様式第558号）により、その旨を事業主等に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、理由を付した変更支給決定通知書（様式第546号）により、その旨を事業主等に通知する。なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、12による。

へ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたが、まだ送金をしていない場合には、機構はこの支給決定を取り消すことができる。

（5）支給条件

機構は、次に掲げる事項を支給の条件とする。

イ 事業計画の変更に関すること。

事業主等は、運営費助成金の支給を受けた後、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、10の事業計画の変更手続等を行わなければならないこと。

ロ 報告に関すること。

事業主等は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び12に定める実施状況報告を行わなければならないこと。

ハ 調査への協力に関すること。

事業主等は、機構が必要に応じて実施する障害者能力開発訓練事業実施状況及び支給対象能力開発訓練施設等の使用状況に係る調査に協力しなければならないこと。

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（6）支給請求等の委任

運営費助成金の受給資格の認定を受けた事業主等の所在する都道府県と、支給対象の障害者能力開発訓練施設の所在する都道府県が異なる事業主等にあつては、委任届（様式第550号）を提出することにより、概算払承認申請及び支給請求を支給対象能力開発訓練施設等長に委任することができる。

（7）支給の終了

イ 機構は、運営費助成金の支給を受けている事業主等が次の各号に該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降の助成金の支給を終了することができる。

（イ）運営費助成金の支給終了を申し出た場合

（ロ）偽りその他不正の行為により1回目以後の運営費助成金の支給を受けた又は2回目以後の運営費助成金の支給を受けようとした場合

（ハ）1回目の運営費助成金の支給決定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げるいずれかに該当することとなった場合

（ニ）支給条件に違反した場合（やむを得ないと事由がある場合を除く。）

(ホ) 事業主等の倒産等により、運営費助成金を支給することができなくなった場合
 (ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、運営費助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主等に通知する。
 ハ イの(ロ)の理由により支給を終了した場合は、支給終了の通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間において、当該助成金及びその他の障害者雇用納付金関係助成金について、支給を終了する。

この場合、機構は当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了の通知を行う。

ニ イの(ニ)のやむを得ない事由がある場合とは、上記8の(5)に規定する提出又は手続の期限内に事業主等の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

9 運営費助成金の精算及び確定

(1) 精算報告

概算払により運営費助成金の支給を受けた事業主等は、毎年度ごとに、別表3の助成金精算報告書(様式第574号)に別表5の精算報告書添付書類(以下「助成金精算報告書添付書類」という。)を添付し、翌年度の4月10日までに機構に提出しなければならない。

(2) 運営費助成金の確定

イ 機構は、助成金精算報告書及び精算報告書添付書類を受理したときは内容を審査し、概算払承認額の範囲内で、当該年度における運営費助成金の額を確定する。

ロ 事業主等は、確定した運営費助成金の額が支給した額を下回るときは、機構に対して、その差額を機構が指定する期日までに返納しなければならない。

この場合、事業主等は、当該助成金を金融機関に預け入れていたことにより生じた預金利息についても併せて返納しなければならない。

ハ 機構は、イにより当該年度の運営費助成金を確定した場合は、別表3の助成金確定通知書(様式第575号)及び別表3の助成金精算通知書(様式第576号)により、その旨を事業主等に通知する。

10 事業計画の変更手続等

事業主等は、事業主等が認定申請書提出後、支給決定日から起算して5年以内に、事業主等の都合により事業計画の申請内容を変更する場合は、機構に対し、その変更内容を次の各号により機構が必要と認める書類を添付し、機構に届出又は申請しなければならない。なお、事業計画の変更に伴う運営費助成金の増額は、原則として行わない。

(1) 届出(変更届)

届出は、認定申請書又は支給請求書を提出し受理された後において、認定又は支給決定前に、認定申請又は支給請求に係る7の（5）のロの（イ）に掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、別表3の助成金事業計画変更届（様式552号。以下「変更届」という。）により届け出るものであること。

この際の認定又は支給決定にあつては、当該届出の内容を含んで決定されるものであること。

（2）申請（変更承認申請書）

申請は、次の変更を行う場合に、次に定める申請期限に従って、別表3の変更承認申請書（様式第551号）により申請するものであること。ただし、申請期間内に変更承認申請を行うことができないやむを得ない理由があると機構が認める事業主等については、期間経過後においても変更承認申請を行うことができる。

イ 障害者能力開発訓練事業の変更

申請期限は、原則として、変更に係る計画に基づき障害者能力開発訓練事業を開始しようとする日の2か月前までとする。

ロ 概算払承認申請により申請した年次計画の変更

申請期限は、原則として、変更が生ずる日の前日までとする。

（3）変更承認及び通知

イ 機構は、事業主等から変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」を、変更を認めるときは「不承認」を決定する。

ロ 機構は、イの決定を行ったときは、別表3の助成金事業計画変更承認・不承認通知書（様式第553号。以下「変更承認・不承認通知書」という。）により、その旨を事業主等に通知する。

（4）事前協議及び変更承認前着手

機構は、事業主等が（1）の変更手続を行うに当たって、次の各号に掲げる事項について、事業主等に対して十分指導を行う。

イ 事前協議

事業主等が、事業計画の重大な仕様の変更等を行う場合は、変更承認申請書を提出する前に、機構に協議を行うこと。

ロ 事前着手の禁止

事業主等が事業計画の重大な仕様の変更等を行う場合は、変更承認決定後に着手すること。

11 運営費助成金の支給

運営費助成金の支給は、機構が事業主等の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

12 事業実施状況報告

運営費助成金の支給に係る事業の実施状況の報告は、毎年度ごとに第2四半期終

了後1か月以内に実施状況報告書（様式第564号）により中間報告を、また、助成金精算報告書の提出と併せて当該年度における年間報告を行わせる。

13 返還

- (1) 機構は、運営費助成金の支給を受けた事業主等が、次のいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
 - イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
 - ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合全額返還とする。
 - ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの運営費助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする
 - ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
 - ホ その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- (2) 機構は、返還の決定をしたときは、助成金返還通知書（様式第547号）により、当該事業主等に通知する。
- (3) (1)のロのやむを得ない事由がある場合とは、事業主の責めに帰することのできない理由で8の(5)のイ、ロ及び10の提出又は手続の提出又は手続の期限に遅延することとなった場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合とする。

第3節 第3種（受講）助成金

1 支給対象事業主の要件

第3種（受講）助成金（以下この節において「受講助成金」という。）は、2の支給対象障害者を雇用する事業所の事業主（以下この節において「事業主」という。）のうち、その雇用する障害者である労働者に障害者能力開発訓練（障害者能力開発訓練事業を行う事業主の実施するものであって、受講させなければ当該障害者の適正な配置が困難であると認められるものに限る。以下この節において同じ。）を受講させる事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給する。ただし、第3章第1節の1の（4）のイからりまでに掲げる事業主には支給しない。

2 支給対象障害者の要件

支給対象障害者は、第2章第1節に規定する労働者であって、かつ次の（1）から（3）までに掲げる障害者であって、当該障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させなければ当該障害者の適正な配置が困難であると認められる者とする。

- （1）身体障害者（在宅勤務者を含む。）
- （2）知的障害者（在宅勤務者を含む。）
- （3）精神障害者（在宅勤務者を含む。）

3 助成率

助成率は、4分の3とする。

4 支給額等

（1）支給額

支給額は、2の支給対象障害者に障害者能力開発訓練を受講させるために必要な費用（4において「支給対象費用」という。）に助成率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。なお、支給限度額は、支給対象障害者1人当たり1か月8万円とする。

（2）支給対象費用

支給対象費用は、支給対象障害者の雇用の継続を図ることを目的として、障害者能力開発訓練を受講させている期間について、当該支給対象障害者に対して支払われる賃金の額とする。

（3）補助金等との調整

事業主が、当該支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、国、地方公共団体その他独立行政法人等の公共機関から補助金等（以下「補助金等」という。）の支給を受ける場合の受講助成金の支給額は、（2）の支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に助成率を乗じて得た額又は（1）の額のいずれか低い額とする。

5 受給資格の認定等

（1）支給資格の認定申請

- イ 受講助成金の支給資格の認定を受けようとする事業主は、原則として、支給対象障害者に受講させようとする障害者能力開発訓練が開始される日の前日から起算して2か月前の応当日から障害者能力開発訓練等が開始された日の翌日から起算して3か月後の応当日までに、認定申請書（様式第5 1 3号）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、認定申請添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類を添えないことができる。
- ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイ以外の書類の提出を求めることができる。

（2）支給資格の認定

- イ 機構は、（1）の認定申請書及び認定申請添付書類等を受理したとき（（1）のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は、機構が内容を審査し、支給資格があると認めるときは（3）に定める認定条件を付して「認定」と、支給資格がないと認めるときは「不認定」と決定する。
この際、認定申請後に第3章第1節の1の（4）のイからりまでのいずれかに該当することとなった事業主は不認定と決定する。
- ロ 機構は、（1）のイのただし書の規定による認定申請添付書類及び（1）のロの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日までに事業主より提出されない場合、不認定とすることができる。
- ハ 機構は、イの認定又は不認定の決定を行ったときは、認定通知書（様式第5 4 1号）又は不認定通知書（様式第5 4 2号）により、その旨を事業主に通知する。

（3）認定の条件

機構は、次に掲げる事項を認定の条件とする。

- イ 支給請求に関すること。
事業主は、初回の支給請求については、支給資格の認定日から起算して1年以内に支給請求書を機構へ提出し、受理されなければならないこと。
- ロ 事業計画の変更に関すること。
事業主は、支給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、7の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。
- ハ 事業主は、労働者として雇い入れる又は継続して雇用する2に掲げる支給対象障害者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備保管すること。
- ニ イ及びハマまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（4）認定の取消し

- イ 機構は、支給資格の認定を受けた事業主が次の各号に該当する場合は、当該支給資格の認定を取り消すことができる。
 - （イ）認定の取消しを申し出た場合
 - （ロ）偽りその他不正の行為により受講助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

- (ハ) この助成金におけるその他の申請にかかる認定又はその他の障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合（6の（2）のへの規定を適用して支給決定の取消しを行った場合以外にこの助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除く。）
- (ニ) 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
- (ホ) 認定を受けた後1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の（4）のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合
- (ヘ) その他認定を受けた者の責めに帰すべき事由がある場合
- ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第543号）、その旨を事業主に通知する。
- ハ イの（ロ）の理由による認定の取消しとなった場合は、当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこの助成金その他の障害者雇用納付金関係助成金は支給しない。
この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。
- ニ イの（ニ）のやむを得ない事由がある場合とは、上記5の（3）に規定する提出又は手続の期限に事業主の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合であって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

6 支給請求等

(1) 支給請求

- イ 受講助成金の支給を受けようとする事業主は、原則として、受給資格の認定に係る起算日から起算して6か月ごと（以下この節において「支給請求対象期間」という。）に、当該支給請求対象期間を経過する日の属する月の翌月末までに、支給請求書（様式第527号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、支給請求添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあつては、当該書類を添えないことができる。なお、支給請求対象期間内を通じて4の支給対象となる措置が行われなかった場合は、当該支給請求対象期間に係る支給請求はできない。この場合、当該支給請求対象期間の支給請求書の提出に代えて、支給対象措置の不実施等に関する届出（様式第557号。以下この章において「不実施届」という。）を機構に提出しなければならない（不実施届を機構に提出した場合であっても、6の（3）イの適用を受けることとする。）。また、認定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでのいずれかに該当する場合は支給請求できない。
- ロ 機構は、支給請求書の審査に当たって、必要に応じ、事業主に対してイに定めるもの以外の書類の提出を求めることができる。
- ハ 認定あるいは支給に係る事業計画の変更（変更承認申請が必要な変更を除く。）

を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次のことをいう。

- (イ) 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名及び事業所所在地の表記の変更
- (ロ) 事業主の合併、統廃合、事業の譲渡等に伴う事業主名、代表者又は事業主所在地の変更
- (ハ) 支給対象障害者の転勤又は出向等勤務形態の変更に伴う事業所名又は事業所所在地の変更
- (ニ) 助成金振込先の変更（2回目以降の支給請求時に限る。）

(2) 支給決定

イ 機構は、(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等を受理したとき（(1)のイのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は内容を審査の上、「支給」又は「不支給」の決定をする。

この際、事業主が次の各号に該当する場合は、不支給決定とする。

- (イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）
- (ロ) 支給請求後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでのいずれかに該当することとなった時点において支給請求が行われているが、支給決定が行われていない場合

ロ 機構は、(1)のイのただし書の規定による未提出の支給請求添付書類及び(1)のロの規定により提出を求めた書類が、機構が指定をする日までに事業主より提出されない場合、不支給と決定することができる。

ハ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び10の返還の規定を付した支給決定通知書（様式第544号）により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書（様式第545号）により、支給決定の取消しをしたときは支給決定取消通知書（様式第558号）により、その旨を事業主に通知する。

ニ 機構は、支給の決定をした受講助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、理由を付した変更支給決定通知書（様式第546号）により、その旨を事業主に通知する。なお、機構は、受講助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により受講助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ホ ニにより支給済みの受講助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、10による。

ヘ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたがまだ送金していない場合には、機構はこの支給

決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次に掲げる事項を支給の条件とする。

イ 受講助成金の不支給に関すること。

支給対象期間経過後1か月以内に支給請求書が提出されない場合は、当該支給対象期間に係る受講助成金は支給しないこと。また、2回目以降の支給請求について、それぞれの支給請求対象期間が終了した日の翌日から起算して13か月以内に支給請求書が提出されない場合は、以後の助成金は支給しないこと。

ロ 支給対象障害者の雇用継続に関すること。

受講助成金の支給を受けた事業主は、支給対象障害者を障害者能力開発訓練の終了日から1年以上の期間、引き続き雇用しなければならないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、受講助成金の支給を受けた後、支給資格の認定を受けた事業計画に変更が生じる場合は、7の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ニ 報告に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び9に定める事業の実施状況の報告を行わなければならないものであること。

ホ 調査への協力に関すること。

事業主は、機構が必要に応じて実施する支給対象障害者の障害者能力開発訓練の受講状況及びその支給対象障害者に対する賃金の支払状況等に係る調査に協力しなければならないこと。

ヘ イからホに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給の終了

イ 機構は、受講助成金の支給を受けている事業主が次の各号に該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降の助成金の支給を終了することができる。

(イ) 受講助成金の支給終了を申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により1回目以後の受講助成金の支給を受けた又は2回目以後の受講助成金の支給を受けようとした場合

(ハ) 1回目の受講助成金の支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合

(ニ) 支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ホ) 事業主の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合

(ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受講助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(ロ)の理由により支給を終了した場合は、支給終了の通知書を発出した日の翌日から3年経過後の応当日までの期間において、当該助成金及びその他の障害者雇用納付金関係助成金について、支給を終了する。

この場合、機構は当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終

了の通知を行う。

ニ イの（ニ）のやむを得ない事由がある場合とは、（3）に規定する提出又は手続の期限に事業主の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

7 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後、事業主の都合により事業計画の申請内容を変更する場合は、機構に対し、その変更内容により、次の（1）又は（2）により機構が必要と認める書類を添付し、機構に届出又は申請しなければならない。

（1）届出（変更届）

届出は、認定申請書又は支給請求書を提出し受理された後において、認定又は支給決定前に、認定申請又は支給請求に係る6の（3）のハに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届（様式第552号）により届け出るものであること。

この際の認定又は支給決定にあっては、当該届出の内容を含んで決定されるものであること。

（2）申請（変更承認申請書）

申請は、認定から支給請求（支給請求に併せてこの申請をすることはできない。）まで、又は最終の支給決定から13の障害者助成事業実施状況報告書（以下9において「実施状況報告書」という。）の提出までの期間に応じて、次のイ又はロに掲げる変更を行う場合に、イ又はロに定める申請期限にしたがって、変更承認申請書（様式第551号）により申請するものであること。

イ 認定から最終の支給請求に係る支給決定までの期間

受講助成金の支給対象障害者が受講する能力開発訓練施設、受講する訓練科目、訓練実施期間等を変更する場合は、変更が生じたときに申請を行う。

ロ 最終の支給決定日から13の障害者助成事業実施状況報告書までの期間

支給対象障害者の転勤若しくは勤務形態の変更、事業主の合併若しくは統廃合又は事業主の事業の譲渡等に伴う変更をする場合は、変更が生じたときに申請を行う。

（3）変更決定及び通知

イ 機構は、事業主から変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」を、変更を認めることができないときは「不承認」を決定する。

ロ 機構は、イの決定を行ったときは、変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主に通知する。

8 助成金の支給

受講助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

9 事業実施状況報告

- (1) 事業主は、受講助成金の支給に係る障害者能力開発訓練の受講等の実施状況報告をしなければならない。
- (2) 実施状況報告は、実施状況報告書（様式第561号）により、障害者能力開発訓練の終了日から起算して1年経過後、1か月以内に行うものとする。
- (3) 支給に係る事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名及び事業所所在地の表記の変更をしている場合の実施状況報告書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

10 返還

- (1) 機構は、運営費助成金の支給を受けた事業主が、次のいずれかに該当する場合は、機構が別に定める債権管理に関する件により、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
 - イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。
 - ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。
 - ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの運営費助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
 - ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。
 - ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額又は一部返還とする。
- (2) 機構は、返還の決定をしたときは、助成金返還通知書（様式第547号）により、当該事業主に通知する。
- (3) (1)のロの理由による返還となった場合は、次のイからハに掲げる措置を併せて行うことができる。
 - イ (2)の助成金返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金その他障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。
この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については当該助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。
 - ロ 事業主の名称等を公表すること。
 - ハ 延滞金を徴収すること。
- (4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、事業主の責めに帰することのできない理由で6の(3)のハ、ニ又は7の提出又は手続の期限に遅延した場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合とする。

11 認定申請及び支給請求の委任

- (1) 助成金の認定又は支給を受けようとする事業主（法人である場合に限る。）は、別表3の委任届（様式第550号）を機構に提出することにより、認定申請又は支給請求を事業主以外の者に委任することができる。
- (2) (1)について認定申請又は支給請求の委任を受ける者は、当該法人の役員又は支給対象障害者を雇用する事業所の長とする。

第4節 第4種（グループ就労訓練請負型）助成金

1 支給対象事業主等の要件

第4種（グループ就労訓練請負型）助成金（以下この節において「グループ就労訓練請負型助成金」という。）は、規則第22条の3第1項第4号に該当する事業主等（以下本節、次節及び第6節において「事業主等」という。）のうち、支給対象障害者（労働者（規則第18条第1項に規定する労働者をいう。以下「雇用率の対象となる労働者」という。）であるものを除く。以下この節から第6節及び第7節において「障害者グループ」という。）の受入れ（障害者を雇用することを除く。以下次節、第6節及び第7節において同じ。）を行う事業主等（当該事業主等を除く。以下この節において「受入事業主」という。）の事業所で就労することを通じて事業主等又は受入事業主のいずれか（以下「いずれかの事業主」という。）に雇用率の対象となる労働者として雇用されるための規則第22条の3第1項第4号に規定する教育訓練（以下「グループ就労訓練」という。）の事業を行う事業主等（当該事業を適正に行うことができると認められるものに限る。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。

この場合、「グループ就労訓練」とは、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練であり、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合する教育訓練をいい（以下次節、第6節及び第7節において同じ。）、事業主等とは、次の（2）の事業主等を除き、次の（1）のイからホまでの全ての要件を満たすものとする。

（1）支給対象事業主等となる要件

イ 法人格を有すること。

ロ 2の（1）に掲げる請負に係る事業の実施に当たっては、職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定その他労働に関する法律の規定等に基づき、適正に行う事業主等であること。

ハ 定款において障害者の雇用の促進に係る事業等就労支援を実施することが規定されている事業主等であること。

この場合において、次の（イ）又は（ロ）に該当している場合は、就労支援が規定されている事業主等とみなす。

（イ）認定申請時において定款に当該規定がない場合であっても、理事会において当該規定に係る定款の変更について議決され、当該議決について議事録に明記されている場合

（ロ）定款において、指定障害福祉サービスに該当する就労移行支援の事業を行うことが規定されている場合、認定申請時に当該規定がない場合であっても理事会において当該規定に係る定款の変更について議決され、当該議決について議事録に明記されている場合又は支給対象法人が社会福祉法人である場合であって、定款には就労移行支援事業の記載はないが、都道府県知事から指定障害福祉サービス事業者指定され、かつその事業の種類が就労移行支援事業であることが証明できる場合

ニ 役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定その他別表の2に定める

労働に関する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下この節において「暴力団対策法」という。）の規定（同法第48条の規定を除く。）により、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者のいないこと。

ホ 法の規定その他別表の1に定める労働に関する法律の規定又は出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の規定及び同項の規定に係る同法第76条の2の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない法人ではないこと。

- (2) 第3章第1節の1の(4)のイからリまでに掲げる事業主又は事業主の団体は、支給対象事業主等としない。

2 支給対象となるグループ就労訓練の要件

グループ就労訓練請負型助成金の支給対象となるグループ就労訓練は、1に定める支給対象事業主等の行う事業であって、次の(1)から(5)までの全てを満たすものとする。なお、事業の実施に当たっては、運営管理者（グループ就労訓練の事業を統括する者であって、当該事業の責任者をいう。以下同じ。）を選任しなければならない。

- (1) 事業主等が企業から業務を請け負い、障害者グループに企業内で当該業務の就労を通じた訓練を受講させ、雇用率の対象となる労働者への移行を促進するための事業とする。
- (2) 障害者グループの1単位（以下「1ユニット」という）の障害者の数は、3人以上5人以下とする。なお、当該ユニットにおける障害者の入替え又は追加については事業主等の責めに帰すべき理由でない場合を除き、原則としてこれを認めない。
- (3) ユニットは、そのユニットごとに同一の事業所において訓練を行わなければならない。
- (4) 事業を行う事業主等と支給対象障害者とは、事業主等の実施するグループ就労訓練の受講に関する受講契約書を締結するものとする。ただし、事業主等が社会福祉法人等であって、当該グループ就労訓練の受講生が、当該社会福祉法人が運営する社会福祉法に基づく授産施設等の利用者である場合にあつて、当該法人との当該施設等の利用契約書がある場合はこれによるものとする。
- (5) 障害者が、現に職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する委託訓練（以下「委託訓練」という。）又は雇用対策法（昭和41年法律第132号）第18条第5号の求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）の対象となっている場合はグループ就労訓練の受講生とすることはできない。

3 支給対象障害者の要件

グループ就労訓練請負型助成金の支給対象となる障害者は、次に掲げる者（雇用率の対象となる労働者である者を除く。）とする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

4 訓練担当者の要件等

- (1) 訓練担当者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

イ 障害者の就労支援について一定の実績をもつ法人において、障害者の就労支援に関する業務経験が1年以上ある者

この場合、「障害者の就労支援に係る業務経験が1年以上ある者」とは、就労支援等を実施する機関、医療・保健・福祉・教育機関、障害者団体、障害者雇用事業所等において、障害者の就職又は雇用の継続のために行う次の業務を1年以上行った経歴がある者をいうものとする。

- (イ) 職業指導、作業指導等に関する業務
- (ロ) 社会復帰、職場復帰の支援に関する業務
- (ハ) 障害者の雇用管理等に関する業務

ロ 次の研修を修了した者

(イ) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき法第19条第1項第1号の障害者職業総合センター及び同項第3号の地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）が規則第20条の2の3第2項第1号に規定する第1号職場適応援助者の養成のための研修として行う第1号職場適応援助者養成研修若しくは第1号職場適応援助者支援スキル向上研修（機構が平成17年9月30日以前に実施した「職場適応援助者養成研修」を含む。）又は同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修

(ロ) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域センターが規則第20条の2の3第3項第1号に規定する第2号職場適応援助者の養成のための研修として行う第2号職場適応援助者養成研修又は第2号職場適応援助者支援スキル向上研修及び規則第20条の2の3第3項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修

- (2) 障害者の就労支援について一定の実績をもつ法人とは、次のイからニまでのいずれかを満たす法人とする。

イ 障害者就業・生活支援センターの指定を受けた法人

ロ 指定障害福祉サービスに該当する就労移行支援の事業を行う法人

ハ 当該法人の訓練を受けた障害者で就職した者が過去3年間で10人以上であり、かつ当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で20件以上であるか、又は当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で20名以上であること。

この場合、「就職した者」とは、事業主等との雇用関係が成立した者（ただし、

1か月未満の有期雇用を除く。）をいう。

「職場実習」とは、就職を目指す上で必要とされる基本的労働習慣の確立、職場への適合性の見極め等を目的として、事業所において、3日以上実施されるものを行い、職場見学、集団で実施される職場体験は含まない。

ニ 指定障害福祉サービスに該当する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援をいう。）の事業を行う法人その他これに類する法人であって、障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

この場合、「これに類する法人」とは、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者授産施設（入所）、知的障害者授産施設（通所）、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設又は精神障害者福祉工場を運営する社会福祉法人をいう。

「障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人」とは、施設外授産活動（授産施設に通所（入所を含む。）する者が、授産施設に作業を発注する企業等の事業所において行う授産活動をいう。）その他企業等の事業所における実習又は生産活動の活用により障害者の雇用の促進を図る事業について実績を有する法人をいう。

(3) 次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

イ 法人の代表者若しくは役員等、学生（昼間において授業を受ける者に限る。）、家事使用人又は事業主等と同居の親族（ただし、雇用保険の適用を受ける者についてはこの限りではない。）が訓練担当者となる場合

ロ 訓練担当者が、次の各号に掲げる助成金を受けて配置している者の業務を兼務する場合

(イ) 第6章第1節の第1号職場適応援助者助成金

(ロ) 第2節の第2種（運営費）助成金

ハ 訓練担当者が、法第27条に規定する障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者又は生活支援担当者（国等の委託費及び補助金等で人件費が支弁されている者に限る。）を兼務する場合

(4) 事業主等は、1ユニットにつき1人の専任の訓練担当者を置かなければならない。この場合において、「専任」とはグループ就労訓練にかかる業務のみを行うことをいい、グループ就労訓練を行う上で必要な業務であるグループ就労訓練に付随する業務を含む。

5 副訓練担当者の選任等

(1) 運営管理者は、訓練担当者を補佐する副訓練担当者（原則として、4の(1)に定める訓練担当者の要件を満たさない者であっても差し支えないものとする。ただし、訓練担当者の要件を満たさない副訓練担当者のみで訓練を実施した日については、助成金を支給しない。以下同じ。）を選任しなければならない。

(2) 副訓練担当者は、訓練担当者の指示のもとグループ就労訓練の事業を補佐する

ほか、訓練担当者が休暇等により不在の場合は、訓練担当者の指示に従い、障害者グループの訓練を実施しなければならない。

(3) 副訓練担当者は、運営管理者と兼任することができるものとする。

6 訓練時間及び訓練期間等

(1) グループ就労訓練請負型助成金の支給対象となる教育訓練の訓練時間は1人当たり、3か月間につき、120時間（週10時間）以上、雇用率の対象となる労働者の労働時間未滿とし、訓練期間は1人当たり3か月以上3年以内とする。

この場合において、雇用率の対象となる労働者の労働時間とは、週20時間を基準とすること。

(2) 障害者グループのうち、初めて訓練を開始した日から起算して3年後の応当日以降は、同一の事業主等が実施するグループ就労訓練の対象にはしないものとする。

7 助成率

助成率は、4分の3とする。ただし、8の(1)のロの場合を除く。

8 支給額等

(1) 支給額

イ 訓練担当者の配置に要する費用

訓練担当者の配置に要する費用に係る支給額は、専任の訓練担当者の配置に要した次の(2)のイの支給対象費用に助成率を乗じて得た額（円未滿切捨て）とし、支給限度額は、訓練担当者1人当たり1か月24万円とする。ただし、1事業主等当たり2ユニットを限度とする。

ロ 受入事業主に対して支払う費用

受入事業主に対して事業主等が支払う費用に係る支給額は、事業主等が受入事業主に支払った次の(2)のロの支給対象費用相当額とする。

なお、支給限度額は、グループ就労訓練を行った日数に日額2千5百円を乗じて得た額とする。ただし、その額が1か月につき5万円を超えるときは5万円を限度とする。

(2) 支給対象費用

支給対象費用は次により算定した額とする。

イ 上記(1)のイに係る費用

(イ) 訓練担当者が、支給期間の各月に2の(1)に定めるグループ就労訓練に係る訓練の業務を行った場合に、次により算定する訓練担当者に対して通常支払われる賃金の額とする。

① 訓練担当者に通常支払われる賃金の額は、支給期間の最終月において訓練担当者に支払われる賃金のうち、労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる労働基準法施行規則第19条第1項各号の金額（円未滿切捨て）に、当該訓練担当者の月の所定労働時間数（月により所定労働時間数が異なる場合は、1年間の1か月平均所定労働時間数）を乗じて得た額（円未滿切捨て）とする。

- ② 支給期間の各月において、訓練担当者に支払われた賃金のうち、欠勤又は早退遅刻等による賃金の減額控除がある場合及び労働基準法施行規則第19条第1項各号の金額の基礎となる賃金に変動がある場合（基本給部分の賃金額についてのみ変動がある場合を除く。）は、前項の規定に関わらず、支給期間の各月に支払われる賃金をもって当該月の労働基準法施行規則第19条第1項各号の金額を算定する。
- ③ 支給期間の各月において、訓練担当者に支払われた賃金のうち、欠勤又は早退遅刻等による賃金の減額控除がある場合は、これに相当する額を差し引いて労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる金額を算定する。
- (ロ) 訓練担当者の配置に係る支給対象費用を算定する月は、支給期間の各月の訓練担当者の出勤割合（当該月の所定労働日数に占める出勤日数の割合。以下同じ。）が6割以上あり、かつ、障害者グループに属する障害者1人以上に対して訓練を実施した日数（4の（1）に定める訓練担当者の要件を満たさない副訓練担当者が、訓練担当者に代わり訓練を実施した日数は除く。）の割合が6割以上ある月とする（機構がやむを得ないと認めた場合を除く。）。ただし、支給期間の各月の途中で訓練担当者が変更され、それぞれの訓練担当者の出勤割合が6割未満の場合は、それぞれの訓練担当者の合計の出勤割合が6割以上であれば、出勤割合が6割以上ある月とみなす。なお、この場合、1日の所定労働時間の半分以上勤務した日は、出勤日として取り扱う。また、次の①から⑤までに掲げる日は出勤日として取り扱うが、①から⑤までに掲げる理由により全休した月は、出勤割合を満たさないものとして取り扱う。
- ① 労働基準法第39条に基づく年次有給休暇、同法第65条に定める産前産後の休業により休んだ日
 - ② 人工透析のため勤務することができなかつた日及び精神障害者にあつては主治医が指定する日に通院した日
 - ③ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める休業により休んだ日
 - ④ 業務上の負傷又は疾病による療養のために休業した日
 - ⑤ 慶弔による休暇、夏季休暇といった特別休暇等であつて、就業規則又は雇用契約書等において公休日に準じた取扱いとする旨が明記されている休暇により休んだ日
- (ハ) 支給期間の各月の途中で訓練担当者が変更された場合は、変更前又は変更後のいずれかの訓練担当者が（ロ）の出勤割合を満たしているときはその満たしている訓練担当者の賃金を、また、いずれの訓練担当者も出勤割合を満たしていないときは、いずれか高い賃金を通常支払われる賃金の額とする。
- ロ 上記（1）のロに係る費用
- (イ) 受入事業主に対して支払う費用とは、原則として、グループ就労訓練のために受入事業主から、土地、建物及び機器の貸与を受けたことに係る代償費をいう。
- (ロ) 受入事業主に対して支払う費用は、当該支払について、受入事業主と事業主等

の間で、当該支払う費用等について契約（「覚え」を含む。）が締結されている費用であり、請負契約書において、これを規定する場合は当該金額等が明記された請負契約書によらなければならないものとする。

- (ハ) 受入事業主に対して支払う費用は、原則として受入事業主が請求する請求書に基づいて銀行振込により支払う。ただし、請負契約により、請負料を受けている事業主等である場合にあって、当該請負料の中で当該費用を精算することとしている事業主等は、各月又は各日の当該請負料の精算書において、当該費用に係る助成金の支給対象額が精算されているものとする。

(3) 補助金等との調整

訓練担当者の人件費が補助金等により支弁されている場合は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に助成率を乗じて得た額又は(1)のイのいずれか低い額とし、受入事業主に対して支払う費用に合わせ補助金等の支給を受ける場合の支給額は、(1)のロの支給額から当該補助金等の額を控除した残りの額とする。

9 支給期間等

(1) 支給期間

イ 支給期間は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。年度の中途からグループ就労訓練を初めて実施した場合は、その日の属する年度を1回目の年度とする。以下次節及び第6節において同じ。）を単位として、当初は2年度までとする。その期間内にユニットから1人以上、公共職業安定所又は職業紹介事業者（職業安定法第4条第7項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。）を通じていずれかの事業主等において雇用率の対象となる労働者へ移行した場合には、当該ユニットは3年度も支給期間とする。

ロ 3年度目にユニットから1人以上、公共職業安定所又は職業紹介事業者を通じていずれかの事業主等の雇用率の対象となる労働者へ移行した場合には、当該ユニットはその次の年度も支給期間とし最大で訓練開始日から起算して4年度目の末日までとする。

ハ 事業主等において雇用率の対象となる労働者へ移行する場合、次についても、当該年度において移行したものとみなす。

(イ) 障害者試行雇用（以下「トライアル雇用」という。）を経て当該年度中に雇用される場合

(ロ) 委託訓練を経て当該年度中に雇用される場合

(ハ) 職場適応訓練を経て当該年度中に雇用される場合（ただし、受講生が受入事業主等の事業所で雇用率の対象となる労働者に移行する場合は、グループ就労訓練の訓練職種と異なる職種の職場適応訓練が実施される場合であって、公共職業安定所長がその必要性を慎重に判断した上で受講指示、受講推薦が行われた場合に限る。）

(ニ) 各年度の3月1日から同月末日までに、公共職業安定所又は職業紹介事業者を通じて雇用率の対象となる労働者へ移行することが決定し、翌年度の4月末日ま

でに履行された場合

ニ ここでいう「いずれかの事業主等」には、グループ就労訓練事業を実施する事業主等が含まれるが、この場合の支給期間は、次のとおりとする。

(イ) 当初は2回目の年度末までを支給期間とする。

(ロ) その2年度のうちに、1ユニットにつき1人以上、当該グループ就労訓練事業を実施する事業主等に雇用率の対象となる労働者として雇用された場合には、当該ユニットについて、3年度目の継続受給を可能とする。

(ハ) 3年度目に、1ユニットにつき1人以上、当該グループ就労訓練事業を実施する事業主等以外の事業主に雇用率の対象となる労働者として雇用された場合に、当該ユニットについて、次年度の継続受給を可能とし最大で訓練開始日から起算して4年度目の末日までを支給期間とする。

(2) 支給期間中の障害者グループの人数

イ 支給期間中に障害者グループの人数が1ユニットにつき、3人を下回った期間がある場合には、その期間については、当該ユニットに係る助成金は支給しないものとする。

ロ 支給期間から除外する期間とは、障害者が3人を下回った月から、3人を満たすこととなった月までの期間とする。

この場合、3人を下回ることとなった月とは、月の初日から末日までの間の訓練予定時間の6割以上を受講した障害者の人数が3人を下回った月とする。

ハ 障害者が3人を下回ることとなった理由が、受入事業主の都合、受講する障害者の体調不全等、事業主等の責めに帰すことができない理由等である場合は、支給期間の除外を2か月間猶予する。

ニ ユニットに属する障害者のうち、公共職業安定所又は職業紹介事業者を通じいずれかの事業主等において雇用率の対象となる労働者へ移行した障害者がいる場合には、当該年度中は当該移行した障害者は当該ユニットの構成員としてみなすものとする。なお、この場合にあつては、グループ就労訓練中のユニットに属する障害者が1人以上いる場合に限るものとする。

ホ 上記ニの雇用率の対象となる労働者に移行するため、グループ就労訓練終了後にトライアル雇用、委託訓練又は職場適応訓練（（1）のハの（ハ）による場合に限る。以下「トライアル雇用等」という。）を行う場合は、当該年度の当該トライアル雇用等の期間中は、当該ユニットの構成員としてみなす。

10 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ グループ就労訓練請負型助成金の受給資格の認定を受けようとする事業主等は、原則として、支給対象となるグループ就労訓練を開始しようとする2か月前までに、認定申請書（様式第518号）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、認定申請添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあつては、当該書類を添えないことができる。なお、この場合、（4）のイの（ロ）の②及び③により、認定取消しを受けた事業主等につい

ては、認定取消しを受けた日の属する年度の翌年度以降でなければ、認定申請をすることはできないものとする。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してイ以外の書類の提出を求めることができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、(1)の認定申請書及び認定申請添付書類等を受理したとき（(1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は内容を審査し、受給資格があると認めたときは(3)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格がないと認めたときは「不認定」と決定する。

この際、認定申請後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでのいずれかに該当することとなった事業主等は不認定と決定する。

ロ 機構は、(1)のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び(1)のロの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日までに事業主等から提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定の決定を行ったときは、別表3の助成金受給資格認定通知書（様式第541号）又は別表3の助成金受給資格不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主等に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次に掲げる事項を認定の条件とする。

イ 請負事業に関すること。

事業主等は、請負に係る事業の実施に当たっては、職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定等に基づき、適正に行わなければならないこと。

ロ 支給請求に関すること。

事業主等は、初回の支給請求については、受給資格の認定日から起算して1年以内に支給請求書を提出し、受理されなければならないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

事業主等は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、12の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 認定の取消要件

機構は、受給資格の認定を受けた事業主等が次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 受給資格の認定に関する次のいずれかに該当する場合

① 認定の取消しを申し出た場合

② 偽りその他不正の行為によりグループ就労訓練請負型助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

③ この助成金におけるその他の申請に係る認定又はその他障害者雇用納付金関係助成金について不支給措置が執られた場合(11の(2)のトの規定を適用し支給決定の取消しを行った場合以外にこの助成金の支給決定日の翌日以降に

該当することとなった場合を除く。）

- ④ 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
 - ⑤ 認定を受けた後1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の（4）のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合
 - ⑥ その他認定を受けた者の責めに帰すべき事由がある場合
- （ロ）支給資格の認定を受けた事業主等が次のいずれかに該当する場合
- ① 1の（1）に掲げる事業主等の要件に該当しなくなった場合
 - ② 1年度及びその翌年度のうちに、ユニットから公共職業安定所又は職業紹介事業者を通じて、いずれかの事業主等において1人以上の障害者を雇用率の対象となる労働者へ移行させられない場合
 - ③ 3年度以降において、1年度のうちに、ユニットから公共職業安定所又は職業紹介事業者を通じて、いずれかの事業主等において1人以上の障害者を雇用率の対象となる労働者へ移行させられない場合

ロ 機構は、支給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書により、その旨を事業主等に通知する。

ハ イの（イ）の②の理由による認定の取消しとなった場合は、当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこのグループ就労訓練請負型助成金その他の障害者雇用納付金関係助成金は支給しない。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ニ イの（イ）の④のやむを得ない事由がある場合とは、上記（1）及び（3）に規定する提出又は手続の期限に事業主等の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。なお、機構はその指定する日までに当該書類が提出されない場合、不支給と決定する。

11 支給請求等

（1）支給請求

イ グループ就労訓練請負型助成金の支給請求の開始月は、認定に係る訓練を初めて実施した日の属する月の翌月からとする。

ロ グループ就労訓練請負型助成金の支給請求は、年度ごとに4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間をそれぞれ支給期間の単位とし、当該支給期間の単位内において実施したグループ就労訓練について、それぞれの期間経過後1か月以内に支給請求書（様式第539号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、支給請求添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあつては、当該書類を添えないことができる。なお、認定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合は支給請求で

きない。

ハ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主等に対してロ以外の書類の提出を求めることができる。

ニ 認定あるいは支給に係る事業計画の変更（変更承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次のことをいう。

（イ）事業主等名、代表者、事業主等所在地、事業所名及び事業所所在地の表記の変更

（ロ）助成金振込先の変更（2回目以降の支給請求時に限る。）

（ハ）運営管理者の変更

（2）支給決定

イ 機構は、（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等を受理したとき（（1）のロのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は内容を審査の上、支給請求書に係る期間に応じ、次に定める期間までに「支給」及び「不支給」を決定する。

（イ）4月1日から9月30日までの期間

12月31日までの期間

（ロ）10月1日から翌年3月31日までの期間

6月30日までの期間

ロ この際、事業主等が次に該当する場合は、不支給決定とする。

（イ）支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主等については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主等については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主等であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

（ロ）支給請求後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合において支給請求が行われているが、支給決定が行われていない場合

（ハ）その他支給対象事業主等、支給対象グループ就労訓練、支給対象障害者、訓練担当者、副訓練担当者、訓練時間又は訓練期間の要件に適合していない場合

ハ 機構は、（1）のロのただし書の規定による未提出の支給請求添付書類及び（1）のハの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日までに事業主等より提出されない場合、不支給と決定することができる。

ニ 機構は、支給の決定をしたときは（3）の支給条件及び14の返還の規定を付した支給決定通知書により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書により、その旨を事業主等に通知する。

ホ 機構は、支給の決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、理由を付した変更支給決定通知書により、その旨を事業主等に通知する。なお、機構は、助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

へ ホにより支給済みの助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、14による。

この際、機構は、支給決定取消通知書（様式第583号）により、当該事業主等に通知する。

ト 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたがまだ送金をしていない場合には、機構はこの支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次の事項を支給の条件とする。

イ 請負事業に関すること。

事業主等は、請負に係る事業の実施に当たっては、職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定等に基づき、適正に行わなければならないこと。

ロ 助成金の不支給に関すること。

支給請求対象期間経過後1か月以内に支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係る助成金は支給しないこと。また、2回目以降の支給請求について、それぞれの支給請求対象期間が終了した日の翌日から起算して13か月以内に支給請求書が提出されない場合は、以後の助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

事業主等は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、12の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ニ 調査への協力に関すること。

事業主等は、法第52条第2項に規定する資料の提出並びに機構が必要に応じて実施するグループ就労訓練の実施状況等についての調査に協力しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給の終了

イ 機構は、グループ就労訓練請負型助成金の支給を受けている事業主等が次の各号に該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降のグループ就労訓練請負型助成金の支給を終了することができる。

(イ) グループ就労訓練請負型助成金の支給終了を申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により1回目以後のグループ就労訓練請負型助成金の支給を受けた又は2回目以後のグループ就労訓練請負型助成金の支給を受けようとした場合

(ハ) 1回目のグループ就労訓練請負型助成金の支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまで)のいずれかに該当することとなった場合

(ニ) 支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ホ) 事業主等の倒産等により、グループ就労訓練請負型助成金を支給することができなくなった場合

(へ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、事業主等の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、グループ就労訓練請負型助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主等に通知する。

ハ イの(ロ)の理由により支給を終了した場合は、支給終了の通知書を発出した日の翌日から3年経過後の応当日までの期間において、当該助成金及びその他の障害者雇用納付金関係助成金について、支給を終了する。

この場合、機構は当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了の通知を行う。

ニ イの(二)のやむを得ない事由がある場合とは、(3)に規定する提出又は手続の期限に事業主等の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

12 事業計画の変更手続等

事業主等は、認定申請書提出後及び認定決定の後、事業主等の都合により事業計画を変更する場合は、機構に対し、その変更内容により、次の(1)又は(2)により機構が必要と認める書類を添付し、機構に届出又は申請しなければならない。

(1) 届出（変更届）

届出は、認定申請書又は支給請求書を提出し受理された後において、認定又は支給決定前に、認定申請又は支給請求に係る10の(3)のハ又は11の(1)のニに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届により届け出るものであること。

この際の認定又は支給決定にあっては、当該届出の内容を含んで決定されるものであること。

(2) 申請（変更承認申請書）

申請は、認定から支給請求（支給請求に併せてこの申請をすることはできない。）まで、又は最終の支給決定から13の障害者助成事業実施状況報告書（以下12において「実施状況報告書」という。）の提出までの期間に応じて、次のイからハに掲げる変更を行う場合に、イからハまでに定める申請期限に従って、別表3の助成金事業計画変更承認申請書（様式第551号。以下「変更承認申請書」という。）により申請するものであること。

イ 事業主等の合併又は統廃合により、助成金請求事業主等名等を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更が生じたときとする。

ロ 訓練担当者若しくは副訓練担当者の変更又は訓練担当者若しくは副訓練担当者の勤務形態若しくは就業形態を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更する日の前日までとする。

ハ 訓練事業の障害者数、対象障害者の障害の種類、訓練実施場所等グループ就労訓練の事業計画を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更する日の前日までとする。

(3) 変更決定及び通知

イ 機構は、事業主等から変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」を、変更を認めることができないときは「不承認」を決定する。

ロ 機構は、イの決定を行ったときは、別表3の助成金事業計画変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主等に通知する。

13 助成金の支給

助成金の支給は、機構が事業主等の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

14 返還

(1) 機構は、グループ就労訓練請負型助成金の支給を受けた事業主等が、次のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。なお、認定の取消しによる返還の取扱いについては、10の(4)のイの要件に応じ返還を求めないことができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
全額返還とする。

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
全額返還とする。

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みの助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
当該事由に応じて、全額または一部返還とする。

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該超過額の返還とする。

ホ その他事業主等の責めに帰すべき事由がある場合
当該事由に応じて、全額または一部返還とする。

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、助成金返還通知書（様式第547号）により、当該事業主等に通知する。

(3) (1)のロの理由による返還となった場合は、次のイからハに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の助成金返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金その他障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書を添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については当該助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主等の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

- (4) (1) のハのやむを得ない事由がある場合とは、事業主等の責めに帰することのできない理由で11の(3)のロ、ハ及び12の提出又は手続の期限に遅延した場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主等がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合とする。

第5節 第4種（グループ就労訓練雇用型）助成金

1 支給対象事業主の要件

第4種（グループ就労訓練雇用型）助成金（以下この節において「グループ就労訓練雇用型助成金」という。）は、事業主のうち、障害者グループを雇用する事業主（以下この節において「事業主」という。）であって、その雇用する障害者グループが事業主の事業所で就労することを通じて事業主の雇用率の対象となる労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができると認められるものに限る。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主には支給しない。

2 支給対象となるグループ就労訓練の要件

グループ就労訓練雇用型助成金の支給対象となるグループ就労訓練は、1に定める支給対象事業主の行う次の事業とする。なお、事業の実施に当たっては、運営管理者を選任しなければならない。

- （1）事業主が、障害者グループを雇用し、事業主の事業所内で就労することを通じて訓練をし、雇用率の対象となる労働者への移行を促進するための事業とする。
- （2）障害者グループの1ユニットの障害者の数は、3人以上5人以下とする。なお、当該ユニットにおける障害者の入替え又は追加については事業主の責に帰すべき理由でない場合を除き、原則としてこれを認めない。
- （3）ユニットは、そのユニットごとに同一の事業所において訓練を行わなければならない。
- （4）障害者が、現に、トライアル雇用の対象となっている場合は、このグループ就労訓練の受講生とすることはできない。

3 支給対象障害者の要件

グループ就労訓練雇用型助成金の支給対象となる障害者は、次に掲げる者（雇用率の対象となる労働者を除く。）とする。

- （1）身体障害者
- （2）知的障害者
- （3）精神障害者

ただし、この要領に規定する助成金の支給を受けている者については支給対象障害者とはしない。

4 訓練担当者の要件等

- （1）訓練担当者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

イ 重度障害者多数雇用事業所又は特例子会社において障害者の就労支援に関わる業務を1年以上行った者

ロ 障害者職業生活相談員の資格を取得後、3年以上障害者である労働者の相談及び

指導の業務に就いていた者

ハ 次の研修を修了した者

(イ) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき法第19条第1項第1号の障害者職業総合センター及び同項第3号の地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）が規則第20条の2の3第2項第1号に規定する第1号職場適応援助者の養成のための研修として行う第1号職場適応援助者養成研修若しくは第1号職場適応援助者支援スキル向上研修（機構が平成17年9月30日以前に実施した「職場適応援助者養成研修」を含む。）又は同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修

(ロ) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域センターが規則第20条の2の3第3項第1号に規定する第2号職場適応援助者の養成のための研修として行う第2号職場適応援助者養成研修又は第2号職場適応援助者支援スキル向上研修及び規則第20条の2の3第3項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修

(2) 次のイからハまでの各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

イ 事業主（法人の代表者若しくは役員等、学生（昼間において授業を受ける者に限る。）、家事使用人又は事業主と同居の親族（ただし、雇用保険の適用を受ける者についてはこの限りではない。））が訓練担当者となる場合

ロ 次の各号に掲げる助成金の支給対象障害者が、各々の助成金の支給期間内において訓練担当者となる場合

(イ) 第5章の障害者介助等助成金のうち手話通訳担当者の委嘱、健康相談医師の委嘱助成金を除く助成金

(ロ) 第6章第2節の第2号職場適応援助者助成金

(ハ) 第7章第3節の指導員の配置助成金

(ニ) 平成17年9月30日以前の重度中途障害者等職場適応助成金

(ホ) 平成23年3月31日までの障害者介助等助成金（業務遂行援助者の配置助成金）

ハ 訓練担当者が、ロの各号に掲げる助成金（（イ）のうち重度中途障害者等職場適応助成金及び（ニ）の助成金を除く。）の支給を受けて配置している者を兼務する場合

(3) 事業主は、1ユニットにつき1人の専任の訓練担当者を置かなければならない。

この場合、「専任」とはグループ就労訓練にかかる業務のみを行うことをいい、グループ就労訓練を行う上で必要な業務であるグループ就労訓練に付随する業務を含む。

5 副訓練担当者の選任等

(1) 運営管理者は、訓練担当者を補佐する副訓練担当者（原則として、4の（1）に定める訓練担当者の要件を満たさない者であっても差し支えないものとする。ただし、訓練担当者の要件を満たさない副訓練担当者のみで訓練を実施した日については、助成金を支給しない。以下同じ。）を選任しなければならない。

- (2) 副訓練担当者は、訓練担当者の指示のもとグループ就労訓練の事業を補佐するほか、訓練担当者が休暇等により不在の場合は、訓練担当者の指示に従い、障害者グループの訓練を実施しなければならない。
- (3) 副訓練担当者は、運営管理者と兼任することができるものとする。

6 訓練時間及び訓練期間等

- (1) グループ就労訓練雇用型助成金の支給対象となる教育訓練の訓練時間は1人当たり、3か月間につき、120時間（週10時間）以上、雇用率の対象となる労働者の労働時間未満とし、訓練期間は1人当たり3か月以上3年以内とする。
- この場合において、雇用率の対象となる労働者の労働時間とは、週20時間を基準とすること。
- (2) 障害者グループのうち、初めて訓練を開始した日から起算して3年後の応当日以降は、同一の事業主が実施するグループ就労訓練の対象にはしないものとする。

7 助成率

助成率は、5分の4とする。

8 支給額等

(1) 支給額

イ 訓練担当者の配置に要する費用

訓練担当者の配置に要する費用に係る支給額は、専任の訓練担当者の配置に要した費用（訓練担当者の配置に係る支給対象費用）に助成率を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、支給限度額は、訓練担当者1人当たり1か月25万円とする。ただし、1事業主あたり2ユニットを限度とする。（委嘱を含む）

ロ 訓練担当者の委嘱に要する費用

訓練担当者の委嘱に要する費用に係る支給額は、専任の訓練担当者1人当たり委嘱1回につき実際に要した費用に助成率を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、支給限度額は、1万5千円とする。ただし、その額が1年度において250万円を超えるときは250万円を限度とする。

この場合、認定に係る訓練を初めて実施した日の属する年度においては、その日の属する月の翌月から年度末までの月数に20万8千円を乗じて得た額を限度とし、委嘱1回とは、訓練担当者1人が同一日に障害者グループ1人以上を訓練することをいうものとする。

委嘱に係る支給対象費用は、委嘱された訓練担当者が当該委嘱に係る業務を行った場合の当該訓練担当者の委嘱に要した費用とする。ただし、交通費、雑費については、支給対象としない。

この場合、委嘱1回当たりの費用は、支給期間の各日において、委嘱の形態に応じて次の各号により算定した額とする。

- (イ) 一定の期間により定められる委嘱費用は、委嘱費用を当該期間の委嘱日数で除した額（円未満切捨て）

(ロ) 日により定められる委嘱費用は、その額

(ハ) 時間により定められる委嘱費用は、委嘱費用に1日の委嘱時間数を乗じて得た額

ハ 支給期間の途中で訓練担当者の配置又は委嘱の変更を行った場合における支給限度額

支給期間の途中で訓練担当者の配置又は委嘱の変更を行った場合は、配置に係る月については25万円、委嘱に係る月については20万8千円を限度とする。なお、月の途中で変更があった場合の当該月の支給限度額は、当該月の訓練担当者の配置に要した費用の日額に当該訓練担当者の出勤日数を乗じて得た額に助成率を乗じて得た額に、委嘱に要した費用に助成率を乗じて得た額（その額が1回につき1万5千円を超えるときは、1回につき1万5千円とする。）を加えた額とし、その支給限度額は25万円とする。

(2) 訓練担当者の配置に係る支給対象費用

イ 訓練担当者の配置に係る支給対象費用は、訓練担当者が、支給期間の各月に2の(1)に定めるグループ就労訓練に係る訓練の業務を行った場合に、次により算定する訓練担当者に対して通常支払われる賃金の額とする。

(イ) 訓練担当者に通常支払われる賃金の額は、支給期間の最終月において訓練担当者に支払われる賃金のうち、労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる労働基準法施行規則第19条第1項各号の金額（円未満切捨て）に、当該訓練担当者の月の所定労働時間数（月により所定労働時間数が異なる場合は、1年間の1か月平均所定労働時間数）を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

(ロ) 支給期間の各月において、訓練担当者に支払われた賃金のうち、欠勤又は早退遅刻等による賃金の減額控除がある場合及び労働基準法施行規則第19条第1項各号の金額の基礎となる賃金に変動がある場合（基本給部分の賃金額についてのみ変動がある場合を除く。）は、前項の規定に関わらず、支給期間の各月に支払われる賃金をもって当該月の労働基準法施行規則第19条第1項各号の金額を算定する。

(ハ) 支給期間の各月において、訓練担当者に支払われた賃金のうち、欠勤又は早退遅刻等による賃金の減額控除がある場合は、これに相当する額を差し引いて労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる金額を算定する。

ロ 訓練担当者の配置に係る支給対象費用を算定する月は、支給期間の各月の訓練担当者の出勤割合（当該月の所定労働日数に占める出勤日数の割合。以下同じ。）が6割以上あり、かつ、障害者グループに属する障害者1人以上に対して訓練を実施した日数（4の(1)に定める訓練担当者の要件を満たさない副訓練担当者が、訓練担当者に代わり訓練を実施した日数は除く。）の割合が6割以上ある月とする（機構がやむを得ないと認めた場合を除く。）。ただし、支給期間の各月の途中で訓練担当者が変更され、それぞれの訓練担当者の出勤割合が6割未満の場合は、それぞれの訓練担当者の合計の出勤割合が6割以上であれば、出勤割合が6割以上ある月とみなす。なお、この場合、1日の所定労働時間の半分以上勤務した日は、出勤日として取り扱う。また、次の(イ)から

(ホ)までに掲げる日は出勤日として取り扱うが、(イ)から(ホ)までに掲げる理由により全休した月は、出勤割合を満たさないものとして取り扱う。

(イ) 労働基準法第39条に基づく年次有給休暇、同法第65条に定める産前産後の休業により休んだ日

(ロ) 人工透析のため勤務することができなかつた日及び精神障害者にあつては主治医が指定する日に通院した日

(ハ) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める休業により休んだ日

(ニ) 業務上の負傷又は疾病による療養のために休業した日

(ホ) 慶弔による休暇、夏季休暇といった特別休暇等であつて、就業規則又は雇用契約書等において公休日に準じた取扱いとする旨が明記されている休暇により休んだ日

ハ 支給期間の各月の途中で訓練担当者が変更された場合は、変更前又は変更後のいずれかの訓練担当者が(ロ)の出勤割合を満たしているときはその満たしている訓練担当者の賃金を、また、いずれの訓練担当者も出勤割合を満たしていないときは、いずれか高い賃金を通常支払われる賃金の額とする。

(3) 補助金等との調整

訓練担当者の人件費が補助金等により支弁されている場合は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に助成率を乗じて得た額又は(1)のイのいずれか低い額とし、訓練担当者の委嘱に要する費用が補助金等により支弁されている場合は、委嘱に要する費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に助成率を乗じて得た額又は(1)のロのいずれか低い額とする。

9 支給期間等

(1) 支給期間

支給期間は、年度を単位として当初は2年度までとする。その期間内にユニットから1人以上、事業主において雇用率の対象となる労働者へ移行した場合には、当該ユニットは3年度目も支給期間とする。

3年度目にユニットから1人以上、事業主の雇用率の対象となる労働者へ移行した場合には、当該ユニットはその翌年度も支給期間とし、最大で訓練開始日から起算して4年度目の末日までを支給期間とする。

この場合、各年度の3月1日から同月末日までに、事業主において雇用率の対象となる労働者へ移行することが決定したときは、当該年度において雇用率の対象となる労働者へ移行したものとみなすものとする。

(2) 支給期間中の障害者グループの人数

イ 支給期間中に障害者グループの人数が1ユニットにつき、3人を下回った期間がある場合には、その期間については、当該ユニットに係る助成金は支給しないものとする。

ロ 支給期間から除外する期間とは、障害者が3人を下回った月から、3人を満たすこととなった月までの期間とする。

この場合、3人を下回ることとなった月とは、月の初日から末日までの間の訓練予定時間の6割以上を受講した障害者の人数が3人を下回った月とする。

ハ 障害者が3人を下回ることとなった理由が、受講する障害者の体調不全等、事業主の責めに帰すことができない理由等である場合は、支給期間の除外を2か月間猶予する。

ニ ユニットに属する障害者のうち、事業主において雇用率の対象となる労働者へ移行した障害者がいる場合には、当該年度中は当該移行した障害者は当該ユニットの構成員としてみなすものとする。なお、この場合にあつては、グループ就労訓練中のユニットに属する障害者が1人以上いる場合に限るものとする。

10 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ グループ就労訓練雇用型助成金の受給資格の認定を受けようとする事業主は、原則として、支給対象となるグループ就労訓練を開始しようとする2か月前までに、認定申請書（様式第518号）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあつては、当該書類を添えないことができる。また、(4)のイの(ロ)の①及び②により認定取消しを受けた事業主については、認定取消しを受けた日の属する年度の翌年度以降でなければ、認定申請をすることはできないものとする。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ事業主に対してイ以外の書類の提出を求めることができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、(1)の認定申請書及び認定申請添付書類等を受理したとき((1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。)は内容を審査し、受給資格があると認めるときは(3)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格がないと認めるときは「不認定」と決定する。

この際、認定申請後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでのいずれかに該当することとなった事業主は不認定と決定する。

ロ 機構は、(1)のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び(1)ロの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日までに事業主より提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定の決定を行ったときは、別表3の助成金受給資格認定通知書（様式第541号）又は別表3の助成金受給資格不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次に掲げる事項を認定の条件とする。

イ 雇用率の対象となる労働者への移行に関すること。

事業主は、訓練の結果、雇用率の対象となる労働者として移行すべき障害者として認められた場合は、速やかに雇用率の対象となる労働者へ移行すること。

ロ 支給請求に関すること。

事業主は、初回の支給請求については、受給資格の認定日から起算して1年以内に支給請求書を提出し、受理されなければならないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、12の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 認定の取消要件

機構は、受給資格の認定を受けた事業主が、次の（イ）又は（ロ）に該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 受給資格の認定に関する次のいずれかに該当する場合

- ① 認定の取消しを申し出た場合
- ② 偽りその他不正の行為によりグループ就労訓練雇用型助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合
- ③ 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
- ④ 認定を受けた後1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の(4)のイからりまでのいずれかに該当することとなった場合
- ⑤ その他認定を受けた者の責めに帰すべき事由がある場合

(ロ) 受給資格の認定を受けた事業主が次のいずれかに該当する場合

- ① 1回目の年度及びその翌年度のうちに、いずれのユニットからも1人以上の障害者を事業主において雇用率の対象となる労働者へ移行させられない場合
- ② 3回目の年度以降において、1年度のうちに、いずれのユニットからも1人以上の障害者を事業主において雇用率の対象となる労働者へ移行させられない場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、別表3の助成金受給資格認定取消通知書（様式第543号。）により、その旨を事業主に通知する。

ハ イの（イ）の②の理由による認定の取消しとなった場合は、当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこのグループ就労訓練雇用型助成金その他の障害者雇用納付金関係助成金は支給しない。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ニ イの（イ）の③のやむを得ない事由がある場合とは、上記（2）及び（3）に規定する提出又は手続の期限に事業主の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

11 支給請求等

(1) 支給請求

イ グループ就労雇用型助成金の支給請求の開始月は、認定に係る訓練を初めて実施した日の属する月の翌月からとする。

ロ グループ就労雇用型助成金の支給請求は、年度ごとに4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間をそれぞれ支給期間の単位とし、当該支給期間の単位内において実施したグループ就労訓練について、それぞれの期間経過後1か月以内に支給請求書（様式第539号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、支給請求添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類を添えないことができる。なお、認定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合は支給請求できない。

ハ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してロ以外の書類の提出を求めることができる。

ニ 認定あるいは支給に係る事業計画の変更（変更承認申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次のことをいう。

(イ) 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名及び事業所所在地の表記の変更

(ロ) 助成金振込先の変更（2回目以降の支給請求時に限る。）

(ハ) 運営管理者の変更

(2) 支給決定

イ 機構は、（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等を受理したとき（（1）のロのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は内容を審査の上、支給請求書に係る期間に応じ、次に定める期間までに「支給」及び「不支給」を決定する。

(イ) 4月1日から9月30日までの期間

12月31日までの期間

(ロ) 10月1日から翌年3月31日までの期間

6月30日までの期間

ロ この際、事業主が次に該当する場合は、不支給決定とする。

(イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

(ロ) 支給請求後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合において支給請求が行われているが、支給決定が行われていな

い場合

(ハ) その他支給対象事業主、支給対象グループ就労訓練、支給対象障害者、訓練担当者、副訓練担当者、訓練時間又は訓練期間の要件に適合していない場合

ハ 機構は、(1)のロのただし書の規定による未提出の支給請求添付書類及び(1)のハの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日までに事業主より提出されない場合、不支給とすることができる。

ニ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び15の返還の規定を付した支給決定通知書により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書により、その旨を事業主に通知する。

ホ 機構は、支給の決定をしたグループ就労訓練雇用型助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、理由を付した変更支給決定通知書により、その旨を事業主に通知する。なお、機構は、グループ就労訓練雇用型助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ヘ ホにより支給済みのグループ就労訓練雇用型助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、15による。

この際、機構は「支給決定取消通知書」（様式第583号）により、当該事業主に通知する。

ト 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたがまだ送金をしていない場合には、機構はこの支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次の各号に掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給対象障害者の雇用の継続に関すること。

助成金の支給を受けた事業主は、雇用率の対象となる労働者へ移行した支給対象障害者の雇用（雇用率の対象となる労働者としての雇用に限る。）を6か月以上継続しなければならないこと。

ロ グループ就労訓練雇用型助成金の不支給に関すること。

支給請求対象期間経過後1か月以内に支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係るグループ就労訓練雇用型助成金は支給しないこと。また、2回目以降の支給請求について、それぞれの支給請求対象期間が終了した日の翌日から起算して13か月以内に支給請求書が提出されない場合は、以後のグループ就労訓練雇用型助成金は支給しないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、グループ就労訓練雇用型助成金の支給を受けた後、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、12の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ニ 助成事業の報告に関すること。

事業主は、14に定める実施状況の報告を行わなければならないこと。

ホ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び機構が必要に応じて実施するグループ就労訓練の実施状況等についての調査に協力しなければならないこと。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給の終了

イ 機構は、グループ就労訓練雇用型助成金の支給を受けている事業主が次の各号に該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降のグループ就労訓練雇用型助成金の支給を終了することができる。

(イ) グループ就労訓練雇用型助成金の支給終了を申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により1回目以後のグループ就労訓練雇用型助成金の支給を受けた又は2回目以後のグループ就労訓練雇用型助成金の支給を受けようとした場合

(ハ) 1回目のグループ就労訓練雇用型助成金の支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでのいずれかに該当することとなった場合

(ニ) 支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ホ) 事業主の倒産等により、グループ就労訓練雇用型助成金を支給することができなくなった場合

(ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、グループ就労訓練雇用型助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(ロ)の理由により支給を終了した場合は、支給終了の通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間において、当該助成金及びその他の障害者雇用納付金関係助成金について、支給を終了する。

この場合、機構は当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了の通知を行う。

ニ イの(ニ)のやむを得ない事由がある場合とは、(3)に規定する提出又は手続の期限に事業主の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

12 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後及び認定決定の後、事業主の都合により事業計画を変更する場合は、機構に対し、その変更内容により、次の(1)又は(2)により機構が必要と認める書類を添付し、機構に届出又は申請しなければならない。

(1) 届出（変更届）

届出は、認定申請書又は支給請求書を提出し受理された後において、認定又は支給決定前に、認定申請又は支給請求に係る10の(3)のハに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届により届け出

るものであること。

この際の認定又は支給決定にあつては、当該届出の内容を含んで決定されるものであること。

(2) 申請（変更承認申請書）

申請は、認定から支給請求（支給請求に併せてこの申請をすることはできない。）まで、又は最終の支給決定から14の障害者助成事業実施状況報告書（以下12において「実施状況報告書」という。）の提出までの期間に応じて、次のイからハまでに掲げる変更を行う場合に、イからハまでに定める申請期限に従って、別表3の助成金事業計画変更承認申請書（様式第551号。以下「変更承認申請書」という。）により申請するものであること。

イ 事業主の合併又は統廃合により、助成金請求事業主名等を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更が生じたときとする。

ロ 訓練担当者若しくは副訓練担当者の変更又は訓練担当者若しくは副訓練担当者の勤務形態若しくは就業形態を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更する日の前日までとする。

ハ 訓練事業の障害者、対象障害者の障害の種類、訓練実施場所等グループ就労訓練の事業計画を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更する日の前日までとする。

(3) 変更決定及び通知

イ 機構は、事業主から変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」を、変更を認めることができないときは「不承認」を決定する。

ロ 機構は、イの決定を行ったときは、別表3の助成金事業計画変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主に通知する。

13 グループ就労訓練雇用型助成金の支給

グループ就労訓練雇用型助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことによつて行う。

14 事業実施状況報告

助成金の支給に係る事業の実施状況の報告は、次のとおりとする。

- (1) 報告対象期間は、ユニットごとに障害者を雇用率の対象となる労働者として移行した日（1ユニットに属する障害者2人以上を雇用した場合は、最後に移行した日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月の期間とし、実施状況報告書（様式第569号）により報告するものとする。
- (2) 実施状況の報告に当たっては、(1)の実施状況報告書に記載の添付資料を添付し、報告するものとする。
- (3) 実施状況の報告は、支給に係る障害者を雇用した日の翌日から起算して6か月を経過した後、原則として、1か月以内に行うものとする。

15 返還

(1) 機構は、グループ就労訓練雇用型助成金の支給を受けた事業主が、次のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。なお、認定の取消しによる返還の取扱いについては、10の(4)のイの要件に応じ返還を求めないことができる。

イ 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みのグループ就労訓練雇用型助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

(2) 機構は、返還の決定をしたときは、別表3の助成金返還通知書（様式第547号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) (1)のロの理由による返還となった場合は、次のイからハに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の助成金返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金その他障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書を添付して、当該不正支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については当該助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

(4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、事業主の責めに帰することのできない理由で11の(3)提出又は手続の期限に遅延することとなった場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合とする。

(5) ユニットにおいて障害者が雇用率の対象となる労働者として移行した後6か月未満で、雇用保険法施行規則第36条第1項から第11項までに規定する理由により離職（事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等）した場合は支給したグループ就労訓練雇用型助成金のうち25万円を、当該理由以外の理由により離職した場合は、支給したグループ就労訓練雇用型助成金を次により返還させるものとする。ただし、当該理由以外の理由により離職した場合にあつて、当該ユニットに属する障害者1人以上が継続して移行されている状況にある場合においては、返還の決定は行わない。

雇用に移行した日の属する月の 翌月から離職した日までの	返還額
--------------------------------	-----

期間	
1月未満	2.5万円
1月以上2月未満	2.1万円
2月以上3月未満	1.7万円
3月以上4月未満	1.3万円
4月以上5月未満	9万円
5月以上6月未満	5万円

第6節 第4種（グループ就労訓練派遣型）助成金

1 支給対象事業主の要件

- (1) 第4種（グループ就労訓練派遣型）助成金（以下この節において「グループ就労訓練派遣型助成金」という。）は、事業主のうち、労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第26条1項に規定する労働者派遣契約をいう。以下この節において同じ。）に基づき障害者である派遣労働者（労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣労働者をいう。以下この節において同じ。）の受入れを行う派遣先（労働者派遣法第2条第6号に規定する派遣先をいう。以下この節において同じ。）事業主（以下この節において「派遣先事業主」という。）であって、その派遣労働者である障害者グループが事業主の事業所で就労することを通じて雇用率の対象となる労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができると認められるものに限る。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主には支給しない。
- (2) 派遣元事業主（労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣元事業主であって、労働者派遣契約に基づき、障害者である派遣労働者を派遣するものをいう。以下この節において同じ。）の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。）又は子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である派遣先事業主

2 支給対象となるグループ就労訓練の要件

グループ就労訓練派遣型助成金の支給対象となるグループ就労訓練は、1に定める支給対象事業主の行う次の事業とする。なお、事業の実施に当たっては、運営管理者を選任しなければならない。

- (1) 労働者派遣契約に基づき、派遣元事業主より派遣先事業主に派遣されている障害者グループを、派遣先事業主の指揮・命令の下、派遣先事業主の訓練担当者の支援のもと派遣先事業主の事業所で訓練させ、雇用率の対象となる労働者への移行を促進するための事業とする。
- (2) 障害者グループの1ユニットの障害者の数は、3人以上5人以下とする。なお、当該ユニットにおける障害者の入替え又は追加については事業主の責に帰すべき理由でない場合を除き、原則としてこれを認めない。
- (3) ユニットは、労働者派遣契約ごとに1ユニットとし、そのユニットごとに同一の事業所において訓練を行わなければならない。
- (4) 障害者が、現に、トライアル雇用の対象となっている場合は、このグループ就労訓練の受講生とすることはできない。

3 支給対象障害者の要件

グループ就労訓練派遣型助成金の支給対象となる障害者は、次に掲げる者（雇用

率の対象となる労働者を除く。）とする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

ただし、この要領に規定する助成金の支給を受けている者については支給対象障害者とはしない。

4 訓練担当者の要件等

(1) 訓練担当者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

イ 重度障害者多数雇用事業所又は特例子会社において障害者の就労支援に関わる業務を1年以上行った者

ロ 障害者職業生活相談員の資格を取得後、3年以上障害者である労働者の相談及び指導の業務に就いていた者

ハ 次の研修を修了した者

(イ) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき法第19条第1項第1号の障害者職業総合センター及び同項第3号の地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）が規則第20条の2の3第2項第1号に規定する第1号職場適応援助者の養成のための研修として行う第1号職場適応援助者養成研修若しくは第1号職場適応援助者支援スキル向上研修（機構が平成17年9月30日以前に実施した「職場適応援助者養成研修」を含む。）又は同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修

(ロ) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域センターが規則第20条の2の3第3項第1号に規定する第2号職場適応援助者の養成のための研修として行う第2号職場適応援助者養成研修又は第2号職場適応援助者支援スキル向上研修及び規則第20条の2の3第3項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修

(2) 次のイからハマまでの各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

イ 事業主（法人の代表者若しくは役員等、学生（昼間において授業を受ける者に限る。）、家事使用人又は事業主と同居の親族（ただし、雇用保険の適用を受ける者についてはこの限りではない。））が訓練担当者となる場合

ロ 次の各号に掲げる助成金の支給対象障害者が、各々の助成金の支給期間内において訓練担当者となる場合

(イ) 第5章の障害者介助等助成金のうち手話通訳担当者の委嘱を除く助成金

(ロ) 第6章第2節の第2号職場適応援助者助成金

(ハ) 第7章第3節の指導員の配置助成金

(ニ) 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金のうち次の各号に掲げる措置を対象とするもの

① 指導員の配置

② 職場介助者の配置又は委嘱

③ 職業コンサルタントの配置又は委嘱

④ 業務遂行援助者の配置

(ホ) 平成17年9月30日以前の重度中途障害者等職場適応助成金

ハ 訓練担当者が、ロの各号に掲げる助成金（（イ）のうち重度中途障害者等職場適応助成金及び（ホ）の助成金を除く。）の支給を受けて配置している者を兼務する場合

(3) 事業主は、1ユニットにつき1人の専任の訓練担当者を置かなければならない。

この場合、「専任」とはグループ就労訓練にかかる業務のみを行うことをいい、グループ就労訓練を行う上で必要な業務であるグループ就労訓練に付随する業務を含む。

5 副訓練担当者の選任等

(1) 運営管理者は、訓練担当者を補佐する副訓練担当者（原則として、4の(1)に定める訓練担当者の要件を満たさない者であっても差し支えないものとする。ただし、訓練担当者の要件を満たさない副訓練担当者のみで訓練を実施した日については、助成金を支給しない。以下同じ。）を選任しなければならない。

(2) 副訓練担当者は、訓練担当者の指示のもとグループ就労訓練の事業を補佐するほか、訓練担当者が休暇等により不在の場合は、訓練担当者の指示に従い、障害者グループの訓練を実施しなければならない。

(3) 副訓練担当者は、運営管理者と兼任することができるものとする。

6 訓練時間及び訓練期間等

(1) グループ就労訓練請負型助成金の支給対象となる教育訓練の訓練時間は1人当たり、3か月間につき、120時間（週10時間）以上、雇用率の対象となる労働者の労働時間未満とし、訓練期間は1人当たり3か月以上3年以内とする。

この場合において、雇用率の対象となる労働者の労働時間とは、週20時間を基準とすること。また、訓練期間は、労働者派遣法第40条の2第2項に規定する派遣可能期間（以下「派遣可能期間」という。）を超えることはできない。

(2) 障害者グループのうち、初めて訓練を開始した日から起算して3年後の応当日以降は、同一の事業主又は派遣元が同一である別の派遣先が実施するグループ就労訓練の対象にはしないものとする。

7 助成率

助成率は、5分の4とする。

8 支給額等

(1) 支給額

イ 訓練担当者の配置に要する費用

訓練担当者の配置に要する費用に係る支給額は、専任の訓練担当者の配置に要した費用（訓練担当者の配置に係る支給対象費用）に助成率を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、支給限度額は、訓練担当者1人当たり1か月25万円とする。ただし、1事業主あたり2ユニット（委嘱を含む）を限度とする。

ロ 訓練担当者の委嘱に要する費用

訓練担当者の委嘱に要する費用に係る支給額は、専任の訓練担当者1人当たり委嘱1回につき実際に要した費用に助成率を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、支給限度額は、1万5千円とする。ただし、その額が1年度において250万円を超えるときは250万円を限度とする。

この場合、認定に係る訓練を初めて実施した日の属する年度においては、その日の属する月の翌月から年度末までの月数に20万8千円を乗じて得た額を限度とし、委嘱1回とは、訓練担当者1人が同一日に障害者グループ1人以上を訓練することをいうものとする。

委嘱に係る支給対象費用は、委嘱された訓練担当者が当該委嘱に係る業務を行った場合の当該訓練担当者の委嘱に要した費用とする。ただし、交通費、雑費については、支給対象としない。

この場合、委嘱1回当たりの費用は、支給期間の各日において、委嘱の形態に応じて次の各号により算定した額とする。

- (イ) 一定の期間により定められる委嘱費用は、委嘱費用を当該期間の委嘱日数で除した額（円未満切捨て）
- (ロ) 日により定められる委嘱費用は、その額
- (ハ) 時間により定められる委嘱費用は、委嘱費用に1日の委嘱時間数を乗じて得た額

ハ 支給期間の途中で訓練担当者の配置又は委嘱の変更を行った場合における支給限度額

支給期間の途中で訓練担当者の配置又は委嘱の変更を行った場合は、配置に係る月については25万円、委嘱に係る月については20万8千円を限度とする。なお、月の途中で変更があった場合の当該月の支給限度額は、当該月の訓練担当者の配置に要した費用の日額に当該訓練担当者の出勤日数を乗じて得た額に助成率を乗じて得た額に、委嘱に要した費用に助成率を乗じて得た額（その額が1回につき1万5千円を超えるときは、1回につき1万5千円とする。）を加えた額とし、その支給限度額は25万円とする。

(2) 訓練担当者の配置に係る支給対象費用

イ 訓練担当者の配置に係る支給対象費用は、訓練担当者が、支給期間の各月に2の(1)に定めるグループ就労訓練に係る訓練の業務を行った場合に、次により算定する訓練担当者に対して通常支払われる賃金の額とする。

- (イ) 訓練担当者に通常支払われる賃金の額は、支給期間の最終月において訓練担当者に支払われる賃金のうち、労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる労働基準法施行規則第19条第1項各号の金額（円未満切捨て）に、当該訓練担当者の月の所定労働時間数（月により所定労働時間数が異なる場合は、1年間の1か月平均所定労働時間数）を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。
- (ロ) 支給期間の各月において、訓練担当者に支払われた賃金のうち、欠勤又は早退遅刻等による賃金の減額控除がある場合及び労働基準法施行規則第19条第1項各号の金額の基礎となる賃金に変動がある場合（基本給部分の賃金

額についてのみ変動がある場合を除く。）は、前項の規定に関わらず、支給期間の各月に支払われる賃金をもって当該月の労働基準法施行規則第19条第1項各号の金額を算定する。

- (ハ) 支給期間の各月において、訓練担当者に支払われた賃金のうち、欠勤又は早退遅刻等による賃金の減額控除がある場合は、これに相当する額を差し引いて労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる金額を算定する。
- ロ 訓練担当者の配置に係る支給対象費用を算定する月は、支給期間の各月の訓練担当者の出勤割合（当該月の所定労働日数に占める出勤日数の割合。以下同じ。）が6割以上あり、かつ、障害者グループに属する障害者1人以上に対して訓練を実施した日数（4の（1）に定める訓練担当者の要件を満たさない副訓練担当者が、訓練担当者に代わり訓練を実施した日数は除く。）の割合が6割以上ある月とする（機構がやむを得ないと認めた場合を除く。）。ただし、支給期間の各月の途中で訓練担当者が変更され、それぞれの訓練担当者の出勤割合が6割未満の場合は、それぞれの訓練担当者の合計の出勤割合が6割以上であれば、出勤割合が6割以上ある月とみなす。なお、この場合、1日の所定労働時間の半分以上勤務した日は、出勤日として取り扱う。また、次の（イ）から（ホ）までに掲げる日は出勤日として取り扱うが、（イ）から（ホ）までに掲げる理由により全休した月は、出勤割合を満たさないものとして取り扱う。
 - (イ) 労働基準法第39条に基づく年次有給休暇、同法第65条に定める産前産後の休業により休んだ日
 - (ロ) 人工透析のため勤務することができなかつた日及び精神障害者にあつては主治医が指定する日に通院した日
 - (ハ) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める休業により休んだ日
 - (ニ) 業務上の負傷又は疾病による療養のために休業した日
 - (ホ) 慶弔による休暇、夏季休暇といった特別休暇等であつて、就業規則又は雇用契約書等において公休日に準じた取扱いとする旨が明記されている休暇により休んだ日
- ハ 支給期間の各月の途中で訓練担当者が変更された場合は、変更前又は変更後のいずれかの訓練担当者がロの出勤割合を満たしているときはその満たしている訓練担当者の賃金を、また、いずれの訓練担当者も出勤割合を満たしていないときは、いずれか高い賃金を通常支払われる賃金の額とする。

(3) 補助金等との調整

訓練担当者の人件費が補助金等により支弁されている場合は、(2)の支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に助成率を乗じて得た額又は(1)のイのいずれか低い額とし、訓練担当者の委嘱に要する費用が補助金等により支弁されている場合は、委嘱に要する費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に助成率を乗じて得た額又は(1)のロのいずれか低い額とする。

9 支給期間等

（1）支給期間

- イ 支給期間は、年度を単位として、当初は2年度までとする（派遣可能期間を限度とする。）。その期間内にユニットから1人以上、派遣先又は派遣元事業主において雇用率の対象となる労働者へ移行した場合並びに公共職業安定所又は職業紹介事業者を通じてその他の事業主において雇用率の対象となる労働者へ移行した場合には、当該ユニットは3年度も支給期間とする（派遣可能期間を限度とする。）。
- ロ 3年度目に労働者派遣契約の派遣期間が継続されている場合にあって、ユニットから1人以上、いずれかの企業において雇用率の対象となる労働者へ移行した場合には、当該ユニットはその翌年度も支給期間とし最大で訓練開始日から起算して4年度目の末日までを支給期間とする。
- ハ いずれかの企業において雇用率の対象となる労働者へ移行する場合、次についても、当該年度において移行したものとみなす。
 - （イ）障害者試行雇用（以下「トライアル雇用」という。）を経て当該年度中に雇用される場合
 - （ロ）委託訓練を経て当該年度中に雇用される場合
 - （ハ）職場適応訓練を経て当該年度中に雇用される場合（ただし、受講生が受入事業主の事業所で雇用率の対象となる労働者に移行する場合は、グループ就労訓練の訓練職種と異なる職種の職場適応訓練が実施される場合であって、公共職業安定所長がその必要性を慎重に判断した上で当該必要性を認める場合に限る。）
- （ニ）各年度の3月1日から同月末日までに、雇用率の対象となる労働者へ移行することが決定し、翌年度の4月末日までに履行された場合

（2）支給期間中の障害者グループの人数

- イ 支給期間中に障害者グループの人数が1ユニットにつき、3人を下回った期間がある場合には、その期間については、当該ユニットに係る助成金は支給しないものとする。
- ロ 支給期間から除外する期間とは、障害者が3人を下回った月から、3人を満たすこととなった月までの期間とする。
この場合、3人を下回ることとなった月とは、月の初日から末日までの間の訓練予定時間の6割以上を受講した障害者の人数が3人を下回った月とする。
- ハ 障害者が3人を下回ることとなった理由が、受講する障害者の体調不全等、事業主の責めに帰すことができない理由等である場合は、支給期間の除外を2か月間猶予する。
- ニ ユニットに属する障害者のうち、公共職業安定所又は職業紹介事業者を通じいずれかの企業において雇用率の対象となる労働者へ移行した障害者がいる場合には、当該年度中は当該移行した障害者は当該ユニットの構成員としてみなすものとする。なお、この場合にあっては、事業主又は派遣元事業主において雇用率の対象となる労働者に移行した場合を含み、グループ就労訓練中のユニットに属する障害者が1人以上いる場合に限るものとする。
- ホ 上記ニの雇用率の対象となる労働者に移行するため、グループ就労訓練終了後にトライアル雇用、委託訓練又は職場適応訓練（（1）のハの③による場合に限る。

以下「トライアル雇用等」という。）を行う場合は、当該年度の当該トライアル雇用等の期間中は、当該ユニットの構成員としてみなす。

10 受給資格の認定等

（1）認定申請

イ グループ就労訓練派遣型助成金の受給資格の認定を受けようとする事業主は、原則として、グループ就労訓練に係る労働者派遣契約を初めて締結しようとする2か月前までに、認定申請書（様式第518号）に、認定申請添付書類を添付し、受託法人を経由して機構に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類を添えないことができる。また、（4）のイの（ロ）の①及び②により、認定取消しを受けた事業主については、認定取消しを受けた日の属する年度の翌年度以降でなければ、認定申請をすることはできないものとする。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイ以外の書類の提出を求めることができる。

（2）受給資格の認定

イ 機構は、（1）の認定申請書及び認定申請添付書類等を受理したとき（（1）のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は内容を審査し、受給資格があると認めたときは（3）に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格がないと認めたときは「不認定」とする。

この際、認定申請後に第3章第1節の1の（4）のイからりまでのいずれかに該当することとなった事業主は不認定とする。

ロ （1）のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び（1）のロの規定により提出を求めた書類が、機構の指定する日までに事業主より提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定を行ったときは、別表3の助成金受給資格認定通知書（様式第541号）又は別表3の助成金受給資格不認定通知書（様式第542号）により、その旨を事業主に通知する。

（3）認定条件

機構は、次に掲げる事項を認定の条件とする。

イ 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年11月17日労働省告示第138号）等の遵守に関すること。

事業主は、派遣労働者の受入に当たっては、労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定等に基づき、適正に行うこと。特に、派遣先が講ずべき措置に関する指針に従い適切な措置を講ずること。

ロ 支給請求に関すること。

事業主は、初回の支給請求については、受給資格の認定日から起算して1年以内に支給請求書を機構へ提出し、受理されなければならないこと。

ハ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、12の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 認定の取消要件

機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の各号に該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 受給資格の認定に関する次のいずれかに該当する場合

- ① 認定の取消しを申し出た場合
- ② 偽りその他不正の行為によりグループ就労訓練派遣型助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合
- ③ 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
- ④ 認定を受けた後1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の(4)のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合
- ⑤ その他認定を受けた者の責めに帰すべき事由がある場合

(ロ) 受給資格の認定を受けた事業主が次のいずれかに該当する場合

- ① 1年度及びその翌年度のうちに、いずれのユニットからも、いずれかの企業において1人以上の障害者を雇用率の対象となる労働者へ移行させられない場合
- ② 3年度以降において、1年度のうちに、いずれのユニットからも、いずれかの企業において1人以上の障害者を雇用率の対象となる労働者へ移行させられない場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、認定取消通知書により、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(イ)の②の理由による認定の取消しとなった場合は、当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこのグループ就労訓練派遣型助成金その他の雇用納付金関係助成金は支給しない。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこのグループ就労訓練派遣型助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ニ イの(イ)の③のやむを得ない事由がある場合とは、上記(2)及び(3)に規定する提出又は手続の期限に事業主の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

11 支給請求等

(1) 支給請求

イ グループ就労訓練派遣型助成金の支給請求の開始月は、認定に係る訓練を初めて実施した日の属する月の翌月からとする。

ロ グループ就労訓練派遣型助成金の支給請求は、年度ごとに4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間をそれぞれ支給期間の単位とし、当該支給期間の単位内において実施したグループ就労訓練について、それぞれの期間経過後1か月以内に支給請求書（様式第539号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、支給請求添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類を添えないことができる。なお、認定後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合は支給請求できない。

ハ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してロ以外の書類の提出を求めることができる。

ニ 認定あるいは支給に係る事業計画の変更（変更申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次のことをいう。

（イ）事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名及び事業所所在地の表記の変更

（ロ）グループ就労訓練派遣型助成金振込先の変更（2回目以降の支給請求時に限る。）

（ハ）運営管理者の変更

（2）支給決定

イ 機構は、（1）の支給請求書及び支給請求添付書類等を受理したとき（（1）のロのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は、内容を審査の上、支給請求書に係る期間に応じ、次に定める期間までに「支給」及び「不支給」を決定する。

（イ）4月1日から9月30日までの期間

12月31日までの期間

（ロ）10月1日から翌年3月31日までの期間

6月30日までの期間

ロ この際、事業主が次に該当する場合は、不支給決定とする。

（イ）支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

（ロ）支給請求後に第3章第1節の1の（4）のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合において支給請求が行われているが、支給決定が行われていない場合

- (ハ) その他支給対象事業主、支給対象グループ就労訓練、支給対象障害者、訓練担当者、副訓練担当者、訓練時間又は訓練期間の要件に適合していない場合
- ハ 機構は、(1)のロのただし書の規定による未提出の支給請求添付書類及び(1)のハの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日までに事業主より提出されない場合、不支給と決定することができる。
- ニ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び返還の規定を付した支給決定通知書により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書により、その旨を事業主に通知する。
- ホ 機構は、支給の決定をしたグループ就労訓練派遣型助成金の支給額を変更する必要が生じたときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、理由を付した変更支給決定通知書により、その旨を事業主に通知する。なお、機構は、グループ就労訓練派遣型助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書によりグループ就労訓練派遣型助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。
- ヘ ホにより支給済みのグループ就労訓練派遣型助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、14による。
- ト 機構は、事業主がこのグループ就労訓練派遣型助成金の支給対象障害者に対して適切な雇用管理の措置を欠いたことによる労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他労働関係法令に違反する行為を支給決定した支給請求書の支給請求対象期間について行ったことにより、当該支給請求に係る支給決定の後に起訴された場合は、当該期間に係る支給決定を取り消すことができる。
- この際、機構は、別紙様式第583号の「支給決定取消通知書」により、当該事業主に通知する。
- チ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたがまだ送金をしていない場合には、機構はこの支給決定を取り消すことができる。
- (3) 支給条件
- イ 派遣先が講ずべき措置に関する指針等の遵守に関すること。
- 事業主は、派遣労働者の受入に当たっては、労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定等に基づき、適正に行うこと。特に、派遣先が講ずるべき措置に関する指針に従い適切な措置を講ずること。
- ロ グループ就労訓練派遣型助成金の不支給に関すること。
- 支給請求対象期間経過後1か月以内に支給請求書が提出されない場合は、当該支給請求対象期間に係るグループ就労訓練派遣型助成金は支給しないこと。また、2回目以降の支給請求について、それぞれの支給請求対象期間が終了した日の翌日から起算して13か月以内に支給請求書が提出されない場合は、以後のグループ就労訓練派遣型助成金は支給しないこと。
- ハ 事業計画の変更に関すること。
- 事業主は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、12の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ニ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び機構が必要に応じて実施するグループ就労訓練の実施状況等についての調査に協力しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給の終了

イ 機構は、グループ就労訓練派遣型助成金の支給を受けている事業主が次の各号に該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降のグループ就労訓練派遣型助成金の支給を終了することができる。

(イ) グループ就労訓練派遣型助成金の支給終了を申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により1回目以後のグループ就労訓練派遣型助成金の支給を受けた又は2回目以後のグループ就労訓練派遣型助成金の支給を受けようとした場合

(ハ) 1回目のグループ就労訓練派遣型助成金の支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでのいずれかに該当することとなった場合

(ニ) 支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ホ) 事業主の倒産等により、グループ就労訓練派遣型助成金を支給することができなくなった場合

(ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、グループ就労訓練派遣型助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(ロ)の理由により支給を終了した場合は、支給終了の通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間において、当該助成金及びその他の障害者雇用納付金関係助成金について、支給を終了する。

この場合、機構は当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了の通知を行う。

ニ イの(ニ)のやむを得ない事由がある場合とは、(3)に規定する提出又は手続の期限に事業主の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

12 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後及び認定決定の後、事業主の都合により事業計画を変更する場合は、機構に対し、その変更内容により、次の(1)又は(2)により機構が必要と認める書類を添付し、機構に届出又は申請しなければならない。

(1) 届出（変更届）

届出は、認定申請書又は支給請求書を提出し受理された後において、認定又は支給決定前に、認定申請又は支給請求に係るに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届により届け出るものであること。

この際の認定又は支給決定にあつては、当該届出の内容を含んで決定されるものであること。

(2) 申請（変更承認申請書）

申請は、認定から支給請求（支給請求に併せてこの申請をすることはできない。）までの期間に応じて、次のイからハまでに掲げる変更を行う場合に、イからハまでに定める申請期限に従って、別表3の助成金事業計画変更承認申請書（様式第551号。以下「変更承認申請書」という。）により申請するものであること。

イ 事業主の合併又は統廃合により、助成金請求事業主名等を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更が生じたときとする。

ロ 訓練担当者若しくは副訓練担当者の変更又は訓練担当者若しくは副訓練担当者の勤務形態若しくは就業形態を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更する日の前日までとする。

ハ 訓練事業の障害者数、対象障害者の障害の種類、訓練実施場所等グループ就労訓練の事業計画を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更する日の前日までとする。

(3) 変更決定及び通知

イ 機構は、事業主から変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」を、変更を認めるときは「不承認」を決定する。

ロ 機構は、イの決定を行ったときは、別表3の助成金事業計画変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主に通知する。

13 グループ就労訓練派遣型助成金の支給

グループ就労訓練派遣型助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことによつて行う。

14 事業実施状況報告

助成金の支給に係る事業の実施状況の報告は、次のとおりとする。

(1) 報告対象期間は、ユニットごとに障害者を雇用率の対象となる労働者として移行した日の翌日から起算して6か月の期間とし、実施状況報告書（様式第569号）により報告するものとする。

(2) 実施状況の報告に当たっては、(1)の実施状況報告書に記載の添付資料を添付し、報告するものとする。

(3) 実施状況の報告は、支給に係る障害者を雇用した日の翌日から起算して6か月を経過した後、原則として、1か月以内に行うものとする。

15 返還

(1) 機構は、グループ就労訓練派遣型助成金の支給を受けた事業主が、次のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより、支給したグループ就労訓練派遣型助成金の全部又は一部を返還させることができる。なお、認定の取消しによる返還の取扱い

については、10の（4）のイの要件に応じ返還を求めないことができる。

イ 支給決定後に、このグループ就労訓練派遣型助成金の認定が取り消された場合

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みのグループ就労訓練派遣型助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

（2）機構は、返還の決定をしたときは、別表3の助成金返還通知書（様式第547号。以下「返還通知書」という。）により、その旨を事業主に通知する。

（3）（1）のロの理由による返還となった場合は、次のイからハに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ （2）の助成金返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金その他障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については当該助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

（4）（1）のハのやむを得ない事由がある場合とは、11の（3）提出又は手続の期限に遅延した場合に、事業主の責めに帰することのできない理由で当該提出又は手続の期限に遅延することとなった場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合とする。

（5）ユニットにおいて障害者が雇用率の対象となる労働者として移行した後6か月未満で、雇用保険法施行規則第36条第1項から第11項までに規定する理由により離職（事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等）した場合は、支給したグループ就労訓練派遣型助成金のうち25万円を、当該理由以外の理由により離職した場合は、支給したグループ就労訓練派遣型助成金を次により返還させるものとする。ただし、当該離職理由以外の理由により離職した場合にあつて、当該ユニットに属する障害者1人以上が継続して移行されている状況にある場合においては、返還の決定は行わない。

雇用に移行した日の属する月の 翌月から離職した日までの 期間	返還額
1月未満	25万円
1月以上2月未満	21万円
2月以上3月未満	17万円
3月以上4月未満	13万円
4月以上5月未満	9万円
5月以上6月未満	5万円

第7節 第4種（グループ就労訓練職場実習型）助成金

1 支給対象事業主の要件

第4種（グループ就労訓練職場実習型）助成金（以下この節において「グループ就労訓練職場実習型助成金」という。）は、事業主のうち、特別支援学校（当該学校が、グループ就労訓練職場実習型の実施に伴い、当該学校の高等部の第3学年の生徒である障害者との間における雇用関係の成立をあっせんする場合は、職業安定法第4条第7項に規定する職業紹介事業者又は職業安定法第27条第1項に基づき、その長が公共職業安定所の業務の一部（同法第27条第2項第3号に掲げる業務に限る。）を分担している学校に限る。以下同じ。）の高等部の第3学年の生徒である障害者（以下この節において「生徒」という。）について事業所において就労に関する実習を行う事業主（以下この節において「事業主」という。）であって、その生徒である障害者グループが当該事業主の事業所において就労に関する実習を行うことを通じて当該事業主に雇用率の対象となる労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができると認められるものに限る。）に対して、機構の予算の範囲内において支給する。ただし、第3章第1節の1の（4）のイからリまでに掲げる事業主には支給しない。

2 支給対象となるグループ就労訓練の要件

グループ就労訓練職場実習型助成金の支給対象となるグループ就労訓練は、1に定める支給対象事業主の行う次の事業とする。なお、事業の実施に当たっては、運営管理者を選任しなければならない。

- （1）事業主が、生徒である障害者グループに対して、事業主の事業所において就労に関する実習（当該事業主に常時雇用される者として雇用されることが決まった後に雇用前に実施される実習を除く。以下同じ。）を行い、事業主が雇用率の対象となる労働者として雇用することを促進するための事業とする。
- （2）障害者グループの1ユニットの障害者の数は、1人以上5人以下とする。なお、当該ユニットにおける訓練期間内の障害者の入替え又は追加については事業主の責に帰すべき理由でない場合を除き、原則としてこれを認めない。
- （3）ユニットは、そのユニットごとに同一の事業所において実習を行わなければならない。

3 支給対象障害者の要件

グループ就労訓練職場実習型助成金の支給対象となる障害者は、次に掲げる者（雇用率の対象となる労働者を除く。）とする。

- （1）身体障害者
- （2）知的障害者
- （3）精神障害者

4 訓練担当者の要件等

(1) 訓練担当者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

イ 重度障害者多数雇用事業所又は特例子会社において障害者の就労支援に関わる業務を1年以上行った者

ロ 障害者職業生活相談員の資格を取得後、3年以上障害者である労働者の相談及び指導の業務に就いていた者

ハ 次の研修を修了した者

(イ) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき法第19条第1項第1号の障害者職業総合センター及び同項第3号の地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）が規則第20条の2の3第2項第1号に規定する第1号職場適応援助者の養成のための研修として行う第1号職場適応援助者養成研修若しくは第1号職場適応援助者支援スキル向上研修（機構が平成17年9月30日以前に実施した「職場適応援助者養成研修」を含む。）又は同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修

(ロ) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域センターが規則第20条の2の3第3項第1号に規定する第2号職場適応援助者の養成のための研修として行う第2号職場適応援助者養成研修又は第2号職場適応援助者支援スキル向上研修及び規則第20条の2の3第3項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修

(2) 次のイからハマまでの各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

イ 事業主（法人の代表者若しくは役員等、学生（昼間において授業を受ける者に限る。）、家事使用人又は事業主と同居の親族（ただし、雇用保険の適用を受ける者についてはこの限りではない。））が訓練担当者となる場合

ロ 次の各号に掲げる助成金の支給対象障害者が、各々の助成金の支給期間内において訓練担当者となる場合

(イ) 第5章の障害者介助等助成金のうち手話通訳担当者の委嘱、健康相談医師の委嘱助成金を除く助成金

(ロ) 第6章第2節の第2号職場適応援助者助成金

(ハ) 第7章第3節の指導員の配置助成金

(ニ) 平成10年6月30日以前の重度障害者特別雇用管理助成金のうち次の各号に掲げる措置を対象とするもの

① 指導員の配置

② 職場介助者の配置又は委嘱

③ 職業コンサルタントの配置又は委嘱

④ 業務遂行援助者の配置

(ホ) 平成17年9月30日以前の重度中途障害者等職場適応助成金

ハ 訓練担当者が、ロの各号に掲げる助成金（（イ）のうち重度中途障害者等職場適応助成金及び（ホ）の助成金を除く。）の支給を受けて配置している者を兼務する場合

(3) 事業主は、1ユニットにつき1人の訓練担当者を置かなければならない。

5 副訓練担当者の選任等

- (1) 運営管理者は、訓練担当者を補佐する副訓練担当者（原則として、4の(1)に定める訓練担当者の要件を満たさない者であっても差し支えないものとする。ただし、訓練担当者の要件を満たさない副訓練担当者のみで訓練を実施した日については、グループ就労訓練職場実習型助成金を支給しない。以下同じ。）を選任しなければならない。
- (2) 副訓練担当者は、訓練担当者の指示のもとグループ就労訓練の事業を補佐するほか、訓練担当者が休暇等により不在の場合は、訓練担当者の指示に従い、障害者グループの訓練を実施しなければならない。
- (3) 副訓練担当者は、運営管理者と兼任することができるものとする。副訓練担当者の選任等は、第4節（第4種（グループ就労訓練請負型）助成金）の5と同様に取り扱う。

6 訓練時間及び訓練期間等

グループ就労訓練職場実習型助成金の支給対象となる教育訓練の訓練時間は1人当たり週20時間以上を基準とし、訓練期間は1人当たり2週間以上2か月以内とする。なお、2週間以上の場合にあつては、2週間について40時間を基準とする。

7 支給対象となるユニット

グループ就労訓練職場実習型助成金の支給対象となるユニットは、2に定める事業主が行う実習を、1年度において通算2週間以上受けた者（同一の事業主が行うグループ就労訓練に限る。）であつて、特別支援学校を卒業した後、翌年度の4月末日までに当該事業主に雇用率の対象となる労働者として雇用（同年度の4月末日までに、当該事業主の事業所において、トライアル雇用等を開始し、その後当該事業主に雇用された場合は、同年度の5月以降に雇用された場合（同年度中に雇用された場合に限る。）を含む。）された障害者が属するユニットとする。なお、支給期間は最大で訓練開始日から起算して4年度目の末日までを支給期間とする。

8 支給額等

(1) 支給額

訓練担当者が2の(1)に定めるグループ就労訓練に係る実習を行った場合の支給額は、7に定める1ユニットにつき、当該ユニットに属する障害者に実習を行った日数（同一日に当該ユニットに属する2人以上の障害者に対して実習を行った場合の日数は1日とする。）に日額2千500円を乗じて得た額とする。ただし、その額が1か月につき5万円を超えるときは5万円を限度とする。ただし、1事業主あたり2ユニットを限度とする。

(2) 補助金等との調整

事業主が、(1)の実習に合わせ補助金等の支給を受ける場合の支給額は、(1)の支給額から当該補助金等の額を控除した残りの額とする。

9 受給資格の認定等

(1) 認定申請

イ グループ就労訓練職場実習型助成金の受給資格の認定を受けようとする事業主は、原則として、支給対象となるグループ就労訓練を初めて開始しようとする日の2か月前までに、認定申請書（様式第5 1 8号）に認定申請添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、認定申請添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類を添えないことができる。

ロ 機構は、認定申請書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してイ以外の書類の提出を求めることができる。

(2) 受給資格の認定

イ 機構は、(1)の認定申請書及び認定申請添付書類等を受理したとき（(1)のイのただし書の規定により認定申請添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は内容を審査し、受給資格があると認めたときは(3)に定める認定条件を付して「認定」と、受給資格がないと認めたときは「不認定」と決定する。

この際、認定申請後に第3章第1節の1の(4)のイからりまでのいずれかに該当することとなった事業主は不認定と決定する。

ロ 機構は、(1)のイのただし書の規定による未提出の認定申請添付書類及び(1)のロの規定により提出を求めた書類が、機構が指定する日までに事業主より提出されない場合、不認定とすることができる。

ハ 機構は、イの認定又は不認定の決定を行ったときは、別表3の助成金受給資格認定通知書（様式第5 4 1号）又は別表3の助成金受給資格不認定通知書（様式第5 4 2号）により、その旨を事業主に通知する。

(3) 認定条件

機構は、次に掲げる事項を認定の条件とする。

イ 支給請求に関すること。

事業主は、グループ就労訓練職場実習型助成金の支給請求については、グループ就労訓練の実施の結果により、定められた提出期限を守って実施すること。

ロ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、11の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

イ 機構は、受給資格の認定を受けた事業主が次の各号に該当する場合は、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

(イ) 認定の取消しを申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為によりグループ就労訓練職場実習型助成金の認定を受け、又は1回目の支給請求を行った場合

(ハ) 認定条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ニ) 認定を受けた後1回目の支給請求に係る支給決定前に第3章第1節の1の(4)

のイからりまでのいずれかに該当することとなった場合

(ホ) その他認定を受けた者の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、受給資格の認定を取り消したときは、別表3の助成金受給資格認定取消通知書（様式第543号。以下「認定取消通知書」という。）により、その旨を事業主に通知する。

ハ イの（ロ）の理由による認定の取消しとなった場合は、当該認定取消通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間においてこのグループ就労訓練職場実習型助成金その他の雇用納付金関係助成金は支給しない。

この場合、機構は同認定取消通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ニ イの（ハ）のやむを得ない事由がある場合とは、上記（2）又は（3）に規定する提出又は手続の期限に事業主の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

10 支給請求等

(1) 支給請求

イ グループ就労職場実習型助成金の支給請求は、グループ就労訓練の結果、7に定めるユニットに実習を行った事業主のみ提出することができるものとする。

ロ イに定める支給請求は、その実施したグループ就労訓練の翌年度の4月1日から5月末日までの間（雇用率の対象となる労働者として雇用される際に、トライアル雇用等を経る場合は、当該トライアル雇用等が終了した日から1か月以内）に、支給請求書（様式第539号）に支給請求添付書類を添付し、機構に提出しなければならない。ただし、支給請求添付書類のうち、やむを得ない理由により整備が遅延するものがある場合にあっては、当該書類を添えないことができる。なお、認定後に第3章第1節の1の（4）のイからりまでのいずれかに該当することとなった場合は支給請求できない。

ハ 機構は、支給請求書の審査に当たり、必要に応じ、事業主に対してロ以外の書類の提出を求めることができる。

ニ 認定あるいは支給に係る事業計画の変更（変更申請が必要な変更を除く。）を行っている場合の支給請求書には、当該変更に係る内容について、変更前と比較して説明した書類（当該変更に係る内容を証する必要があるものは、当該証する書類）を添付しなければならない。

この場合の「事業計画の変更」とは、原則として次のことをいう。

(イ) 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名及び事業所所在地の表記の変更

(ロ) グループ就労訓練職場実習型助成金振込先の変更（2回目以降の支給請求時に限る。）

(ハ) 運営管理者の変更

(2) 支給決定

イ 機構は、(1)の支給請求書及び支給請求添付書類等を受理したとき（(1)のロのただし書の規定により支給請求添付書類を添付しないで提出を受けたときを除く。）は、内容を審査の上、「支給」及び「不支給」を決定する。

(イ) 4月1日から9月30日までの期間

12月31日までの期間

(ロ) 10月1日から翌年3月31日までの期間

6月30日までの期間

ロ この際、事業主が次に該当する場合は、不支給決定とする。

(イ) 支給決定を行おうとする日の属する年度の前年度において法第53条に規定する障害者雇用納付金の納付義務のある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合（延納納付を行っている事業主については当該延納に係る納付金を納付していない場合、また、支給決定を行おうとする日が4月1日から同年の5月15日までの間に該当する事業主については、当該日の属する年度の前々年度について納付義務がある事業主であって、当該納付義務に係る障害者雇用納付金を納付していない場合）

(ロ) 支給請求後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合において支給請求が行われているが、支給決定が行われていない場合

(ハ) その他支給対象事業主、支給対象グループ就労訓練、支給対象障害者、訓練担当者、副訓練担当者、訓練時間又は訓練期間の要件に適合していない場合

ハ 機構は、(1)のロのただし書の規定による未提出の支給請求添付書類及び(1)のハの規定により提出を求めた書類が機構が指定する日までに事業主より提出されない場合、不支給と決定することができる。

ニ 機構は、支給の決定をしたときは(3)の支給条件及び14の返還の規定を付した支給決定通知書により、不支給の決定をしたときは不支給決定通知書により、その旨を事業主に通知する。

ホ 機構は、支給の決定をしたグループ就労訓練職場実習型助成金の支給額を変更する必要があるときは、変更支給を決定することができる。この場合、機構は、理由を付した変更支給決定通知書により、その旨を事業主に通知する。

なお、機構は、グループ就労訓練職場実習型助成金の追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書によりグループ就労訓練職場実習型助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知する。

ヘ ホにより支給済みのグループ就労訓練職場実習型助成金に返納額が生じた場合の取扱いは、14による。

ト 機構は、事業主がこのグループ就労訓練職場実習型助成金の支給対象障害者に対して適切な雇用管理の措置を欠いたことによる労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他労働関係法令に違反する行為を支給決定した支給請求書の支給請求対象期間について行ったことにより、当該支給請求に係る支給決定の後に起訴された場合は、当該期間に係る支給決定を取り消すことができる。

この際、機構は、別紙様式第583号の「支給決定取消通知書」により、当該事業主に通知する。

チ 不正受給により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたがまだ送金をしていない場合には、機構はこの支給決定を取り消すことができる。

(3) 支給条件

機構は、次の各号に掲げる事項を支給の条件とする。

イ 支給対象障害者の雇用の継続に関すること。

助成金の支給を受けた事業主は、雇用率の対象となる労働者として雇用した支給対象障害者の雇用（雇用率の対象となる労働者としての雇用に限る。）を6か月（トライアル雇用期間を含む。）以上継続しなければならないこと。

ロ 事業計画の変更に関すること。

事業主は、グループ就労訓練職場実習型助成金の支給を受けた後、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、11の事業計画の変更手続を行わなければならないこと。

ハ 助成事業の報告に関すること。

事業主は、13に定める実施状況の報告を行わなければならないこと。

ニ 調査への協力に関すること。

事業主は、法第52条第2項に規定する資料の提出及び機構が必要に応じて実施するグループ就労訓練の実施状況等についての調査に協力しなければならないこと。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 支給の終了

イ 機構は、グループ就労訓練職場実習型助成金の支給を受けている事業主が次の各号に該当する場合には、該当するに至った日の属する月以降のグループ就労訓練職場実習型助成金の支給を終了することができる。

(イ) グループ就労訓練職場実習型助成金の支給終了を申し出た場合

(ロ) 偽りその他不正の行為により1回目以後のグループ就労訓練職場実習型助成金の支給を受けた又は2回目以後のグループ就労訓練職場実習型助成金の支給を受けようとした場合

(ハ) 1回目のグループ就労訓練職場実習型助成金の支給決定後に第3章第1節の1の(4)のイからリまでのいずれかに該当することとなった場合

(ニ) 支給条件に違反した場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(ホ) 事業主の倒産等により、グループ就労訓練職場実習型助成金を支給することができなくなった場合

(ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、事業主の責めに帰すべき事由がある場合

ロ 機構は、グループ就労訓練職場実習型助成金の支給を終了するときは、その旨を事業主に通知する。

ハ イの(ロ)の理由により支給を終了した場合は、支給終了の通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までの期間において、当該助成金及びその他の障害

者雇用納付金関係助成金について、支給を終了する。

この場合、機構は当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については該当助成金の名称等を明示した助成金支給終了の通知を行う。

ニ イの（ニ）のやむを得ない事由がある場合とは、（3）に規定する提出又は手続の期限に事業主の責めに帰することのできない理由で遅延することとなった場合にあって、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合をいう。

11 事業計画の変更手続等

事業主は、認定申請書提出後及び認定決定の後、事業主の都合により事業計画を変更する場合は、機構に対し、その変更内容により、次の（1）又は（2）により機構が必要と認める書類を添付し、機構に届出又は申請しなければならない。

（1）届出（変更届）

届出は、認定申請書又は支給請求書を提出し受理された後において、認定又は支給決定前に、認定申請又は支給請求に係るに掲げる変更があったときに、その変更を証する書類が必要な場合は当該書類を添付して、変更届により届け出るものであること。

この際の認定又は支給決定にあっては、当該届出の内容を含んで決定されるものであること。

（2）申請（変更承認申請書）

申請は、認定から支給請求（支給請求に併せてこの申請をすることはできない。）まで、又は最終の支給決定から13の障害者助成事業実施状況報告書（以下11において「実施状況報告書」という。）の提出までの期間に応じて、次のイからハまでに掲げる変更を行う場合に、イからハまでに定める申請期限に従って、別表3の助成金事業計画変更承認申請書（様式第551号。以下「変更承認申請書」という。）により申請するものであること。

イ 事業主の合併又は統廃合により、助成金請求事業主名等を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更が生じたときとする。

ロ 訓練担当者若しくは副訓練担当者の変更又は訓練担当者若しくは副訓練担当者の勤務形態若しくは就業形態を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更する日の前日までとする。

ハ 訓練事業の障害者数、対象障害者の障害の種類、訓練実施場所等グループ就労訓練の事業計画を変更する場合

この場合の申請期限は、原則として、変更する日の前日までとする。

（3）変更決定及び通知

イ 機構は、事業主から変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」を、変更を認めることができないときは「不承認」を決定する。

ロ 機構は、イの決定を行ったときは、別表3の助成金事業計画変更承認・不承認通知書（様式第553号）により、その旨を事業主に通知する。

12 グループ就労訓練職場実習型助成金の支給

グループ就労訓練職場実習型助成金の支給は、機構が事業主の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

13 事業実施状況報告

グループ就労訓練職場実習型助成金の支給に係る事業の実施状況の報告は、次のとおりとする。

- (1) 報告対象期間は、ユニットごとに障害者を雇用率の対象となる労働者として雇用した日（1ユニットに属する障害者2人以上を雇用した場合は、最後に移行した日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月の期間とし、実施状況報告書（様式第569号）により報告するものとする。
- (2) 実施状況の報告に当たっては、(1)の実施状況報告書に記載の添付資料を添付し、報告するものとする。
- (3) 実施状況の報告は、支給に係る障害者を雇用した日の翌日から起算して6か月を経過した後、原則として、1か月以内に行うものとする。

14 返還

- (1) 機構は、グループ就労訓練職場実習型助成金の支給を受けた事業主が、次のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより、支給したグループ就労訓練職場実習型助成金の全部又は一部を返還させることができる。

イ 支給決定後に、このグループ就労訓練職場実習型助成金の認定が取り消された場合

ロ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合

ハ 支給条件に違反等をし、支給済みのグループ就労訓練職場実習型助成金に返納額が生じた場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

ニ 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

ホ その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

- (2) 機構は、返還の決定をしたときは、別表3の助成金返還通知書（様式第547号。以下「返還通知書」という。）により、その旨を事業主に通知する。
- (3) (1)のロの理由による返還となった場合は、次のイからハに掲げる措置を併せて行うことができる。

イ (2)の助成金返還通知書を発出した日の翌日から5年経過後の応当日までのこの助成金その他障害者雇用納付金関係助成金を不支給とすること。

この場合、機構は同返還通知書に添付して、当該不支給期間及び支給が継続しているこの助成金並びに他の障害者雇用納付金関係助成金については当該助成金の名称等を明示した助成金不支給措置通知を行う。

ロ 事業主の名称等を公表すること。

ハ 延滞金を徴収すること。

- (4) (1)のハのやむを得ない事由がある場合とは、事業主の責めに帰することのでき

ない理由で10の（1）のロ、ハ及び11の提出又は手続の期限に遅延することとなった場合にあつて、それぞれの提出又は手続の期限の日までに事業主がその理由及び猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認めた場合とする。

- (5) ユニットにおいて障害者が雇用率の対象となる労働者として移行した後6か月未満で、雇用保険法施行規則第36条第1項から第11項までに規定する理由により離職（事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等）した場合は、当該障害者のグループに対して行ったグループ就労訓練について支給したグループ就労訓練職場実習型助成金の全額を、当該理由以外の理由により離職した場合は、支給したグループ就労訓練職場実習型助成金を次により返還させるものとする。ただし、当該理由以外の理由により離職した場合にあつて、当該ユニットに属する障害者1人以上が継続して移行されている状況にある場合においては、返還の決定は行わない。

イ 支給額が5万円以上の場合 5万円

ロ 支給額が5万円未満の場合 支給額

第10章 企画競争型認定の実施

1 企画競争型認定

企画競争型認定とは、3に定める助成金の認定を受けようとする事業主等から、雇用する障害者のために行う措置の内容（施設・設備の整備内容や雇用管理上の配慮をいい、以下「事業計画」という。）を一定の期間内に募集し、当該事業計画について審査及び評価を行い、その順位の高いものから予算の範囲内で認定を行うことをいう。

企画競争型認定の実施の有無については、その受給資格を認定する年度が始まる前に機構が決定することとする。

2 受理期間

事業主等から企画競争型認定に係る申請を募集し、認定申請書を受理する期間（以下「受理期間」という。）は、当該受給資格を認定する年度が始まる前に、機構が別に定めることとする。

3 対象助成金

次の助成金を企画競争型認定の対象とする。

- (1) 第3章第1節の第1種作業施設設置等助成金
- (2) 第3章第2節の第2種作業施設設置等助成金
- (3) 第4章の障害者福祉施設設置等助成金
- (4) 第7章第5節の通勤用バスの購入助成金
- (5) 第7章第9節の通勤用自動車の購入助成金
- (6) 第8章の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

4 実施方法

- (1) 各四半期において、各々の助成金の年間予算額に基づき各四半期ごとに認定可能な限度額を設定する。その上で上記2の機構が定める受理期間に受理された認定申請書について、下記5の認定基準に基づき各四半期ごとに順位付けを行い、当該限度額の範囲内で上位のものから順に認定を行う。
- (2) 上記3の(6)の助成金に係る事前審査は、企画競争型認定においてはこれを行わないこととする。ただし、第8章の7の(2)のロに規定する都道府県労働局職業安定部長の意見書の提出を求めることについてはこの限りでない。

5 認定基準

- (1) 第1種、第2種作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

当該施設設備等を対象障害者が専門に利用するというを前提とし、次のイからニまでに定める点数により評点を行うものとする。

この場合において、基準のイに該当していることを原則（イに該当していない場合

でもロ、ハ及びニの要件を満たしている場合は可とする。)として、各基準ごとの評点の合計点が多いものから順に上位とし、同点の場合にはイの評価点が多いものを上位とする。また、合計点が1点以上であって認定されなかった事業主等については、当該申請受理期間以降1回に限り、再度認定申請を行うことができるものとし、合計点が0点であった事業主等については認定しないものとする。

イ 対象障害者のために特別に注文した機器等の施設設備、市販品については対象障害者のために改造を加えた施設設備又は市販品であって障害者のために配慮していることが明確な設備等であるか否か。 最大5点

(イ) 対象障害者のために特別に注文した機器等の施設設備、市販品であって障害者用に開発された施設設備等であって支給対象障害者の障害特性に対応していることが明確なもの。また、それ以外の市販品については改造部分の比率が当該施設設備の半分以上にわたっている場合 5点

(ロ) 改造部分が半分以上ではないが、その改造部分が当該施設設備の重要な機能に係るもの及び改造部分が複数にわたっている場合 4点

(ハ) それ以外の市販品であって、改造の範囲が施設設備の一部に行われている場合 3点

(ニ) 申請対象である施設設備本体の改造は行わずに、障害に配慮した補助機器等の付属部品を複数個所に設置等している場合 2点

(ホ) 申請対象である施設設備本体の改造は行わずに、障害に配慮した補助機器等の付属部品を設置等している場合又は施設設備の改造はないが、障害に対する配慮が具体的かつ明確であり、当該障害者専用の施設設備であると機構が認める場合 1点

ロ 対象となる設備施設等の設置整備により対象障害者の雇用にモデル性があると判断できるか否か。(新たに5名以上の障害者を雇用する場合(実質的に人件費補助がある就労継続支援A型事業所は除く。)) 最大3点

(イ) 新たに10人以上雇用した場合 3点

(ロ) 新たに7人以上雇用した場合 2点

(ハ) 新たに5人以上雇用した場合 1点

ハ 対象障害者の雇用継続のために特別な雇用管理上の配慮が行われているか否か。 最大2点

(イ) 就業規則等において支給対象障害者を含めた障害者の特性に対応した特別な規定を複数定めている場合(賃金、就業時間、通勤手段(助成金関係を除く)、能力評価、社内研修等教育訓練等) 2点

(ロ) 就業規則等において支給対象障害者を含めた障害者の特性に対応した特別な規定を定めている場合 1点

ニ 中小企業事業主(常時雇用する労働者が300人以下の事業主をいう。)か否か。 1点

(2) 通勤用バス、通勤用自動車の購入助成金

イからハまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからハまでに定める順位により、順位付けを行うものとする。通勤用バスの購入助成金については、次のイからハまでの平均順位、通勤用自動車の購入助成金については、イ及びロの平均順位によりそれぞれ判断する。

イ 当該車両を利用して通勤した場合（時間的に最も合理的かつ短時間で利用した場合に限る。）の一回あたりの距離 最も長いものを1位とし、以下長い順に順位付け。

ロ 当該車両における対象障害者の乗降を容易にするためや安全を確保するための改造の有無 改造されていれば1位とし、改造されていなければ最下位とする。

ハ 当該車両の利用人員 最も多いものを1位とし、以下多い順に順位付けする。

6 障害者雇用納付金関係助成金助成審査委員会による審査

障害者雇用納付金関係助成金助成審査委員会は、障害者助成部が作成した各助成金の申請に係る順位付けについて必要に応じて意見を述べることができる。

第 11 章 災害による被災事業主に対する助成金支給の特例

1 被災事業主に対する助成金支給の要件

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害により被災した地域に所在する事業所の事業主に対する助成金の支給については、次の 2 から 6 までに定めるところによる。なお、助成金支給の特例の実施の有無、対象事業主及び実施期間については、災害発生時における法第 50 条に規定する障害者雇用調整金の申請期限の延長等の実施の有無、対象事業主及び延長期間に準じるものとする。

2 支給対象事業主に係る特例

災害の発生した日以降の第 3 章に規定する障害者作業施設設置等助成金の受給資格認定申請（以下「認定申請」という。）については、第 3 章第 1 節の 1 の（2）及び同章第 2 節の 1 の（2）の規定にかかわらず、被災により雇入れ日から 6 か月を超えた場合も支給請求対象事業主とみなす。

3 支給請求の特例

- （1）災害の発生した日以降に支給請求書の提出期限が到来する助成金について、被災により定められた期限内に助成金の支給請求ができない場合、期限を超えて支給請求をすることができるものとする。
- （2）第 3 章第 1 節に規定する第 1 種作業施設設置等助成金、第 4 章に規定する障害者福祉施設設置等助成金、第 7 章第 5 節に規定する通勤用バスの購入助成金及び同章第 9 節に規定する通勤用自動車の購入助成金の支給対象施設設備等が被災により毀損し、受給資格認定日から支給請求書の提出までの間に使用できなくなった場合においても、当該助成金の支給請求をすることができるものとする。

4 認定申請の特例

- （1）第 3 章に規定する障害者作業施設設置等助成金の支給対象作業施設等が被災により毀損し、当該施設等に代わる作業施設等の設置又は整備をする場合は第 3 章第 1 節の 10、同章第 2 節の 11 の（1）及び（2）の規定にかかわらず、当該助成金の認定申請をすることができるものとする。
- （2）第 7 章第 5 節に規定する通勤用バスの購入助成金又は同章第 9 節に規定する通勤用自動車の購入助成金の支給対象となった通勤用バス又は通勤用自動車が被災により毀損し、支給対象障害者の通勤用として使用できなくなった場合は、同一の障害者について 1 回に限り、新たに当該助成金の認定申請をすることができるものとする。

(3) 第8章に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金並びに附則第2条の規定による廃止前の障害者雇用納付金関係助成金支給要領（平成15年要領第13号。以下この章において「旧要領」という。）第6章に規定する第1種重度障害者施設設置等助成金及び第2種重度障害者施設設置等助成金の支給対象事業施設等が毀損し、事業の用に使用することができなくなった場合は、第8章の3の(3)のイの(イ)、及び3の(3)のロの(ロ)の①の規定にかかわらず、新たに重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の認定申請をすることができるものとする。

5 被災により支給対象障害者が休業せざるを得ない場合の支給対象費用の特例

(1) 被災により対象障害者が休業せざるを得ないが、その休業中も助成金の支給対象措置を維持する場合（賃借契約を中断できない場合等）であって、当該障害者の円滑な職場復帰のために措置を継続する場合に限り、対象障害者の雇用維持の観点から、休業中も当該措置について支給対象とする。

(2) 第3章第2節に規定する第2種作業施設設置等助成金、第7章第2節に規定する重度障害者等用住宅の賃借助成金及び同章第8節に規定する駐車場の賃借助成金については、第3章第2節の5の(2)のハのただし書、第7章第2節の5の(2)のロのただし書及び同章第8節の5の(2)のロのただし書の「出勤した日とみなす」場合とは、同ただし書に掲げる場合のほか、次のイ及びロに掲げる場合とする。

イ 直接的な被災により支給対象障害者を休業させている場合（労働基準法第26条による休業手当の支給が必要のない場合に限る。）

ロ 被災に伴う経済上その他間接的な理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、支給対象障害者の雇用を維持するため支給対象障害者を休業させている場合（当該事業所が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号に規定する雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）の支給を受けている場合を含む。）

(3) 第5章第1節に規定する重度中途障害者等職場適応助成金、同章第6節に規定する職業コンサルタントの配置助成金、同章第7節に規定する在宅勤務コーディネーターの配置助成金、第7章第3節に規定する指導員の配置助成金及び旧要領第3章第7節に規定する業務遂行援助者の配置助成金については、第5章第1節の3、第6節及び第7節の4、第7章第3節の3、旧要領第3章第7節の3にそれぞれ規定する措置を支給対象障害者の円滑な職場復帰のために継続している場合に限り、第5章第1節の4の(2)のイからホまで、第6節及び第7節の6の(2)のイの(ロ)の①から⑤まで、第7章第3節の5の(2)のロの(イ)から(ホ)まで、旧要領第3章第7節の4の(2)のロに規定する同章第6節の5の(2)のイの(ロ)の①から③までに掲げる日のほか、次のイ及びロを出勤日とみなすことができる。この場合において、イ及び

ロにより全休となった月を、支給対象月とすることができるものとする。

イ 直接的な被災により支給対象障害者を休業させた日（労働基準法第26条による休業手当の支給が必要のない日に限る。）

ロ 被災に伴う経済上その他間接的な理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、支給対象障害者の雇用を維持するため支給対象障害者を休業させた日（当該事業所が雇用調整助成金の支給を受けている日を含む。）

6 特例の手続等

その他必要となる提出書類等手続の詳細については、機構が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成24年10月1日から施行し、次の各号に掲げる規定の区分に応じて、当該各号に掲げる日より適用する。

(1) 第10章の規定 平成23年3月11日

(2) 第3章第1節5の(2)のイからハまでのそれぞれのただし書き、8の(3)のイ、第2節5の(2)のロのただし書き、第4章5の(2)のただし書き、7の(3)のイ、第7章第1節5の(2)のただし書き、7の(3)のイ、第5節5の(2)のただし書き及びなお書き、7の(3)のイ、第9節5の(2)のただし書き、7の(3)のイ、第8章8の(4)のイの(イ)及び第11章の規定 平成24年9月1日

(3) 第2章第1節、第3章第1節の13、第4章の11、第7章第1節の11、12の(2)のイのうち通勤用バスの購入助成金、通勤用バスの運転従事者の委嘱助成金、駐車場の賃借助成金及び通勤用自動車の購入に係る取扱い、第2節の11の(2)のうち重度障害者等用住宅の新築等助成金以外に係る取扱い、第4節の11の(2)のうち重度障害者等用住宅の新築等助成金以外に係る取扱い、第5節の11、12の(1)のうち駐車場の賃借助成金及び通勤用自動車の購入助成金以外の取扱い、第6節の11の(1)のうち駐車場の賃借助成金及び通勤用自動車の購入助成金以外の取扱い、第8節の11の(1)のうち通勤用バスの購入助成金及び通勤用バス運転従事者の委嘱助成金以外の取扱い、第9節の11及び12の(1)のうち通勤用バスの購入助成金及び通勤用バス運転従事者の委嘱助成金以外の取扱い及び第8章の11の規定 平成24年10月1日

(4) 第2章第2節第2号イ(ロ)、第3章第1節の1の(2)のニからチまで、第2節の1の(2)のニからチまで、第4章1の(3)のハからトまで、第5章第1節の1の(3)から(7)まで、第2節の1の(3)から(7)まで、第3節の1の(3)から(7)まで、第4節の1の(3)から(7)まで、第5節の1の(3)から(7)まで、第6節の1の(3)から(7)まで、第7節の1の(3)から(7)まで、第6章第1節の1の(2)のハからトまで、第2節の1の(3)から(7)まで、第7章第1節の1の(4)から(8)まで、第2節の1の(4)から(8)まで、第3節の1の(3)から(7)まで、第4節の1の(3)から(7)まで、第5節の1の(4)から(8)まで、第6節の1の(3)から(7)まで、第7節の1の(3)から(7)まで、第8節の1の(3)から(7)まで、第9節の1の(4)から(8)まで、第8章1の(2)のホからリまで、第9章第1節の1の(2)のハからトまで、第2節の1の(2)のハからト

まで、第3節の1の(3)から(7)まで、第4節の1の(2)のハからトまで、第5節の1の(3)から(7)まで、第6節の1の(3)から(5)まで、(7)、(8)及び第7節の1の(3)から(7)までの規定 平成25年4月1日

(5) 第1号から第4号までに掲げるもの以外の規定 平成23年4月1日

(障害者雇用納付金関係助成金支給要領の廃止)

第2条 障害者雇用納付金関係助成金支給要領(平成15年要領第13号。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 平成23年3月31日以前に、旧要領において助成金(業務遂行援助者の配置助成金及び第1種重度障害者施設設置等助成金を除く。)の支給を受けることができることとなった事業主に対する当該助成金の取扱いについては、なお、従前の例による。

2 平成23年4月1日から平成24年9月30日までの間における、各助成金ごとに規定する事業実施状況報告については、なお、従前の例による。

3 平成23年3月31日以前に、旧要領第3章第7節の規定により業務遂行援助者の配置助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する当該助成金の支給については、なお、従前の例による。

4 平成23年3月31日以前に、旧要領第6章第1節の規定により第1種重度障害者施設設置等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する当該助成金の支給については、なお、従前の例による。

(法人の名称等に係る特例)

第4条 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間、この要領中「高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは、「高齢・障害者雇用支援機構」と読み替えるものとする。

(継続支給型助成金の支給に係る特例)

第5条 支給期間中継続して支給することとなる助成金(以下「継続支給型助成金」という。)のうち、次の第1号に掲げるものの支給については、第2号に定めるところによる。

(1) 継続支給型助成金のうち、別に取り扱いを定めるもの(以下第2号において「助成

金」という。)

イ 障害者作業施設設置等助成金

第2種作業施設設置等助成金

ロ 障害者介助等助成金

ハ 重度障害者等通勤対策助成金

重度障害者等用住宅の賃借助成金、指導員の配置助成金、住宅手当の支払助成金、通勤用バス運転従事者の委嘱助成金及び駐車場の賃借助成金

ニ 職場適応援助者助成金

第1号職場適応援助者助成金

(2) 取扱い

イ 平成25年6月から平成25年8月までの間に請求期間の始期が到来する(1)の助成金のうち、イからハまでの助成金に係る支給請求対象期間について「起算して6か月ごと」とあるのは、平成25年6月から平成25年8月までの間に当該助成金の最終請求に係る請求期間の始期が到来する当該最終請求を除き、「起算して9か月ごと」と読み替えるものとする。

ロ 平成26年1月から平成26年5月までの間に実施した、第1号職場適応援助者助成金の支給の対象となる援助に係る支給請求書は、次のように提出させることとする。

(イ) 平成26年1月実施分に係る提出期間

平成26年4月1日から4月10日まで

(ロ) 平成26年2月及び平成26年3月実施分に係る提出期間

平成26年5月1日から5月9日まで

(ハ) 平成26年4月及び平成26年5月実施分に係る提出期間

平成26年6月2日から6月10日まで

(業務遂行援助者の配置助成金の支給に係る特例)

第6条 附則第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年4月から9月までの間に請求期間の始期が到来する業務遂行援助者の配置助成金(以下この項において「助成金」という。)の支給請求対象期間については「起算して6か月ごと」とあるのは、平成25年6月から平成25年8月までの間に当該助成金の最終請求に係る請求期間の始期が到来する当該最終請求を除き、「起算して12か月ごと」と読み替えるものとする。

(不正受給事業主の公表に係る特例)

第7条 平成25年4月1日以降に受理された各助成金の認定申請について公表の対象とする。

2 ただし、職場適応援助者助成金、第2種及び第4種障害者能力開発助成金においては、平成25年4月1日以降に受理された支給請求について公表の対象とする。

3 その他の継続支給型助成金においては、平成26年4月1日以降に受理された支給請求について公表の対象とする。

(平成27年4月1日以後の重度障害者等用住宅の新築等助成金の支給に関する措置)

第8条 第7章第1節の重度障害者等用住宅の新築等助成金については、平成27年4月1日以後に同章同節の規定により支給事由が生じた事業主等に対しては、当分の間、支給しない。

(平成27年4月1日以後の障害者能力開発助成金の支給に関する措置)

第9条 第9章の障害者能力開発助成金は、平成27年4月1日以後に同章の規定により支給事由が生じた事業主等に対しては、当分の間、支給しない。

(平成27年4月10日以後の障害者介助等助成金等の支給に関する措置)

第10条 第5章第1節の重度中途障害者等職場適応助成金については、平成27年4月10日以後に同章同節の規定により助成金の支給事由が生じた事業主に対しては、当分の間、支給しない。

2 第5章第5節の健康相談医師の委嘱助成金については、平成27年4月10日以後に同章同節の規定により助成金の支給事由が生じた事業主に対しては、当分の間、支給しない。ただし、同日前に雇用している障害者に対し、同年7月9日までに同章同節に規定する医師の委嘱を行った事業主に対する支給であって、当該障害者に係るものについては、この限りでない。

3 第5章第6節の職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金については、平成27年4月10日以後に同章同節の規定により助成金の支給事由が生じた事業主に対しては、当分の間、支給しない。ただし、同日前に雇用している障害者に対し、同年7月9日までに同章同節に規定する障害者である労働者の雇用管理のために必要な職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者の配置又は委嘱を行った事業主に対する支給であって、当該障害者に係るものについては、この限りでない。

- 4 第5章第7節の在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金については、平成27年4月10日以後に同章同節の規定により助成金の支給事由が生じた事業主に対しては、当分の間、支給しない。ただし、同日前に雇用している同章同節に規定する在宅勤務障害者に対し、同年7月9日までに同章同節に規定する在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者の配置又は委嘱を行った事業主に対する支給であって、当該障害者に係るものについては、この限りでない。この場合において、当該助成金の支給は、平成37年7月末日までを支給請求対象期間とする支給請求までを対象とする。
- 5 第5章第7節の在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金については、助成金の支給に係る在宅勤務コーディネーターが、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の3第4項第3のイに基づく企業在籍型職場適応援助者の業務を兼務する場合は、支給対象としないこととする（在宅勤務コーディネーターの委嘱であって、当該企業在籍型職場適応援助者の業務と異なる日に実施される場合は除く。）。
- 6 第6章の職場適応援助者助成金については、平成27年4月10日以後に同章の規定による職場適応援助者による援助を実施することとした事業主に対しては、同日以後にこれらの規定により職場適応援助者による援助を実施することとされた障害者に係るものに限り、当分の間、支給しない。
- 7 第6章第1節の6の（1）のハに規定する第1号職場適応援助者養成研修受講に係る費用の助成金については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第18号及び第118条の3の規定に基づく障害者雇用促進等助成金のうち障害者雇用安定奨励金（訪問型職場適応援助促進助成金）における地域センターが作成又は承認した訪問型職場適応援助者による支援の計画に基づき実施する支援についても支援計画に基づき実施する支援とみなす。ただし、当該研修終了後6か月を超えても支援を開始しない場合は、当該第1号職場適応援助者に係るこの助成金は支給しない。

附 則（平成26年3月31日要領第21号）
（施行期日）

第1条 この要領は、平成26年4月1日から施行し、次の各号に掲げる規定の区分に

応じて、当該各号に掲げる日より適用する。

（1）第3章第1節の7の（4）のホ、8の（3）のイの（ロ）の後段、第4章の6の

(4) のホ、7の(3)のイの(ロ)の後段、第7章第1節の6の(4)のホ、
7
の(3)のイの(ロ)の後段、第7章第5節の6の(4)のへ、7の(3)のイ
の
(ロ)の後段、第7章第9節の6の(4)のへ、7の(3)のイの(ロ)の後
段、
第8章の7の(5)のイの(ホ)、8の(3)のイの(イ)の②の後段、第9章
第

1節6の(5)のニの規定 平成25年4月1日

(2) 第7章第6節の3の(3)の規定 平成25年10月1日

(3) 前2号に掲げるもの以外の規定 平成26年4月1日

(経過措置)

第2条 平成26年3月31日以前に、この要領による改正前の障害者雇用納付金関係
助成金支給要領において助成金の支給を受けることができることとなった事業主に
対する前条第3号に掲げる規定の適用については、なお、従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日要領第20号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日要領第6号)

この要領は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日要領第7号)

(施行期日等)

第1条 この要領は、平成27年7月1日から施行し、施行日以降に認定申請又は支給請
求を受理する事業主に対する支給について適用する。ただし、第3章第2節の9の

(1)のロの改正規定(「不実施届を提出した場合であっても、9の(3)のイの適用
を受けることとする。」に改める部分に限る。)、第5章第1節の7の(1)のイの改正
規定(「提出しなければならない(不実施届を提出した場合であっても、7の(3)の
ロの適用を受けることとする。)」に改める部分に限る。)、第5章第2節の8の(1)
のイの改正規定、第5章第3節の8の(1)のイの改正規定、第5章第5節の9の

(1)のイの改正規定、第5章第6節の9の(1)のイの改正規定、第5章第7節の9
の(1)のイの改正規定、第7章第2節の8の(1)のロの改正規定(「不実施届を機

構に提出した場合であっても、8の(3)イの適用を受けることとする。」に改める部分に限る。)、第7章第3節の8の(1)のイの(イ)の改正規定(「不実施届を機構に提出した場合であっても、8の(3)イの適用を受けることとする。」に改める部分に限る。)、第7章第4節の8の(1)のロの改正規定(「不実施届を機構に提出した場合であっても、8の(3)イの適用を受けることとする。」に改める部分に限る。)、第7章第6節の8の(1)のイの(イ)の改正規定(「不実施届を機構に提出した場合であっても、8の(3)イの適用を受けることとする。」に改める部分に限る。))及び第7章第8節の8の(1)のロの改正規定(「不実施届を機構に提出した場合であっても、8の(3)のイの適用を受けることとする」に改める部分に限る。)、第9章第3節の6の(1)のイの改正規定(「不実施届を機構に提出した場合であっても、6の(3)イの適用を受けることとする。」に改める部分に限る。)については、機構がこの要領による改正前の障害者雇用納付金関係助成金支給要領(以下「旧要領」という。)による助成金の認定申請を既に受理した事業主に対する支給については、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 旧要領における第3章第1節、第4章、第7章第1節、第7章第5節、第7章第9節、第8章及び第9章第1節に定める助成金については、機構が助成金の認定申請を既に受理した事業主に対する支給については、なお、従前の例による。

附 則 (平成29年2月28日要領第7号)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年3月1日から施行し、施行日以降に認定申請又は支給請求を受理する事業主に対する支給について適用する。

(経過措置)

第2条 この要領による改正前の障害者雇用納付金関係助成金支給要領第3章第1節、第4章、第7章第1節、第7章第5節、第7章第9節、第8章及び第9章第1節の規定により、機構が認定申請を受理した事業主に対する助成金の支給については、なお、従前の例による。

附 則 (平成29年7月25日要領第1号)

(施行期日)

この要領は、平成29年8月1日から施行し、施行日以降に認定申請又は支給請求を受理する事業主に対する支給について適用する。

附 則（平成30年3月30日要領第6号）

（施行期日）

第1条 この要領は、平成30年4月1日から施行し、施行日以降に認定申請又は支給請求を受理する事業主に対する支給について適用する。ただし、第3章第1節の2及び同章第2節の2に規定する人事異動等については、平成30年4月1日以降に人事異動等が行われた場合に適用する。

（障害者雇用納付金関係助成金審査要領の廃止）

第2条 障害者雇用納付金関係助成金審査要領（平成15年要領第14号）は廃止する。

附 則（平成31年3月29日要領第13号）

（施行期日）

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以降に認定申請又は支給請求を受理する事業主に対する支給について適用する。

附 則（令和2年9月30日要領第2号）

（施行期日）

第1条 この要領は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第5章第2節5の（2）のイの（イ）、第5章第3節5の（2）のイの（イ）、第5章第6節6の（2）のイの（イ）、第5章第7節6の（2）のイの（イ）及び第7章第3節5の（2）のイの規定は、施行日以後に支給決定する事業主等に適用する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の障害者雇用納付金関係助成金支給要領第2章第2節（2）のイの（イ）、第3章第1節7の（5）のハの（イ）及び15の（3）のイ、第3章第2節8の（4）のハの（イ）、9の（4）のハの（イ）及び14の（3）のイ、第4章6の（5）のハの（イ）及び13の（3）のイ、第5章第2節7の（4）のハの（イ）、8の（5）のトの（イ）及び12の（3）のイ、第5章第3節7の（4）のハの（イ）、8の（5）のトの（イ）及び12の（3）のイ、第5章第4節8の（4）のハの（イ）、9の（5）のトの（イ）及び13の（3）のイ、第5章第5節8の（4）のハの（イ）、9の（5）のトの（イ）及び13の（3）のイ、第5章第6節の8の（4）のハの（イ）、9の（5）のチの（イ）及び13の（3）のイ、第5章第7節8の（4）のハの（イ）、9の（5）のトの（イ）及び13の（3）のイ、第5章第8節6の（4）のハの（イ）及び10の（3）のイ、第7章第1節6の（5）のハの（イ）

及び13の(3)のイ、第7章第2節7の(4)のハの(イ)、8の(5)のハの(イ)及び12の(3)のイ、第7章第3節7の(4)のハの(イ)、8の(5)のハの(イ)及び12の(3)のイ、第7章第4節7の(4)のハの(イ)、8の(5)のハの(イ)及び12の(3)のイ、第7章第5節6の(5)のハの(イ)及び13の(3)のイ、第7章第6節7の(4)のハの(イ)、8の(5)のハの(イ)及び12の(3)のイ、第7章第7節7の(4)のハの(イ)及び12の(3)のイ、第7章第8節7の(4)のハの(イ)、8の(5)のハの(イ)及び12の(3)のイ、第7章第9節6の(5)のハの(イ)及び13の(3)のイ並びに第8章7の(6)のニの(イ)、8の(4)のハ及び13の(3)のイの規定は、施行日以後に偽りその他不正の行為により、障害者雇用納付金関係助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主等に適用し、施行日前に不正受給を行う事業主等については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月25日要領第5号)

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年12月25日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領の施行の際現にある改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用

されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日要領第18号)

(施行期日等)

第1条 この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以降に認定申請又は支給申請する事業主に対する支給について適用する。ただし、第3章第1節5(1)、第4章5(1)、第7章第5節5(1)、同章第9節5(1)及び第8章5(1)イの規定は、施行日以降に支給決定するものに適用する。また、第6章第1節7(1)イに規定する職場適応援助者助成金の認定申請期限については、令和3年4月から同年12月に申請期限が到来する訪問型職場適応援助者助成金の受給資格認定申請について「初めて支援計画を策定(支援計画書を地域センターが作成する場合は支援計画を開始)する前日までに」とあるのは、「令和3年12月末日までに」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第2条 令和3年3月31日以前に、この要領による改正前の障害者雇用納付金関係助成金支給要領第5章第5節、同章第6節及び同章第7節の規定により機構が認定した事業主に対する助成金の支給については、なお、従前の例による。

附 則（令和4年3月31日要領第15号）
（施行期日）

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行日以降に認定申請又は支給請求若しくは支給申請を受理する事業主に対する支給について適用する。

附 則（令和5年3月31日要領第9号）
（施行期日）

第1条 この要領は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に認定申請又は支給請求若しくは支給申請を受理する事業主に対する支給について適用する。